彼南	二、一〇三、三九六	一〇六、一八五	二、六一三、七六三	一二一、九五五	—	—	—	—
英領馬來諸州	一七、五八三	一、〇九九	六〇、三一〇	三〇、〇三〇	三一、七三四	一九〇、二四二	一四、一五二	八四、九一三
白耳義	—	—	二三、三六九	二、〇〇〇	—	—	—	—
其他	五、四四三	四〇〇	四、一七三	二二四	—	—	五〇	三〇〇
計	一〇、二五二、八六八	四〇三、九八八	一三、四五五、〇五一	五〇三、三六四	三五、四三七	二二二、四九三	一八、九一四	一一三、四九三

商業及貿易

概説 當國貿易は、一八五五年の對英互情通高條約に依つて其端緒に就きたるものであるが、當國は國內の交通不便なる上世界の公道に沿はず、且國民は由來貨殖の念及購買力乏しき爲めか、貿易額は著しく膨脹したるも數量增加之に伴はず、暹羅人として見たる商業は依然不振の狀態を續けてゐる。卽ち今日尙自給狀態に近き有樣にて、盤谷を除きては二、三の小消費地域を存するのみであるから、國內商業に對しては多辯を要しないところである。その商業上の實權も全く支那人の手中にあつて、小數の歐米人を除く外卸小賣商等は殆んど全部支那人の經營に係り、精米業者は又輸出業者を兼ねてゐる。之に亞いでは英國人及丁抹人等にて、前者は企業及金融業に後者は海運業に大勢力を有してゐる。

國內貿易 沿岸貿易高に就ては據るべきもの無し。左表は鐵道搭載貨物數量及價額を揭げたもので、本表に依り、國內に於ける貨物の移動狀況の大體を推察せられたい。

第一〇七表 暹羅國有鐵道貨物輸送高連年比較表 出所＝一九二六年度統計年鑑

品別	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
全國有鐵道 籾	二三三、五八七噸	二九七、八八二噸	三〇七、八二一噸	三五六、一〇九噸	三五四、九九八噸
木材	五二、三三一	五〇、三二四	五七、三五八	六四、二一二	六八、四四三
石	九一、八八九	七五、八二七	九六、〇九九	一〇八、四〇一	七九、八一三
小包	六九、〇五五	七六、九六七	八五、一六〇	一〇〇、二五三	一〇五、七五二
商品	一七、六九六	二〇、一九三	二一、五一五	二三、七四〇	二五、八一四
炭（石炭を含む）	一四、六七七	一三、九六一	一七、〇五一	一八、四二九	一七、八四六
其他	三八二、六六六	四四一、七七三	三九六、四〇八	四八四、七四九	四六〇、六一〇
計	八五一、九〇一噸	九七五、九二七噸	九八一、四一二噸	一、一五五、八九三噸	一、一一三、二七六噸
	五、〇九八、七九六銖	五、九六五、〇〇九銖	六、四七一、八九七銖	七、六六三、二六七銖	七、八七八、四五三銖
有角家畜	一六、五一四頭	一九、四七三頭	一七、一四五頭	三一、四三八頭	三八、六〇三頭
馬	二、〇一九	三、一六〇	四、七四七	八七六	八二三
豚	二〇〇、七三三	一八七、四七二	一九四、三一六	二九〇、四〇三	九五、七九二
其他	一、一〇九	一、三一六	一、一四七	一、一三二	六四四

計	二一〇、三六四頭	二一一、四二一頭	二一七、三五五頭	三二四、八四九頭	三二五、八六二頭
	三九二、〇九六銖	三八〇、三六九銖	三六八、七七七銖	六六六、一八三銖	七〇八、四七五銖
收入總計	五、四九〇、八九二銖	六、三四五、三七八銖	六、八四〇、六七四銖	八、三二九、四五〇銖	八、五八六、九二八銖

倉庫設備 當地には商人は各自倉庫を有し、倉庫業を經營するものは至つて少ない。今其主なるものを示せば—

會社名	收容力
East Asiatic Co.	五、〇〇〇噸
Borneo Co.	八、〇〇〇噸
Anglo-Siam Corporation	二、〇〇〇噸

にて、倉敷料は新貨一噸一週二銖、麻袋一俵一週一銖である。

商業會議所 The Bangkok International Chamber of Commerce 及支那總商會の二者があり、前者は歐米諸會社及商人よりなり、每月一回委員會を年二回總會を開催する。事業としては輸出米の品質證明を行ひ、盤谷市場月報を發行する外、政府の諮問にも應じてゐる。

外國貿易概說 當國貿易は、一九五五年の對英條約にて其端緒を開いたが、內地の交通不便にて世界の公道に沿はず、且國民は貨殖の念及購買力に乏しく、今日尙原料供給國たるの域を脫してゐない事は既述の如くである。

當國全體の貿易記錄が作成せらるゝに至りたるは、一九二〇年以後の事に屬し、以前は盤谷港に關する數字があつたのみである。然し乍ら、盤谷に於ける貿易は暹羅總貿易の約九割を占め、而も半島を除く國境貿易は至つて僅少に過ぎないから、盤谷の數字と共に半島貿易を揭ぐれば、以て暹羅貿易一班を窺知するに足る。尙讀者は四九五頁備考を參照せられたい。

第一〇八表 暹羅對外貿易額連年比較表 單位＝銖 出所＝一九二七年度外國貿易及海運年報

年度	總額	輸入額	輸出額	輸入に對する輸出の步合	出超額
一九二二年	三一四、七一〇、〇六七	一四四、二五〇、九〇三	一七〇、四五九、一六四	一一八%	二六、二〇八、二六一
一九二三年	三五一、四一二、七六四	一四九、八六〇、五二三	二〇一、五五二、二四一	一三四	五一、六九一、七二〇
一九二四年	三七二、四四九、六八四	一六九、三六九、八二二	二〇三、〇七九、八六二	一二〇	三三、七一〇、〇四〇
一九二五年	四二六、一〇八、六五五	一八一、三七七、四〇八	二四四、七三一、二四七	一三五	六三、三五三、八三九
一九二六年	四三五、七八六、四一七	一九六、五二〇、四二九	二三九、二六五、九八八	一二二	四二、七四五、五五九
右平均	三八〇、〇九三、五一七	一六八、二七五、八一七	二一一、八一七、七〇〇	一二六	四三、五四一、八八三
一九二七年	四七七、三四九、八九八	二〇一、〇八〇、五三五	二七六、二六九、三六三	一三七	七五、一八八、八二八

第一〇九表 暹羅盤谷及地方別貿易總額連年比較表 單位＝銖 出所＝同前表

地方別	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
盤谷	二八三、七九六、七〇九	三〇七、六七九、六三八	三一八、九三八、〇七六	三五七、八二四、九二五	三七二、八七九、七九五
Bhuket	一九、八四〇、〇五四	二八、五〇五、一〇七	三三、六三五、六五二	四〇、九四三、四五四	三六、九三八、二一九
Nakon Sritamarat	七、七三六、三三五	九、七三一、八〇〇	一一、六二四、一四五	一四、六四三、〇三六	一七、八〇三、四〇〇
Pattani	二、六九二、六二三	四、四七五、二八六	六、七一七、八二八	一〇、四八〇、三二五	八、〇三六、四四四
Surashtra	五三九、五六九	七六八、四四五	一、一七五、六一九	一、七二六、六五三	—
Chandhaburi	一二三、七七七	二五二、四九八	三五八、三六四	四九〇、二六二	一二八、五五九
地方計	三一四、七一〇、〇六七	三五一、四一二、七六四	三七二、四四九、六八四	四二六、一〇八、六五五	四三五、七八六、四一七

輸入　當國は製造工業發達せざる爲め、精製品は輸入の大部分を占めてゐる。其中最も多額に上るは綿布及綿製品竝に金屬製品にして、前者の中精巧なる品は之を英國に、一般品は之を日本、印度、米國等に仰いでゐるが、國民生活程度の向上と相俟って、將來益々輸入を增加するものと思はれる。又當國には米の外食糧品の産出額少き爲め、食糧品の輸入も亦著額に上り、精製品に亞ぐ重要輸入品をなしてゐる。

第一〇表　暹羅重要商品別輸入額連年比較表

單位＝銖
出所＝同前表

品別	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	五箇年平均	一九二七年度
食料品	二一、七四五、一五九	二三、二一一、八四一	二五、三一〇、〇四三	二九、〇三三、一〇七	三一、四六三、六六一	二五、九五四、七六二	三〇、八四二、二九二
燈油	四、三九四、一九七	三、八一一、七五二	四、四五八、九五八	四、〇九五、四〇九	五、五〇四、三〇八	四、四五二、九二四	七、四〇五、〇七〇
ガンニー袋	四、三六九、七三六	六、三〇〇、六四一	六、五六五、六七六	九、八八六、一一四	八、六六二、四三八	七、一五六、九二一	九、一四二、八二八
機械類	二、八五〇、二八九	三、八六〇、三五八	四、四二五、六一三	四、五七八、八八一	六、二二五、四九四	四、三八八、一二七	七、五〇六、一七四
金屬製品	九、六一四、七五四	一一、〇六三、四六六	一五、〇五〇、五八三	一一、一九〇、一八八	一一、八〇九、〇〇六	一一、七四五、五九九	一四、二一九、九〇〇
綿織物雜品	二六、一一一、一七八	二四、三八七、四四四	二八、二四五、六〇四	二九、三一六、四八一	二七、一〇九、九三六	二七、〇三四、一二四	二八、九八四、五四七
其他の織物雜品	五、〇七七、一三九	四、八五五、四〇九	五、一一一、五四三	六、八六二、六〇五	六、四二八、九二四	五、六六七、一二四	六、六〇五、二八一
葉卷及紙卷煙草	六、三〇九、六四一	七、一九二、七〇一	七、八一八、七〇六	八、八八五、八三八	九、〇二三、八五三	七、八四六、一四七	八、七九七、四四六
其他の一般商品	四二、九四五、〇二一	五〇、九六一、九一三	五三、七八四、六九三	五六、六〇六、五六五	六二、二八五、二〇一	五三、三一六、六八二	六六、五〇三、一七七
小計	一二三、四一七、一一四	一三四、六四五、五四五	一五〇、七八一、四一九	一六〇、四五五、一六八	一六八、五一二、八二一	一四七、五六二、四一三	一八〇、〇〇六、七一五
麥酒、葡萄酒及酒精飲料	二、六四六、四三九	二、九八四、七一二	三、二八四、八二九	三、二八五、九六九	三、六四〇、三五九	三、一六八、四六一	二、九六七、一八二
阿片	三、四二〇、〇一二	四、三九一、七七二	四、九〇七、七一八	五、〇四五、三二五	七、〇二三、一九三	四、九五七、六〇四	五、七一一、四二二
地金銀	三、八三〇、八八二	一、〇七七、八六九	一、三三一、一五五	三、六三四、一五八	七、二五一、四五九	三、四二五、一〇四	四、六六七、一二九
金箔	一〇、九三六、四五六	六、七六〇、六二四	九、〇六四、七〇一	八、九五六、七八八	一〇、〇九一、五九七	九、一六二、三三三	七、七二八、〇九七
總計	一四四、二五〇、九〇三	一四九、八六〇、五二二	一六九、三六九、八二二	一八一、三七七、四〇八	一九六、五二〇、四二九	一六八、二七五、八一六	二〇一、〇八〇、五三五

輸出　重要なるものは各部に於て詳説したるが故に之を省く。

第一一表　暹羅重要商品別輸出額連年比較表

單位＝銖
出所＝同前表

品別	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	五箇年平均	一九二七年度
米	一三八、三二〇、六六五	一四三、八三五、五五四	一三九、六二七、六二九	一六七、四〇九、三五九	一六五、二二六、二三四	一四八、八六一、八八八	二〇一、一五六、三四九
錫及錫鑛	一三、〇二五、六五一	一七、七二〇、四三六	二〇、九二五、一六九	二三、三八五、九五四	二三、八三九、八〇六	一九、一七九、四〇三	二三、四二三、九七九
チーク	五、六七八、七八九	六、一九六、五九七	六、七〇二、〇一五	五、六三六、六六一	八、二二八、五八三	六、四八六、五二九	九、九四七、二四九
其他の木材	二、〇六七、四五三	二、二一四、七二三	二、二〇九、二四二	二、〇六九、四四一	二、七一五、〇九四	二、二五五、一九〇	二、五九五、七〇七
護謨、屑護謨及代用物	六九七、四五一	一、八七九、二二二	三、四一九、六一九	一〇、一八二、四五九	五、九〇七、四一五	四、四一七、二三三	六、九五九、三五六
水牛	二二六、二五四	五六八、四一〇	七八二、六一四	八六一、二六七	二九四、九〇三	五四六、六八九	六五六、六六三
去勢牛	六八四、八二一	一、〇六一、四二六	一、二五四、七四三	一、七八七、〇六〇	一、六五〇、三五二	一、二八七、六八〇	九六六、六九九
家禽	四八二、三六四	六六一、一三二	五六五、八四六	六八五、四六七	一、〇二三、六四二	六八三、四九〇	一、一三八、六〇四
豚	一、五七二、八六〇	一、三八六、七六八	七九四、〇六一	二、八八〇、二九三	二、五三五、〇〇八	一、八三三、七九八	二、二五五、〇〇三
コプラ	八三八、四〇〇	八九一、二六九	八一二、〇一八	九九七、四〇八	九六四、九五三	九〇〇、〇八九	一九一、九三四
獸皮	七四九、三〇六	九六〇、四二三	一、六八〇、九六〇	一、五四三、一八二	一、五九四、三八七	一、三〇五、六五一	一、六二八、一三六
鞣革	三〇一、一一九	四五六、三二二	三五三、四七〇	三〇六、八一四	六六二、九八五	四一六、一四二	三七〇、四一〇
ルビー、サファイア（加工せざるもの）	三二八、五三五	三八九、五五〇	七〇、七〇〇	二八九、四五三	二六〇、一六五	二六七、六八〇	二四一、二〇〇
スティックラック	二、〇五一、二三六	一、九五七、四三五	三、六九三、〇八三	二、四七〇、五六四	一、六六一、四二七	二、三六六、七四九	二、二一三、〇九五
煙草	一、三三七、九二〇	七〇七、二八一	八三八、八〇一	九六九、〇一四	九〇七、一五一	九五二、〇三三	八二七、四五七
松火及ダマル	三五六、七六三	四〇五、七六七	四四五、六二六	四七一、七一五	四五〇、四六七	四二六、〇六七	五二八、四一七
乾淡菜	四三八、六五四	六九〇、六六三	六三五、三三四	六八四、六四一	五五四、九八九	六〇〇、八五六	七八一、五〇〇
鹽魚	一、九四二、六五九	二、五四五、六〇九	三、〇〇一、二〇〇	三、五一八、四二八	三、九二八、九八二	二、九八七、五七五	三、三九〇、二六五
葱	二四三、三八三	二六一、〇三九	二六〇、九二九	三一二、九〇八	六〇一、二八九	三三五、九〇九	七〇五、一一三
胡椒	三二六、七八〇	三四三、九六八	五四二、四一二	七七九、〇〇四	四八四、五四六	四九五、三四二	一、四四二、四五七

暹羅…商業及貿易

鹽	四四二、一三七	五四八、八〇八	六七二、二八四	五八六、九五七	六四一、三七九	五七八、三一三	七七八、五七七
砂糖	三三五、一四一	一、三六四、九九八	六〇四、〇六一	三六二、五九四	一八九、五四〇	五七一、二六六	三六四、六三七
絹反物（黑）	七三九、五九二	七九四、八二二	六五七、六四〇	一、一四四、八〇三	一、二〇三、八五九	九〇八、一四三	一、一四〇、〇一四
其他の商品	三、〇九六、〇八三	三、六八三、六三七	三、六八〇、二六五	五、七八二、一二七	五、二一九、〇二九	四、二九二、二二八	六、二九四、八八三
再輸出品	四、六八一、七三五	八、七七〇、七五八	八、二五〇、〇四五	九、九七五、六四八	八、八一六、九八〇	八、〇九九、〇三三	七、〇六四、三三五
商品合計	一六九、八五五、七五一	二〇〇、二九六、六一七	二〇二、四八〇、七六六	二四四、〇九三、二二一	二三八、五五二、一六五	二一一、〇五四、九七六	二七六、〇六〇、〇三九
地金及貨幣	六〇三、四一三	一、二五五、六二五	九九九、〇九六	六三八、〇二六	七一三、八二三	七六一、九九六	二〇九、三二四
輸出總額	一七〇、四五九、一六四	二〇一、五五二、二四二	二〇三、〇七九、八六二	二四四、七三一、二四七	二三九、二六五、九八八	二一一、八一六、九七二	二七六、二六九、三六三

國別輸出入　當國は世界交通の要路を外れ、且つ金融等の關係上輸出入の多くは香港及新嘉坡にて中繼するものにて、之等二港に關する貿易額が嶄然頭角を現はしてゐる。因に左表の數字は直接仕出仕向國（地）別のものにて原輸出地又は消費國を表はすものでない。

第一一二表　暹羅對外諸國別一九二五—二六年度輸出入額比較表

出所＝同前表

大陸及國別	輸入 一九二五年度 價額 (銖)	輸入 一九二五年度 總輸入額に對する歩合 (%)	輸入 一九二六年度 價額 (銖)	輸入 一九二六年度 總輸入額に對する歩合 (%)	輸出 一九二五年度 價額 (銖)	輸出 一九二五年度 總輸入額に對する歩合 (%)	輸出 一九二六年度 價額 (銖)	輸出 一九二六年度 總輸入額に對する歩合 (%)
アルヂェリア	二、一〇三	—	四八、〇一三	〇・〇三	—	—	—	—
埃及	九、六八八	〇・〇一	九、五一一	〇・〇一	三、九三三、四五六	二・〇一	一、四六一、六九八	〇・七四
葡領東阿弗利加	—	—	—	—	一、二三一、八九一	〇・〇六	一六五、六三七	〇・〇八
南阿聯邦	七六、五一五	〇・〇五	九六、三〇三	〇・〇五	七五〇、二八三	〇・三八	九四九、一二六	〇・四八
阿弗利加計	八八、三〇五	〇・〇七	一五三、八二六	〇・〇九	四、八〇六、六三〇	二・四五	二、五七六、四六一	一・三〇
加奈陀	二〇六、一二五	〇・一三	一九、三〇五	〇・〇一	三五、〇七〇	〇・〇三	一一九、四四〇	〇・〇六
墨西哥	—	—	一五、五一四	〇・〇一	—	—	—	—
北米合衆國	四、二九一、五一四	二・六六	五、四二八、四八三	三・一〇	一、六五二、〇四二	〇・八四	六四四、一六四	〇・〇三
北亞米利加計	四、四九七、六三九	二・七九	五、四六三、三〇二	三・一二	一、六八七、一一二	〇・八六	七六三、六〇四	一・三九
南亞米加利（西印度但し英領を除く）計	二〇〇	—	四、二〇八	—	七、八六一、七六四	四・〇〇	七、五七一、三六七	三・八三
緬甸	五〇一、四六〇	〇・三一	二五九、二七三	〇・一五	一四三、一八八	〇・〇七	一七、四六五	〇・〇一
錫蘭	四九、一三八	〇・〇三	四四、一六二	〇・〇二	八〇〇、七二〇	〇・四一	八八二、九五九	〇・四五
支那	一五、〇九四、〇五二	九・三六	一七、八五六、二二五	一〇・一九	一五、〇九八、七六九	七・六八	一七、四二〇、九五三	八・八二
臺灣	二九七、〇二五	〇・一八	一八、四〇九	〇・〇一	七六一、二九二	〇・三九	五一八、九一〇	〇・二六
香港	三五、四〇九、五七五	二一・九六	三九、七七五、七五七	二二・六九	四九、五九七、八〇七	二五・二三	三七、五五一、〇一七	一九・〇〇
英領印度	一七、七五一、〇三六	一一・〇一	一七、〇八〇、七八〇	九・七四	八九六、八九二	〇・四六	一、〇九六、八七五	〇・五六
蘭領印度	七、九四六、六二一	四・九三	一〇、三六五、八四五	五・九一	一〇、〇五二、七八三	五・一一	七、三三〇、八一六	三・七一
佛領印度支那	一、三八四、七八三	〇・八六	一、二八九、八一一	〇・七三	六六三、四一九	〇・三四	九二八、三三一	〇・四七
日本	八、二七六、九九二	五・一三	九、一六八、〇二〇	五・二五	九、三六三、八二九	四・七六	一四、四五八、六二三	七・三二
Koh Kong	四九六、三七一	〇・三一	一、〇二六、九〇七	〇・五九	一九、七九七	〇・〇一	七五、九一三	〇・〇四
英領馬來諸州	二四、七五三、五三四	一五・三五	二四、四一五、八八二	一三・九三	七七、七三六、三五九	三九・五四	八九、五九八、一八七	四五・三四
（新嘉坡）	（二三、八三六、一六七）		（二三、九二六、八六六）		（七二、四五三、四八二）		（八五、六四八、七〇六）	
其他	六〇、二三〇	〇・〇四	一、〇〇七、四九五	〇・五七	二二、九八九	〇・〇一	九六九、五九八	〇・四九
亞細亞計	一二二、〇二〇、八一七	六九・四七	一二二、三〇八、五六六	六九・七八	一六五、一五六、八四四	八四・〇一	一七〇、八四九、六四七	八六・四七
澳太利	二二八、一〇三	〇・一四	七四、三六七	〇・〇四	二九〇	—	—	—
白耳義	二、四〇九、四一八	一・四九	三、一五二、五六六	一・八〇	一、一二〇、六四四	〇・五七	七〇六、四六八	〇・三六
チェッコ・スロヴァキア	八、二八九	〇・〇一	一五、一三九	〇・〇一	一二五	—	—	—
丁抹	一、一五〇、八〇〇	〇・七一	一、〇六二、六三二	〇・六一	三八九、四七八	〇・二〇	二八三、六三三	〇・一四
佛蘭西	三、九七五、五二八	二・四七	二、三四八、四二九	一・三四	一七六、九八八	〇・〇九	九九、一二一	〇・〇五
獨逸	六、六六九、五三七	四・一四	八、三〇三、六三七	四・七四	四、六八五、七二七	二・三八	六、四三九、六二〇	三・二六
伊太利	一、三八七、八七五	〇・八六	一、九三四、五七八	一・一〇	六四五、六一一	〇・三三	一、一六二、六八四	〇・五九

和蘭	二、〇八七、四七三	一・二九	二、七九八、三五〇	一・六〇	三、六四四、九三三	一・八六	二、九五八、四三一	一・五〇
諸威	七四、〇四〇	〇・〇五	一八〇、〇一二	〇・一〇	八一〇	—	九一二	—
葡萄牙	—	—	—	—	—	—	六〇、一九四	〇・〇三
西班牙	九、三七六	〇・〇一	一二、六九一	〇・〇一	—	—	—	—
瑞典	一八三、八四四	〇・一一	二九〇、一一五	〇・一六	八六、一九八	〇・〇四	一五五、六九四	〇・〇八
瑞西	一、五一八、六一一	〇・九四	一、二八六、五五八	〇・七三	六四〇、二八〇	〇・三三	六八、四二三	〇・〇三
英本國	二四、〇五八、六二一	一四・九二	二四、八一八、一三九	一四・一六	二、二三八、六〇三	一・一四	二、七五六、二六六	一・三九
其他	二、九三一	—	一、五三四	—	三、四〇三、〇八七	一・七三	一、〇七六、九〇〇	〇・五五
歐羅巴計	四三、七六四、四四六	二七・一四	四六、二七八、七五七	二六・四〇	一七、〇三二、七七四	八・六六	一五、七六八、三四六	七・九八
濠洲	三六三、四一六	〇・二三	五四五、三六〇	〇・三一	二三、一五〇	〇・〇一	四七、八〇七	〇・〇二
ボルネオ	三〇九、二七〇	〇・一九	二五一、八九〇	〇・一四	—	—	—	—
新西蘭	—	—	—	—	八、三三三	〇・〇一	一四、二五一	〇・〇一
比律賓	一九九、九一一	〇・一二	二八〇、四二八	〇・一六	四、三一四	—	一、九七五	—
太洋洲計	八七二、五九七	〇・五四	一、〇七七、六七八	〇・六一	三五、七九七	〇・〇二	六四、〇三三	〇・〇三
總額	一六一、二四四、〇〇四	一〇〇・〇〇	一七五、二八六、三三七	一〇〇・〇〇	一九六、五八〇、九二一	一〇〇・〇〇	一九七、五九三、四五八	一〇〇・〇〇

備考　本表太洋洲中には比律賓、ボルネオを含み、一般に云はれてゐる太洋洲の內容と異つてゐるが、原本がこの通りであるから茲には原本通り掲出することにした。

交通

一　鐵道

國有鐵道　暹羅の國有鐵道は元南方線と其他を各別に管理してゐたが、一九一七年鐵道局長プラチャトラ殿下(H. R. H. Prachatra)の下に一括して管理することゝなり、一九二一年八月には鐵道及公道の組織に關する法令が發布されて、鐵道局をして確固たる行政及商業的基礎の下に置き、私設及事業專用鐵道の監督を便にした。メナム・チヤオ・プイア東岸の諸線、卽ち盤谷——ペトリユー(Petriu)、盤谷——コーラート(Korat)、バーン・パージー(Ban Phaji)——チエンマイ及其支線バーン・ダラ——サワンカローク線(元四・八五呎軌道採用)は既に米突軌道に變換したが、現在廣軌車輛を利用する爲め盤谷——ラムパーン(Lampang)間は廣狹兩軌道列車を運轉してゐる。

鐵道局—は總務部、庶務、技術、審査、機械、工場、電氣、北方線建設、保線、運輸、經理、倉庫、ホテル、案內等の諸課に分れて事務を執り、官立發電所、私設鐵道監督委員會、道路局も之に屬する。

既設線及敷設中の線　既設線及敷設中の諸線を擧ぐれば左の樣である。

既設線			
東北線	盤谷——コーラート——スリンドゥル		四一九・七五〇粁
東方線	盤谷——ペトリユー——アランヤ・プラデサ		二五四・五〇〇
北方線	バーン・パージー——チエンマイ		六六一・二一〇
スワンカローク線	バーン・ダラ——サワンカローク		二八・九〇〇
河岸線	マカサン——鐵道棧橋迄		六・五〇〇
南方線	盤谷ノーイ——ハードヤイ——サンゲイ・ゴロク		一、一四四・二八〇
	ハードヤイ——パダン・ブサル		四四・七七五
	諸支線(カーンターン線、ナコン・スリータマラート線、シンゴラ線)		一五七・七三四
	マハーナクータリン・チヤン、ラーマ六世橋線		二〇・〇〇〇
既設線計			二、七三七・六四九
敷設中の諸線			
スリンドゥル——ウボン			一五五・九五〇
タノン・チラ——コン・カエン			一八四・六二〇
敷設中諸線計			三四〇・五七〇
總計			三、〇七八・二一九

東北線—本線は一八九二年敷設工事を開始し、アユテイア迄七二粁は一八九七年に、アユテイア——コーラート間二六四粁は一九〇〇年に開通した。爾今ウボンに延長中であるが、一九二五年四月一日ブリーラム(Briram)迄三七六粁、翌年五月一日スリンドゥル(Surindr)迄四二〇粁、一九二八年八月一日にはウボンより六〇粁のスリー・サケス(Sri Sakes)迄開通した。殘餘は目下建設中である。

支線のコン・カエン(Khon Kaen)線はコーラートの東方三粁のタノン・チラ(Thanon Chira)驛(コーラート—ウボン線)より分岐し、一一〇粁の土工作業を完成して殘餘の工事に着手してゐる。右驛より Ban Sra Dhamakhan 一二粁の間は已に鐵道を敷設した。一九二八年二月十三日の勅令に據れば、本線上の Ban Bung Wai より Ban Kut Wai を經てムーン河畔の Ban Po, Mun に至る七・三粁の支線敷設工事が既に着手に決定してゐる。

北方線—本線は盤谷より九〇粁のバン・パージーに於て盤谷——コーラート線より分岐し、一九二二年一月一日チエンマイ迄(起點より七五一粁)開通した。同年十一月寢臺車食堂車附急行輸送(週二回)を開通し、兩地間の所要時間を三日より二五・五時間に短縮し、一九二六年十二月該急行用車輛を南方線國際急行用車輛と同樣なるものに置換した。

支線にはバーン・ダラ(Ban Dara)連絡驛よりサワンカロークに二八粁の支線がある。

東方線—本線は盤谷——ペトリユー間(六三粁)を一九〇八年に、クラビンブリー(Krabinburi)迄(一六一粁)を一九二四年に、柬埔寨國境のアランヤ・プラデサ(Aranya Pradhesa)迄(二五四粁)を一九二六年十一月に開通した。アランヤ・プラデサ驛より國境迄(六粁)は柬埔寨側の現存道路に連結する爲め自動車道路を建設しつゝある。

支線の河岸線(六・五粁)はマカサン(Makasan)驛に於て東方線より分れて南下し、メナム・チヤオ・プイア上の鐵道棧橋に至つてゐる。

ラーマ六世橋線はメナム・チヤオ・プイア東西兩岸の系統的連鎖(一四粁)をなし、一九二七年元日に開通した。爾後南方線の急行はファラムポン(Hualampong)驛に發着するに至つた。同線は北方線のバンスエ(Bangsue)連絡驛に於て發し、盤谷ノーイより約六粁のタリン・チヤン(Taling Chang)連絡驛に於て南方線に連接してゐる。ラーマ六世橋は長さ四四二米、米突軌道の單線以

外に道路をも備へ得るに充分なる幅員を有してゐる。

南方線―本線はペチャブリー迄（一五一粁）合併以前の鐵道局に依つて建設され、一九一三年南方線の管理局に移されたがペチャブリー以南は、一九〇九年に設立された南方線管理局の手にて敷設され、現今の鐵道局之を繼續したもので、正南に走つてフア・ヒン（Hua Hin 二一三粁）、プラチュアブ・キーリーカーン（Prachuab Kirikan 三〇二粁）、チュムポーン（Chumporn 四六八粁）、ランスアン（Langsuan 五三三粁）、スラシュトラ・ターニー（Surashtra Dhani 六三五粁）經由トゥン・ソン（Tung Song 七五七粁）に達し、カオ・チュム・トーン（Kao Choom Thong 七八一粁）を經て尙南走を續け、パタルン（Patalung 八四六粁）、ハード・ヤイ（Haad Yai 九二八粁）連絡驛を橫切り、終にペルリス（Perlis）州國境上のパダン・ブサル（Padang Besar 九七四粁）に達し、馬來聯邦州鐵道に連絡してゐる。又ハード・ヤイ連絡驛よりパタニー州を貫通してテパー（Tepah 九九二粁）、ヤラー（Yala 一、〇三九粁）、タンジョン・マス（Tandjong Mas 一、一〇〇粁）を經てスンゲイ・ゴロク（Sungei Golok 一、一四三粁）に達し、馬來聯邦州鐵道に連絡してゐる。因に南方線最後の工區の開通は一九二一年十一月一日で、一九一八年七月には盤谷―彼南間直通輸送を開始し、最初三日を要したが、一九二二年元旦より約三四時間に短縮された。

支線は本線トゥン・ソン（Tung Song）驛よりカーンターン（Kangtang）港に至る九三粁、カオ・チューム・トーン驛よりナコン・スリータマラートに至る三五粁、ハード・ヤイよりソンクラー（Songkla）に至る三〇粁の支線がある。

私設鐵道　現今開通せる私設鐵道は全長一三一粁、同國諸所に存する事業專用鐵道は八〇粁で、其主なるものは盤谷―パークナム（Paknam 六七粁）等であるが、何れも重要でない。政府は私設鐵道監督委員會（The Board of Railway Commissioners）を通じて私設鐵道の監督をなし、鐵道局長は當分右委員會の職權上の會長をなしてゐる。

車輛數　一九二六年度に於ける機關車數は一六三臺、客車及電車數三四一臺、貨車數二、九〇八臺を示してゐる。

財政狀態

第一一三表　暹羅國有鐵道財政狀態連年比較表　單位＝千銖　出所＝一九二六年度統計年鑑

年度	既設線に關する資本支出 年度內	既設線に關する資本支出 年度末累計	總收入	經費	殘額	修繕費積立金への支出	純益	總收入に對する經費の步合	資本支出に對する純益の步合
一九二二年	三、一〇八	一四三、三二八	一一、五四七	五、七八七	五、七六〇	七一七	五、〇四四	五〇・一一%	三・五二%
一九二三年	二、三一八	一四五、六四七	一二、六八七	六、〇九一	六、五九六	七二八	五、八六七	四八・〇一	四・〇三
一九二四年	二、九六四	一四八、六一一	一三、八七九	六、〇三五	七、八四四	七四三	七、一〇一	四三・四八	四・七八
一九二五年	一一、四〇九	一六〇、〇二〇	一六、一一七	六、三一七	九、八〇一	八〇〇	九、〇〇〇	三九・一九	五・六二
一九二六年	六、八九八	一六六、九一八	一六、八五七	六、四三八	一〇、四一九	八三五	九、五八五	三八・一九	五・七四

第一一四表　暹羅國有鐵道收入狀況連年比較表　單位＝千銖　出所＝同前表

年度	乘客收入（手荷物其他を含む）	貨物收入	雜收入	總收入	總收入に對する步合 乘客收入	總收入に對する步合 貨物收入	總收入に對する步合 雜收入	開通線一粁當收入
一九二二年	五、六〇二	五、六〇六	三三九	一一、五四七	四八・五一%	四八・五五%	二・九四%	四、八二九銖
一九二三年	五、九五七	六、四五三	二七七	一二、六八七	四六・九六	五〇・八六	二・一八	五、三〇四
一九二四年	六、六六三	六、九五六	二六〇	一三、八七九	四八・〇一	五〇・一二	一・八八	五、五七四
一九二五年	七、二八九	八、四四四	三八四	一六、一一七	四五・二三	五二・三九	二・三八	六、二四五
一九二六年	七、七七五	八、七〇三	三七九	一六、八五七	四六・一二	五一・六三	二・二五	六、一五七

二　道路

概說　盤谷市を始め主なる市街地は數年前市區改正を行ひ、道路は面目を一新した。盤谷市の道路は路幅八間六間の二種があり、市街地及郊外に跨つて約二百粁に及ぶと云はれる。始め粗雜なる煉瓦を敷き後大中小の三段に石を入れて好結果を得、修繕等も行屆き、兩側に排水渠を設けてゐる。橋梁は凡て鐵筋コンクリートを採用し、橋下舟楫の便を圖り、橋を道路より遙かに高く作る習慣である。豫算上大橋梁の完全を期し難く、特に盤谷市中を貫くメナム・チャオ・ピイアに一の橋梁なく、又完全なるフェリーのないのは交通上甚だ不便である。但し田舍地方は道路殆んど無く、汽車便の外は馬背によつてゐる。

道路局　現在鐵道局に合併され、北部公道區（本部をラムパーンに置く）、中部公道區（本部を盤谷に置く）及南部公道區（本部をシンゴラに置く）の三區に分割して、公道の建設維持及改造に從事してゐる。

全國公道延長

第一一五表　暹羅一九二六年度各番號別公道延長粁數表　單位＝粁　出所＝商工情報

番號	起點及終點名	公道延長 維持中	公道延長 改造中	公道延長 建設中	全長	種類
	北部公道區					
一	Den Jaya—Phrae	二五	—	—	二五	二等
二	Lampun—Chiengmai	三一	—	—	三一	三等
三	Lampang—Chiegrai	一一〇	—	一二五	二三五	同
四	Chiengmai—Meh Rim	—	一六	—	一六	同
五	Chiengmai—Sankambeng	一三	—	—	一三	同
六	Chiengmai—Doi Saket	—	一九	—	一九	同
七	Chiengmai—Meh Tha-chang	二五	三三	—	五八	同
八	Sawankaloke—Sukhodhai	—	—	三八	三八	同
一〇	Utaradit—Phra Daen Laplae	一五	七	—	二二	同
	計	二一九	七五	一六三	四五七	
	中部公道區					
一	Bang Mul Nag—Petchabun	—	—	一一二	一一二	車道
三	Chandhaburi—Da Chalaeb	一二	—	—	一二	三等
一一	Bimul—Chong Mek Pass	三五	—	—	三五	同
	計	四七	—	一一二	一五九	
	南部公道區					
一	Chumporn—Tap Lee	—	一四	三七	五一	車道
二	Da Num—Takua Pa	三八	—	五五	九三	三等
三	Koke Kloy—Pang Nga	四〇	—	—	四〇	同
四	Setul—Kuan Nieng	二五	三五	二三	八三	同
五	Tungkah—Laem La	三五	—	一〇	四五	二等
六	Tungkah—Sala Ketho	一五	—	—	一五	三等
七	Tungkah—Ban Rangaeng	二三	—	—	二三	同
八	Ban Da Rua—Ban Bang Dao	八	四	—	一二	二等
九	Kan Tang—Patalung	—	九六	—	九六	三等
一〇	Trang—Nakon Sritamarat (Da Bae)	一一	六〇、六六	—	一三七	二等、三等
一一	Songkhla—Sadao	八三	—	—	八三	車道、一等
一二	Ban Ko Hongse—Haad Yai	五	—	—	五	同

一三	Raman—Kabu	—	一〇	—	一〇	車道
一四	Pattani—Yala	—	二〇 二六	—	四六	車道 三等
一五	Pattani—Raman	—	二六 四九	—	七五	同
一六	Pattani—Tandjong Mas	—	三六 八六	—	一二二	同
一七	Yala—Yaha	—	二	—	二	車道
一八	Ban Pong—Kanchanaburi	二〇	—	三一	五一	三等
二〇	Sadao—Padang Besar	—	—	一二	一二	同
二一	Yala—Betong	七	—	一二五	一三二	二等 三等
二二	Nakon Sritamarat—Rong Lek	—	—	四六	四六	車道
	計	三一〇	五三九	三三九	一、一八八	

道路費　財政の部參照。

第一一六表　暹羅各公道區別道路局支出費表

單位＝銖
出所＝同前表

	一九二三年度	一九二四年度	一九一八—二四年度計
北部公道區	七四一、二五四	四八四、二九三	三、六一四、三六八
中部公道區	一二五、七二七	七七、二四〇	一、〇三八、四二六
南部公道區	一、一九五、五〇三	九一二、一四八	五、七九〇、五九三
本部支出	一五三、四四六	五三〇、八七一	一、一四二、一九四
計	二、二〇四、九三〇	二、〇〇四、五五一	一一、五八四、五七〇

註　一九一八—二四年度計は鐵道局管下に屬してより以來の累計數字である

三　海運（沿岸運輸を含む）

概説　盤谷は當國唯一の貿易港にて、メナム・チャオ・プイア河口を去る五里餘の地點に在る。港內の水深一八—二〇呎にて優に三千噸級の外洋船を浮べ得るが、河口に淺瀨を有する爲め一二呎六吋乃至一四呎六吋（季節に依り）以上の吃水を有する船舶は高潮時にても通過不可能である。故に二千噸を超ゆる外洋船は、右淺瀨の沖合六里の小島コー・シーチャン（Koh Sichang）に假泊し、浮船を用ゐて滿船に至らずして出港したる船腹を充たし、又は同島にて一部の積荷を下し船腹を輕めて遡航する。尙四、五千噸以上の船舶は最初より同島にて積込をなす。故に不便甚だしく、河口の浚渫は盤谷港繁榮の爲め急務である。

盤谷には多くの船會社、精米所、其他の會社等は各棧橋を所有し、海軍ドックの外に盤谷船渠會社の所屬なる二箇の大船渠がある。

第一一七表　暹羅盤谷へ滊船舶國籍別隻數及噸數連年比較表

出所＝一九二六年度統計年鑑

國籍	一九二二年度		一九二三年度		一九二四年度		一九二五年度		一九二六年度	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
米國	三	一三、五七八	七	三四、一〇〇	七	三四、三九五	二	九、〇四〇	八	三五、九六八
墺太利及洪牙利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英本國	三〇三	四〇五、四〇二	三三五	四四九、四七九	三〇八	三九七、七一四	二四三	三一一、七四二	二四五	三一七、一五〇
支那	二五	二二、九二二	二三	二三、九七六	六	六、〇九六	九	九、五一六	一七	一八、九八四
丁抹	三三	六一、六九四	四八	七五、八二七	三七	七一、四五三	三九	七八、二七三	三五	七七、五八八
芬蘭	—	—	—	—	一	二、三六三	—	—	—	—
佛蘭西	二九	一二、九五五	二八	二〇、〇三九	二六	一六、五一〇	二四	一四、九五六	二六	一八、五〇五
獨逸	—	—	—	—	—	—	二	七、六四七	四	二四、七三八
伊太利	一	三、八九〇	—	—	二	七、八四九	—	—	—	—
日本	九九	一四一、八七五	七四	一一六、二〇一	六二	九四、九〇五	七七	一三〇、三五五	四三	八五、三七三
和蘭	四五	四一、五一四	五二	四八、一〇九	三三	三二、八一一	四二	五四、五八〇	四二	六〇、三八二
諾威	一九二	一五八、四七九	二一二	一八一、一三〇	二七二	二四六、五〇三	三五四	三一八、二四四	四〇四	三八八、七八九
露西亞	—	—	—	—	—	—	一	一、五一一	—	—
暹羅	二六〇	一四六、五一六	一八三	八六、六九二	一九二	八三、五九四	一八八	八八、二七九	二一六	九五、二九八
瑞典	—	—	一	一、八九八	四	六、九二六	六	二一、六七一	二	八、三三〇
合計	九九〇	一、〇〇八、八二五	九六三	一、〇三七、四三一	九五〇	一、〇〇一、一一九	九八七	一、〇四五、八一四	一、〇四二	一、一三一、一〇五
戎克船計	一八六	—	二四〇	—	二五一	—	三三三	—	三六五	—

第一一八表　暹羅内國航路一覽表

内國航路	就航會社
暹羅灣東岸廻り（定期）	The Siam Steam Navigation Co., Ltd.
暹羅灣西岸廻り（定期）	同上
半島暹羅西岸廻り（定期）	The Straits Steamship Co., Ltd.

航路	就航會社	寄港地	同	航	數	日所數要	賃	銀	定期不定別	代	理	店
香港—盤谷	The Indo-China Steam Navigation Co., Ltd.	直航	約	月四回	香港月曜發	七日	三〇弗（一等）		定	盤香谷港	Jardine Matheson & Co. The Anglo-Siam Corp.	
	The China Navigation Co., Ltd.	澤海油口、新嘉坡口頭	同	月四回	香港月曜發	二同八日	100弗（一等） 50弗（二等）		定	盤香谷港	Buttefield & Swie Borneo Co.	
	The East Asiatic Co., Ltd.	航	同	隔週曜發			不定		定	盤香谷港	Manners & Co.	
西貢—盤谷	The Société des Affreteurs Indo-Chinoise	レ	ア	ム						盤西谷貢	同店 E. C. Mond	
新嘉坡—盤谷	The Straits Steamship Co., Ltd. The Siam Navigation Co., Ltd.	同直	航	月四回隔週曜發	新嘉坡每曜發	四日同	100弗（一等） 60弗（二等） 40弗（三等）		不定	盤新嘉坡谷	同店 Borneo Co. Straits Steamship Co. The East Asiatic Co., Ltd.	
盤谷—バタビア	Koninklyke Paketvaart Maatschappij									盤谷	Diethelm & Co.	
盤谷—歐洲	The East Asiatic Co., Ltd.	歐洲新嘉坡、香港直通港	年約六回（盤谷常港）			不定			不定	盤谷	同店	
盤谷—日本內地	大阪商船會社	西貢	約一回			同一四日	同貨	物	船	定		
	三井物產會社	同				同一四日	同貨	物	船	定		

運羅……交通

全地は之に依つて自由に交通し得るのみでなく、中部運羅の竹、籐等を首都に集中し、雜貨・日用品等を地方に送供給の便を與へてゐる。政府は常に運河を浚渫修繕し、一方灌漑の便を圖り、船舶の通過稅に依りて其費

國內の大河を連絡せる運河は無數にあつて、南部運羅の竹、籐等を首都に集中し、雜貨・日用品等を地方に送供給の便を與へてゐる。政府は常に運河を浚渫修繕し、一方灌漑の便を圖り、船舶の通過稅に依りて其費

割等を以て運路に代へたのは自然の勢のやうである。

要するのみでなく、洪水の爲め損害を受ける事が多大であるから、運河及堰

めるに至つた。然るにこの地方は平濶であつて運路の開鑿には巨額の費用を

アユタヤ王朝以來外國との交通頻繁となるに從ひ、南部運羅は國內重要の位置を占

りたる程、盤谷を中心とする水路は從來非常な便益を與へてゐる。

四　內國水運

內地水運の比較的發展せる事實は、道路の必要を餘りに感じない原因さ

積荷がある。

尙當船としては諸般其他の船が常に盤谷の商會に契約せられ、相當の

もものは Anglo-Siam Corporation, Ltd., Borneo Burmah J. C., Ltd., Borneo Co., Ltd., Eastern Commercial Co., Ltd., Diethelm & Co. Ltd. 等である。

右の外多數の歐洲船會社は盤谷に代理店を有してゐる。代理店の主な

第二一〇表　運羅自盤谷至各港間哩程表

自盤谷—左記東岸各港			自盤谷—左記西岸各港	
Siacha	五五	Pan Kachai	七七	Klong Koh Paw	二六
Koh Sichang	六	Au Mo	七九	Poknam Wain	二四
Koh Pra	101	Cautaboon	八六	Ban Yao	三四
Rayong	101	Krat (Lem Ngob)	九七	Koh Chick	三六
Koh Samit	一四	Kongkoh Pih	一四	Koh Phrut	四00
自盤谷—左記西岸各港					
Koh Lak	一三	Singora	四四	Bacho	四七
Chumporn	一三	Pattani	五四	Bizut	四三
Ta Kao	一六	Panarai	五六	Trengganu	七三
Langsuan	一七	Telupin	五四	Singapore	100
Bandon	一三	Bangnara	五七		
Lacon	四00	Kelantan	六三		

五　自動車

暹羅全國に亙る自動車數は不明であるが、米國商務省内外通商局發行 "Commerce Reports" 誌第二六號及第三〇號に據れば、一九二七年一月一日現在の全國自動車及自動自轉車數は左記の如くである。

自動車―客車二、二五七臺、乘合一、三八八臺、貨物六七四臺、計四、三一九臺

自動自轉車―三八二臺("American Automobile" に據る)

第一二一表　暹羅自動車・自動自轉車・自轉車輸入高連年比較表 出所＝一九二七年度外國貿易及海運年報

種別	單位	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	一九二七年度	五箇年平均
自動車	臺	五二七	八一七	一、四三九	一、七四七	一、九五二	一、二九六
	銖	九六一、三八七	一、四六八、九八六	二、二六八、八五〇	二、六三四、九三四	二、九二五、三八一	二、〇五一、五〇八
自動自轉車	臺	八二	一二三	一一六	四四	四一	八一
	銖	三七、四一四	六一、九〇二	五七、九〇〇	二一、七五六	一八、三八一	三九、四七一
自轉車	臺	二、三四二	三、八五二	三、五九一	三、四九一	二、一五八	三、〇八七
	銖	一三八、五八〇	二〇四、八五六	一九七、四二七	一八〇、一〇九	一〇〇、一二八	一六四、四二三
合計	臺	二、九五一	四、七九一	五、一四四	五、二八二	四、一五一	四、四六四
	銖	一、一三七、三八一	一、七三五、七四四	二、五二一、一七七	二、八三六、七九九	三、〇四三、八九〇	二、二五五、五一九

備考　本表數字には部分品を含まず。

右表に依れば自動車輸入數は逐年著しき增加を辿つてゐる。之に依つて窺へば同國近年に於ける自動車使用は長足の發達を遂げつゝあるもの〻如くである。

六　飛行機

國防の部參照。

通　信

郵便　郵便局及郵便數―同國は一八八五年萬國郵便聯盟に加入し、獨逸人の技師顧問等を招聘して以來、今日の組織的制度と發展とを見るに至つた。現在は商務遞信省下郵便電信局の所管する所で、現今郵便局數は四三二、其中一四九は郵便電信局の直轄、爾餘二八三は鐵道局の監督下にある。

第一二二表　暹羅内・外郵便種別取扱件數連年比較表 出所＝一九二六年度統計年鑑

		一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
内地郵便	書狀	二、四六〇、四八八	二、四六一、三五八	二、六一二、二六一	六、七六四、一八三	三、五六一、九八七
	葉書	八八五、〇一四	九二九、七〇八	一、五九五、七七六	二、四七九、二三〇	八〇七、四九五
	印刷物	一、四六七、七〇〇	二七八、二〇〇	二、七三一、九七七	三、五五三、七一九	二、二二七、七七一
	其他	一三二、八八九	一六六、八四二	一三七、六八六	三九五、八七三	一三六、二五三
外國郵便 發信	書狀	一、三一一、二〇六	六三一、四八八	一七九、六八五	五一二、二五二	一、〇一九、八八九
	葉書	三七、〇二四	四九、八五五	三〇、〇八二	三五、六七六	一一一、六九六
	印刷物	一〇三、四五四	一四三、四五五	一〇〇、一六五	一〇九、一六一	一四六、七三一
	其他	九、九二一	一三、五九八	一四、六七七	二三、六〇三	三三、二八〇
外國郵便 受信	書狀	八一九、〇五二	五〇八、二六一	八七九、一六四	九八一、四五九	一、九九九、一四〇
	葉書	六七・七四三	九五、七四五	六六、〇五三	九三、七五六	一五九、四八四
	印刷物	六九六、三一九	六九五、〇一九	七一九、三九四	七七二、六四二	一、六七六、四二八
	其他	六九、八〇六	六二、一四〇	六五、七一三	一五三、七五一	二〇三、七四九

郵便料金　普通郵便―

第一二三表　暹羅内・外國郵便料金表 出所＝盤谷及暹羅ディレクトリー

		地方（士丹）	内地（士丹）	外國（士丹）
書狀	最初二〇瓦迄	五	一〇	一五
	超過二〇瓦又は端數毎に	五	一〇	一〇
葉書	普通	二	三	一〇
	往復	—	—	二〇
印刷物	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
商業用文書	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
	最低料金	五	一〇	一五
標本及見本	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
	最低料金	五	五	六
郵便電信局に登記したる新聞	最初一〇〇瓦迄	二	二	—
	超過五〇瓦又は端數毎に	二	二	—
點字包束物	五〇瓦又は端數毎に	—	—	三
混合包束物	五〇瓦又は端數毎に	二	二	三
	最低料金　商業用文書を含む場合	五	一〇	一五
	最低料金　標本及見本を含む場合	五	五	六
小包	五〇瓦又は端數毎に	一〇	二〇	—
書留料		一五	一五	一五
配達證明料		一五	一五	一五
遲延料		一五	一五	一五
速達		三〇	二〇	三〇
配達證明せざりし一般書狀又は諸種の書留郵便物の配達調査料		二〇	二〇	三〇

備考　Meiongson 及 Mae Sod 宛又は兩地よりの小包料金は四〇士丹

飛行郵便―ナコン・ラージャシマー―ローイ・エットーウボン線及ナコン・ラージャシマー―ウタラ(Uttara)―ノンカーイ(Nongkay)線の二航路があり、一週一回の輸送をなすが、所要時日は何れも一日(陸路なれば、前者は十五日、後者は十四日を要する)である。

第一二四表　暹羅内・外國飛行郵便料金表 出所＝同前表

		内地（士丹）	外國（士丹）
書狀	二〇瓦又は端數毎に	二〇	—
	最初二〇瓦迄	—	二五
	超過二〇瓦又は端數毎に	—	一〇
葉書	普通	六	一三
	往復	—	二三
印刷物	五〇瓦又は端數毎に	四	六
登記したる新聞	最初一〇〇瓦迄	四	—
	超過五〇瓦又は端數毎に	四	—
商業用文書	五〇瓦又は端數毎に	四	六
	最低料金	一五	一五
標本及見本	五〇瓦又は端數毎に	四	六
	最低料金	一〇	一〇
混合包束物	五〇瓦又は端數毎に	四	六
	最低料金　商業用文書を含む場合	一五	一五
	最低料金　標本及見本を含む場合	一〇	一〇
小包	五百瓦又は端數毎に(但し長さ一米、幅及深さ六糎重量五瓩迄とす)、外國小包は右料金に五百瓦に付き四十士丹增	四〇	—

備考　飛行郵便物には宛名の左側に "By Air-mail" を明記することを要す。

郵便爲替—內國郵便爲替料金は二銖迄一五士丹で、二銖以上は二銖又は其端數每に一士丹を附加する。

外國郵便爲替料金は日本及同植民地、白耳義、支那、ダンチツヒ、丁抹、佛國及同植民地、獨逸、伊太利及同植民地、蘭領印度、諾威、西班牙、瑞西は內國郵便料金と同じく、其他の諸國に組みたる爲替は一五銖迄二五士丹、之れ以上は一五銖又はその端數每に二〇士丹を加ふ。尙外國爲替に取組み得る最高額に就ては各爲替取扱局に照會すれば詳細を得られる。

第一二五表 暹羅內國郵便爲替取扱口數及金額連年比較表　出所＝一九二六年度統計年鑑

年度	盤谷州より地方へ振出したもの 口數	金額	地方より盤谷州へ振出したもの 口數	金額	全計 口數	金額
一九二二年	四、九三〇	六一〇、八七四	二二、六九六	二、六九一、〇五六	二七、六二六	三、三〇一、九三〇 銖
一九二三年	六、一五五	八六三、四九四	二六、九七八	三、〇三〇、三八三	三三、一三三	三、九二三、八七七
一九二四年	七、二四八	一、〇一六、二九二	三〇、一七九	三、四二五、〇三八	三七、四二七	四、四四一、三三〇
一九二五年	八、六四二	一、二二四、八二一	三五、一一六	四、二四六、九三六	四三、七五八	五、四七一、七五七
一九二六年	一〇、二〇三	一、四七二、二九〇	四二、六一四	五、二〇八、八八五	—	—

第一二六表 暹羅外國郵便爲替取扱口數及金額連年比較表　出所＝同前表

年度	外國に振出したるもの 口數	金額	外國より受入れたるもの 口數	金額	計 口數	金額
一九二二年	三、六二七	一二六、八三八 銖	四三二	一八、〇七六 銖	四、〇六九	一四四、九一四 銖
一九二三年	四、三六二	一五六、八四四	四五二	一九、九六一	四、八一四	一七六、八〇五
一九二四年	四、一六四	一二六、五三五	五二六	二三、四七一	四、六九〇	一五〇、〇〇六
一九二五年	四、二一七	一一六、五三九	七八九	四五、六〇八	五、〇〇六	一六二、一四七
一九二六年	四、二八〇	一一〇、八三一	八七三	五六、七五一	五、一五三	一六七、五八二

電信　當國の電信は殆んど公務及一部の商用に利用せられるに止まり、一般國民は其必要を感ぜぬものゝ如くである。

第一二七表 暹羅電信局發信及受信數連年比較表　出所＝同前表

	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
電信局數	一〇〇	三一七	三三一	三一八	三六四
使用中の電信機數	一三八	二一七	二二九	二二七	二六三
電信線延長(米)	六、八九八、六七二	七、〇七五、〇八一	七、〇六九、三八一	六、九八一、八九五	七、一二三、六三五
ワイヤ延長(米)	一〇、四〇四、五四九	一二、一一〇、五三三	一二、一〇四、八三三	一一、九九六、〇七七	一二、一九七、六五七
電信發信數 內地	二七二、四六八	二七七、〇七四	二七九、二五一	一三五、五九五	一五一、四七四
外國 發信	八〇、八三七	一〇六、一八九	九五、四〇五	一〇六、四七八	八三、九九八
外國 受信	一二四、六七一	一二四、二二二	一三二、四三六	一五四、六〇三	一二〇、七三三

電信料金—內地電信は、最初の一〇語以內は八〇士丹にて、一語を增す每に五士丹を增し、至急電報は普通料金の二倍である。外國電信は、モウルメイン(Moulmein)、西貢、彼南經由の三線がありて各料金を異にするが故に、一語當りの外國電信料金を右三經由線別に表示すれば次の如くである。

第一二八表 暹羅外國電信料金表　單位＝一語當り銖　出所＝一九二七年盤谷及暹羅ディレクトクー

國別	モウルメイン經由	西貢經由	彼南經由
日本	二・五五	二・一〇	一・九〇
支那 廈門、廣東、福州、上海、汕頭	二・〇〇	一・三五	一・三〇
香港	一・七五	一・一〇	一・〇五
澳門	一・八五	一・二〇	一・二〇
比律賓 馬尼剌	二・一〇	一・四五	一・四五
呂宋其他の諸局(馬尼剌經由)	二・二五	一・六〇	一・六〇
其他の諸局	二・六〇	一・九五	一・九五
佛領印度支那 交趾支那、柬埔寨、老撾	一・五五	〇・三〇	一・二〇
安南、東京	一・七〇	〇・三〇	一・二〇
英領各地 印度、緬甸	〇・四五	一・三〇	一・三〇
錫蘭	〇・八〇	一・三〇	一・三〇
馬來半島(陸地經由は一五士丹)	一・四〇	〇・九〇	—
蘭領印度(メダン經由は九五士丹)	一・八五	一・三〇	一・一五

一語の最長限度は平文一五文字又は五數字、暗號一〇文字又は五數字にてフルストップ、コムマ、ダッシュ、バー等は一數字又は一文字として計算する。

電話　電話は一九〇九年瑞西エリクソン式を採用して以來、著實なる進步を遂げつゝある。

第一二九表 暹羅電話機數及日當平均呼出數連年比較表　出所＝一九二六年度統計年鑑

	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
電話機數	一、五六九	一、六二七	一、七五六	一、九三五	二、二四三
日當り平均呼出數	二三、六九三	二三、〇一〇	二五、七六〇	二五、二八四	三六、八一〇

無線電信　盤谷及シンゴラに各一箇所の通信所を有してゐる。Telefunken 式で、晝間一、〇〇〇哩、靜穩の日若くは夜間は二、五〇〇哩の距離と通信することを得ると云はれる。海軍省所屬であるが、一九一九年公開し、各發受信者より、一語二十士丹の料金を徵收する。

備考　一九二八年四月十日發行盤谷タイムズに依れば、約三十萬銖を投じて盤谷に無線電信所を新設し同五月中旬頃より使用するとあり。

重要都市

盤谷　暹羅に於ける最新式の首都で、メナム・チヤオ・ピイアの上流二十五哩(直線距離十四哩)の所にある。其以前卽ち一三五〇—一七六六年迄の首府はアユチヤであり、更に舊く一二五七—一三五〇年迄タイ族の首都はスコータイであつた。然るにアユチヤは一七六七年四月七日緬甸人の攻撃に遭つて陷落したが、後此侵略者は國外に放逐された。其後盤谷は新たに首都となり、メナム河の西岸に位置して現在其人口は頗る巨大である。一七八二年に至つて現王朝に屬する皇帝第一世によりて政治の中心は河の東側に移され、爾來今日迄約一五〇年に及んでゐるに過ぎない(歷史の部參照)。

周圍に城壁を廻らされた都市卽ち盤谷城內には、大宮殿(The Grand Palace)最高行政諸官衙並に位階高き暹羅貴族の邸宅の大部分が存在する。市街は俗にサノン・トク(Sanon Tok)と呼ぶバンコルン岬(Bangkolen Point)まで河道に沿ふて南方及東方に擴がつてゐる。北東部は今日サムセン(Samsen)まで延びてゐて　メナム河の西岸方面も全部之れに含まれるが、東方側との連絡は總て渡船によらなければならない有樣である。一九二〇年の調査によれば、盤谷及接續市街の人口は實に六六六、七一九人を算し、この中には暹羅人以外に豪商より貧困なる苦力に至る多數の支那人をも含んでゐる。尙ほルク・チン(Luk-Chins)と稱する暹支混血人、シヤン人、ペグアン(Peguans 卽ち Mohns)、印度人、馬來人、安南人、柬埔寨人、緬甸人、老撾人、爪哇人等、この外

歐洲人、米國人及日本人が在住してゐる。

盤谷城內の北東サムセンの下流にドシト(Dusit Park)區域があつて、一九一七年一月十一日に開かれた王宮(Palace)と、玉座(Throne Hall)がある。數年前この地域はジヤングルの沼澤に過ぎなかつた。然るに今日では宮殿、寺院、廣大なる遊園地等莊嚴華麗にして往年の同國に較べて眞に隔世の感がある。之れぞ實に本公園區域の提唱者たる先帝チユラローンコーン陛下の精神を具體化したるもので、其治世四十餘年間國民に與へたる敬慕の情は、募つて一九〇九年十一月御遺業を永劫に記念するため、此地區に銅像を建設せしむる結果となつたのである。

ドシト公園から、城內プリメーン・グラウンド(Premane Ground)まで、ラジヤ・ダムナーン大道路が續いてゐる。幅廣き道路の兩側には司法省、國立博物館(The National Museum)圖書館(The Vajiravadh Library)及其他の營造物があり、之れより尙進めば、白色の胸壁、大寺院(Wat Phra Kaeo)の九輪及屋根のある大宮殿の入口及政府の建築物が輪奐の美を競ふてゐる。外務省の建物に當てられてゐるサランロム宮殿(The Saranrom Palace)は大宮殿の城廓外に建つてゐる。此間を縫ふ道路と隣接するサランロム花園(The Saranrom Gardens)は更に異彩を放つてゐる。普通の觀光客は新道路の北部分のみ再三訪問しても好いと云はれてゐる。城壁の內側には新道路及其他の道路が四通八達してゐて、極東諸國の市街に比肩することが出來る。

大宮殿と反對にメナム河の向側にはローン・ロー(The Rong Low)と呼ぶ海軍省があつて、此處には砂洲を橫切つて船舶の進航し得る船渠、最新式な機械工場、船舶工廠、其他がある。海軍の船艦は河口又は港灣の此部分に碇泊所を持つてゐる。

煉瓦製の舊城壁は一部分新道路の爲めに破壞せられたが、今も尙存在してゐる。三つの小塔のある美麗な門扉卽ち Pratoo Sam Yot は新道路敷設の爲め數年前移動された。

盤谷及接續市街には道路約四百哩ありて互に交叉し、大部分は砂利道路である。道路作業の進捗程度は始めのチヤルーン・クルン(Charoen Krung)又は新道路卽ち盤谷の最初の公道が比較的近代に於て完成したのによつても想像せらるゝであらう。長さ六哩內外であるが、此作業には凡そ六箇年を要してゐる。之れに關聯して一八八一年乘合馬車の營業を目的とする起業會社が創設された。市內には稍長形の馬車があるが、驟馬曳軌道車之れに代り、次いで現今は電車營業線約四十哩が市內を運轉してゐるに過ぎない。又盤谷には一八六〇年始めて瓦斯が燈火用として使はれ、電燈が利用さるゝ迄引續き使用されてゐた。最初盤谷道路の建設中、土木技師は充分適切な材料を得る爲め非常な困難に遭逢した。最初煉瓦を使用したが、是等は天候及車馬の通行によつて速かに破壞される。けれども鐵道の開通後、花崗岩、石灰石及他の材料を出來得る限り利用してゐる。今では殆んど新道路の全部にアスフアルトが敷かれてゐる。

クロン(Klongs)卽ち運河に渡された橋梁は近年多大の變化を與へ、往時は總てチーク材を以てしたが、漸次交通が頻繁となるに從ひ、鋼鐵及鐵筋コンクリートの橋梁を現出するに至つた。今日盤谷市內に於て見受けられる橋梁の殆んど全部はチユラロンコーン大帝の御拜慮に待つもの多く、當時每年天長節當日には新設の橋梁が殖えたと云はれてゐる。其多くは實際的效果は兎も角として確に綺麗な感じを與へる。之等の橋梁は天長節の御回數に從つて第一號から第五十八號に及び命名されてゐるが、之れは一年內に一以上の橋梁が架設せられたことが數回もあつた爲めである。就中先帝陛下の御治世中竣成されたもので、キング・ラーマ第七世橋と呼ばれる鐵橋は國有鐵道の二地點を連結するメナム・チヤオ・ピイヤの上に架けられたものである。

盤谷にある寺院(Wat と稱す)の數は實に夥しい。凡そ三百六十を超ゆると云はれてゐる。或るものは可なり大面積を占めてゐる。先づ旅行客の是非足を向ければならぬのは Wat Phra Kaeo 寺で、王宮(Royal Palace)の中にあり、エメラルドの佛像あるを以て殊に名高い。ドシト公園にある Wat Benehamabopitr、河の兩側にある Wat Cheng、其他 Wat Pho, Wat Sumplum, Wat Rachhopitr, Wat Songnaudit, Wat Maham, Wat Suthat, Wat Soket, Wat Theltida, Wat Debsirintr, Wat Mahathat 等がある。一般に寺院內には佛陀の大身像を有する中央堂があり、續いて說敎、祭典の行はれる廣間(Bote と稱す)、信徒の休憩所、沐浴用桶及僧侶の住宅等が設けられてゐる。或るものは周圍に佛像を有する四角の庭園を有し、又古式の壁畫や漆を綺麗に塗つた扉が澤山にある。寺には各鐘つき塔があつて、又信徒の賽錢其他の貢物(Chetiyas)を受ける場所が設けられてゐる。併し外人の眼には、巧く曲んで建切妻式の三角形屋根や華美に彩られた瓦で覆はれた Phraprohs が、特に異樣に感ぜられる。二十年前寺院の多くは可なり荒廢した狀態にあつたが、近年修繕を加へ、之れには多大の日子と費用を略した。尙之等一切の寺院並に之れに屬する僧侶は信仰の擁護者として又佛敎君主たる國王陛下に隷屬する文部省の直轄に屬してゐる。

大宮殿及王宮は每週水曜日には一般拜觀を許され、宮內省に屆出でさへすれば許可が得られる。又場合によつては其屬する領事館經由の上申込みをしても好い。

盤谷水道は一九一六年十一月先帝ラーマ第六世陛下によつて設置せられ、この重大なる計畫の完成によつて、首都は純飮料水の供給を受けるといふ文化の惠澤に浴する事となつた。沖積層平地の端に位置し、高地峽谷若くは低地として更に無き盤谷によりて而も餘り經費を要せぬ水源としては、メナム・チヤオ・ピイヤの河水を利用するのみである、水道使用者は低廉な料金を以て給水を受け、又貧民階級へは無料で供給されるに至つた結果、今日盤谷は衞生施設にも非常な進步を爲し、水道敷設以來死亡率は常に減少の傾向を示してゐると云ふ。

盤谷警察制度は一八六二年故アムズ陸軍中佐(Captain Ames)によつて初めて組織された。後に緬甸政府から招聘したジヤーディン氏(Mr. A. T. Jardine)によつて新たに印度式に編成せられた。而して警察總長(Director General of Gendarmerie)及警務長官(Commissioner of Police)を長とし、普通の制度外に探偵事務を擔當する特務部(Special Branch)と水上警察部(Harbour Branch)とがある。警官練習所(Police Training School)は Wat Sapatoom 附近及 Nayor Pathom に於て好く訓育せられてゐる。警察組織の改正並に他のあらゆる方面同樣、最近政府の爲せる事業效績は眞に偉大なるものである。探偵部の助力並に指紋法制度の採用によつて常習的犯罪人を減少し、不良外國人の追放又は自國民を離隔する等種々なる方面に貢獻する所が尠くない。感化院の制度も亦幼年犯の爲めに開設せられてゐる。

文化的方面に關する設備としては、他の極東各地に於ける如く今日甚だ完備したものと云つて好い。社交上の倶樂部としては、ユニオン・クラブ、英國人倶樂部、スポーツ倶樂部、競馬倶樂部(Royal Turf Club)、乘馬及ポーロー倶樂部等がある。數年前迄は夫々箇々に Gymkhanas、クリケツト、ゴルフ、體操、銃獵、其他各種の倶樂部が設けられてゐたが、之等は合同するか、左も無ければ盤谷スポーツ倶樂部に合併するに至つた。Gymkhana 倶樂部の合同は一九〇二年に行はれ、當時先王チユラローンコーン陛下は畏くも勅許狀を以て臨御せられ、サパトーム(Sapatoom)の運動場を下賜せられた。又暹羅協會(The Siam Society)は考古學及同類似の問題に關する論文の審査を爲す會議を開催し、又圖書館(Neilson Hay Library)は各種の文獻を僅かの閱覽料を以て供覽せしめる。又近年英國の蹴球競技が紹介せられ、暹羅人靑年間中に可なり盛んに行はれて相當優秀なる選手を出してゐる。又競馬倶樂部は一

九一六年九月十七日開始以來益々盛んである。コースの改良補修も行はれて、スタンドや倶樂部の建物は最新式と云はれてゐる。

ドン・ムアン（Don Muang）に在る飛行場は國際的飛行場となり、佛國、葡萄牙、英國、和蘭、伊太利、亞爾然丁等の飛行家の着陸場と成り、又Tacheen河及びメナム・チヤオ・ピイヤは米國並に伊太利の水上飛行機着水場となつた。

又政府は毎年盤谷方面の觀光客に多大の便宜を與へんことを慮り、ピイヤ・タイ・パレースを最新式ホテルとして鐵道局に經營せしむる事とした。其開業披露式は一九二六年二月十八日現皇帝陛下によつて行はれた。尙同組織の下に更に一ホテルを中心絡點たるホア・ラムポーン（Hua Lampong）に目下建築中である。皇帝ラーマ第六世陛下によつて國民に賜つた、ルムビニ公園（Lumbini Park）は一九二六年四月二十四日ユーガラ殿下（H. R. H. Prince Yugala）によつて開場された。帝國博物館（The National Museum）は全然組織改正の上擴張せられ、之れ亦一九二六年十一月十一日を期して再開された。又一九二七年一月一日にはメナム・チヤオ・ピイヤに架せられたラーマ第六世橋の開通式が行はれた。

斯くて暹羅盤谷の發達變化は近年著しく、從つて精細を御知らせすることは眞に困難である。併し時の經過と共に何處も舊きは去りて皆新しく成り行くは世の常である。畢竟するに、今や盤谷の秩序は各方面に良く治まり、人民は平和裡に生活を續けつゝありと云ふことが出來よう。

因に盤谷には日本人會がある。

主要邦人商店名—

一、三井物産株式會社支店
　輸出業　チーク　米　セメント
　輸入業　雜貨　ガンニー・バッグ、ビール、兵器
　三井は此外火災・海上保險業、其他各種會社の代理店を兼營す

二、山口洋行
　輸入業　雜貨

三、伊藤洋行
　輸入業　雜貨

四、江幡洋行
　輸出業　木材（主として唐木類）
　輸入業　雜貨、寫眞機及同材料

五、大山洋行
　輸出業　チーク　雜貨

六、山下汽船會社
　海運業　石炭（輸入）

在盤谷主要商店・會社・銀行名及同所在地

銀行・會社及商店名	本店所在地（國）	營業種目	本支店又は代理店所在地
American Express Company Travelers Cheeks		金融業	717 Sathorn Road (c/o American Presbyterian) Mission
Bank of Canton, Ltd.	香港	銀行業	173 Yawaraj Road
Chartered Bank of India, Australia and China	倫敦	同	
Hongkong and Shanghai Banking Corporaton	香港	同	East Bank of River Menam, corner of Klong Kut Mai Canal
Banque de l'Indochine	巴里	同	Oriental Avenue
Mercantile Bank of India, Ltd.	倫敦	同	Bush Lane
The Siam Commercial Bank, Ltd.	盤谷	同	
Sze Hai Tong Banking and Insurance Co., Ltd.	新嘉坡	銀行並に保險業	2494 Songwad Road 2488
American Asiatic Underwriters, Inc.	（米國）	代理店並各種製材業	B. M. C. Building, New Road
The Anglo-Siam Corporation, Limited.	倫敦	各種代理店其他一般商業	
The Asiatic Petroleum Co. (Siam), Ltd.	（英國）	石油販賣業	
Bangkok Dispensary (Established 1878)	盤谷	化學藥品卸小賣業	Pratoo Samyot
The Bangkok Dock Co., Ltd. (Established 1865)	同	政府御用請負業、土木工事請負、造船輸入業、其他代理店	
盤谷ホテル (Bangkok Hotel)	同	旅館業	Windmill Road
The Bangkok Manufacturing Co.	同	製冰炭酸水製造及冷藏業其他代理店	363 New Road
Bangkok Times Press, Limited	同	日刊新聞發行業其他印刷業	Hongkong Bank Lane
Barrow Brown & Co., Ltd.	同	土木工事請負並各種代理店	New Road, near General Post Office
The Bombay Burmah Trading Corporation, Limited	孟買	海運業及代理店	
Boribun Dispensary	盤谷	賣藥化學藥品—其他醫療器具及雜貨卸小賣業	1145-1149 Fuang Nakorn Street
The Borneo Co., Ltd.	倫敦	米・木材・織物類・金屬類取扱業及輸入業各種代理店	
The British American Tobacco Co., Ltd.	同	煙草（製造）販賣業	
Butler & Webster		土木請負及輸入業	Main Office: Seekak Phya Sri, City
Central Motors (Siam), Ltd.	盤谷	自動車販賣及同倉庫業	New Road, near General Post Office
K. A. J. Chotirmall & Co.	同	特種品卸賣業	Main Store-New Road
Descours & Cabaud Produits Metallurgiques	リオン	鐵・鋼製品・機械及鐵器販賣業及代理店	
The East Asiatic Company, Limited	（丁抹）	造船・製材・製油・セメント製造・護謨椰子栽培・チーク伐採・錫採掘業及輸出入業	

Eastern Siam Tin Dredging Co.	倫敦	錫鑛業	
江幡洋行 (Y. Ebata & Co.)	盤谷	寫眞機及同材料販賣業	
Edgar Brothers, Limited		輸出入業及代理店	
Ellerman's Arracan Rice & Trading Co., Ltd.	倫敦	精米・輸出入及汽船會社代理店	
Europe Hotel	盤谷	旅館業	New Road
Fan Hin Long & Co. (Established 1908)		輸入業及問屋業	Songwad Road
The Far East Oxygen and Acetylene Co., Ltd.	巴里	各種金屬熔接及壓搾酸素及アセチレン製造業	Bush Lane
Fraser & Neave, Ltd.	新嘉坡	炭酸水製造業	Si Phya Road
B. Grimm & Co. (Established 1878)		輸出入業及政府御用商	Maha Chai Road, near Pratoo Samyot (Opposite Purapah Palace)
S. S. Hajee Mohamed Mansoor Sahib		各種織物卸小賣並貴金屬其他販賣業	No. 886 Wat Koh Street
Handelsvereeniging "Holland Siam" (Holland Siam Trading Company, Ltd.)	海牙	輸出入業及材木商其他代理店	Hongkong Bank Lane
Internationale Crediet-en Handelsvereenigng "Rotterdam"	ロッテルダム	輸出入業及代理店	Rajawongse Road
The International Engineering Co., Inc.	紐育	土木請負業及代理店	Chartered Bank Lane
International Tourist Agency and Siam Tourist Bureau		旅客案內業	947 Fuang Nakorn Road
International Savings Society (1912)	上海	金融業	68-70 New Road
The Jawarad Co., Ltd.	盤谷	輸出入業及問屋業	2996/8 Rajawongse Road
Karach Store	同	生綠及一般商業	199 new Rood
Katz Brothers, Limited	新嘉坡	輸出入業	Anuwongse Road
Klong Rangsit Motor Boat Co., Ltd.	盤谷	運搬業	Klong Rangsit & Nakon Nayok
Kwong Koh Long	同	輸出入・チーク伐採及製材業・チーク伐採並販賣	No. 549 Krok Phya Krai, Sampong
Louis T. Leonowens, Limited.	倫敦	製材業及輸出入業	Hongkong and Shanghai Bank Lane
Meklong Railway Co., Ltd.	盤谷	運搬業	Chartered Bank Lane
Menam Motor Boat Co., Ltd.	同	同	
Menam Pilot Co.	同	水先案內業	New Road, near Custom House Lane
Minato Hotel		旅館業	Suriwongse Road

三井物産會社 (Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.)	東京	輸出入業及代理店	Hongkong and Shanghai Bank Lane
Les Successeurs de E. C. Monod & Cie. (Established 1900)	新嘉坡	輸出入業及代理店	
Nai Lert (Established 1893)	盤谷	製氷・造船・運搬・鐵器販賣其他輸出業及代理店	
Nangsue Phim Thai	同	新聞發行業	Plaplachai Road
The Nanyang Brothers Tobacco Co., Ltd.	上海	煙草販賣並製造業	No. 623 Jawarad Road
日本醫院 (The Nippon Iin)	盤谷	醫院開業	No. 25 Banmoh (The Rongya Kow)
R. Omoda	同	理髮業	Corner of Bush Lane
Oriental Hotel	同	旅館業	553 Ban Moh (Rong Ya Kas) Road
Oriental Stamp Company (Established 1920)		郵便切手及古切手卸小賣業	1297 Jotha Road, Talat Noi
大阪商船會社 (Osaka Shosen Kaisha)	大阪	海運業	Agents: Anglo Siam Corp., Ltd.
大山商會 (K. Oyama & Co.)	盤谷	雜貨商	Phahurat Road
Ozawa Medical Hall	同	賣藥及外科其他醫療器械販賣業	No. 666-670 Yawaraj Road
Paknam Railway Co., Ltd.	同	運搬業	
The Phathanakorn Cinematograph Co., Ltd.	同	フヰルム及活寫材料販賣供給業並映畵常設館經營	
Phya Thai Palace	同	旅館業	Rajavithi Road
Pisal Panite Trading Co	同	輸出入及問屋業	Bush Lane
Prom Photo Studio (See K. Ebata & Co.)	同	寫眞業	New Road
Remington & Smith Premier Typewriter Stores	同	タイプライター販賣並修繕及代理店	Corner Burapha & New Roads
L. C. Rigonti & Co.	同	貴金屬商	Si Kak Phya Sri (City)
A. R. Salehbhai & Co. (Established 1876)	同	商業用品並紙類輸入業	Bamrung Muang Road
Savad Sukhum Banij	同	海運並傭船業	Plaplachai Road
The Shanghai Fire and Marine Insurance Co., Ltd.	香港	火災保險業	173 Yawaraj Road
The Siam Advertiser	盤谷	廣告及印刷業	85/89 New Road (Opposite Bush Lane)
Siam Advertising Co., Inc.	同	同	No. 1401 Rong Muang Road

Siam Electric Corporation, Ltd.	盤谷	發電及電力供給業	
Siamese Tin Syndicate, Limited	倫敦	錫鑛業	
Siam Free Press Co., Ltd.	盤谷	日刊新聞發行業	
Siam Observer	同	同	Oriental Avenue
Siam Petroleum Co., Ltd.	同	石油業	196-193 New Road, Samyek
The Siam Steam Navigation Co., Ltd.	同	海運業	
Siam Steam Packet Co., Ltd.	同	同	
The Siam Textile Trading Co.	同	織物類製造業者代理店及問屋業	Nos: 106 104 New Road, above Samyot
The Siri Company	同	土木請負業	Sapan Josse
Societa Comissionaria di Esportazione di Importazione	（伊太利）		3213-3214 Rajawongse Road
Standard Oil Co., of New York	紐育	石油販賣業	Bush Lane
The Straits Siam Trading Co.		輸出入業及卸商其他代理店	219 New Road
Syme & Co.	新嘉坡	一般商業及代理店	2637 Rachawongs Road
The Tonkeh Harbour Tin Dredging Co., N. L.		錫・錫鑛業	
United Engineers, Ltd.	海峽植民地	土木請負業汽罐製造及造船業	
Vacuum Oil Company	紐育	石油販賣業	Chartered Bank Lane
Wembley Hotel	盤谷	旅館業	Late Japanese Legation, Suriwongse Road
Whiteaway Laidlaw Co., Ltd.		百貨店	New Road
Windsor & Co.	漢堡	鐵器販賣業及各種代理店	
Wing Seng Long & Co., Ltd. (Established 1905)	盤谷	製材及販賣業	West Bank of the River Bangkok
山下汽船會社 (Yamashita Kisen Kaisha)	神戸	海運及石炭取扱業	

コーラート（又は Nakon Rajasima）　東北高原地ナムムーンの上流に在り、人口二萬餘。ナコン・ラージヤシマー、カーイエツト、ツボン、ウドーンの四州（人口合計約百九十八萬）の中心的商業地にして、重要産物は紫檀、タガヤサン、花櫚、其他木材、生絲、獸皮、野生ゴム、生牛、水牛、豚等である。一九〇〇年首府盤谷間の鐵道開通以來急速なる發達を遂げた。

パークナムポー　盤谷より湄南河を溯る事百八十哩ナム・ヨム、ナム・ナーン、ナム・ピン、三大河の合流地點に在り、人口ナコン・サワンを併せて約二六、〇〇〇人、北部暹羅産物の集散地である。

倘ナム・ナーン河畔にはピチツト、ピトサヌローク、ウタラデイト、ナーンの四市が在る。産物の主なるものは棉花及煙草である。ナム・ヨムの河畔にはスコータイ、サワンカローク、プレーの三市在り、何れも歴史上由緒深き都邑で、産物はチーク、棉花、煙草等とす。

ナム・ピン河畔にはカムペンペツト、ターラ、ラムプーン、チエンマイ等、又その支流ナム・ワン河畔にはターン、ラムパーン等の諸市が在る。之等各地方より産するチーク材は筏として盤谷に下る途中パークナムポーに於て收稅してゐる。

チエンマイ　盤谷を距る約五百哩、メ・ピンの上流最北部暹羅の中心都會を爲すと共に、人口約四三、〇〇〇、チーク産出地域の中心地である。斯業に關係ある歐米人醫師、基督教傳道師等多數居住す。産物はチーク以外スティツクラツク、樹脂類、粗製樟腦、其他林産物及漆器、陶器、織物等を産す。陸路ターンを經て下緬甸及北部は上緬甸、支那、雲南省方面との商取引が盛んである。

アユチヤ　盤谷より汽車にて約二時間にして達す。メナム河を中心として建設せられたる舊都であつて、往昔、日本人の居留地であつた。現在人口二萬數千餘、米は唯一の産物にして、州内に小規模の精米所七箇存在する。

プラバート　アユチヤとロプブリーの中間驛バーン・モー停車場より直北の地にあつて、石灰岩より成る山の中腹に在る有名なる佛跡である。

ピトサヌローク　ナム・ナーン河畔に在る都會にして、盤谷より汽車にて十二時間行程の地點に存す。人口二萬八千餘の小都會である。

旅行案内

香港―盤谷直航　下記の船會社は香港・盤谷間の定期旅客輸送に從事してゐる。就航船舶の多くは廣くて勝手や乘心地が如何にもよい。此點は近海航路の普通船は追從を許さない所である。

所要日數

香港・盤谷直航	七日
汕頭・海口經由	八日
海口・新嘉坡經由	一二日
汕頭・新嘉坡經由	一三日

一、The Indo-China Steam Navigation Co., Ltd.

每月曜日香港出帆（月四回）。直航。

切符發賣所　香港　Jardine Matheson & Co., Ltd.
　　　　　　盤谷　The Anglo-Siam Corp., Ltd.

賃銀（一等）　直航　一二〇弗（片道）
　　　　　　　汕頭經由　一三〇弗（同）
　　　　　　　　　　　　二一〇弗（往復）

二、大阪商船會社

香港出帆（月一回）。直航。

切符發賣所　香港　大阪商船會社
　　　　　　盤谷　The Anglo-Siam Corp., Ltd.

賃銀（一等）　一一四弗（片道）

三、The China Navigation Co., Ltd.

汕頭經由　每日曜日香港出帆（月四回）
海口經由　隔週土曜日同（月二回）
海口・新嘉坡經由　隔週水曜日同（月二回）

切符發賣所　香港　Messrs. Butterfield and Swire
　　　　　　盤谷　Messrs. Borneo Co., Ltd.

賃銀　一等　汕頭經由　一三〇弗（片道）
　　　　　　海口經由　二一〇弗（往復）
　　　二等　汕頭經由　五〇弗（片道）
　　　　　　　　　　　八〇弗（往復）　船客は殆んど支那人

四、East Asiatic Co., Ltd.

月約一回。不定期航路。

切符發賣所　香港　Manners & Co., Ltd.
　　　　　　盤谷　East Asiatic Co., Ltd.

賃銀（一等）　一〇〇弗（片道）
　　　　　　　一七五弗（往復）

西貢、プノム・ペン、アンコール及レアム(陸路)經由　香港・西貢間は定期航路があるから、旅行者は孰れか適當なるものを選べる。西貢よりはプノム・ペン、アンコールに頁好なる自動車道路がある。自動車で朝約七時に西貢を出發すれば、柬埔寨の首都プノム・ペンには午後三時に到著する。王宮、博物館を見物してゆつくり一夜を明し、翌朝約五時にアンコールに出發することゝすると、正午乃至一時には同市に到著し、サラ・ホテルで晝食がされる。若し急がぬ旅なら右兩市間(約半途)にあるコムポン・トム(Kompong Thom)で晝食し、午後遲くアンコールに達すればよい。

盤谷行の汽船は金曜日の午後三時にレアムを出帆するから、アンコールを木曜日に出發して自動車をプノム・ペンに歸し、此處で一夜を明かして翌朝レアムに自動車を驅ればよい。

レアム・盤谷間は愉快なる旅行が出來る。船は殆んど暹羅東海岸の主要各港に寄港し、月曜日の午後二時盤谷に投錨する。

The Siam Steam Navigation Co.(レアム―盤谷間)

每金曜日午後一時レアム出帆(月四回)

切符發賣所	西貢	Societe Commerciale Francaise de l'Indo-Chine	
	盤谷	The East Asiatic Co., Ltd.	
賃銀	一等	四五銖(片道)	六〇銖(往復)
	二等	三〇銖(同　)	四五銖(同　)

西貢―盤谷間直航

The Société des Affreteurs Indo-Chinoise

隔週金曜日西貢出帆(月二回)

切符發賣所	西貢	40-42 Rue le Fehvre	
	盤谷	Messrs. Les Successeurs de E. C. Monod & Cie.	
賃銀	一等	一〇四・五〇銖(片道)	一九九銖(往復)
	二等	七六・〇〇銖(同　)	一五二銖(同　)

新嘉坡より盤谷への海路

新嘉坡―盤谷間旅客輸送に當つてゐる汽船會社は二社あり、所要日數は約四日で、鐵道よりは二日多くを要する。

一、The Straits Steamship Co., Ltd.

每日曜日新嘉坡出帆(月四回)。定期航路。

切符發賣所	新嘉坡	同社	
	盤谷	Borneo Co., Ltd.	
賃銀	一等	七〇弗(片道)	一二〇弗(往復)
	二等	四〇弗(同　)	七五弗(同　)

二、The Siam Steam Navigation Co., Ltd.

直航月五回。不定期航路。

每水曜日午後三時新嘉坡出帆(月四回)。但し沿岸諸港經由。

切符發賣所	新嘉坡	The Straits Steamship Co., Ltd.		
	盤谷	The East Asiatic Co., Ltd.		
賃銀	直航	一等	七〇銖(片道)	一二〇銖(往復)
		二等	四〇銖(同　)	七〇銖(同　)
	沿岸諸港經由	一等	一一〇銖(片道)	二〇〇銖(往復)
		二等	六五銖(同　)	一一五銖(同　)

新嘉坡より盤谷への鐵道

右兩港間には馬來聯邦州鐵道と暹羅國有鐵道との吉隆坡及プライ(彼南)經由の急行列車がある。新嘉坡發彼南行は日々朝夕二回の急行列車がある。

汽車發著時間表

(イ)、新嘉坡―プライ間

新嘉坡(タンク・ロード停車場)	每日	七・三〇(發)
吉隆坡	同	一八・五四(著)
同	同	二〇・〇〇(發)
プライ(彼南)	同	六・〇七(著)

(ロ)　プライ―盤谷間

プライ	金曜日	九・三六(發)	月曜日	八・〇〇(發)
パダン・ブサル	同	一四・一〇(發)	同	一四・一〇(發)
盤谷	土曜日	一九・〇〇(着)	火曜日	一九・〇〇(著)

(但しプライ月曜發列車はパダン・ブサルにて乘換へ)

賃銀 新嘉坡―盤谷	一等	九八・九九銖	(七八・二〇弗)
	二等	五三・八八同	(四二・五七同)
	三等	三五・八五同	(二八・三二同)

馬來聯邦州鐵道及暹羅國有鐵道は寢臺車及食堂車に對し最上の注意を拂つてゐるが故に、誠に乘心地がよい。又沿線の景色は英領馬來及暹羅を通じて旅客に好印象を與へるであらう。

ホテル及所在地(盤谷)

旅館名	所在地
Bangkok Hotel(邦人旅館)	Windmill Road
Europe Hotel	New Road
Gay's Hotel	Suriwongse Road near New Road
Oriental Hotel	Oriental Avenue
Phya Thai Palace	Rajavithi Road
Romani Hotel	Rama VI Road
Royal Hotel	Sathorn Road

盤谷市內乘物料金

自動車	最初一時間三銖、爾後每時二・五〇銖宛
馬車	一頭立每二時間二銖、二頭立同上三銖
電車	一區十士丹
人力車	約十分間二十五士丹
舢舨	渡河料は十―三士丹
ランチ	最初一時間五銖、爾後每時三銖宛

盤谷一週間觀光プログラム

第一日

午前　宮殿(豫め許可を要する)
エメラルド佛寺(Wat Phra Kaeo)は境內にあり、宮殿拜觀後參詣せられる(豫め許可を要する)
宮殿より Rajadamnoen 並木路に沿ひて自動車を馳せ、途次 Royal Plaza、戰捷紀念碑、Nang Dhorani 噴水池、Wat Rajanadda 及黃金山(Golden Mount)

午後　玉座館(Throne Hall)拜觀(豫め許可を要する)
Wat Benchamabopitr 參詣
Dusit 公園內ドライヴ
ヴアジラヴット大學
盤谷住宅地區ドライヴ

第二日

午前　Pu Khao Thong (黃金山)見物
Wat Sraket, Wat Sudat, Bôt Phram 參詣

午後　Wat Pho, Wat Rajapradisth, Wat Rajabopitr 參詣

第三日

午前　國立圖書館參觀、Wat Mahathad參詣、博物館見學

午後　Wat Borvornivesr (同寺院內に佛像が安置してある)。Wat Janasong-

Kram, Wat Lieb 等參詣、美術工藝學校參觀

第四日

午前　Wat Kalaya, Wat Arun にランチにて參詣、Bangkolem 地方をランチにて巡遊

午後　Sampeng（當市の支那街）見物

第四日

午前　ランチにて諸クローン（堀割）の水上市場及河上生活見物（七時前なれば托鉢を受ける僧侶、早朝水上市場にて買物する群集等印象深き光景が見物出來る）

午前遲く商店地區及び新古美術品店見物

午後　Wat Debsirindr 參詣、チュラローンコーン綜合大學見學

第六日

午前　七時の朝列車にて盤谷發、午前九時アユチア着

アユチアは暹羅の舊都の中最も興味あるもので、市街はメナム河の數多の洲上に形成され、廢寺一百、中 Wat Phra Sri Sanboj は主要なものである。

午後　正午ステイーム・ランチにてアユチアを出發し Bang Pa In にて國王避暑宮拜觀（豫め拜觀許可を受けねばならぬ）

第七日

午前　早朝殷盛なる市街を見物、司法省附近の國王御用象を見物

午後　買物

備考　尚餘日あるものはナコン・パトム、ロプブリー及パチャブリーの見物をなし、更に尚餘日あるものはチエンマイの旅行を勸める。チエンマイ旅行は暹羅の概念を與へるだらう。

雜

度量衡

通貨—

銀貨　1 tical……（＝我0.8875圓）
　50 satangs ＝ 1/2 ticak
　25 satangs ＝ 1/4 ticak
　10 satangs ＝ 1/10 ticak
　5 satangs ＝ 1/20 ticak

ニツケル貨

銅貨　1 satangs ＝ 1/100 ticak（＝我0.8875錢）

紙幣は、一、五、十、二十、百、千銖の六種類が發行せられてゐる。

重量—暹羅に米突法採用の勅令が通過したのは、一九二三年であつた。この法律は目下暹羅に實施せられて居る譯ではない。併し、官報の公示により漸次施行を見るに至るであらう。以下現在使用せる各種度量衡に就きて其突制との比較を示すこととする。

左に揭ぐるは、從來使用せられてゐる重量單位である。

The Baht（銖）＝ 15 瓦 ＝ 1 銖の重量

1 klom	＝ 1 klom	＝ 2.343	decigrammes
2 klom	＝ 1 pai	＝ 4.687	〃
4 Nai	＝ 1 fuang	＝ 1.1875	grammes
2 fuang	＝ 1 salung	＝ 3.75	〃
4 salung	＝ 1 baht	＝ 15	〃
4 baht	＝ 1 tamlung	＝ 6	decigrammes
20 tamlung	＝ 1 chang	＝ 1.2	kilogrammes
		（＝我 2.0253 斤）	
50 chang	＝ 1 hap	＝ 60	kilogrammes
		（＝我 101.115斤）	

尚支那人は、或箇所に於ては、小量單位たる klom, khan 及 pai の代りに Lee, Hoon を使用してゐる。

其外使用せられてゐるものに次のものがある。

1 catty ＝ 80 ticals ＝ 1200 grammes
50 catties ＝ 1 picul ＝ about 60 kilog. ＝（133 1/3 lb. av.）

長度—長さの單位には、二米突に相當する wah がある。其他現行のものを示せば左の通りである。

1 anukabiet …… ＝ 2.60406 milimetres
2 anukabiet …… ＝ 1 kabiet …… ＝ 5.2043 〃
4 kabiet …… ＝ 1 niew …… ＝ 2.083 centimetres
12 niew …… ＝ 1 keub …… ＝ 25 〃
2 keub …… ＝ 1 sawk …… ＝ 50 〃
4 sawk …… ＝ 1 wah …… ＝ 2 metres（＝我 6.7056 尺）
20 wah …… ＝ 1 sen …… ＝ 40 〃
400 sen …… ＝ 1 yote …… ＝ 16.000 〃

面積—

1 square wah……（＝我1.249 步）
100 square wah…… ＝ 1 ngan …… ＝ 400 square metres
4 ngan …… ＝ 1 rai（畝）…… ＝ 1600 〃
（＝我1.665 段）

容量—

暹羅に於て用ひられてゐる容量單位は、地方の習慣或はその場所によつて著しい相異があるが、それは官制標準單位のない結果である。一例として精米所に於て通常用ひられてゐるものを揭げると次の通りである。

精米所穀單位—

（The tanan ＝ 約 192 litres ＝ 我 5.253 合）
1 chai men …… ＝ 2.875 centilitres
40 tanen …… ＝ 1 tang …… ＝ 36.8 litres
40 tang …… ＝ 1 han …… ＝ 1372 litres
2 han …… ＝ 1 kwien …… ＝ 2944 〃

米及穀に對する輸出稅の評價には特種の "Kwien" が用ひられてゐる。

1 Kwien ＝ 16 piculs paddy
　　22 〃 cargo rice
　　23 〃 white rice
The picul ＝ 133 1/3 lb average

休日及祝祭日

公定休日—

新年（ソンクラン）　三月三十一日、四月一日二日及三日
Chakri Day　四月六日
The Visakha　チュラサカラ曆第六月の滿つる月の十四日十五日及虧くる月の一日
涅槃祭（Beginning of Buddhist Lent）　チュラサカラ曆第八月の滿つる月の十四日十五日及虧くる月の一日
天長節　十一月七日、八日及九日
Chatr Mongkol　十一月二十四日、二十五日及二十六日
一般休日—
各週日曜
新年　一月一日
支那正月　二月十一日及十二日

Coronation Day	二月二十五日
受難節〕	三月二十九日、三十日
復活節〕	
暹羅正月	四月一日
Chakri Day	四月六日
Whisnutide	五月二十日
Whit Monday	六月六日
八月銀行祝日	八月五日
チユラローンコーン王紀念日	十月二十一日
天長節	十一月八日
基督降誕祭	十二月二十五日

備考　前掲休日中前者は年々變りなきも、後者一般休日は、當日が日曜に相當する時は翌月曜に繰越され、又舊曆節のものは年に應じて相異あること當然である。依て茲には一九二九年のものを參考の爲め掲上した迄である。

國旗制度　一九一一年の國旗に關する法律に依り、國土、皇后、皇太子、皇太子妃、親王及內親王の各旗及長流が規定された。

國王旗―黃色地の中央に王室御紋章ガルダを赤色に染出したる長方形旗である。

此外―一九一七年九月の國旗に關する法律改正に依り次の如き國旗がある。

暹羅國　旗―縱橫三及二の割合なる長方形にて、其中央に旗の全長に亙りて旗幅の三分の一を有する濃紺の橫線を劃し、其兩側に旗幅の六分の一なる白線を平行に、更にこの白線の兩側に旗幅の六分の一の赤橫線を劃する。該旗はトライランガ旗即ち三色旗と稱こゝ、苟しくも暹羅に屬する如何なる場所にても之を揭揚し得る。

海軍旗―他は暹羅國旗と同樣であるが、中央に兩側の赤線に接する赤地の圓があり、圓內には飾を施し旗竿に向ひ臺の上に立つた白象の像を染拔いてある。該旗は同國海軍所屬の全船艦の艦及所屬地全部に揭揚し得る。

海軍首旗―暹羅國旗と同樣であつて、唯中央部に「チヤクリー」の象徵を抱ける錨の像を置き其周圍を黃色の王冠で廻らしてある。該旗は曇室ヨツト及現役中の船艦の舳に揭揚される。

政府旗―暹羅國旗と同樣であるが、其中央部に之を使用する局を示す表章を附してある。

水先案內旗―暹羅國旗と同樣であるが、唯白色の緣をとつてある。該旗は水先案內用であつて、前檣頭に之を揭揚する時は、水先案內を求めつゝあることを示すものである。

動章・記章・記念章・其他の制度　動章の種類及起源―チヤクリー王室最高勳章(The Most Illustrious Order of the House of Maha Chakri)　唯一種類にして一八八二年四月二十一日の創始に係る。普通のナイトである暹羅皇族に與へられるが、外國の君主皇族も名譽ナイトに敍せられる。

最古最瑞九寶勳章(The Most Ancient Order of the Nine Gems)　唯一種類にて一八五一年創設され、佛敎々徒に限り授與せられる。

チユラ・チヨムクラーオ最高勳章(The Most Illustrious Order of Chula Chom Klao)　一八七三年十一月十六日創始されたもので、二部に分れ、一部はナイトに他は貴婦人に授與せられる。ナイト用の部は三等があつて、各等は二級に分れ(都合六級)、元首に忠誠を致したるものに授與せられる。但し三等二級は別であつて、該章は二等三等のナイトの世嗣用として保留せられるもので、一等ナイトの世嗣は其父存生中に、二等ナイトの世嗣は父の死後に該級勳章のナイトに敍せられる。貴婦人用の部は四等に分れ、第二等のみを二級に分割してある。因に外人にして該勳章のナイトに敍せられたる者も少數ある。

四、ラトナ・ヴアラボーン　一九一一年八月一日の創設に係り唯一種類のみである。外人にて授與せられたるものはない。

五、ラーマ名譽勳章(The Honourable Order of Fame)　一九一八年七月二十二日創設せられ四等級がある。國家に勳功ある陸海軍人に授與せられる。

六、白象勳章(The Most Noble Order of the White Elephant)　最高と第一等より第七等に至る八等級よりなり、一八六一年の創設に係るもので一般功績あるものに授與せられる。

七、暹羅王冠勳章(The Most Honourable Order of the Crown of Siam)　一八六九年十二月に創始せられ、等級記章共に前者白象勳章に同樣である。

八、ヴアラボーン勳章(The Order of Vatana Varabhorn)　唯一種類のみにて、一九一九年三月二十二日に創設されたものである。

九、ヴアジラマラ勳章(The Order of Vajiramala)　一九一一年五月二十八日の創設にて唯一種を存し、國王に對し個人的に奉仕したるものに授與せられる。外人にて授與せられたる者は未だ曾てない。

記章の種類及起源―三種ありて其間に上下の區別なく、且國王略名記章(各記章共五等級がある)を除き、他は二種共各記章佩用者の上に何等の差別を設けてゐない。

一、國王略名記章　一般に國王御寵愛の表徵として君主より授與されるものでリボンと共に胸上に佩用し、記章にて其等級を區別する。

(イ)　モンクート王記章　チユラローンコーン王に依り、故モンクート王の降誕百年祭に際して創設され、モンクート王に仕へたる親王及諸官に授與されたるもので、拜受者は比較的少數である。リボンは黃色で緣に赤線の細縞があり、記章には花環の中にモンクート王の略名がある。五等級に分れてゐる。

(ロ)　チユラローンコーン王記章　一九〇一年チユラローンコーン王の創設に係り、リボンには各等幅にて赤縞二線の中に白縞一線があり、記章には楕圓形花環の中に同陛下の略名を有し、五等級がある。

(ハ)　ラーマ六世記章　一九一〇年に創設され、黃色リボンの緣端に細き黑線があり、記章には楕圓形花環の中にラーマ六世の略名を配し、五等級よりなつてゐる。

(ニ)　現王記章　一九二六年に創設、黃色の地の緣端に細き緣縞を附し、現王の略名を花環で圍みたる記章にて、五等級がある。

二、特別勤務記章　(イ)ラーマ記章(Rama Medal)　一九一八年七月二十二日に創設され、楕圓形の銀製記章にて、表面に Karlavirya 王を征服せるラーマ王の繪があり、裏面は國王の略名 B.P. 及其字間に6なる數字を挾み王冠を廻らし、リボンは黑色にて兩緣に赤色の細縞を附してある。

(ロ)　ドウシュデイ・マラ記章　一八八二年チユラローンコーン王の創設に係り、金及銀製にて同王の半面像を印し、武官用には赤及白色の綬、文官用には薔薇色及白色の綬を附してある。

(ハ)　チヤクラ・マラ記章(The Chakra Mala Medal)　陸海軍に十五年勤續せし者の爲に一八七三年九月創設されたものである。

(ニ)　チヤクラバーデイ・マラ記章　二十五箇年勤續せし文官に授與する爲め一八九六年創設された記章である。

右兩者ともチユラローンコーン王の創設に係る。後者は故ラーマ六世陛下に依り變形再設され、兩者の何れかを授與されたる者は他を重ねて授與されることはない。

(ホ)　プシュパ・マラ記章　一八七三年九月チユラローンコーン王の創設に係り、繪畫師、寫眞師に與へられる。

(ヘ)　ラージヤルチ記章　故ラーマ六世の創設に係り官內官及近衞聯隊附將

校下王宮に寄贈せられる。金銀にて造られ、其上に同王の半面像を印し、緞は濃青也である（此外一八九七年に創設せられ、紫五世に處する同名の記章があある。同章にはチュラローンコーン王の半面像を帶び、赤緞に附して佩用せられる）。

(ト) ラージャニヨーム記章　生命救助者に與へられるもので、一九一二年九月二十六日ラーマ六世の創設に係る。銀製にて王の半面像を帶び綬は黃黑半々でである。

(チ) 紀念記章　百年紀念章　盤谷市百年紀念の爲め一八八一年創設された。

(リ) ボー戰役記章　ボー山賊掃蕩の支那人征討に參加したる者に頒與せられたるもので一八八四年創設せられたるものである。

(ヌ) 二十五年紀念記章　チュラローンコーン王御即位二十五年紀念の爲め一九三年十月創設された。

(ル) プラバス・マラ記章　チュラローンコーン王最初の御渡歐紀念に一八九七年に創設。

(ヲ) 瑞王戴冠式紀念章　一九二六年創設。

(ワ) ラーマ六世戴冠式紀念章　一九一一年創設。

(カ) 遙羅二四六一年戰役紀念章　歐洲大戰に動務したるもの爲め、ラーマ六世陛下の時に創設されたるもの。

(ヨ) 皇后記章　チュラローンコーン王御渡歐中故皇太后陛下御攝政を紀念する爲め、一八九七年に創設された。

(タ) ドッヴィタヤセヤ記章　チュラローンコーン王の治世モンクート王に倍加したる紀念する爲め、一九〇三年十月創設。

(レ) 治世ソンコード記章　チュラローンコーン王の治世年限が、先客王の治世年限を突破したる紀念する爲め、一九〇九年十一月創設。

(ソ) 治世四十年記章　チュラローンコーン王の御治世四十年に達したるを紀念する爲め、一九〇八年創設。

在遷各國公館及所在地

官　職　名	氏　名	所　在　地
U. S. A.		
Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary The Legation is also in Charge of Swiss and Danish interests in Siam.	Harold Orville Mackenzie	Sathorn Road, Bangkok
Consul	Charles A. Bay	Sathorn Road, Bangkok
Honorary Vice-Consul The American Consulate-General is in charge of the Consular interest of Switzerland, Cuba and Panama	Carl C. Hansen	Chartered Bank Lane, Bangkok
BELGIUM		
Chargé d'Affaires	Marcel Polain	Sathorn Road, Bangkok
BRITAIN		
Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary	C. J. F. R. Wingfield	Rama I Road, Bangkok
Consul-General, Bangkok	J. F. Johns	Rama I Road, Bangkok
Consul, Chiengmai	W. A. R. Wood	Chiengmai
DENMARK	The American Legation is in temporay charge of Danish Diplomatic Affairs	
Consul-General	H. Christiansen Consul General for Danish in Charge	Sathorn Road, Bangkok
FRANCE		
Envoyé Extraordinaire et Ministre Plénipotentiaire	Charles Arsène-Henry	Custom House Lane, Bangkok
Consul de France à Xiengmai	C. Notton	Chiengmai
GERMANY		
Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary	Dr. Jur., Dr. Phil R. Asmis	Surisak Road, Bangkok
ITALY		
Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary	N. H. Comm. Girolams de Rossi	Windmill Road Bangkok
Consul N. N.	Vacant	
JAPAN		
Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary	矢田部保吉(Yasukichi Yatabe)	Suriwongse Road, Bangkok
Secretary of Legation and Consul	郡司喜一(Kiichi Gunji)	Suriwongse Road, Bangkok
NETHERLAND		
Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary	H. J. W. Huber	Suriwongse Road, Bangkak
Consul	A. Methoefer	Suriwongse Road, Bangkok
NORWAY		
Consul-General	H. G. Monod	c/o E. C. Monod & Co. Bush Lane, Bangkok
PORTUGAL		

Consul	J. de Sousa Santos	Bush Lane, Bangkok
SWEDEN		
Consul-General	W. L. Grut	Chakrapeth Road. Bangkok (Siam Electricity Co's.)

新聞・其他の定期刊行物

名稱	回數	發行所
新聞		
Bangkok Daily Mail, The (In English and Chinese)	Daily	The Bangkok Daily Mail Press, Ltd.
Bangkok Karn Muang	Daily	
Bangkok Times, The (In English and Chinese)	Daily	Bangkok Times Press, Ltd.
Nangsue Phim Thai. The (In Siamese)	Daily	The Nangsue Phim Thai Press, Ltd.
Siam Observer, The (In English and Chinese)	Daily	The Siam Observer Press, Ltd.
Sri Krung	Daily	
Kew Sing Daily News (In Chinese and Siamese)	Daily	
Chino-Siamese Daily News (In Chinese and Siamese)	Daily	
Siam Ratl. The (In Siamese)	Daily	
Government Gazzett (In Siamese)	Daily	
勵青日報（漢字）	日刊	
聯僑日報（漢字）	日刊	
中華民報（漢字）	日刊	
華暹新報（漢字）	日刊	
大和日報（邦字）	日刊	
其他		
Bangkok market Report	Monthly	Bangkok International Chamber of Commerce
Directory for Bangkok and Siam	Annually	Bangkok Times Press, Ltd
Foreign Trade and Navigation of the Kingdom of Siam	Annually	Dep't of Customs and Excise
Journal of the Siam Society		The Siam Society
〃 〃 Natural History Supplement		〃 〃
Record, The (In Siamese and English)	Quarterly	The Ministry of Commerce and Communications
Report on the Budget of Siam	Annually	Office of the Financial Adviser
Siam Directory	Annually	The Siam Observer press, Ltd.
Statistical Year Book of the Kingdom of Siam	Annually	The Dep't of Statistics

備考　この外鐵道、公道、警察、衛生等に關する數多の政府の英字刊行物及暹字刊行物あれども之を省略する。

外國人として必要と認むる法制大要　暹羅に於ては從來外國人に對し居住竝に旅行等の制限があつたが、新條約後は居住、旅行、製造業及産業、土地家屋の所有及賃貸借、會社及組合の組織、其他各種營業に對する管理及制限はない。併し之等と雖も次第に必要を見るに連れ、向後年を逐うて制定せらるゝ事と思はれる。

今其中の外國人入國規則摘要竝商業的企業取締條例拔萃を示し其他に就いて概述すれば次の通りである。

外國人入國規則摘要―最近暹羅移民條例が制定されて、一九二七年（暹曆二四七〇年）七月十一日より實施せられてゐる。本條例は十八箇條より成立してゐるが、其主要なるものを摘逃すれば

(1) 旅券若くは國籍證明書を所持せざる者

(2) 特種の疾病（癩病、トラホーム、結核病、花柳病）を有するもの

(3) 種痘せざる者

(4) 獨立の生計を營むに足る收入無きもの及生活費を得る能はざる者

(5) 悪性のもの若くは秩序を害する虞ある者

商業的企業取締條例拔萃―本條例は八箇條より成立してゐて、一九二九年（暹曆二四七一年）十月より實施せらるゝ筈である。今その要點を略記すれば

(1) 勅許を得るに非ざれば、公衆利用の商業的企業を暹羅に於て經營することを得ず。但し勅許が撤回され又は滿期の場合も亦同じ

(2) 次の商業的企業は本例の意義内に於ては公衆利用の企業と認定す。鐵道、電車、運河、航空、給水、灌漑、發電所、其他時々勅令にて特定さるゝ公衆の安寧福利に影響ある事業

(3) 政府は勅許下附に當り、公衆の安寧福利に必要なりと認定さるゝ條件を附することを得

(4) 保險、銀行、貯蓄銀行、不動產銀行、其他同樣なる性質の事業は、之等の事業を統制せる特別法に從ふに非ざれば、暹羅に於て經營することを得ず特別法規の制定迄は、本文第六條の條項に從ひ當該大臣を通じ、政府より認可を得るに非ざれば、斯かる事業を暹羅に於て經營することを得ず。但し本條意義に基づく商業的企業にて、本例實施の日に當王國に現存せるものは、同日より一箇年以内に認可を請願するを要す

(5) 本例に違反するものは、五千銖を超えざる罰金に處せられ、其債務不履行の繼續する間は每日一千銖を超えざる違約金を課せらる

其他―沿岸貿易に付ては各國新條約に規定する通り、之れを外國人に許可しない。

暹羅に於ては特許、實用新案、著作權其他の工業所有權の制度は無く、唯商標登錄の制度ある許りである。

原産地證明は各國領事館に於て之れを行つて居る。

專賣に就いては阿片以外に之れを見ない。

輸出入禁止及制限に就いては武器及魔藥の類にして、之れに關しては財政の部關稅を參照されたい。

通商條約其他

(A)　外國との條約　暹羅國と外國との條約を列記すれば左の如し

一、暹羅國と米國との間に於ける通商條約一九二一年九月一日批准交換

二、暹羅國と日本國間の通商條約一九二四年十二月二十二日批准交換

三、暹羅國と獨逸國との間に於ける通商條約一九二八年四月七日調印

四、暹羅國と丁抹國間新通商條約一九二六年三月十四日批准交換

五、伊太利との間の新條約は一九二七年三月十八日批准交換

六、和蘭國との間に於ける新通商條約一九二五年六月八日調印、未批准

七、暹羅國と瑞典國間の通商條約は一九二六年十月二十五日批准交換

八、暹羅國と白耳義國間の通商條約は一九二七年三月二十三日批准交換

九、西班牙國との通商條約は一九二五年八月三日調印、未批准

一〇、葡萄牙國との通商條約は一九二五年八月十四日調印、未批准

一一、暹羅國と英國間に於ける新通商條約一九二六年三月十六日批准交換

英暹兩國間には舊條約締結以來、各種の條約を締結せり、卽ち一八八三年の犯罪防止に關する條約、酒類取引に關する一八八三年の條約の暹國内に於ける英國臣民の登錄に關する一八九九年の條約、一八二〇

年並に一九〇九年の國境條約、一九一一年の犯罪人引渡條約等なり、後者二が通商條約改訂と何等關係なきは明かなるも他の諸條約が新通商條約によりて改廢せられたるや否やは未だ新條約の原文を入手せざる爲不明なり

一二、佛國との間に於ける舊通商條約は一八五六年調印せられたるが改正新條約は一九二五年二月十四日調印したるも未だ批准の運びに至らず尙佛國と暹羅國との間には柬埔寨王國を佛國の保護の下に置く一八六七年十一月二十四日の條約あり

一六六七年十月二十四日附の暹羅國に對する酒類輸入に關する條約前記柬埔寨王國に關する條約の追加條約（一八七〇年七月十四日西貢に於て調印）

一八八五年八月十二日批准交換の酒類輸入販賣に關する條約

一九〇七年の國境竝に暹羅國内に於ける佛國民に對する司法權に關する條約（一九〇四年の條約第三條に基きメコン河右岸の割讓に關する條約等あり

(B) 暹羅に關係ある國際條約

暹羅國の關係ある國際條約としては

一、對獨平和條約中暹羅國の關する部分卽ち同條約一三五條乃至第一三七條、第十編第二六四條乃至第二七〇條、第二七四條乃至第二八四條、第二九五條乃至第三一二條、尙暹羅國が加盟せる國際條約としては赤十字條約、萬國郵便條約等多數あり

(C) 暹羅又は同地方に關する外國間の條約

暹羅國に關する外國間の條約として擧ぐべきものは一九六年一月十五日倫敦に於て調印せられたる暹羅國の或る地方に對し他の一方の同意なくして其國の領土は依て關係大臣に命じて其可否を研究せしめつゝありと云ふ。

軍を進めざること竝に他國の此種行爲に出づることを互に許さゞるの英佛兩國間の宣言を擧ぐるのみである

尙通商政策に關しては行政の部、商業及貿易の部參照。

狩獵　暹羅人は悉く佛教信者にして殺生を好まず、特に畜類に對して然り、全然無害なる魚類の捕獲に就ては奇妙なる口實を設けるが、猛獸其他の獸類で突然人を驚かし若くは人畜を害する種類のものに就ては魚類の場合と趣を異にし佛教の戒律を冒す者がある。是を以て生計を營むもの尠からず。猛獸類は主として自衛の爲に兎、鹿等は食料として捕獲せらる。兎類は好んで村落の附近の矮林中に彷徨するを以て短かき竹類等にて大なる垣を造り只一の出口を設けて之を小なる圍に導き、村の若者共は互に棍棒を以て草叢、藪等の繁みを突き大聲にて呼號しつゝ捕物を垣内に追ひ込み、次第に小さき圍に導きて捕ふ。當國は又平原、山岳を問はず、野象の棲息夥しく、象は悉く國王の所有と看做され、恰も王室の家畜が如き觀を呈す。或時は三百頭に餘る野象が群をなして草原を横行するも、之が捕獲は勿論、其歩行を妨害することも亦嚴禁せらる。

尙農作物等が侵害せらるゝ時と雖も何等の手段を講ずること能はず、之が爲年々幼稚の群象に害せらるゝこと夥しく、之に對して農夫は何等の補償を得ること能はずと云ふに至りては聊か吾人の想像外なるの感を抱かしめる。

舊都アユチヤの郊外は昔日緬甸軍と暹羅軍との激戰の跡にチーク丸太を以て堅牢に造られたる埒あり。其一方に玉座を設ける。是毎年國王臨御の下に行はるゝ象狩場にして、單に暹羅の主なる年中行事なるのみならず、世界に於ける名物の一に數へられるものである。狩獵は通常三日間に亙り行はるゝが、其間水京アユチヤは思ひ〳〵に飾付たる船舟を以て滿され、曉谷との間には急行列車の往復あり、國王は皇族及文武大官を從ひ國賓等と共に民衆奉迎裡に玉座に向はせらる。さて野象は能く馴されたる數頭の象を使用して、遙かに山野より此處に導き來らしめ埒の外に待たしむ。勅命あるや一頭宛順次V字形の入口を過ぎて埒内に導かる。其數百五六十頭に及び喧々囂々然として耳を劈く許りなりと云ふ。第二日目には埒内に狩人を入れ十頭許りを選びて捕獲し、殘りは出口を開き馴れた老象に預け再び原野に放つ。捕獲せられたる象は群衆歡呼の間を曳かれ象舍に納め、又教育をする。

此壯大なる象狩は近年之を行はず、蓋し象を王室が所領し教育すること等已に時代と伴はざることゝ、國内遍く農業發達の結果、彼等の住場なりし原野は次第に狹められ、今や遠く山奥に潜みたるためと云はれてゐる。

暹羅に於ては鰐の捕獲殺生は嘗て公認せられたる業務にして、パンジョア氏の記す所によれば、一八五二年頃は多數の鰐狩あり、彼等は或は自己生計のため或は娯樂のために盛んに捕獲したと云ふ。然るに現今に於ては當國には鰐の棲息甚だ稀にして、都市村落等には殆ど之を見ず、唯山奥の沼澤等に屢々見受けるに過ぎない。

狩獵的精神に富めるは、北部高地に住する佛教徒以外の人民であつて、彼等は各種の獵器を使用して象、野牛、犀、猪、鹿、其他鳥類を盛んに捕獲する。虎、マレイ貍、印度鹿、シヨンバーク鹿等は屢々生捕りて賣却し、孔雀、雉等は捕へて之を飼育すと云ふ。

獸人狩獵家にとりて、暹羅は實際上未知數なりと云ふ。

蓋し、虎、貍、犀、鹿及鳥類等捕物甚だ多數且多量なるに拘らず、密林竹藪等限なく繁茂して行くに途なく、到底適地に足を踏み入れることが出來ない。されば彼等好事家も單に盤谷市附近に於て鳴を打つ位な關の山としてゐる。

尙暹羅に於ては他國に見るが如き保護鳥制度若くは野獸保護の制度は、象以外未だ當國に存せず、而も當國は各種の野獸に富むを以て隣國佛領印度支那及緬甸等の例に倣つて、此制度を設くべしとなす說がある。

聞く所によれば、此問題に就て最近國王に請願をなしたるものあり、旁々

文獻目錄

1. Bocon:—Siam, the Land of the White Elephant. New York, 1873.
2. Bowring:—Kingdom and People of Siam. 1858.
3. Campbell, J. G. D.:—Siam: In the Twentieth Century. London, 1902.
4. Carter, A. C.;—The Kingdom of Siam. New York. 1904.
5. Cartwright, B. O.:—English-French-Siamese Word or Phrase Book. Bangkok. 1917.
6. Cartwright, B. O.:—A Siamese-English Dictionary. Bangkok, 1907.
7. Cartwright, B. O.:—Siamese Grammar. Bangkok, 1905.
8. Cort. Mary:—Siam, or the Heart of Further India. 1886.
9. Crail, Wm. G.:—Florae Siamensis Enumeratio. 2 Vols. Bangkok, 1925—26.
10. Crawfurd, John:—Journals of an Embassy to to Siam. 1828.
11. de Rosny.—Ethnographie du Siam, le People Siamois ou Thai. Paris. 1854.
12. Dilloek, H. R. H. Phra Ong Chao:—Die Landwirtschaft in Siam. 1908.
13. Dodd, W. C.:—The Tai Race. Lowa, 1923.
14. Döhring, Dr. K. S.:—Siam: 2 Banden. Hagen, 1922.
15. Feltus, G. H.:—Samuel Reynolds House of Siam Pioneer Medical Missionary 1847-1876. New York, 1924.
16. Frankfurter, Dr. O.:—Elements of Siamese Grammar, with Appendices. 1900.
17. Gerini:—Siam's Intercourse with China. 1906.
18. Geo.B. McFarland:—English-Siamese Pronouncing Handbook. Bangkok. 1900.
19. Graham, W. A.:—Siam 2 Vols. London, 1924.

20. Grindrod, Mrs.: — Siam, a Geographical Survey. 1886.

21. Grindrod: — Siam: A Geographical Summary. London, 1895.

22. Gutzillaff, K.: — Verslag van een Driejarif Verblijf in Siam. Rotterdam, 1833.

23. Hight, H. C.: — The Climate of Bangkok.

24. Johns, J. F.: — Report on the Commercial Situation in Siam. London, 1926.

25. Jonquiere, Dela: — Le Siam et Les Siamois. Paris, 1906.

26. Jottrand, E.: — Au Siam. 1905.

27. Journals of Siam Society. By the Same Society. 1904 —

28. Kornerup, E.: — Friendly Siam. London.

29. le Roy and Others: — Voyage de Siam. 2 Tomes. Paris, 1686.

30. Loti, Piere: — Siam. London.

31. Low, Colonel J.: — A Siam Miscellany and Clogs on Our Wheels. Bangkok, 1913.

32. „ : — Siam. A Handbook of Practical, Commercial Political Information. 1912.

33. May, Reginald le: — Asian Aready. Cambridge, 1926.

34. McCarthy, J.: — Surveying and Exploring in Siam. London, 1900.

35. McDonald: — Siam, Its Government Manners, Cutsoms, etc. Philadelphia, 1871.

36. McGilvary, D.: — A Half Century Among the Siamese and the Lao. New York, 1912.

37. Mining in Siam. (in Siamese). Bangkok.

38. Nathabanja, L.: — Extra-Territoriality in Siam. Bangkok, 1928.

39. Nelae, J. S.: — Narrative of a Residence at the Capital of the Kingdom of Siam. London, 1852.

40. Notton, M, Camille: — Annales du Siam. Vol. I. Paris, 1926.

41. Pallegoix, Bishop: — The Description du Royaume Thai on Siam. Paris, 1854.

42. Poskin, Mr.: — Les Siamois Chey Eux. 1905.

43. Postal Progrss in Siam 1885. Edited by the Ministry of Communications. Bangkok, 1925.

44. Satow: —Bibiiography of Siam. 1885.

45. Seidenfaden, Major E.: — Guide to Bangkok. Bangkok, 1927.

46. Siam Literature. Series. By the Information Bureau, Railway Dep't. 13 Parts. Bangkok, 1926.

47. Smith, H. M.: — Kingdom of Siam. Bangkok, 1925.

48. „ : — Five Years in Siam. 1998.

49. „ : — Notes of a Journey on the Upper Mekong, Siam. 1896.

50. „ : — Journeys on the Siamese East Coast. 1898.

51. Smith, S. G.: — The Principles of Siamese Grammer. Bangkok, 1889.

52. Sommerville, M.: — Siam on the Meinam. From the Gulf to Ayuthia. London, 1896.

53. Suttons': — Geography of Siam (Siamese).

54. Thompson, P. A. — Lotus Land, Being an Account of te Country and the People of Southern Siam. 1906.

55. Vas, M.: — Crowuis Siamois. 1900.

56. Vincent: — The Land of the White Elephant. London, 1783.

57. Wood, W. A. R.: — A History of Siam. London, 1926.

58. Wright and Breakskear, Messrs.: — Twentieth Century Impressions of Siam. London, 1908.

59. Young, E.: — The Kingdom of the Yellow Bobe. Westminster, 1900.

60. „ : — Siam. Peeps at Many Lands. London, 1927.

61. Zweener and Brown: — The Nearer and Farther East. 1808.

62. 山口武著　暹羅　大正十年

63. 在暹日本人會編　暹羅之事情　大正十一年

64. 暹羅協會編　暹羅國情　昭和四年

65. 臺灣總督官房調查課編　暹羅研究第一編　大正十一年

英領馬來

英領馬來

地理

位置・面積・境界　英領馬來とは、普通一般に海峽植民地竝に馬來半島中英國の勢力範圍内に屬する部分を指稱するものとされてゐる。然し嚴密に言へば、所謂英領馬來中には、スマトラの南方印度洋中にあるココス諸島(Cocos Is.)一名キーリン諸島 Keeling Is.)、クリスマス島(Christmas I.)は勿論ボルネオに於ける英帝國の所領たるブルネイ(Brunei)、ラブアン(Labuan)、サラワク(Sarawak)、北ボルネオ會社に統治されてゐる英領北ボルネオ(British North Borneo)をも含むものである。然し本編では英領馬來を普通一般の意に解してゐる。

地理的に言へば、英領馬來とは馬來半島の突端部中、北緯六度五十五分から新嘉坡の南端北緯一度十六分に終る一小部分に過ぎない。此地は久しき以前スマトラ、爪哇、ボルネオ等と接續して所謂スンダ・ランド(Sunda Land)と云ふ頗る廣大なる陸面を形成してゐた。それが部分的沈下の結果、今日の如き地形をなしたものと言はれてゐる。東は南支那海の淺海を隔てゝボルネオに對し、西南は馬拉加海峽を境してスマトラの北部と對峙し、北は接壤地邏羅を隔てゝ緬甸に通じてゐる。最も長き部分で七百粁、最も幅廣い所が三百二十粁あり、此全面積一三六、二三六平方粁、我が九州、四國及北海道を合したものと殆んど同面積である。面積は斯く小であるが、其政治的區分は頗る複雜で海峽植民地、馬來聯邦州及馬來非聯邦州に分たれてゐる。今之等を政治的區分に從ひ示せば次の通りである。

第一表　英領馬來各地方別面積表

海峽植民地(皇領)(Straits Settlements)	平方粁	平方哩
新嘉坡植民地(Settlement of Singapore)	七九七	三〇八
新嘉坡島(Singapore I.)	五六五	二一八
ラブアン島(Labuan I.)	七四	二九
クリスマス島(Christmas I.)	一〇〇	六二
ココス諸島(Cocos Is.)	一四八〇	五七一
彼南植民地(Settlement of Penang)	二八〇	一〇八
彼南島(Penang I.)	二八〇	一〇八
プロビンス・ウエルズレー(Province Wellesley)	七一六	二七六
ディンディンス(Dindings)	一四三	五五
馬拉加植民地(Settlement of Malacca)	一八六六	七一二
馬來聯邦州(Federated Malay States)	七一、二〇六	二七、六四八
ペラ州(Perak)	二〇、二九五	七、八七五
スランゴール州(Selangor)	八、二七五	三、一九五
ネグリ・スンビラン州(Negri Sembilan)	六、六八一	二、五七二
パハン州(Pahang)	三六、二四四	一四、〇〇六
馬來非聯邦州(Unfederated Malay States)	六〇、四八七	二三、三五五
ジョホール州(Johore)	一九、八八五	七、六七八
ケダー州(Kedah)	九、四四八	三、六四八
パーリス州(Perlis)	八一八	三一六
ケランタン州(Kelantan)	一四、七九六	五、七一二
トレンガヌ州(Trengganu)	一五、五三九	六、〇〇〇
英領馬來　合計	一三六、二三六	五二、六〇三

備考　馬來聯邦州に對し、聯邦に參加せざる馬來諸州を合し馬來非聯邦州と通稱するも、之等の諸州は行政上各自獨立し其間何等の關係を有せざるものである。換言せば馬來非聯邦州なる稱呼は行政上存して居る譯ではなく、唯一般に通稱されてゐるに過ぎない。然し本編には便宜上馬來非聯邦州なる稱呼を採つてゐる。豫め讀者の諒解を得て置く。

山系　英領馬來に於ける山脈は、硅岩又は花崗岩或は是等兩者より形成されてゐるが、比較的長い山脈でも其方向が半島の地軸と並行してはゐない。英領馬來の中央西寄りを北から南へ眞直に走る山脈を中央山脈と稱し、之に東してブノム、タハンの二山脈あり、西北に濕羅より南下せしナコン山脈、濕羅パタニーを起點とするピンタン山脈及クレダンと呼ばれる小さな花崗岩山脈がある。今右の諸山脈及之に屬する主要山岳名を列記すれば次の通りである。表中の山脈名は東から西の順である。

第二表　英領馬來主要山脈・山岳名及標高表　出所日一九二六年英領馬來地圖

山脈名	山岳名	標高 米	山脈の位置
タハン山脈 Tahan Range	タハン G. Tahan	二、一七〇	クランタン州ガラス、ルビル兩河間よりパハン州を東南下す
	ラロン G. Larong	一、九三六	
ブノム山脈 Benom Fr.	ブノム G. Benom	二、一〇五	中央山脈の東部パハン州内を南下しネガリ・スムビラン州に至る
中央山脈 Main Fr.	ノーリン G. Noring	一、八八〇	北端卽ちパタニー、ペラ、ケランタンで分叉しゐるも、それよりペラ、ケランタン、パハン、スランゴールの州界線をなして南下し、ネガリ・スムビラン州を經て馬拉加に終る
	グラ G. Grah	二、一〇五	
	ケルバウ G. Kerbau	二、一八三	
	バト・プテー G. Batu Puteh	二、一〇〇	
	リアン・イースト G. Liang East	一、九三五	
カレダン山脈 Kledang Fr.			中央山脈とピンタン山脈との間にあり
ピンタン山脈 Bintang Fr.	ピンタン G. Bintang	一、八二一	パタニーよりパタニーとケダー州の境界を經てペラ州に至る
	ブブ G. Bubu	一、六五七	
ナコーン山脈 Nakawn Fr.			濕羅とペリス州の境界をなし同州に入る

タハン山は馬來半島中の最高峰でパハン、ケランタン兩州の境界に聳立し、其山側には、大規模の山地保養地が設けられると噂せられてゐるので有名である。以上諸山脈の間に於ける土地は一般に低く、內陸深くの山間ですら約百二、三十米の高度を有するに過ぎない。

英領馬來の山岳の特長は一種特有な石灰岩山が諸處に散在し、波狀をなす低平地から絕壁の形をなして屹立してゐることである。最も有名なものはペリス州のジェルネー山(Gunong Jerneh)、チューピン山(G. Chuping)、ケダー州のゲリアン山(G. Geriang)、ペラ州のポンドク山(G. Pondok)、ナシ・シ・ヘバト山(G. Nasi Si Hebat)、パハン州のシンヤム山(G. Sinyum)等である。又是等石灰岩山には至る處に洞窟を有し、ペリスの石灰岩山にある大厳窟はソン(Wang)と稱し、ソン・タンガ(Wang Tangga)と呼ばれるその一洞窟中には一箇村が存在してゐる程廣大なものもある。最も有名なのは吉隆坡(Kuala Lumpur)附近のバト(Batu)に於けるスネーク窟(Snake Cave)、キャセドラル窟(Cathedral Cave)である。スネーク窟は暗黑なる深い洞穴で、中には蜚蠊科屬、蟾蜍屬、蜘蛛、白蛇等多くの珍奇な動物が棲んでゐる。

河系　馬來半島には多數の河川がある。而も馬來半島は元密林を以て覆はれてゐたから、河川は內陸に至る最も主要なる交通路として使用されてゐた。今日と雖も、尙唯一の交通路として利用されてゐる所がある。

英領馬來の西海岸に注ぐ河川は、大なる泥床又はマングローヴを密生する濕地を形作つてゐる。河流は概して熱帶特有の單調な種類の植物によつて緣取られてゐて、珍らしいかも知れないが美麗ではない。河流は泥土を以て滿たされ鰐が巢ふてゐる。東海岸に於ける河川は西海岸と異つてはゐるが、クアンタン河(Kuantan R.)の如くマングローヴの濕地を有するものもないではない。然し常に强風に見舞はれてゐるので河口に砂洲を作り、一般に西海岸の河床よりは砂が多く、自然深さが足らず航行に困難である。鰐は西海岸に於けるが如くに多くない。主要なる河川の二、三を擧ぐれば次の通りである。

ペラ河—ペラ、ケランタンの兩州が濕羅と相接する峽峨たる山岳にその源を發し、ペラを縱走して西海岸に注いでゐる。延長二百七十粁、兩岸の山岳重疊たると危險なる急流がある爲め上流地方は住民も極く稀である。支流割合に少く、センゴー(Sungoh)、トメンゴール(Temengor)、ビアー(Tiah)、プラス(Plus)、キンタ(Kinta)等が主なるものである。

パハン河—馬來最大の河流であつて、キャメロン高地(Cameron's Highlands)に源を發したる同河の上流ブルタン河(Bertang)は、海拔千百米の廣濶なる谷間を流れ、スラウ(Serau)、リピス(Lipis)、トムベリン(Tembeling)、スマンタン(Semantang)の支流を合し、パハン州を南北に二分しつゝ東海岸に注いでゐる。全長三百二十粁、河口からパハン、ジュライ(Julai)、テロム(Telom)の別名を以て呼ばれてゐる。

ケランタン河—ケランタン州を南より北に流れ、クムプ(Komubu)迄はモーターボートで遡航する事が出來、大型の土人舟を用ふればパハン州との境界のブライ(Pulai)附近迄も上る事が出來る。上流をガラス河(Galas)と呼び、ネンギリ(Nenggiri)、ペルガッ(Pergau)、ルビル(Lebir)の三大支流がある。

英領馬來には、湖として擧げる程大きな湖はない。唯東海岸に支那海から吹き上げられる砂に依つて形成された潟が此處彼處にあり、湖さしてはパハン州のチニ湖(Chini)、ペラ州のタセク(Tasek)と呼ばれる泥湖、ダヤン・ブンテイン島(P. Dayang Bunting)にある石灰岩に圍まれた一小美湖位のものである。

海岸線及平野　英領馬來の海岸線は頗る長く、延長約二千粁に及んでゐる。此內最も長い海岸線を有してゐるのがジョホール州である。西海岸に多數流れてゐる河と河との間にある海岸地帶は大部分泥床であるが、デインデインスの海岸、モリブ(Morib)、ポート・デイクスン(Port Dickson)の海岸等は砂濱である。東海岸は常に强風に曝されてゐる爲、ケランタンからジョホールに亙る一大長砂汀あり、此長沙汀にはカスアリナ樹(Casuarina)が密生し旅行者に恰好の日陰を提供してゐる。西海岸、馬拉加海峽の穩かな海とは異なり、美しく陽光に輝く大波黃金色の砂濱を洗ひ、景色の點では東海岸は勝まれてゐる。

東西双方の海岸にある沖積土の平原は主として米作に利用されてゐる。ペリス、ケダー、クリアン(Krian)、ケランタン、トレンガヌ等には是等沖積層は可なり廣大なる米作地をなし、ペラ州及スランゴール州では之等平原が護謨・古々椰子栽培に使用されてゐるものがある。

島嶼　島は半島の兩側に多數に散在してゐる。その主要なるものは西岸のランカウイ諸島(P. Langkawi)、彼南島、パンコル島(P. Pangkor)、スムビラン諸島(Semibilan Is.)、ポート・スウエテンナム(Port Swetenham)の沖合にある沖積土の諸島、南部の新嘉坡植民地に屬する新嘉坡島其他、東岸にはジョホールの東部にテイオマン島(P. Tiioman)其他一群の島嶼があり、トレンガヌ、ケランタン兩州の沖にも島々がある。

歷　史

年代記摘要

一七八六―九〇年　ケダーより彼南島英人に割譲せらる
一八〇〇年　ケダーよりプロピンス・ウエルズレーを割譲せらる
一八一九年　ジョホール王との協約に依つて馬拉加を獲得す。ラッフルス、ジョホール王との條約の締結に依りて新嘉坡を取得す
一八二四年　英・蘭二國間に締結せる條約に依り新嘉坡及馬拉加に於ける英國の主權を認めらる
一八二六年　ペラよりパンコル島とスムピラン諸島の割譲を受く
一八三七年　海峽植民地、新嘉坡を政治の中心地と定む
一八四六年　ラブアン島、ブルネイのサルタンより英國に割與せらる
一八六七年　海峽植民地、印度事務省の主管を離れ植民省に移管せらる
一八七三年　ペラ、英國の保護下に置かる
一八七四年　スランゴール、英國の保護を受く。ディンディンス、英國に割與せらる
一八八五年　ジョホールの保護竝に指揮を與ふることを條約により規定す
一八八六年　ココス諸島英國の領有に歸す
一八八七年　ネグリ・スムビランと稱する一聯邦形成せられ、英人知事を仰ぎて同知事の下に管理せらるゝに至る
一八八八年　パハン、英國政府の保護を受く
一八八九年　クリスマス島、英國の領有に歸す
一八九五年　ペラ、スランゴール、ネグリ・スムビラン、パハンの四州聯盟條約に依り、馬來聯邦州を形成す
一八九六年　海峽植民地總督、馬來聯邦州の高等代理員と成る
一九〇九年　ケランタン、トレンガヌ、ケダー及パーリス等の馬來諸州盤谷條約の結果、英國の保護領に歸す
一九一四年　ジョホールに英人の總務顧問を置く
一九二三年　新嘉坡に海軍根據地設定に決す

一　海峽植民地

東印度商會と英國勢力の勃興　英國對馬來の史的關係は、英王が紀元千六百年東印度商會に對し十五年間有效なる勅許狀を下附した時に始まる。同商會はスマトラのアチエー(Atjeh)及爪哇のバンタム(Bantam)に商業上の根據地を設け、屢々遠征隊を派遣し莫大なる利益を得てゐた。然し東洋の商權は英國が獨占してゐた譯ではなく、當時既に葡萄人・和蘭人は根據地を東印度諸島に据へてゐた。英、和、葡の三國が三つ巴になつて競爭することは相互の利益を減殺することになる。此處に於て東洋に於ける葡萄牙の商業的勢力を破壞せる和蘭東印度會社は英國東印度商會との合同を提議するに至つた。然し英國は此提議を拒斥した。英・蘭兩國の葛藤は斯の如くして生じ、其結果英國は東印度諸島に於ける貿易より除外され、和蘭人は反對に印度本土より驅逐され、英國東印度商會は印度に於ける最も優勢なる權力者となることを得た。其後英國は貿易上の根據地を馬拉加海峽方面に選定することの必要を痛感し、遂に彼南を獲得し、英人を驅逐する事により得たる蘭人貿易の優勢に對し一大脅威たるに至つた。元來彼南島はケダーの一部分であつたが、ケダーのサルタンはフランシス・ライト(Francis Light)がサルタンの敵を破り彼を保護したことに對して一七八六年之を割與したものである。然るにケダーのサルタンは一七九〇年之を囘復せんとして成功せず、賠償金四千弗を得て永久に之を英人に割讓した。十年後ケダーは六千弗を得てプロピンス・ウエルズレーを英人に割讓し、更に領土を縮めた。一八〇五年東印度政府は彼南をば一箇の管區に變更した。一八二七年には關稅が撤廢された。英領馬來に於ける英國勢力の勃興は此年に始まると云へるのである。

馬拉加は一七九五年英人に依つて占領され、古くから其處にあつた蘭人の城砦は一八〇四年に破壞せられた。ロード・ミント(Lord Minto)は一八一一年爪哇遠征の根據地として馬拉加を利用した。然るに維也納條約の規定に依り馬拉加は一八一八年和蘭に返却せらるゝことゝなり、和蘭人は一八二四年迄是れを維持してゐたが、其年、英國が一六二四年商業上の根據地を樹立してより以來維持し來れるスマトラのベンクーレン(Bokoelen)と交換された。馬拉加はそれ以後居留地としての價値に於て、後に出來た彼南及新嘉坡に比し全く劣ることになつた。今日に於ては豐饒なる農業地を背景とせる平和な奮時代の町として、昔日の偉大さを偲ばしむる遺蹟地に過ぎない觀を呈してゐる。

ラツフルスの新嘉坡設定　新嘉坡は馬來半島の南端に位せる一小島にある一植民地である。英領馬來に於て最も重要なる商業上の中心地たる新嘉坡は、一八一九年サー・スタンフォード・ラツフルス(Sir Stanford Raffles)に依つて設定されたものである。一八一九年には馬拉加は尙和蘭人の手にあつたが、ラツフルスは同じく和蘭人の保護下に在つたジョホール王との協約に依つて同地を獲得するに至つたのである。和蘭は新設された新嘉坡が自己の領土たる馬拉加の貿易に多大なる惡影響を及ぼすべきを豫見し、ラッフルスの執れる行動に對して强硬に抗議した。然し和蘭も、既に英國と一種の保護條約を結べるリガー(Riouw)を占領する等の不法行爲を敢てしてゐたが爲め彼等の抗議を徹底せしむることが出來なかつた。一八二四年英蘭兩國の間に締結された條約は、新嘉坡及馬拉加に於ける英國の主權を認めた。而して新嘉坡に於ける英人の權利はジョホール・サルタンの追認を得た。新嘉坡は其後脫兎の勢を以て發展し、東印度群島に於ける主要なる貿易港たるに至つた。而してそれが軍事的の價値は、提議中の海軍根據地が完成する曉に於て益々增加するであらう。

馬來半島に於ける英國の勢力範圍は、ペラが一八二六年パンコル島とスムピラン諸島とを割讓せる事に依つて更に擴大せられた。英國が之等の諸島を領有するに至つたのは、馬拉加海峽のマンダローダを以て緣取れる入江・河口を其巢窟とせる海賊を征伐せんが爲めであつた。

ラブアンは一八四六年、ブルネイのサルタンに依て英國に割與され、ココス諸島は一八八六年、クリスマス島は一八八九年に英國の領有に歸した。

二　馬來聯邦州

ペラ、スランゴール兩州と英國との政治的關係　馬來半島の諸邦と英國との政治的關係は一八一八年に始まる。同年中、彼南の英人知事はペラ國王と條約を締結し、英人は該條約の結果としてペラと自由交易を爲し得ることになつた。一八二五年には英人仲裁委員の手に依り係爭中であつた、ペラ、スランゴール兩國の國境が協定せらるゝことになつた。又翌一八二六年、暹羅との間に締結せられたバーネイ條約(Burney Treaty)は、ペラ、スランゴール二國の獨立を協定してゐる。然し、當時英帝國政府の採つた政策は、絕對不干涉主義であつた。英國が該主義を拋棄せざればならなくなつたのは、一八七三年、五に反目せる支那人鑛山業者及鑛夫の二團體が、ペラのラルート(Larut)地方で爭鬪を始め、其爭鬪が兇暴を極め、遂に英國の干涉を餘儀なくするに至つた時である。該騷動の際英國は、兵力を以て支那人の防禦柵を破壞し、遂にペラ國を英國の保護に置くことになつた。卽ち、一八七四年、英國代表サー・アンドリュー・クラーク(Sir Andrew Clarke)は、ペラの酋長等とパンコルに於て條約を結び、ペラは該條約の規定に依り、宗教と土人の風俗習慣以外の總ての事項に就て、英國に於て任命する知事・副知事の指揮を仰ぐことになつた。右條約の結果として、ディンディンスも亦英國に割與せられ、海峽植民地に屬する一植民地たるに至つた。

スランゴールに於ても、右と相前後して王家の有力者間に紛擾絕えず、且海岸地帶には海賊の跳梁出沒が甚だしかつた。是等海賊の或者が馬拉加籍の

一商船を掠奪し、船員船客を殺戮したのが問題となり、海峽植民地總督クラーク(下條に對しこれが調査方を命じ、其結果スランゴールのサルタンは、一八七四年英國の保護を仰ぐべきことを公然約するに至つた。

ネグリ・スムビラン州と英國との政治的關係　スランゴールに於ける騷動の際、志を得なかつた者が亡命して多數隣國なるスンゲイ・ウジョン(Sungei Ujong)に入込んだ。スンゲイ・ウジョンの王ダト・クラナ(Dato' Kliana)は、海峽植民地政府の警告に基き之等の者共を領外に驅逐した。然るに、隣接地の酋長ダト・バンダー(Dato' Bandar)は、驅逐された之等の亡命者を自らの膝下に引寄せた。ダト・クラナは是れが爲め領内住民の間に非常に不人望となり、英國の援助を仰がざるを得なくなつた。其結果、スンゲイ・ウジョンに英人知事を置き、政務を補佐せしむることになつた。一八七六年には、英國正朔を奉するダト・クラナを攻撃したスリ・ムナンテイ國(Sri Menanti 其王をヤン・デイ・プルトアン(Yang di Pertuan)と云ふ)に對して膺懲の師を出すことになり、遂に國王をして隣邦の內政に關し絕對に干涉せざることを約せしむることになつた。五年後、土侯の希望に基き、彼が統轄する一小國ジエレブ(Jelebu)をば、スンゲイ・ウジョンを管理する英人知事の管下に置くことになつた。一八八七年にはレンバウ(Rembau)の諸酋長が相集つて、英人理事官を受入るゝことになつた。其後二年、レンバウ、スリ・ムナンテイ、タムピン(Tampin)の諸邦が相集つてネグリ・スムビラン(九國の意)と稱する一聯邦を形成し、一英人知事を仰ぐことになつた。該聯邦は一八九八年、前記スンゲイ・ウジョン及ジエレブの二國を併合して一新聯邦を作り、前述のヤン・デイ・プルトアンを名目上の王に戴き、一英人知事の下に管理せらるゝことになつた。而して聯邦の名として依然ネグリ・スムビランといふ名稱を襲用してゐる。

パハン州と英國との政治的關係　現馬來聯邦州の東部を形作るパハンに對しては サー・フレデリック・ウエルド(Sir Frederick Weld)の代理官としてヒユー・クリフォード(Hugh Clifford)交涉の任に當り、一八八七年一條約を締結することになつた。該條約に依りパハンは英國政府より一代理官を戴き、外國よりの攻撃に對しては英國の援助を仰ぐことを約束したが、其翌一八八八年には代理官の代りに英人知事を置くことになつた。一八九二年には、パハンに於ける二、三の酋長が、新政府を轉覆して舊政を復活せんとし、五に連絡を保つて反抗したるも目的を達することを得ず、國外に驅逐せらるゝことになつた。一八九四年、彼等はクランタン、トレンガヌを策源地として攻撃を再開したが、ヒユー・クリフォードの統率する遠征隊の爲め容易に驅逐せられた。パハンに於ける政情は、其後全く靜謐である。

上來記載したペラ、スランゴール、ネグリ・スムビラン、パハンの四州は、一八九五年締結された聯盟條約及一九〇九、一九一二、一九二四年中締結せられたる補助協定に基き、合併して馬來聯邦州を形成し、爾來スランゴール州、吉隆坡に所在する聯邦政府に依つて統轄せられてゐる。聯邦に關する立法事務は、國王(府の元首)其他を以て組織する聯邦立法會議是を掌る。

三　馬來非聯邦州

ケダー、パーリス、ケランタン、トレンガヌの諸州　聯邦に加入せざるケダー、パーリス、ケランタン、トレンガヌ等の馬來諸州の統治權に關する問題は、盤谷條約之を規定してゐる。該條約の條章に依り、邏羅は之等諸州に於ける保護權、行政權其他政治上一切の權利を英國の利益の爲めに拋棄した。翌一九一〇年、ケランタン王は一英人顧問及一英人副顧問を受入れ、宗教・習俗以外の一切の事件に關し其勸告に從ふことを約束した。トレンガヌ王は、同一曆年に於て一英人代理官を自己の州內に駐在せしめ、其指揮を仰ぐことを約束し、一九一九年には英人顧問を入れて之に代らしむることになつた。ケダー、パーリスの二州も亦前二州の例に倣ひ、英人顧問を設置して政治上の指揮を仰ぐことになつた。

ジョホール州　ジョホールとの條約は一八八五年締結せられた。該條約は、同地のマハラジヤ(Maharaja)をサルタンとして推戴すること、英國はジョホールの內憂外患に對して該國を保護すること、サルタンは、英國に於て希望する場合には英人代理官を該國に駐在せしめ、其指揮を仰ぐべきことを規定してゐる。一九一四年には、サルタンの要求に依つて條約を締結することになり、其結果、以前の條約に規定された代理官は總務顧問となつた。總務顧問のジョホールに於ける權限は、非聯邦州に於ける顧問の夫れと大同小異である。

前述せる馬來諸邦と英國との關係が條約に依つて確立して以來、之等諸邦は以前到底經驗し得ざりし平和、繁榮、安寧の時代が遂に其實現を見た。豐富なる天然資源の開發及英國の保護の下に行はるゝ進步的教育、人智の開發は、相俟ち相倚つて此等諸邦に於ける將來を益々多望ならしめてゐる。又南洋上の重要貿易港たる彼南、國防上國際取引上の要衝に當る新嘉坡を有する海峽植民地は、英帝國といふ組織中に於て頗る重大なる位置を占めてゐる。

氣　候

概說　英領馬來は氣候學上、印度地方の一部に屬してゐると言へる。即ち一箇年を北東季節風(十一月より三月迄)、南西季節風(五月より九月迄)の二期に分け得られる。然し雨の關係では印度地方と丁度反對で、大洋の水が東部及東北部に位し、南西にスマトラの山脈を控へてゐる爲に、北東季節風は濕氣を齎し、南西季節風は乾燥してゐる。

英領馬來に於ける氣象學的觀測の歷史は、一八二〇—一八二五年中、新嘉坡のフォート・カンニング・ヒル(Fort Canning Hill)上のアタップ小屋で行つたものを以て嚆矢とする。之は其後一時中止されたが、一八六九年頃復活し、其後新嘉坡に於ては規則的觀測が續行されてゐる。馬來聯邦州に於ては農業上必要なる雨量の測定以外に殆んど何事もされてゐなかつた。現在では新嘉坡のフォート・カンニング・ヒル上に王立氣象臺(Royal Observatory)、其他海峽植民地各地に觀測所(Meteorological Station)を有し、馬來聯邦州に於ては一日三回の測定を爲す觀測所がペラ州に十八、スランゴール州に八、ネグリ・スムビラン州に五、パハン州に六、合計三十七箇所あり、此外高地觀測所が四箇所、雨量觀測所が十二箇所ある。

氣溫　馬來半島は他の熱帶地方に於けるが如き高溫度を見ざる點に於て惠まれてゐる。陰影下に於て華氏百度以上に昇る事は甚だ稀であつて、夜分は大抵華氏八十度以下である。記錄に殘つてゐる新嘉坡の最低溫度は六十二度、過去五十四年間の陰影下の一箇年平均氣溫八〇・七度であつて、最高最低の平均溫度は七四・五度から八七・八度の間を往復してゐる。半島を圍繞する海溫は七八—八七度である。

雨量　北東季節風の初めに於ては稍例外的な降雨を見るが、雨量が概して一年中平均してゐる事は英領馬來に於ける降雨の特色である。一年の平均雨量約一〇〇吋即ち二、四五〇粍である。北東季節風の影響の稍々顯著なるは半島の東部及南部であつて、半島の脊椎をなす山脈は降雨量に多大の影響を及ぼし、半島の西側は東側より概して雨が尠く、中央山脈に接近するに從ひ雨量は次第に增加する。最も乾燥してゐるのはネグリ・スムビラン州のジエレブで一九〇五—一九年の同地に於ける平均雨量は僅に一、五三三・九粍(六〇・三九吋)で、タイピン(Taiping)裏山の高地にある總務長官の別莊(Cottage と云ふ)に於ては一九一二—一九年間の一年の平均雨量六、五七五・八粍と記錄されてゐる。一九二六年に至る六十四年間新嘉坡に於ける平均一年の雨量は二、二四八・五粍で、最も多かつたのは一九一三年の三、四四二・三粍、最少が一八七七年の一、四八二・七粍であつた。

濕度　英領馬來の平均濕度は六〇―九八%で、六〇%以下に降下する事は殆んど無い。此地方に於ける濕度の特長は、濕度が日沒後常に昇騰し、夜分は二、三の場所を除く外大抵九〇%以上を示してゐることである。高溫度と高濕度とが同時に襲來する時、卽ち濕球溫度（Wet Valve Temperature）が九十度以上になる時は肉體的勞働は殆んど出來ないものであるが、馬來半島に於ては九十度といふが如き濕球溫度に達することはない。一九二四年新嘉坡に於ける平均最高濕球溫度は八〇・九度、平均最低濕球溫度は七三・八度で、馬來半島全體の平均は略是れに等しい。

氣壓　馬來半島は支那海とベンゴール灣（Bay of Bengal）の中間に位し、之等兩者には夫々颱風旋風と云ふ囘旋的暴風が一年の或時期に襲來することがあるが、馬來半島には其樣な暴風は無い。高氣壓區域、低氣壓區域と云ふ語は馬來半島には意味をなさず、從って晴雨計に依る觀測の如きは或程度迄特色を缺き、天氣豫報などには殆んど役に立たない。然し季節風が其方向を轉換する十月と四月には、雷の活動を伴ふ極めて短期間の爆發的暴風に出會する事がある。之を馬來半島に於てはスマトラ風（Smatras）と呼び、豪雨を伴ふことが屢々ある。

左に新嘉坡、キャメロン高地、平地の吉隆坡、海岸地のポート・ディクスン及最も乾燥してゐると云はれてゐるジェレブの氣象學的觀測條項を表示する。新嘉坡の分は一九一七―二六年に亘る十箇年間の平均であるが、聯邦州各地に於けるものは規則的觀測を初めたのが此處二、三年前からである爲、所載數字も一九二五―二七年の三箇年間の平均に過ぎない。

第三表　英領馬來各地月別氣溫・雨量・濕度表

新嘉坡市カンダン・ケルバウ（Kandang Kerbau）

月別	氣溫（華氏） 平均溫度 午前九時	午後三時	午後九時	最高	最低	絕對溫度 最高	最低	雨量 降雨量（粍）	降雨日數	濕度（%） 午前九時	午後三時	午後九時
一月	七九・七	八二・三	七七・五	八五・二	七三・三	九一・〇	六七・〇	三五四・二	一七・九	八四	七八	八八
二月	八一・二	八四・〇	七八・四	八六・五	七三・九	九二・〇	六七・五	二〇四・八	一二・六	八〇	七三	八二
三月	八二・九	八四・六	七九・五	八七・九	七四・二	九二・五	七〇・〇	一九九・六	一三・六	七九	七五	八四
四月	八三・九	八五・六	八〇・六	八七・八	七五・四	九三・五	七二・〇	一六〇・七	一三・〇	七九	七三	八七
五月	八三・四	八五・三	八一・四	八七・四	七六・〇	九三・〇	七二・〇	一六二・六	一四・四	八一	七五	八五
六月	八三・一	八五・三	八一・六	八七・五	七五・六	九四・五	七〇・〇	一六四・四	一二・七	八一	七四	八五
七月	八三・二	八五・二	八一・七	八七・五	七五・八	九二・五	七〇・〇	一六六・五	一二・二	八一	七三	八三
八月	八二・七	八四・九	八一・二	八七・〇	七五・六	九二・〇	七一・〇	一八一・二	一三・七	八〇	七三	八四
九月	八二・七	八四・九	八〇・四	八七・二	七五・二	九一・五	七二・〇	二二六・八	一三・四	八〇	七三	八二
一〇月	八二・五	八四・七	七九・六	八六・三	七四・七	九三・〇	七一・五	二三七・三	一五・三	八〇	七五	八六
一一月	八二・二	八三・九	七九・〇	八七・〇	七四・五	九二・〇	七一・〇	二四〇・六	一六・一	八〇	七六	八九
一二月	八〇・八	八三・一	七八・六	八五・五	七四・〇	九三・〇	七〇・〇	二一二・四	一七・七	八二	七九	八九
平均	八二・四	八四・五	八〇・〇	八六・九	七四・九	最高 九四・五	最低 六七・〇	計 二、五一一・三	計 一七一・六	八一	七五	八五

出所＝海峽植民地政府年鑑及馬來聯邦州官報

キャメロン高地、ロードーデンドロン・ヒル（Rhododendron Hill）（高度一、五六〇米）

月別	氣溫（華氏） 平均溫度 午前九時	午後三時	午後九時	最高	最低	絕對溫度 最高	最低	雨量 降雨量（粍）	降雨日數	濕度（%） 午前九時	午後三時	午後九時
一月	六二・六	六五・四	―	六九・〇	五六・八	七七	五二	三〇〇・八	一九	八五	八五	―
二月	六三・五	六六・八	―	七〇・四	五七・三	七七	五五	一五一・二	一五	八四	八二	―
三月	六四・八	六七・六	―	七〇・八	五八・〇	七七	五三	二六七・八	二二	八三	八一	―
四月	六六・二	六七・四	―	七二・〇	五九・三	七九	五七	三八五・六	二四	八五	八七	―
五月	六五・三	六八・二	―	七二・三	五九・九	七八	五七	一七五・五	一六	八六	八三	―
六月	六四・七	六七・八	―	七一・四	五八・四	七五	五六	一七九・六	一八	八六	八二	―
七月	六四・一	六七・七	―	七一・二	五八・三	七六	五四	一〇一・三	一五	八六	七九	―
八月	六三・五	六七・六	―	七一・三	六一・六	七八	五五	一三二・〇	一六	八四	七七	―
九月	六四・一	六六・〇	―	七〇・五	五八・〇	七五	五四	三五〇・九	二四	八七	八六	―
一〇月	六三・五	六四・六	―	六九・九	五七・九	七五	五四	三一一・七	二八	八九	九〇	―
一一月	六四・四	六六・一	―	七〇・四	五八・四	七五	五四	四一九・九	二三	八六	八七	―
一二月	六三・五	六六・八	―	六九・四	五七・七	七五	五四	三〇九・八	二二	八七	八五	―
平均	六四・二	六六・八	―	七〇・七	五八・五	最高 七九	最低 五二	計 三、〇八六・一	計 二四〇	八六	八四	―

吉隆坡市、レーク・ガードン(Lake Garden)(高度一七五呎)

月別	氣溫(華氏) 平均溫度 午前九時	午後三時	午後九時	最高	最低	絶對溫度 最高	最低	雨量 降雨量(粍)	降雨日數	濕度(%) 午前九時	午後三時	午後九時
一月	七八・七	八五・〇	七五・八	八八・五	七〇・七	九四	六六	二一五・二	一五	八二	六六	九三
二月	七九・六	八七・六	七六・四	九〇・六	七〇・六	九六	六六	一五七・一	一六	八〇	六〇	九一
三月	八〇・三	八七・〇	七六・五	九一・五	七一・三	九六	六七	二七八・一	一七	八一	六二	九三
四月	八一・一	八五・〇	七六・五	九〇・四	七二・三	九七	六九	三三五・九	二三	八二	七一	九五
五月	八一・七	八六・八	七七・六	九一・〇	七二・六	九六	六八	二〇五・六	一六	八〇	六七	九三
六月	八〇・六	八五・五	七六・九	八九・八	七一・八	九五	六七	一二八・八	一一	八〇	六八	九三
七月	八〇・〇	八六・七	七六・二	九〇・〇	七〇・八	九五	六六	八八・九	一〇	八〇	六五	九二
八月	七九・八	八六・二	七六・三	八九・六	七〇・六	九四	六六	一〇三・〇	一〇	八〇	六三	九一
九月	七九・七	八三・二	七五・四	八九・一	七〇・九	九三	六七	二五八・四	一二	八一	七一	九五
一〇月	七九・八	八三・七	七五・九	八八・六	七一・七	九三	六八	二七五・一	一三	八一	七〇	九四
一一月	八〇・〇	八四・四	七五・六	八九・〇	七一・八	九三	六九	三九八・八	一二	八二	七一	九四
一二月	七九・一	八五・一	七五・九	八八・三	七一・四	九四	六八	三四〇・四	一八	八二	六七	九四
平均	八〇・〇	八五・五	七六・二	八九・七	七一・四	最高 九七	最低 六六	計 二、七八五・三	計 一九九	八一	六七	九三

ポート・ディクスン(ネグリ・スムビラン州)

月別	氣溫(華氏) 平均溫度 午前九時	午後三時	午後九時	最高	最低	絶對溫度 最高	最低	雨量 降雨量(粍)	降雨日數	濕度(%) 午前九時	午後三時	午後九時
一月	七九・七	八二・八	七九・五	八五・三	七三・五	八九	七〇	一四〇・八	一一	八二	七七	八四
二月	八〇・八	八三・六	八一・六	八五・九	七三・三	九〇	七二	一〇七・六	八	七六	七八	七七
三月	八〇・六	八三・八	八〇・九	八七・四	七二・九	九〇	七二	一三五・七	七	八〇	七四	七九
四月	八一・四	八三・七	八〇・七	八六・四	七四・六	九〇	七二	一四五・七	八	八三	七九	八五
五月	八一・七	八三・五	八〇・一	八六・六	七五・〇	八九	七二	一二九・九	七	八三	七九	八八
六月	八〇・九	八二・八	七九・八	八六・一	七四・五	九七	七二	一四八・〇	一〇	八五	八一	八八
七月	八一・六	八五・三	八〇・七	八六・九	七五・二	九二	七〇	一四五・〇	八	八二	七六	八五
八月	八一・一	八四・八	八〇・四	八六・四	七三・二	九〇	七〇	二二〇・三	九	八四	七六	八六
九月	八一・〇	八四・九	七九・〇	八六・三	七二・五	九〇	七二	二六七・七	一五	八三	七五	八五
一〇月	八〇・四	八四・一	七九・四	八六・一	七四・一	八九	七〇	三二二・〇	一六	八四	七七	八七
一一月	八一・四	八三・三	七九・七	八六・七	七三・八	八九	七一	二六三・二	一五	八四	七九	八八
一二月	八〇・六	八三・三	七八・七	八七・一	七四・一	九二	七二	二三七・六	一四	八四	七八	九〇
平均	八〇・九	八三・八	八〇・〇	八六・四	七三・九	最高 九七	最低 七〇	計 二、二六三・五	計 一三八	八三	七八	八五

ジェレブ(ネグリ・スムビラン州)

月	氣溫(華氏) 平均溫度 午前九時	午後三時	午後九時	最高	最低	絶對溫度 最高	最低	雨量 降雨量(粍)	降雨日數	溫度(%) 午前九時	午後三時	午後九時
一月	七七・七	八二・二	七六・四	八六・三	七〇・二	九一	六四	一八一・三	一三	八六	七九	九〇
二月	七八・六	八三・七	七六・二	八七・二	七〇・三	九二	六四	六六・二	七	八四	七七	九四
三月	七九・八	八五・〇	七七・三	八九・〇	八一・一	九五	六六	一八五・五	一一	八四	七四	九二
四月	八一・二	八六・〇	七七・六	八九・八	七二・〇	九五	六九	一四〇・七	一三	八三	七二	九二
五月	八〇・八	八五・八	七七・四	八九・七	七一・九	九四	六九	一〇七・六	八	八三	七一	九〇
六月	八〇・三	八五・一	七七・〇	八九・一	七一・五	九二	六八	九五・〇	八	八二	七四	九二
七月	八〇・五	八五・四	七七・二	八九・一	七〇・四	九三	六六	七八・六	七	八二	七五	九三
八月	八〇・五	八五・三	七七・五	八八・九	七〇・五	九二	六八	六六・三	七	八一	七三	九二

九月	八〇・五	八五・一	七七・一	八八・七	七〇・七	九三	六八	一一三・七	一四	七九	七三	八九
一〇月	七九・七	八四・三	七六・八	八七・九	七一・二	九二	六八	一九七・七	一五	八三	七四	九〇
一一月	七九・一	八三・九	七六・七	八八・二	七一・八	九二	六九	二六二・五	一八	八三	七二	九三
一二月	七八・五	八三・七	七五・九	八七・七	七一・四	九二	六七	三三四・一	一六	八四	七三	九三
平均	七九・八	八四・六	七六・九	八八・五	七一・九	最高 九五	最低 六四	計 一、八一八・一	計 一三五	八三	七四	九二

人口

概説 複雜なる政治的區分と統計制度の不完全からして英領馬來全體に關する人口統計は、一九二一年度の國勢調査による數字の外最近のものが無い。海峽植民地及馬來聯邦州に於ては、毎年の出産死亡に關する報告書中に各其推定人口を簡單に發表してゐるが、英領馬來全人口の三分の一を占むる非聯邦諸州の最近推定人口は、ジョホール州を除き之を知るに由ない狀態である。故に本項所載の數字は主として一九二一年の國勢調査に據るものである。

一九二一年の國勢調査に據れば、英領馬來の總人口はブルネイ(國勢調査にはブルネイを含む)を合し三、三五八、〇五四人で、之を一九一一年の二、六七二、七五四人に比すれば正に六八五、三〇〇人即ち二五・六%の増加である。

密度は新嘉坡最も大で同年一平方粁當り五三四・四人(方哩當り一、三八三・二人)、最小がパハン州の四人(方哩當り一〇・四人)であつた。英領馬來に於ける人口の増加を齎す主因は、諸國に於て見るが如く死亡に對する出生の超過では無く、全く移民である。英領馬來に於ける全人口の約四分の三を占む海峽植民地、馬來聯邦州及非聯邦に屬するジョホール州に於ては、過去十年間死亡數は出生數を超過してゐた。故に其間に於て支那、印度、馬來諸島から多數の移民が來なかつたならば、英領馬來の人口は前記の二五%以上も増加する事なく、却つて減少してゐたであらう。一九二一年度の國勢調査數字及一九二七年度の推定人口及其の内譯及密度は次の通りである。

第四表 英領馬來地方別及人種別人口表

地方名	馬來人	支那人	印度人	歐米人	歐亞混血人	其他	合計	密度（右數字＝平方哩當り 左數字＝平方粁當り）
新嘉坡(ラブアンを含む)	五八、五二〇	三一七、四九一	三二、四五六	六、二三一	五、四五一	五、七六三	四二五、九一二	一、三八三・二 五三四・四
男	三一、九二一	二一五、九一八	二七、〇五八	四、一七四	二、六四一	三、四六四	二八五、一七六	
女	二六、五九九	一〇一、五七三	五、三九八	二、〇五七	二、八一〇	二、二九九	一四〇、七三六	
彼南	一一〇、三八二	一三五、二八八	五三、三三九	一、四七六	一、九一〇	一、九三一	三〇四、三三五	五三二・七 二〇五・六
男	五五、二五一	八七、六〇九	三七、〇九九	九四九	八九七	九九三	一八三、七九八	
女	五五、一三一	四七、六七九	一六、二四〇	五二七	一、〇一三	九三八	一二一、五三七	
馬拉加	八六、四五一	四五、七六八	一八、八三三	四二二	一、七六八	二六〇	一五三、五〇二	二一三・〇 八二・三
男	四一、八九二	三三、四七九	一四、〇九七	三〇四	八四四	一五一	九〇、七六七	
女	四四、五五九	一二、二八九	四、七三六	一一八	九二四	一〇九	六二、七五五	
海峽植民地計	二五五、三五三	四九八、五四七	一〇四、六二八	八、一四九	九、一三八	七、九五四	八八三、七六九	五五二・四 二一三・三
男	一二九、〇六四	三三七、〇〇六	七八、二五四	五、四二七	四、三八二	四、六〇八	五五八、七四一	
女	一二六、二八九	一六一、五四一	二六、三七四	二、七二二	四、七五六	三、三四六	三二五、〇二八	
ペラ	二三九、一二八	二二四、五八六	一三〇、三二四	二、〇四七	九七三	一、九九七	五九九、〇五五	七六・〇 二九・四
男	一二四、一四六	一六二、六九一	八九、二八六	一、三六二	四八五	九三二	三七八、九〇二	
女	一一四、九八二	六一、八九五	四一、〇三八	六八五	四八八	一、〇六五	二二〇、一五三	
スランゴール	九一、七八七	一七〇、六八七	一三二、五四五	二、四六七	一、五九六	一、九二七	四〇一、〇〇九	一二五・五 四八・五
男	五一、五五一	一二一、九六二	九〇、二四七	一、六〇五	八四九	九五一	二六七、一六五	
女	四〇、二三六	四八、七二五	四二、二九八	八六二	七四七	九七六	一三三、八四四	
ネグリ・スムビラン	七七、六四八	六五、一七一	三三、六五八	八九四	五一九	八七二	一七八、七六二	六九・五 二六・五
男	三九、八九〇	五三、六四六	二四、七一九	六〇二	二六七	四四五	一一九、五六九	
女	三七、七五八	一一、五二五	八、九三九	二九二	二五二	四二七	五九、一九三	
パハン	一〇二、二五八	三四、一〇四	八、六九二	二七八	一一六	六一六	一四六、〇六四	一〇・四 四・〇
男	五二、五六一	二七、七〇三	七、〇九〇	二一〇	七三	二五五	八七、八九二	
女	四九、六九七	六、四〇一	一、六〇二	六八	四三	三六一	五八、一七二	
馬來聯邦州計	五一〇、八二一	四九四、五四八	三〇五、二一九	五、六八六	三、二〇四	五、四一二	一、三二四、八九〇	四七・九 一八・五
男	二六八、一四八	三六六、〇〇二	二一一、三四二	三、七七九	一、六七四	二、五八三	八五三、五二八	
女	二四二、六七三	一二八、五四六	九三、八七七	一、九〇七	一、五三〇	二、八二九	四七一、三六二	

出所＝一九二一年國勢調査報告書

英領馬來	アルネヌ	トガヌ	ラヤヌ	パリヌ	ムダヌ	ナンヌ	ヤヌ	ワヌ	ヰヌ	ノヌ	オクヤマ	カヌ	ヨヌ	タレソツネ	レヌ	ソヌ	ツヌ	ネヌ	ナヌ	ラムヰノオ	ウヰ	ノオクヤ	マケフ	コエ	テアサユ	キメミシ	ヱヒモセス	ンルヽ
男	三三九四	三四五二	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
女	三五九四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
合計	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
馬來人	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
支那人	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
印度人	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
歐米人	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
歐亞混血人	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
其他	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
合計	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四
密度（一方哩ニ付）	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四	三四五四

英領馬來：人口

第五表　海峽植民地及馬來聯邦州一九二七年人種別推定人口表

地方名	馬來人	支那人	印度人	歐米人	歐亞混血人	其他	合計	密度（一方哩ニ付）
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六
馬來半島	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
海峽植民地	三七〇三五二	六二一四	一四七七	一一三五	一〇八五	一〇〇八	三五八	
馬來聯邦州	五七〇五	五三八五	三八一八	七一八	三五一	九七八	一九七四八三	四六

備考　原住民種族別人口に就ては、住民・風俗の部參照ありたし。

第六表　英領馬來人口增加數及率表

地方別	一九一一―一二年 增加數	一九一一―一二年 增加率	一九二一―一二七年 增加數	一九二一―一二七年 增加率
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
海峽植民地	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來聯邦州	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
馬來半島	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇
英領馬來計	三六七四〇〇	三〇	三四七九	一〇

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州人口調査報告書

英領馬來：人口　五八一

主要都市別人口

第七表 英領馬來主要都市別人口表

都市名	所在地	歐米人	歐亞混血人	馬來人	支那人	印度人	其他	合計
新嘉坡	新嘉坡	五、一七〇	四、六二〇	三四、一〇五	二七三、三九三	二七、七七七	五、二九〇	三五〇、三五五
彼南	彼南	一、〇三二	一、五一六	一七、〇五八	八二、五六七	一九、五四七	一、三四九	一二三、〇六九
馬拉加	馬拉加	一七三	一、六四四	五、九六七	二〇、七五八	一、九六九	一六〇	三〇、六七一
吉隆坡	スランゴール	一、二六七	一、二六九	七、二九七	四八、五八七	二〇、八八九	一、〇九八	八〇、四二四
イポー	ペラ	四二七	三五五	三、五八三	二四、四三四	七、七一八	三四三	三六、八六〇
タイピン	ペラ	二八五	三二一	一、八三九	一二、一九三	六、三四九	二二三	二一、二一一
カムパー	ペラ	二三	七	三一〇	一〇、四七五	一、四八二	二八	一二、三二五
テロク・アンスン	ペラ	四二	四四	二、二五一	五、八五九	二、五八七	七六	一〇、八五九
クラン	スランゴール	七九	七二	一、五五四	六、二三七	三、五二三	一九〇	一一、六五五
スレムバン	ネグリ・スムビラン	二〇二	二八七	一、二八三	一二、一一〇	三、〇五八	三三一	一七、二七二
ジョホール・バール	ジョホール	一三五	六七	五、三二三	六、七四七	二、六八一	三五九	一五、三一三
モア	ジョホール	三五	四八	五、三八四	六、五三七	一、〇四三	二八〇	一三、三二七
アロー・スター	ケダー	—	—	—	—	—	—	一一、五九六
コタ・バール	ケランタン	一四	七	八、七四三	一、五三一	四三三	一〇五	一〇、八三三
トレンガヌ	トレンガヌ	—	—	—	—	—	—	一二、四五三

出所＝一九二一年國勢調査報告書

國籍別人口

第八表 英領馬來在住外國人國籍別人口表

國籍別	海峽植民地	馬來聯邦州	馬來非聯邦州	英領馬來計
英國人	六、九一五	五、三〇〇	九七三	一三、一八八
和蘭人	四一六	一〇七	三三	五五六
佛蘭西人	二一一	一〇〇	二一	三三二
米國人	二六三	五九	二	三二四
丁抹人	六九	五二	六九	一九〇
伊太利人	五八	一四	一六	八八
瑞西人	五八	一四	一	七三
露西亞人	三八	四	—	四二
西班牙人	二五	五	一	三一
白耳義人	一一	七	—	一八
獨逸人	一三	三	—	一六
諾威人	六	三	三	一二
瑞典人	五	六	—	一一
希臘人	七	三	—	一〇
葡萄牙人	三	三	三	九
波蘭人	五	一	—	六
マルタ人	四	一	—	五
羅馬尼人	五	—	—	五
墺太利人	一	—	—	一
國籍未詳	二六	四	七	三七
歐米人計	八、二四九	五、六八六	一、一一九	一四、九五四
暹羅人	九三四	一、一〇八	一六、一三六	一八、一七六
日本人	三、四六九	二、〇七八	一、四三二	六、九八七
アラビア人	一、八五八	六五六	一、八〇二	四、三一六
錫蘭人	五九五	一、四二六	一九四	二、二一五
ユダヤ人	六八五	六	一二	七〇三
比律賓人	二八二	一一一	一二	四〇五
アルメニア人	八七	五	一	九三
安南人	二五	—	一	二六
ニグロ	一三	三	三	一八
土耳古人	三	四	—	七
波斯人	四	—	二	六
國籍未詳	—	五	—	五
其他外國人計	七、九五四	五、四一二	一九、五九五	三二、九六一

出所＝同前表

支那人及印度人種族別人口

第九表 支那人及印度人種族別人口表

種族別	海峽植民地	馬來聯邦州	馬來非聯邦州	英領馬來計
福建人	二二八、六九一	一〇五、四三五	五六、五三〇	三八〇、六五六
廣東人	一一五、七〇七	一七八、二〇八	三八、三九二	三三二、三〇七
客家	三七、二七七	一五二、一八八	二八、六七四	二一八、一三九
潮州人	七五、〇〇四	二〇、四五八	三四、七六九	一三〇、二三一
海南人	二八、四五五	二三、五五八	一七、三八〇	六八、三九三
其他	二三、四一三	一五、七〇一	五、九三七	四五、〇五一

出所＝同前表

支那人計	四九八,五四七	四九四,五四八	一八一,六八二	一,一七四,七七七
タミール人	九〇,九四六	二四九,八七四	四六,七七七	三八七,五九七
テルグ人	三,一〇〇	二九,〇二四	七,八六二	三九,九八六
マラヤリ人	二,七八九	一〇,三三一	四,〇七〇	一七,一九〇
パンジャブ人	二,七一八	一一,一一三	一,六七三	一五,五〇四
ベンゴール人	二,四七三	一,八四五	七五六	五,〇七四
其他	二,六〇二	三,〇三二	六八一	六,三一五
印度人計	一〇四,六二八	三〇五,二一九	六一,八一九	四七一,六六六
其他	三四	一七五	七六	二八五
合計	二五五,三五三	五一〇,八二一	八八四,八七七	一,六五一,〇五一

馬來種族別人口

第一〇表 英領馬來在住馬來種族別人口表

出所＝同前表

種族別	海峽植民地	馬來聯邦州	馬來非聯邦州	英領馬來計
馬來人	二三五,九五六	四〇九,五八五	七九九,三六〇	一,四三四,九一一
爪哇人	一八,六七二	四一,六七四	五二,六九一	一一三,〇三七
バンジャル人	六一八	二八,三一五	八,九八一	三七,九一四
ボニー人	七,〇七〇	一,八〇九	九〇〇	九,七七九
ブギス人	一,一六一	一四九	七,〇七八	八,三八八
アチエー人	一〇六	—	六二一	七二七
コリンチ人	—	六六一	一九八	八五九
メンデリン人	—	九四六	—	九四六
ボルネオ族	一,六九七	—	一〇,〇六〇	一一,七五七
サカイ人	三九	二七,四九七	四,九一二	三二,四四八

移民 英領馬來に於ける人口増加の最大原因たる移民は、大部分支那人と南部印度人である。而して此等移民は、主として海峽植民地諸港より入國し各州に分散されるものである。海峽植民地及馬來聯邦州に出入せし移民は次の通りである。

第一一表 英領馬來移出入民連年比較表

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

摘要	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
海峽植民地諸港より入國せし支那人	一五九,〇一九	一八一,四三〇	二一四,六九二	三四八,五九三	三五九,二六二
海峽植民地諸港より出國せし支那人	七八,一二二	八七,七四九	七七,九二〇	一二〇,三〇八	一五五,一九八
馬來聯邦州諸港より入國せし支那人	一六,五二六	一八,三二五	一九,三三七	二三,一六五	二五,〇九〇
馬來聯邦州諸港より出國せし支那人	一六,一一五	一四,七五一	一三,二四四	一五,五三〇	一六,五九九
彼南より入國せし南部印度人	四九,五〇二	六二,〇五二	九〇,七〇八	一七四,七九五	一五六,一三三
彼南より出國せし南部印度人	四二,七七八	三七,三二六	四三,一四四	六五,七八六	八八,七一八

在留邦人人口

第一二表 英領馬來在住邦人職業別人口表

右數字＝男 左數字＝女
出所＝海外各地在留本邦人職業別人口表

職業別＼地方別	新嘉坡 本業者	新嘉坡 家族	彼南 本業者	彼南 家族	ジョホール州 本業者	ジョホール州 家族	其他諸州 本業者	其他諸州 家族	計 本業者	計 家族
本邦內地人 男	一,九七九	一八八	七八	一七	八四九	一七二	七五五	一二〇	三,六六一	四九七
本邦內地人 女	三八七	七六〇	三六	四七	一三六	五二九	八八二	五二六	一,四四一	一,八六二
本邦內地人計	三,三一四		一七八		一,六八六		二,二八三		七,四六一	
臺灣籍民 男	七七		五		三二		六		一二〇	
臺灣籍民 女	一三		一		一二		三		二九	
朝鮮人 男	三八		—		五		一		四四	
朝鮮人 女	二		—		—		—		二	
總計	三,四四四		一八四		一,七三五		二,二九三		七,六五六	
戸數	四七五		四三		三六五		四五一		一,三三四	
農耕、園藝、畜産	四二／三	四／二七	一／—	—／—	三三／一	一六／三一	七八／二八	一六／八七	一五四／三二	三六／一四五
同勞働者	二一／—	—／二	—／—	—／—	二二／—	—／一	一／—	—／—	四四／—	—／三
森林業、林産物業	—／一	—／一	—／—	—／—	三／—	—／三	四／—	二／四	七／一	二／八
漁業、製鹽業	二四／—	三／二一	—／—	—／—	二／—	—／一	一／—	—／一	二七／—	三／二三
同勞働者	五八三／—	七／二〇	八／—	—／—	二／—	—／一	一／—	—／一	五九四／—	七／二二
採鑛冶金業	三／—	—／二	—／—	—／—	—／—	—／—	四／—	—／一	七／—	—／三
金屬工業	八／—	一／六	—／—	—／—	二／—	—／一	四／—	—／三	一四／—	一／一〇
機械器具製造	七／—	三／五	—／—	—／—	—／—	—／—	二／—	—／五	九／—	三／一〇
洗張、染色、洗濯業	三〇／—	二／一四	三／—	—／二	二／一	一／一	三〇／二	—／九	六五／三	三／二六
飲食料品・嗜好品製造	八／一	—／六	—／—	—／—	一／—	一／一	五／一	三／二	一四／二	四／九
被服・身廻り品製造	四三／四八	一／二二	二／—	—／—	一／六	二／一	一三／一	—／二	五九／五五	三／二五
土木建築業	三／—	一／四	—／—	—／—	五／—	—／四	二／—	—／一	一〇／—	一／九
大工、左官、石工、ペンキ職	五二／—	七／三〇	一／—	—／二	三三／—	四／一五	二六／—	一／一三	一一二／—	一二／六〇
製版、印刷、製本業	二／—	一／三	—／—	—／—	—／—	—／—	—／—	—／—	二／—	一／三
學藝娛樂・裝飾品製造	七／—	一／二	—／—	—／—	—／—	—／—	一／—	—／—	八／—	一／二
其他の工業	一五／—	一／六	—／—	—／—	—／—	—／—	八／—	—／二	二三／—	一／八
工場勞働者	二〇／—	—／—	—／—	—／—	二／—	—／一	二／—	—／—	二四／—	—／一
物品販賣業	八五／九	三八／九八	一〇／二	六／八	四八／二	一四／四七	六八／一一	三一／八三	二一一／二四	八九／二三六
貿易商（店員社員を含まず）	三／—	—／二	—／—	—／—	—／—	—／—	—／—	—／—	三／—	—／二
金融・保險業（同）	三／—	一／七	—／—	—／—	—／—	—／—	—／—	—／—	三／—	一／七
會社員、銀行員、商店員、事務員	四九四／三	六〇／二九七	一八／—	—／六	五七五／—	一一三／三六三	二七五／三	二三／一一九	一,三六二／六	一九六／七八五
旅宿、料理、貸席及藝妓業、遊戲場、興行場	三三／一七	六／四四	七／四	四／一〇	一九／一四	四／一八	四一／七八	五／三二	一〇〇／一一三	一九／一〇四

藝妓、娼妓、酌婦其他	—	六七	三	三	—	—	—	—	—	三	—	—	—	四一〇	—	—	—	四九九	三	三
理髪、髪結、浴場業	六一	二	七	一六	九	一	—	四	一四	—	四	七	三一	一	四	二四	一一五	四	一五	五一
其他の商業	九九	一	七	三一	一	—	—	—	三	—	一	五	一五	—	六	—	一三七	一	八	四二
車馬業、自動車運轉手	四	一	一	一	—	—	—	—	七	—	—	三	五	—	—	一	一六	一	一	六
船舶從業者	四七	—	—	二	—	—	—	—	六	—	—	—	—	—	—	—	五三	—	—	二
運輸取扱業	一〇	—	五	七	—	—	—	—	二	—	二	二	一二	一	二	九	二三	一	九	一八
官公吏、雇傭	九	—	一	六	一	—	—	一	一	—	—	一	五	—	—	四	一六	—	一	三
宗教關係者	四	—	一	三	一	—	一	一	—	—	—	—	二	—	—	三	七	—	二	六
教育關係者	[illegible]	四	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	四	一	—
醫務に關する業	四四	一四	一八	三一	四	—	五	六	二八	九	六	一九	三八	五	一〇	四五	一二四	二八	三九	一〇一
新聞雜誌記者、通信員、著述者	一〇	—	二	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	—	二	七
畫家、彫刻家、音樂家、寫眞師	四二	一	一	八	五	一	—	四	三	—	四	三	六八	一	一四	五〇	一三七	三	一九	六五
其他自由業	一二	一	—	三	一	—	—	一	—	—	—	—	五	二	二	四	一八	三	二	八
其他の有業者	二二	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	二三	—	二	二
其他の勞働者	一三		—		—		—		三		—		—		—		一五		—	
家事被傭人	五六	一〇二	一	一八	一	二八	一	二	一四	六五	—	—	三	三三八	十	一三	七三	六三二	九	三三

學生、練習生	三	—	—
其他	八	二三	

備考　本表は昭和二年十月現在である、而して職業別人口は内地人のみである

住民・風俗

概說　英領馬來は、人種學上其錯綜を以て有名であり、人種學者と雖も之を一概に説明することはよくなし能はざる處である。英領馬來に於ける原住種族とも稱すべきはネグリト(Negritoes)、サカイ(Sakais)及ジャクン(Jakuns)の三であつて、次いで所謂馬來人の移住を見、近代に於て前三者を除く其他の人種の渡來を見るに至つたのである。

外國人の渡來の最も盛に行はれたのは、約三十年前、特に一九〇六年の護謨ブーム(Boom)以後の事で、ネグリ・スムビラン、スランゴール及ペラの三州に於ける人口は、錫・護謨事業の發展に連れて渡來せる印度人、支那人其他外國人の爲め大增加を示したと云はれて居る。

今便宜上馬來半島の住民を原住種族、馬來人及外國人に區別し漸次之を解説せんとするものである。

一　原住種族

既述の如く馬來半島には後説馬來人よりも逸早く來住せる異教のネグリト、サカイ及ジャクンの三種族があつて、屢々蕃族と呼ばれてゐるが此三種族の人種的相違は英國人と支那人との差以上に甚だしいものである。以下順次に之を説明する。

ネグリト族　起源―ネグリトは馬來半島に於ける最古の種族に屬する。アンダマン島(Andaman I.)の土民族に近く、而も比律賓群島の或島嶼に住むイータ(Aetas)と呼ばれる種族と同一だと云はれてゐる。此種族はニウ・ギネア矮人種同樣、中央阿弗利加の矮人種及南阿地方のブッシュ人(Bushmen)に近いものであるとか、或は石器時代の Aurignacian 紀に歐洲の一部に住んでゐたと云ふ黑人種(Negroid)に關係あり等色々に傳へられてゐる。ネグリト族はケダー及上ペラではスマン族(Semans)、又ケランタン州に於てはパンガン族(Pangans)として知られてゐる。

居住區域及人口―今日ネグリト族はペラ北部、ケダー、ケランタンの一部及パハンの西北部に分布し、又トレンガヌにも少數存在する。此他暹羅領馬來にも侵入してゐる。然し乍ら今日此種族は激減しつゝある。其數は不明であるがネグリト・サカイの混血兒及他の土着種族を合し、全英領馬來に一千人にも達しないと云ふ事である。

體格―此種族は皮膚暗褐色(稀に黑色)であるが、軀幹矮少で頭髮は縮れてゐる。唇は厚く裏返つて居り、顏面及頭蓋骨の特長は頗る幼兒に似て寧ろ圓い。

風俗―文化の程度は頗る低く、森林に棲居し、狩獵若しくは果實野菜を探し求めて生活するのが常である。其家屋も棕櫚の葉を以て風避けにした極く簡單なものに過ぎぬ。之等の屋舍は別々に建てられ圓陣をなしてゐる。又中には二軒が各々向ひ會つて蜂蜜窩の樣な圓形をした小屋もある。時には柱の上に小屋を造つてゐるのも見受けられる。前者の構造は馬來人若しくは他の開けた土人から習得したものである。小屋には竹製の寢臺があり、其傍に爐があつて夜間室内を溫める樣に出來てゐる。世帶道具は極めて少なく、支那製の壷を持たぬ土人は竹で編んだ器具で米を調理してゐる。

男子は通例歐洲製のT字型卷帶を締めてゐる。西海岸に住むネグリト婦人は、菌類の根若しくは寸斷した樹皮等で造つた奇妙な小型のスカートを着けてゐる。時に猿齒の首飾りをしてゐるのが見られる。又布片で飾つた竹櫛を後頭部の房につけてゐる。平常男子は斷髮をするが、祝祭の外、身の廻りを飾らない。此際裝飾には前述菌類の黑色紐及樹皮又は纖維の頭巾が用ひられる。又花を耳の後部に結へることもある。

原住ネグリト族は前揭イータ及アンダマン族(Andamanese)の用ふる樣な槍とは異つて重に吹き矢を用ふ。今日は其れも半ネグリト族に限られ、固有のネグリトは後説サカイ族の使用する竹製の長い吹矢及毒槍を使ふてゐる。

宗教―ネグリトの有する宗教及傳説に、抑々諸神とは天地に安息する祖先を尊崇し、罪を犯せる者ある時は地上に大雷雨を起して處罰されると云つてゐる。其時には近親者の脛骨邊の骨部に若干切傷を與へて其難を去ると云ふ。死者の靈魂は其死後三日目の夕方西部の果樹園に行くものと考へられてゐる。死人の出た時は直に家屋を燒拂ふ習慣がある。

言語―ネグリト人の言語は甚だ煩はしい。尙又アンダマン人及半島ネグリト語の間に少しの連關がない。一見比島ネグリトと馬來ネグリトとは何れもサカイ族の使用する語から轉用したものを使用してゐる如くである。然るに半島ネグリト語には明瞭な區別がある。兩種族は數百年間他種族と交際した結果アンダマン人は孤立に陷り、爲めに彼等特有の言語が現在も猶遺存してゐるものと云はれてある。又スマン族は、其語源に於てモン・クメル或は馬來語と思はれぬ多數特有の言語を其儘使用してゐるが、之は外國人の襲來によつて變化したものであるてふ證左と成るのである。

サカイ族　起原―同種族の起原に關しては二説がある。一は錫蘭のヴェダ族(Veddahs)に屬すと云はれ、他の一は印度支那の種族に屬すと云はれてゐる。

居住區域―次にサカイ族は主としてケランタン及パハン州境ペラの高地に住する。上ペラの高地には、ネグリト族と混血して甚だ剛健な混血兒を擧げ

てゐる。同族は現在矢を用ふる唯一の民であるが、教養の程度は遙にネグリトよりも高い。

體格―身長は平均してネグリトよりも高く、頭髪は波狀を呈し且ネグリトよりも首が長い特長がある。皮膚の色は多種多樣である。その中純粹なるものは黃色又は黃褐色であるが、馬來人よりも其度濃厚ではない。

家屋―馬來人の樣に家屋は柱上に建てられる。通常家屋は小さく柱及梁は立木其儘であり、壁は棕櫚の葉又は竹で造り、屋根も亦棕櫚の葉で葺いてゐる。

職業其他―ネグリト族と異なつて、本族は農作をするものが多い。高地には黍を、ジヤングルを開いた所には陸稻が播かれる。然し之等は速かに消費されるのでタピオカ其他の球根の栽培が歡迎される。掠奪農業を爲す關係上居住地も始終移り替つて行くのである。

サカイ族は又狩獵もやる。幾種の罠の外に吹矢を製造する。之を持つて獲物殊に猿狩に出掛ける。

宗教―宗教に就ては未だ詳かでない。死人のあつた場所は直に立退き、其家は燒棄することゝ前述のネグリトと同樣である。

言語―言語は同地方に住むモン族(Mons)、クメル族(Khmer)に酷似してゐる。

ジヤクン族　居住地域―此種族は半島南部殊にジヨホール州に多い。尙ネグリ・スムピラン及スランゴールの西部及東部パハン州にはサカイ族との混血種がある。又パハン州の西北部にはネグリト族との混血兒が少くない。

體格―體格は孰れかと云へば馬來人に類同してゐる。

風習―風俗及習慣は種々樣々である。ジヤクン族の風習に關しては馬來人から摸倣したのもあるが、大體サカイ族に類似してゐる。スランゴール、ネグリ・スムピラン及パハンの混血種族中には竹製の吹矢が用ひられてゐるが、之は純サカイ族から摸倣したものに相違無い。然しパハン州の區域では、他の馬來地方に見られない一種の吹矢がある。

言語―は馬來語を使用する。又別に外來語と思はれる特有の言語を澤山持つて居る。混血種族はサカイ語も使用すれば又馬來語も喋る。

此外、之と同種族であるオラン・ラウト(Orang Laut)―海上生活者―も擧げねばならぬ。此種族は英人が初めて此處に植民した頃新嘉坡島附近に存在したものである。今も尙此附近に居住し馬來人と稱してゐるが、事實は馬來人との雜婚が多い。又スマトラ東海岸の沖合に居る住民及ボルネオの海上生活者と同樣、緬甸の海岸を離れたメルゲイ群島(Mergui Archipelago)のセルンゲ族(Selungs)に所屬すると云はれてゐる。

此外、ジヤクン族及混血種族は既述せる地方外に散在してゐる。馬來語を使ふ所謂マンテラ族(Manteras)は馬拉加及其附近に居り、サカイ語を辯するベシシ族(Besisis)はスランゴール海岸に居住する。本種族はパハン州にもゐるが、ジヤクン族の多數は半島內地に住んでゐる。

原住種族總數　一九二一年の國勢調査に現はれたる原住種族數は次の通りである。

第一三表　英領馬來地方別原住種族數表　出所は一九二一年國勢調査報告書

地方別	一九二一年 男	女	計
海峽植民地	一八	三	三九
馬來聯邦州	一四、八三	二、八八四	二七、四九七
馬來非聯邦州	二、八三九	二、〇七三	四、九一二
英領馬來計	一七、四七〇	一四、九七八	三二、四四八

二　馬來人

起源　最初の馬來人は、一二五〇年頃ケダー、トレンガヌ、パハン、ケランタン及錫蘭地方に勢力を擴げてゐたパレムバン王國から來たものゝ樣である。新嘉坡は一二〇〇―一三五〇年間パレムバンの植民地であつた。此植民地及王國は一三七七年頃共に爪哇人の掌中に歸したが、今でもメナンカバウ(スマトラ)地方から移住して來た婦人家長制度がネグリ・スムピラン州に殘つてゐると云ふ。舊い支那人及亞剌比亞人の手記、支那より渡來せる彫刻によつて多少馬來半島の初期時代を窺知することが出來る。然し乍ら、それは極く一部分で、殆んど大部分は未だ黑幕に覆はれて判明しないのである。要するに、問題とする所は馬來人種が東印度諸島から漸流し來つたものであるか否かと云ふ事である。然し馬來人の渡來前本領に在つて小數の馬來人が鑛物の採集に從事してゐた事蹟は、彼の美麗に細工された石器の遺物によつても略々察知せられる。之等古代の民族は其儘自然に消滅したものであるか、或は又馬來移民に併呑されたものであるかが頗る疑問である。猶其上、馬來人の本據スマトラに近いジヨホール、スランゴール及ペラ州に於て、最近迄人口夥く、却つてケランタン、トレンガヌ及遙羅領パタニー地方の人口が比較的に緻密である事に對しても未だに正確な解釋が與へられてゐない。

この馬來種族は既述の原住種族よりも遲く比較的近世に於て移住し來つたもので、現在では非常な根を張つてゐる種族である。而して文化の度も高く現住種族を忌み嫌つてゐるが、最近特にネグリ・スムピランの或地方では兩種族間に多少雜婚が行はれてゐる。

體格　人種學上馬來人は眞直ぐな黑髮、圓形の頭、顏骨隆起し、眼が稍か傾斜せる爲め、南モンゴル人の變化したものと考へられてゐる。同種族は體格小さく頑強で、好く調和してゐる。關節細く手足も亦小さい。然し地方々々によつて非常に異つてゐる。在ケランタン馬來人は身長高く、在ネグリ・スムピラン馬來人は土着民族との雜婚によつて、身長も低く通例五呎四吋內外である。皮膚の色は淡褐色を普通とするも、暗褐色あり種々雜多である。髯は少く體中にも割合に尠ない。鼻は根元が低いが鼻孔は大きい。畢竟するに、馬來人はモンゴリア人(Mongolian)、インドネシア人(Indonesian)、及其他の種族から成る混血種であらう。鼻骨の小さいのは珍らしくない。髮も普通眞直ぐであるが、波を打つた樣のもあれば、縮れ毛も間々見受られる。

性質　馬來人は孰れかと云へば無口の民である。一見內氣な氣性に見えるが、馬來語で一、二語喋る時には頤を外して微笑を堪ふる樣になる。一般に態度は溫良で、田舍に行けば一端質問を放てば續いて幾多の質問を浴せ掛けられる樣である。又此方が先方に對して話し掛ける場合も同樣である。馬來人は輕信な爲め非常に瞞され易い。驚異なる事柄には直に受入れ易く、神靈の力に依て病者を治癒する力を持つてゐる。

又青年期に達した馬來人は傲慢て且遊蕩に耽り勝ちである。從て政廳の爲めに働く樣なことをしない。蓄財等は思ひもよらぬ事である。

家屋　馬來人の家屋は方々に點在してゐる。床の高さは二呎乃至六呎、地方によつて形態が異ふ。構造に就て一々說明することは困難であるが、小農家は只の二室を有するに止まつてゐる。家の前には椽側があり、內側の部屋は細かく分れてゐない。臺所は通例後側にある。窓は木製で小さく、上方から蝶番で垂下してゐる。

直柱には硬材を使つてゐて、其上を屋根を以て被ひ、壁の部分は軟かい材料でしてゐる。卽ち組竹、板、樹又は葺草であつて、地方により又貧富の懸隔に從つて各々相違がある。葺草は海岸では椰子若しくはニッパ椰子の葉を使ふが、其他の葺材も用ひられてゐる。

入口には小階段があり、又臺所に附屬した階段及戶がある。廊下のある家では階段を上つた所に水壺があつて足を洗ふ設取になつてゐる。廊下の無い家では階子段の下部にある。此樣側は平常坐つたり寢轉んだりする處である

此處で來客を迎へ檳榔子、しなの木の實や煙草を御馳走する。坐蒲團同樣に往々敷蒲團が持運ばれる。この外鳥籠、農具類、捕鳥用係蹄、漁網等が彼處此處に置かれてゐる。初めて馬來人の住居を見る人々は皆一樣に卓子や椅子のないのに驚くが、其は敷物をしいてゐる床が云ふ迄も無く食堂であり、寢床であると同時に居間なのである。之が爲めに、入室前先づ足を洗ふ必要があるのである。

農家での室内の裝飾は極簡程ではない。内部には敷物、枕、衣類箱、蚊帳及褌類が置かれてあり、壁には短劍或は槍が懸けてある。臺所には調理用道具、椰子擦子、木製提子及攪拌器、土製又は眞鍮製料理鍋、調理板、水罐及柄杓、皿及瓢簞等がある。又コップ並に硝子器が往時の椰子殻に代用せらるゝ樣になつた。

火爐は硬粘土及石を以て造り、木で緣取つた矩形を成し、通例臺所の一偶に設け、その傍らに薪材を高く積上げてゐる。臺所の床にある穴は調理の際の不要物及汚水の捌口である。

其昔、室内は木製臺に、ダマルの松明若しくは椰子油及小心のある眞鍮洋燈を點じてゐたが、今日では燈油を以て錫製の洋燈を普通用ひる。

馬來人はイスラム敎を信仰する所から豚も犬も飼はない。が他の動物は盛に飼育されてゐる。馬來種の猫は小さな尾を捲込んでゐて可愛いらしい。山羊、水牛、鷄、家鴨が居り、この外農村では好く馴れた猿がゐて、或る種類に屬する猿は椰子を採る爲めに飼はれてゐる。

職業　普通馬來人は農作を業とし生活の本據は果樹園の間に在り、附近には米田があつて無數の畦を以て境界となし灌漑水を堰とめてゐる。栽培果樹は椰子、檳榔子及臭味強く針の多いドリアン樹である。殊に後者は馬來人が最も愛好する所で、其有する臭氣が特長である。其他檬果（Mango）、波羅蜜（Jack-fruits）、マンゴスティン（Mangosstin）、ラムブタン（Rambutan）があるが、就中マンゴスティンが本領内香南洋各地に亘りて最眞果樹と考へられる。俗に前者をドリアンの王、後者をマンゴスティンの女王と呼ぶ言葉は兩者を巧に比較對照したものと謂へる。土人には又サゴ椰子が最も重用がられる。其髓からはサゴを製造し、其葉は家根の葺物に最も適當する（農業の部參照）。馬來地方に產する竹は他地方に劣らざる效用がある。この外棕梠樹も重寶である。自作農であつて、讓讓の爲めに土地を利用する以外には其土地から生活資料を得てゐる海岸地方では漁業を主とするが、農業も亦盛んに行はれてゐる。

米田には水田・乾田の二通りあるが、前者は概ね平地（高地灌漑は行はれない）に行はれ、後者は普通山腹にある開墾地に行はれるが、稀には平地にも行はれる。

水稻植付の際は先づ苗床を作つて種子を蒔く。稻苗は何時でも植替へられる樣にする。田の手入れは雨季にさられる。北西部では通常九月及十月に植替へ、三月四月に刈取りを行ふ。

田の耕作法は地方に依て夫々異る。或る處では土地を耕す爲めに鍬製犁を用ひるが此犁は又收穫後田に生える雜草除去の爲めにも用ひられる。他の地方では木製の柄に鹵の眞直ぐな重い刃を取附けた特殊の器具が除草に使はれる。ネグリ・スムビランでは木製の鍬が用ひられ、犁を入れた後に起を使つてゐる。除草若しくは耕耘後土壤を軟ける爲めに水が通される。後水牛に木製ローラーを引きずらせて田を捏り廻し、土壤をならすには田に水牛を放つて鍬起せしむればよい。

整田の準備をした後の土壤は半泥狀をなす。其時苗は列狀に植えられる。此際苗の植替は婦人により而も專ら手植法による。植付後は更に水を入れ幹の半迄滿すのである。田の水は稻が穗を出す時迄貯められ、實るを待つて初めて排水される。

稻の刈入れも亦重に婦人によつてなされる。此時特別な及物が使はれる。而して刈入れた穗は足で穗を押潰してゐる。

陸稻は山腹の開墾地に植付ける。此場合には苗床を設けず、穗は單に深く掘込んだ穴の中に播かれる。眞實の米は年唯一回のみであるから、他の月には薯類、胡瓜、芭蕉や干蕃椒を植える。產米は主家近くの倉庫に貯藏される。

次に漁業は馬來人の主要職業である。漁撈法は多種多樣である。彼等は暇潰しに釣絲を垂れるが、一は食料を得る爲め、一は遊びの爲め、他の一は獲物を賣却して自己の收入とせんが爲めである。

言語　馬來語は、主として馬來半島（卽ち海峽植民地、馬來聯邦州及同非聯邦州を含む）竝に邏羅領のパタニー地方に於て主要語となつてゐる。更にリオー群島（Rionw Archipelago）、スマトラ東海岸及ボルネオ沿岸地方にも使用されてゐる。馬來語はスマトラ中央高地に住むメナンカバウ族の言語に酷似してゐて、回敎商人、葡萄牙人、和蘭人は殆んど全部之を使用し、又之を共通語として傳播したものである。スマトラ住民は、アチエー人の如く固有の國語を所有してゐるが、亞剌比亞語の宗敎書を馬來語に飜譯して使用してゐる。斯くて、現在馬來語は馬來叢島に於ける宗敎・商業用語と化して終つた。

馬來語は、マレイ・ポリネシアン、オセアニア、又はオーストロネシア系に屬する。其使用區域は臺灣から新西蘭、マダガスカル（Madagascar）よりイースター島（Easter I.）に至る地域に亙り、比島、馬來叢島、ミクロネシア（Micronesia）、メラネシア（Melanesia）、ニウ・ギネア（New Guinea）の一小部分及ポリネシア（Polynesia）各地に於ける言語を包含してゐる。就中、極東部分にはサモア（Samoa）、タヒチ（Tahiti）及トンガ（Tongga）語あり、西方部分には馬來語、マラガシ（Malagasy）、比島のタガログ（Tagalog）、ビサヤ（Bisaya）及ボンドク（Bontok）語、スマトラのバタク（Batak）及メナンカバウ、スンダ（Sundanese）、爪哇及マヴラ語、ボルネオのダヤク（Dayak）語、セレベスのマカッサル（Macassar）及ブギス語（Bugis）、其他の言語が之に屬してゐる。此部分に屬する言語はバタク族（Bataks）、ダヤク族及セレベス島トラジヤ族（Toradjas）の如き特殊の骨骼を有する種族をインドネシアンと命名してより、爾後此名稱を以て呼ばれてゐる。

前記マレイ・ポリネシアの系統は亞細亞南東部分に擴がり、中央印度のムンダ（Munda）、アツサム（Assam）のカシ（Khasi）、緬甸及邏羅に於けるモン（Mon）又はタライン（Talaing）、佛領印度支那のクメル語卽ち東埔寨地方其他の言語、ニコパル（Nicobar）及馬來半島の蕃語を包含するオーストロ・エーシア系統に關係あることは明瞭である。

然し茲にマレイ・ポリネシア系統に屬する西方部分（卽ちインドネシア語）できへ、其言語は英語と獨逸語若しくは佛蘭西語と伊太利語の相違よりも其差は甚しい。然し乍ら、之を外國語と比較對照する時馬來語は發音上よりも將又文法上より見るも遙に簡易である。

又一國語を以て思想を述べ又は創作するに際し外國語を使用することは、言葉に一の活力を添へること勿論である。從て、所謂馬來語と稱するものゝ中にも、回敎の影響によるもの、ヒンドスタン語（Hindustani）、タミール語（Tamil）、葡萄牙語、その他和蘭語、英語等からも可なり殘存してゐる。

文字　而して回敎を信奉する馬來人は亞剌比亞の文字の波斯型を採用してゐる。此亞剌比亞綴りは馬來語の發音を知るに適當でない。然し相當の年月を假せば、恐らく馬來人は土耳古人同樣母音全部を挿入して從來の缺陷を補足するであらう。田舍の學校では、亞剌比亞文字ラテン文字の兩方で馬來語を書取ることを敎へてゐる。羅馬式綴字は宗敎書には使用されてゐないが馬來人と大多數の歐洲人、印度人、支那人及日本人商人との間に交される用語として頗る重用である。此羅馬式綴字の制度は關領印度に於て使用されて

ゐるものゝ大體型取つたものである。

發音　最後に馬來語の最も正確なる發音の好典型として認められてゐるのは、リオー群島及ジヨホール州に於てゞある。原住地馬拉加及舊馬拉加王朝の勞力下に屬するジヨホール、スランゴール及パハン州では是より少しく變形した言葉が話されてゐる、尙之は多少新嘉坡邊でも見受けられる。ネグリ・スムビラン州ではメナンカバウ移住者によつて變化してゐる。然し前述の如く、リオー、ジヨホールに於ては馬來語は殆んど古典的な綴りに從つて發音されてゐる。

方言　馬來半島の北部卽ちケランタン、ケダー及彼南、ペラ地方には顯著な方言がある。之等の方言は最近漸く學者の注意を惹くに至つたもので、未だに比較研究は成就してゐない。然し之は蕃族、モン及邏羅人の勞力が前揭諸地方住民の言葉に變改を與へた事は明白である。この中ペラ州及ケダーの二州に於てはアチエー人により、彼南ではタミール人の影響頗る著しいものである。

三　外國人

支那人　ケランタン、トレンガヌ、プルリスを除いた他の英領馬來の部分では、支那人は殖民引商、小賣商、勞働者の一大部分を占め、市街地に於ける最も優勢なる人種である。海峽植民地では支那人は他の如何なる人種に比較しても約二倍の數を保つてゐる。馬來聯邦州では錫山に於ける勞働者が殆んど皆支那人である關係上、彼等の數は馬來人の數に匹敵してゐる（人口の部第九表參照）。

英領馬來に於ける支那人は殆んど皆福建、廣東、潮州（Hie Chiu）、客家（Khehi）、海南（Hailam）の五種族の何れかに屬する。福建人は手廣く農業を營み、小商人、大取引商の多數は彼等の同族からなつてゐる。廣東人は錫業に從事する人口の大部分を占め、栽培業に從事してゐるものも尠くない。客家は廣東人と同じく馬來聯邦州に於ける錫鑛山勞働者の大多數を供給し、海南島人は市街地に於ては主として家庭に於ける使用人として働き、市街地外では護謨園で働いてゐる。

英領馬來に在住する支那人の總數に對する之等五種族の割合を百分比例を以て示せば、福建人三二・八、廣東人二八・三、客家一八・六、潮州人一一・一、海南島人五・八、其他三・四である。

半島在住支那人中最も富裕に、且最も能く教育せられてゐるのは海峽植民地生れの支那人で、俗にババ南京（Babas）と稱するものである。ババの祖先は福建移民で、今日半島の到る處に在住するも、特に執着せる生活區域は歷史的に由緒ある馬拉加である。ババの中には全然支那語を解せざるものもあり、彼等は所謂ピツヂン馬來語（Pidgin Malay）なるものを使用してゐる。ピツヂン馬來語は今日全馬來に於ける商店、市場、幄場の通用語である（人口の部參照）。

印度人　市街地に於ける小賣人、取引商人中には相當數の南部印度人がゐる。然し英領馬來に移住するタミール人（Tamils）、テルグ人（Telugus）、マラヤリ人（Malayalis）の大部分（何れも南部印度人）は苦力階級である。彼等はペラ州の錫鑛山に多數働いてゐるし、土木局及市に使役せられてゐる勞働者は殆んど全部南部印度人の中より募集せられる。然し此南部印度人勞働者を馬來半島に齎來した最も主なる原因は護謨栽培事業で、現今に於ては英領馬來農園生活者總數の六九・三％は彼等の仲間よりなつてゐる。

南部印度人以外の印度人中には、パンジヤブ人（Punjabis）が其大部分を占めてゐる。彼等は大抵の場合軍事的又は半軍事的職業に從事せんが爲英領馬來に渡來せるもので、年月を重ねると共に馬來地方に定着し、或は農民として或は去勢牛車の挽子として又は番人又は之に類似の職業に從事して生活を營むに至つた。

歐米人　一九二一年の國勢調査に於ける英領馬來在留歐米人の人口は、前に比し三四・九％の增加であつた。是は歐洲戰爭と之に伴ふ商業界の不振十年が無かつたならば一層大であつたかも知れない。之等の增加は主として護謨事業の發達に起因するものであるが、官吏の增加もその一因である。在留歐米人中その八四％は英人である。歐洲人は海峽植民地では金融と商業、馬來聯邦州及同非聯邦州にては栽培事業に從事してゐる。

歐亞混血人　歐亞混血人の大部は海峽植民地に居住して、官衙又は商館に於ける書記的の事務に從事し、少數は護謨園に於て事務をとつてゐる。

日本人　一九二一年に於ける日本人數は六、九八九人で、之を十年前の四、〇七六人に比較すれば正に七一％の增加である。最近一九二八年十月末現在の人口七、六五六人は一九二一年に比し九・五％の增加を示してゐる。歐洲大戰は絹逸品の輸入を止め、英國品の競爭に對し一大打擊を與へた。是が日本商人に對し絕好の機會を與へ、新嘉坡に於ける一九二一年に至る十年間の一一八・七％の增加率は、日本人が如何に能く歐洲大戰を利用したかを說明してゐる。馬來聯邦州に於ける日本在留民の總數は大した變化を見ない。ジヨホールに於ける日本人は一九一一年の一七三人より一九二一年の一、二八七人に增加した。卽ち六四・三％の增加である。同州に於ける日本人の大多數は護謨栽培業に從事してゐる。然し之等は勞働者としてゞはなく支配人又は監督者としてゞある。英領馬來には寫眞館、理髮床及小間物雜貨の小賣に關係してゐる日本人が可成り多數に上つてゐる（人口の部第一二表參照）。

宗教

概說　英領馬來の宗教は、それを信奉する人種の數に正比例して雜多な極めてゐる。原始的な偶像崇拜教あり、基督教あり、回々教あり、又佛教あり其れに地方的色彩が加はつて一言にして盡し得ない程の種々雜多な型にな

つた宗教が存在する。が然し某宗教其他は日常我々に親しみが深く一々竝べ立て逃べる必要がないと思ふので其煩を避け、主として馬來人の宗教生活に就いて逃べる。

原住民の宗教　先づ原始的宗教と目せられて居るものは、原住民族ネグリトの有するものである。此事に就いては、既に住民・風俗の部に於て簡單に逃べた所であるから此處には略するが、世界何れの原始的な土地に於ても見らるゝ如く、彼等は非常に他力的な且迷信的な宗教を有して居るのである。これは恐らくサカイ、ジャクン兩種族に就てもそうであらうと想像される。

馬來人の宗教　次に馬來人の宗教であるが、馬來人は英領馬來に於ける人口の過半を占め、殘りは支那人及印度人等であるから英領馬來の代表的宗教を云へば、馬來人は名目上回々教徒に屬する。今日迄決して回々教に先んじて影響を受けたヒンヅー教々師の說く教へを棄てないし、且又彼等が原住地に於て奉じてゐた舊信仰を少しも拋てゝゐないのである。然し乍ら彼等の村落に於ける生活の大部分は、二重に屋根を葺き村の貧富の程度に應じて、縞枝、木材又は煉瓦及漆喰を用ひて壁を塗つた禮拜所の周圍で過される。每週定期の集會は金曜日に行はれ、普通村民は一週一回晝間のみの行事は行ふが、定期的集會を嚴守しない。それで出席を勸誘するため、每金曜日の祈禱は四十四人の成人男子の出席が無ければ捧げることが出來ない規範になつてゐる。婦人は禮拜所に出席しない。或る地區では三回繼續して出席を怠る者は罰金を課せられることになつてゐる。祭典は絕食月の終了した日に行はれ、之を以てメッカ巡禮者は巡禮儀式を完全に果すことにするのである。

刳り拔いた樹幹の一端を皮を以て蔽ふた大型の太鼓が拜禮所の周圍にある廊下に懸つてゐて、之は金曜日に信者を呼出すためと、每週五日間祈禱時間を知らせる爲めに鳴らされる。祈禱の文言は太鼓が打鳴らされた後、寺守

によつて唱へられる。この金曜日に捧げる祈禱は大抵一般に行はれてゐるが每週五日間每日祈禱を擧げることは多くは實行されてゐない。法律竝に宗教上幾分か理解のあるもの、其子女及年長の男女は定められたる時間を守るが規則遵奉の度は地方によつて夫々異る。日々の祈禱は屋內又は禮拜所若しくは路傍で唱へられる。禮拜所よりも小さく、每週の行事の行はれぬ單なる祈禱用建物は各所に見受けられる。之等の各禮拜所近傍には河、井戶又は水桶がある。こゝで信者は祈禱をなす爲め屋內に立入る前、所謂齋戒沐浴が行はれる。絕食月は村落に於て好く嚴守されてゐる。又日出日沒時には喫煙嚼煙したり又は飮食したりなどはしない。巡禮に際しては、馬來地方からはメッカに近い他の國々よりも遙かに多くの信者を送つてゐる。

寺院・教會　回教ー既述の通り、混然雜然として多種多樣の民族が集つて居る處であるから其信仰の標的たる寺院會堂の種類が非常に澤山であることも當然であらねばならぬ。基督教各派の宏壯なる會堂が街の各所に聳へ建てるに對し、不可思議な行者の蹲くまつてゐる怪奇な印度教の寺院や妙にくすぼつた支那の廟が隨所に在るのも面白い對象だ。而して其處には神風の伊勢を偲ばす皇太神宮の社殿が護謨園內に安置され禪宗の西有寺を初めとして本派本願寺や日蓮宗の出張所さへもあるのである。新嘉坡には東京中會に屬する日本基督教會及ホーリネス教會が存する。而も馬來の宗教はなんと云つてもイスラム教に依て殆ど統一され、ジョホール・バールの壯麗な回教寺院は新嘉坡を通過する旅客の多くが必ず見に行く名所の一となつて居り、吉隆坡を初めとして舊都クランやコーラ・カンサーやアロー・スターの町にすら見上ぐるばかりに宏壯なモスク（Mosque）が必ず巍然として建てられ、修行の五箇條たる一、無始無終唯一至上神アラーの信仰　二、一日五回以上の祈禱禮拜　三、回教曆九月ラマザン月一箇月間の斷食　四、聖地メッカへの巡禮　五、神の爲めにする敬虔なる信者への喜捨が確かに誠心から捧げられつゝあるのである。

基督教各派ーローマン・カソリックは英國教會傳道家の渡來に先立ち根强く當方面に教線を張つただけ現在猶最も勢力あり、佛國派は新嘉坡のプラス・バサ路にグッド・シェファード教會を、ポルトガル派はヴヰクトリヤ街の聖ジョセフ寺院を各本山として巨額の財產を擁し、外にも聖アンソニース・コンヴェント教會、聖ジョセフ・インスティチューション教會、プロキエア・ハウス私立教會、聖ポール及ピーター教會、セクレット・ハート・オブ・イエス教會、アワ・レディ・オブ・ローヅ教會、ヴアジーニア・メリー・ネチヴイティ教會、ボンゴロ教會及ブキ・チマーの聖ジョセフ教會あり、外に新嘉坡に聖グレゴリー教會、マグハイン・アボス新猶太人會堂の三希臘教々會堂がある。

新教ープレスビテイリアン教會が支那傳道をも管掌し、新嘉坡島內だけにさへ七箇所の分教會あり、管下聖社の數百二十五、宗教學校百三十九、慈善病院十四を有し、英蘭教會は植民地政廳保護の下に聖アンドリュース教會を本部とし、一八七〇年司法教管區を定め、新嘉坡、サラワク及ラブアンを其管區に編入し、新嘉坡四、彼南三、ウェルズレー領三の會堂を有して居る。更に彼南にアッサムプション教會、イマネンネート教會、レディ・オブ・ソロー教會、聖名教會、聖フランシス教會の五、ローマン・カソリック會堂と聖ジョージス、聖ジョージス・タミール、聖ジョージス支那人傳道の三英蘭教會あり。ウエルズレー領に舊教會堂五、英蘭教會三、馬拉加に聖ピーダース教會、アッサムプション教會、セクレット・ハート教會、セクレット・コンヴエント教會聖フランシス・ザヴイエー教會、聖ジョン教會、コンヴエント教會、聖マリス教會、聖ジョセフ教會の九、ローマン・カソリック會堂と英蘭教會のクリスト教會及近年最も目覺しき活躍をなしつゝある米國メソディスト教會あり。同派は今や新嘉坡に七、彼南に三、ウェルズレー領に一の會堂を有し、年額七十七萬米弗餘の傳道費を控へて、印度、緬甸にまで其活動振りを發揮しつゝあるのである。

宗教別人口　次に英領馬來に於ける宗教別人口を示せば次の通りである（一九二一年國勢調査に依る）。

回教	一、六九八、五三〇人
佛教及儒教	一、一七九、〇五八
ヒンヅー教	三九五、四九八
基督教	七二、〇五〇
シーク教	九、三一四
未詳	三、六〇四
合計	三、三五八、〇五四

英領馬來の住民を宗教上より分類するときは前表の通りであるが、同年國勢調査には支那人及印度人の外人種別による宗教別人口を知る事は不可能である。從つて此處には參考の爲め左の二表のみを掲載することに止めた。馬來人及歐洲人其他外國人の宗教別人口を擧げ得ないことは頗る遺憾である。

第一四表　英領馬來宗教別支那人數及千人率表　出所＝一九二一年國勢調査報告書

地方別	支那人數			千人比例			
	基督教	回教	其他の宗教	基督教	回教	其他の宗教	計
海峽植民地	一三、二六八	六八七	四八五、五九二	二四・六	一・三	九七四・一	一、〇〇〇
馬來聯邦州	六、七五四	五七二	四八七、二二三	一三・七	一・一	九八五・二	一、〇〇〇
馬來非聯邦州	一、四五三	五五〇	一七九、六八〇	八・〇	三・〇	九八九・〇	一、〇〇〇
合計	二〇、四七四	一、八〇九	一、一五二、四九四	一七・四	一・五	九八一・一	一、〇〇〇

第一五表　英領馬來宗教別印度人數及千人率表　出所＝同前表

地方別	印度人數					千人比例					
	ヒンヅー教	回教	基督教	シーク教	佛教	ヒンヅー教	回教	基督教	シーク教	佛教	計
海峽植民地	七七、三五一	一九、六三〇	五、七〇八	一、五三九	三三六	七三九・三	一八七・六	五四・五	一四・七	三・二	一、〇〇〇
馬來聯邦州	二六五、五〇五	一五、六六四	一六、一六九	六、九一四	九二二	八六九・八	五一・四	五二・九	二二・六	三・〇	一、〇〇〇
馬來非聯邦州	五二、六四二	六、〇六九	二、一〇〇	八六一	一四二	八五一・五	九八・一	三三・九	一三・九	二・二	一、〇〇〇
合計	三九五、四九八	四一、三六三	二三、九七七	九、三一四	一、三九九	八三八・五	八七・六	五〇・八	一九・七	二・九	一、〇〇〇

政　治

概說　海峽植民地は英國の領土であるが、馬來諸州（卽ち馬來聯邦州及同非聯邦州）は英國の保護領である。馬來諸州（Malay States）の支配者は名目上獨立の主權君主であるが、彼等は英國の保護下に立つてゐる。海峽植民地に關する行政事務は一八六七年印度事務省の主管から英國植民省の手に移つ

た。尙植民省は聯邦州及非聯邦州に於ける行政事務をも統轄してゐる。

英領馬來に於ける最高の行政官は海峽植民地總督兼司令長官（Governor & Commander in-Chief）である。而して同總督は官職上馬來諸州及ブルネイの高等代理員（High Commissioner）、又英領北ボルネオ及サラワクに對しては代理官（British Agent）である。

註　一八九六年海峽植民地總督は、馬來聯邦州の高等代理員（H. C. for the Federated Malay States）及英領北ボルネオ、ブルネイ及サラワクに對し「Consul-General for British North Borneo, Brunei and Sarawak」に任命せられた。而して一九〇六年にはブルネイの高等代理員（H. C. for Brunei）となり、一九〇八年には「Consul-General」の稱號は「British Agent」と變更され、續いて一九一一年には「High Commissioner of the F. M. S.」は「H. C. for the Malay States」と變更せられ今日に至つてゐる。

總督は英國皇帝に依つて任命せられ、英國政府が植民大臣を通じて與ふる訓令に從つて行動する。總督は政務を遂行するに當り行政會議に諮問するも法制上は該會議の決議に拘束されない。英國皇帝は海峽植民地に於て制定する法律（海峽植民地の法律をば Ordinance と云ふ）を否認する權利を保留する。馬來聯邦州には、海峽植民地の行政會議に相當するものが設けられてゐない。その代りに聯邦州の知事が不定時に會合し、總務長官と會議し、時には高等代理員と協議する。而して死刑の宣告を訂正する權能は當該州の支配者の手に在る。

次に海峽植民地の豫算は植民大臣の認可に依つて確定する。馬來聯邦州の豫算は植民大臣の認可を要せず、馬來聯邦州に於ては各州が每年收支の豫算を作り、別に聯邦政府諸局の收支豫算書を作る。此聯邦豫算は聯邦立法會議に附し、特別委員會の審議を經て各費目の合計を法律（馬來聯邦州の法律を Enactment と謂ひ、前揭海峽植民地の法律 Ordinance と區別す）に發表して實行される。而して本國政府へは單に通知を發するに過ぎない。

馬來非聯邦州は、行政上海峽植民地又は馬來聯邦州と何等の關係を有してゐない。各州は各別に州會議を有し、州內に於ける法律を制定する。非聯邦州は各獨立の政府を有してゐるが英人顧問に依つて指揮を受けてゐる。又聯邦州及海峽植民地から歐洲人文官を借用してゐる。一體に海峽植民地及馬來聯邦州の文官は各別の存在を保つものでなく英領馬來全體に共通するものである。

尙海峽植民地及馬來聯邦州には隨時一般社會より所謂非官吏を選任して評議員會（Boards）、委員會（Committees）を組織し、各種の事件を評議し、政府の諮問に應じ、出來得る限り行政事務を補翼せしむることになつてゐる。民間人士の今日關係せる評議員會及委員會の主なるものに、港灣評議員會（Harbour Boards）、病院經營委員會（Hospital Management Committees）、移民委員會（Immigration Committees）、免許狀下附評議員會（Licensing Boards）、公園經營委員會（Public Garden Management Committees）、學校管理委員、刑務所・精神病院管理委員其他である。

官房―英帝國領土內に於ける大方の政府に於けるが如く、英領馬來に於ては、政府の命令は官房を通じて發せられる。從つて新嘉坡及吉隆坡に於ける官房書記官・聯邦州（Under Secretary 海峽植民地 Assistant Secretary）は行政機關中に於ける樞要部分である。官房書記官は行政上の細目につき、遺漏なき研究を遂げ、重要案件に就ては、海峽植民地では事務總長（Colonial Secretary）馬來聯邦州では總務長官（Chief Secretary）に對し意見を開申する。而して、政府の決定・命令が支障なく遂行せらるゝやう適當の處置を執る。各知事は新嘉坡及吉隆坡に於ける前記書記官の職務と大同小異の事務を執る書記官を附屬する。

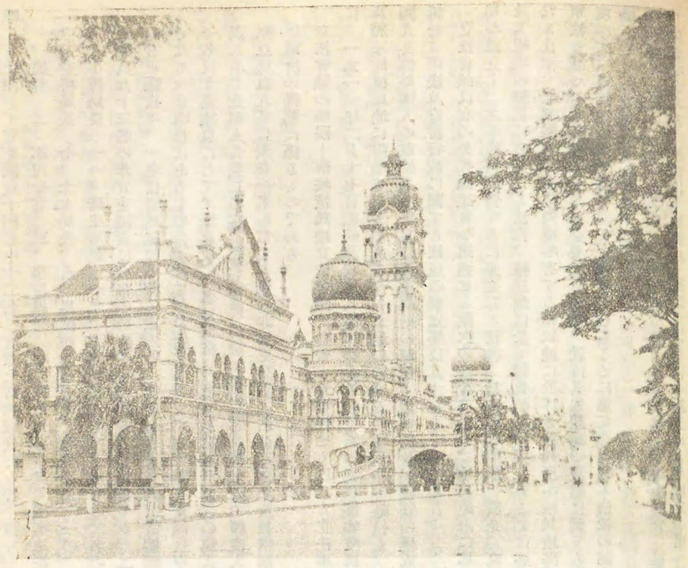

馬來聯邦州政廳（吉隆坡）

政廳官房書記官、知事官房書記官の權限に就ては法令上何等の規定がない。然し、之等諸官の發したる訓令は、政府の保證を得て發せられたものと解釋さるべきである。

英領馬來の統治機關は可成り複雜である。以下海峽植民地、馬來聯邦州及馬來非聯邦州の三に分ち說明することゝする。

一　海峽植民地

總督　海峽植民地總督兼司令長官設置に關する勅許狀（Letters Patent）に從へば、海峽植民地の統治は總督の權限にあり、總督は司法・行政の諸機關を總轄し、立法會議及行政會議が是を補佐する。

總督は英國皇帝により親任せられ、司令長官を兼ねてゐる。總督は海峽植民地總督に與へられたる勅許狀、今後與へらるべき勅令、植民大臣を通じて命令さるべき訓令竝に海峽植民地に適用せらるべき本國の法律に基き海峽植民地を統治する權限を附與されてゐる。總督は立法會議を通過せる法律案に對し同意を與へ又は拒否し、或は批准ある迄之を留保する權利を有する。

總督は英國皇帝の名に於て、裁判官、事務官、治安判事其他必要なる官吏を任命或は罷免し、又は職務の執行を停止することが出來る。總督は犯人の赦免・特赦・減刑・執行猶豫・罰金・科料の輕減又は免除を爲すことが出來る。但し、總督は政治犯に非ざる限り、犯罪人を海峽植民地外に追放することを以て特赦・減刑の條件となすことを許されない。

イ　立　法

海峽植民地總督は英國皇帝より與へられたる勅許狀の範圍內に於て立法權を行使する。總督の立法上の補助機關としては立法會議が設置されてある。海峽植民地制定の法律を總て Ordinance と稱する事は既述の通りである。

立法會議　組織―立法會議の組織は勅許狀及勅訓（Instruction）の規定する所にして、總督を除く十三名の官吏議員と同數の非官吏議員とを以て組

織する。而して官吏議員十四名中十二名は官職上當然議員たる者、卽ち一、總督　二、軍司令官　三、事務總長　四、彼南知事　五、檢事總長　六、財務局長　七、土木局長　八、馬拉加知事　九、教育局長　一〇、支那人事務局長　一一、衞生局長　一二、土地局長にして、殘りの二名の官吏議員及十三名の非官吏議員は皇帝の勅許を得て總督之を任命する。二名の官吏議員中、一名は警視總監の職に在る者、他の一名は官職上當然議員となるべき職務にあるもの（現在は專賣局長）を以てする。非官吏議員一名は官選議員にして、新嘉坡（三名）、彼南（一名）、馬拉加（一名）の歐人代表五名、支那人代表三名（新嘉坡、彼南、馬拉加各一名）及馬來人、印度人、歐亞混血人各代表者一名を當て、他の非官吏議員二名は新嘉坡及彼南商業會議所の推薦に係るものである。

立法會議の權限―海峽植民地立法會議が皇帝より委任せられたる立法事項は、一九一一年二月十七日附勅許狀第八條に據るものであつて、海峽植民地及將來同植民地に附屬することあるべき土地に於ける安寧秩序を維持し、本國人其他外國人の取締上必要なる法律規則の制定、裁判所及司法官の構成、訴訟、司法及財務行政に關する法規の制定等は其主なるものである。

立法會議は右の外英國議會を通過せる數次の法律により、植民地內に郵便局を設立し、之を維持經營するに必要なる法律、裁判所の開設、廢止、改造及其組織の變更に必要なる法律、植民地に於て歸化權を附與することに必要なる法律、無制限的民事裁判權を有する植民地に於ける裁判所を植民地海軍法會議として認むることに必要なる法律、沈沒其他船舶の遭難に關する事項たば、植民地の裁判所をして取調べしむることに就て必要なる法律の制定權等が附與せられてゐる。

總督の同意及皇帝の否認權―立法會議を通過せる法律案は之を總督に提出し同意を求める。總督は、勅許狀・勅訓又は自己の裁量により同意を與へ又は拒否し、或は批准ある迄之を保留する。總督が同意せる時は官報を以て公布し、特別規定無き限り其效力は公布と同時に發生する。總督が皇帝の批准を得る爲任意同意を留保した法案は、樞密院令を以て又は植民大臣を經由して皇帝批准をなす。皇帝の批准を得たる場合は之を公布し、同時に皇帝の批准を經たる旨立法會議に文書を以て通牒し、或は皇帝の批准を得たる旨を公布することに由つて效力を發生する。

英國皇帝は植民地の法律に對し否認權を留保し居る外、左記法律の制定に關しては必ず皇帝の批准を要するものとせられてゐる。但し皇帝より何分の指命ある迄或法律の施行を停止する法律案、又は總督が緊急施行の必要ありと認むる法律案に對しては、總督は自己の裁量により臨機同意を與ふる權限を附與せられて居る。尤も當該法律案は本國の法律竝に條約上の義務に抵觸すべからざることを要件としてゐる。皇帝の批准を要する法律とは

一、總督自身の爲にする土地金錢の贈與・進物・祝儀の寄進に關する法律　二、官吏の定員・俸給・手當等に增減を惹起すべき法律　三、海峽植民地の貨幣及銀行券の發行に關係を有する法律　四、銀行の創設に關する法律、銀行の組織・權利・特權に改正變更を來す法律　五、差別的輸入稅を賦課する法律　六、英國の國威、海峽植民地に居住せざる英國臣民の權利財產、又は英國及其屬領の通商航海に有害なる結果を生ずる事あるべしと懸念せらるゝ法律　七、歐洲人が受けざる制限拘束に歐洲系統ならざる人民のみを苦しましむる慣れある法律　八、其他に關する法律等である。

立法會議の召集及議事方法―立法會議は總督之を召集する。期日は前會議に於て之を定める。豫め期日を定めざりし時は會議の書記をして議員に通知せしむる。緊急を要する場合には此手續を省略することを得る。

總督は會議の議長となる。總督不在の場合は、其命ずる代理者又は出席首席議員議長の職務を執る。

會議は政廳舍內の會議室に於て行はれ公開とす。議事は過半數に依つて決定せられ、可否同數の場合には議長之を決す。法律案は總督及議員之を提出し得るも、財政に關する法律案は總督の許可あるに非ざれば、非官吏議員は之を提出することが出來ない。法律案は原則として三讀會を經て議決せられる。立法會議の凡ての議事は之を議事要錄に收め、每議會後其全文寫を國務大臣を經て英國皇帝に提出する。

立法會議の實質―行政會議員は官職上當然立法會議員となるが故に、立法會議は行政會議の膨脹せるものに過ぎない。行政者側の意見は殆んど總ての場合に於て立法會議を司配することが出來る。又總督は立法會議に議長たると同時に一議員の資格をも有し、キャスティング・ヴォートを握つてゐるから、立法會議は實質に於ては諮詢機關たるに過ぎない。又本國政府のなす監督權頗る大にして會議を通過したる法律は總督に依つて同意を與へられたる場合と雖も、英國皇帝は否認權を以て否認し得ること前述の通りである。

口　行　政

海峽植民地總督は英國皇帝より與へられたる勅許狀、勅訓、勅命竝に海峽植民地現行及將來實施の法律により管內一般の行政を掌る。海峽植民地には各理事廳を置いてゐる。總督の諮問機關として行政會議がある。

中央行政機關　海峽植民地政廳は新嘉坡にある。右政廳內には官房、總務部、教育、衞生、警務、土地、林務、財務、會計檢查、土木測量、華民保護、海事、輸出入、郵便、專賣、司法、檢事、獸醫等の諸局部及印刷所、病理研究所、分析所、刑務所、植物園等あり、之等の長官は事務總長に指揮を受け事務を統轄してゐる。事務總長の指揮命令は總督の命令であると解されてゐる。

行政會議　組織―行政會議の組織は、立法會議と等しく勅許狀及勅訓の規定する所にして、官職上當然其議長たるべき總督の外、七名の官吏議員及二名の非官吏議員を以て組織される。卽ち官吏議員としては、軍司令官、事務總長、彼南知事、檢事總長、財務局長、土木局長、馬拉加知事を以て任じ、非官吏議員は植民大臣經由の勅訓に基き總督が隨時任命する者にして、新嘉坡及彼南商業會議所をして各一名を選出せしめ之を任命してゐる。

議事及總督の權限―行政會議は總督の權限により適法に召集されたるものに非ざれば議事を爲すことを得ざるものであるが、總督は海峽植民地內何れの植民地に於ても自身所在する地に於て行政會議を開會することが出來る。

總督は會議の議長たること立法會議と同じく、總督は勅許狀又は其追加修正、又は新勅許狀に依り附與せられたる權限の行使に當つては總て行政會議に諮議する。但し行政會議に諮議する時は、却つて公務に重大なる惡影響を及ぼすと判斷せらるゝが如き事項、又は諮議を要する程重要ならざるか又は緊急の必要に因り諮議の暇なき事項に就ては之を必要とせない。前記緊急處理事件に就ては、其措置及理由を速かに行政會議に通牒する。

總督は勅許狀又は追加修正、又は新勅許狀に依り附與せられたる權限の行使に當り、正當と認むる場合は行政會議員の勸告に反し、處置を爲すことが出來る。又行政會議の勸告又は決議を得る爲の議題提出權は總督のみに存するものである。行政會議員が書面を以て會議に提出方を求めたる議題に關し總督之を拒否したる時及前記總督が行政會議員の勸告に反し行動せし時、行政會議員は其提出書面、勸告、又は意見及總督の回答を議事要錄に記載方を請求することが出來る。行政會議の凡ての議事は之を議事要錄に收め、その全文寫を植民大臣を經由して英國皇帝に提出する。

地方行政　地方廳―地方行政は新嘉坡にありては海峽植民地政廳直接之を管掌し、彼南及馬拉加には各理事廳を置き知事之を統べてゐる。理事廳の組織は右政廳と略同一で、政廳を小規模としたものである。之等の各地は更

に市、郡等に分ち地方行政の一部を行つてゐる。而して特に總督の指揮を受けねばならぬ事件以外の行政上の事務は、新嘉坡植民地に於ては事務總長之を處理し、プロビンス・ウエルズレー及ディンデインスを含める彼南及馬拉加に於ては郡長の補佐を受け知事が之を處理してゐる。

市區行政―海峽植民地に於ける市は、一九一三年の法律第八號に依つて組織されてゐる。右法律に依れば市經營の首腦たる市政委員は、總督によつて任命される。市政委員は Commissioners と稱し其中の一名が委員長として市長の役を勤むることになつてゐる。近年英人商業會議所や支那人商業會議所等をして數名の委員を指名せしむるのが一種の習慣となつて來たが、其採用は總督の裁量に依て行はるゝことになつてゐる。

市政委員は市内に於ける公共造營物の築設・管理・維持に關する義務がある。其爲に委員は地方稅を徵收することが出來る。

八　司　法

法律　海峽植民地に施行される法律は、立法會議の制定せる法律（Ordinance）、英本國議會の制定せる法律（Acts）、英領印度の法律（Indian Acts）、勅令で、別に海峽植民地に適用せらるゝものと宣言せられたる印度刑法に多少の變更を加へたるものを施行してゐる。又英國の Statutes Acts（ヴイクトリア女皇時代に制定せられたる成文法）に範を採れる民事訴訟法、英領印度に於ける現行法律に範を採れる刑事訴訟法が施行せられてゐる。

司法制度　海峽植民地に於ける司法制度は、二級審であつて、第三審は本國樞密院に於て之を行ふ。裁判所としては高等法院、地方裁判所、警察裁判所の三者にして外に檢屍廷を有する。

裁判所の構成は我國に於けるものと大に趣を異にし、高等法院の如きは第一審及第二審を受理すると共に、新嘉坡、彼南及馬拉加に於ては巡廻裁判を行ひ、尙會社の登記事務を掌り、强制執行係官を附屬する等幾多の事務を兼掌してゐる。

高等法院（Supreme Court）―新嘉坡にあり、其組織は首席判事（高等法院長）及三名以上の陪席判事より成り、民事刑事に關する第一審及第二審共に之を受理する。民事に就ては五百弗以上の請求に關する第一審及地方裁判所の判決に對する控訴審を受理し、公休日を除き年中開廷する。刑事々件に就ては巡廻裁判制度を採用し、新嘉坡及彼南に於ては二箇月に一回、馬拉加に於ては三箇月に一回、一定の期間を定めて之を開廷し、警察裁判所の裁判に對する控訴審を受理する。高等法院には二部あり、其一たる控訴廷（Court of Appeal）は、高等法院判事三名以上を以て組織し、民事々件に就ては高等法院民事部第一審竝に地方裁判所民事部判決に對する控訴審を、又刑事々件に就ては高等法院刑事部第一審、地方裁判所刑事及警察裁判所の判決に對する控訴審に對し審理の權限を有す。高等法院には此外、登記課、强制執行課、檢事局、破產管財局等をも附屬せしめてある。

地方裁判所（District Courts）―總督の適當と認むる地域に設置し得るもので、現在では新嘉坡、彼南、馬拉加、ラブアンの四箇所に設置されてゐる。新嘉坡、彼南兩地方裁判所は、地方判事、副地方判事各一名、其他は地方判事各一名より成り、民刑兩事件の第一審を取扱ふ。但し民事に就ては五百弗迄の請求事件に限られ、五百弗以下と雖も土地所有權に關する係爭問題の如きは高等法院の管轄にして、地方裁判所は之を審理する權限がない。刑事々件に付ては輕罪に限られ、重罪事件は高等法院の管轄である。

警察裁判所（Police Courts）―地方裁判所と同じく總督の必要と認むる地域に適當數を設置し得るもので、現在新嘉坡、彼南、馬拉加及ラブアンの四箇所にある。法廷は二、三名の警察法官よりなり、簡單なる刑事々件に就て即決裁判を行ひ、この外 Court of Requests と稱する法廷を開き、請求額五十弗以下の民事裁判をも行ふことが出來る。

檢屍廷（Coroner's Court）―變死者檢屍に關する事項を取扱ふもので、檢屍官を長とし、警察法官、醫官、地方官吏、港務衞生官吏等の若干名を以て組織されてゐる。

二　馬來聯邦州

概說　ペラ州は一八七四年、スランゴール州は一八七四年、パハン州は一八八一年、ネグリ・スンビラン州は一八八七年に夫々英國の保護國となり英人知事を迎へ、各州の庶政は同知事の意見に從ひ施行せられる樣になつた。然し其間統一を缺き州知事監督の任にある海峽植民地總督との連絡すら不完全であつた。玆に於て、一八九五年英國政府は是等四州と條約を締結し、該條約に依り四州は聯合して一聯邦を組織し、之が統治に就ては英國政府の指揮を仰ぐことになつた。然しながら、未だ馬來聯邦州政府は充分聯絡あり統制ある一の政治的實體であると云ふ迄には至らなかつた。それで一九〇九年、一九一二年、一九一四年に前記一八九五年の條約を補足し、今日の如き聯邦立法會議の成立を見ることゝなつたのである。

馬來聯邦州が創始された當時、聯邦州政府の各局長は各州知事の顧問であるかの如き觀があつた。然し聯邦の異常なる發達と共に中央集權的傾向が旺盛となり、それと共に聯邦政府の各局長も次第に其權限を增大し、州知事に隷屬する傾向を失つて、次第に獨立するが如き觀を呈した。一般行政上に於ても聯邦を確然たる實體とし、財政的に是れを統一せんとする傾向が頗る顯著となつて來た。然し中央集權は今日稍々極端に走つてゐるかの如き傾きがある。而して地方分權を要求するの風が、そちこちに見えて政府も或程度迄之に耳を借すやうになつてゐる。

イ　立　法

馬來聯邦州立法機關に、聯邦立法會議（Federal Council）と各州會議（State Council）とがある。

聯邦立法會議　組織―聯邦立法會議は、其議長たる高等代理員（卽ち海峽植民地總督）の外、聯邦州總務長官、ペラ、スランゴール、パハン及ネグリ・スンビラン四州の各知事、法律顧問、財政顧問、警務局長、勞働管理官、土木局長、敎育局長、稅關長、支那人事務局長の官吏議員、及英國皇帝の勅許を經て高等代理員の任命せる十二名の非官吏議員より組織されてゐる。非官吏議員中四名は各州より一名宛選出せられたる馬來人である。

聯邦立法會議の權限―立法會議は聯邦全體に共通なる利害問題、又は聯邦の一以上に關係を有する事件を協同的に解決し、聯邦の全部又は一以上に對し有效なる效果を有すべき法律を審議制定することを目的としてゐる。聯邦立法會議の議事は一九〇九年制定一九二四年三月六日附改正せられたる議事進行規則に依つてなされる。聯邦立法會議の職分は、主として聯邦の財政と立法であるが、財政と立法に對する聯邦立法會議の決定は絕對的である。

州會議　聯邦各州は州毎に州會議を有してゐる。聯邦會議が馬來聯邦州の中央議會なるに對し、州會議は一の地方會議と見るべく、各州支配者卽ちサルタン（ネグリスンビランではヤン・デイ・プルトアン）、英國理事官及其の秘書官、主なる馬來高官竝に各州の情況により支那人非官吏議員其他によつて組織され、各州多少の相違あるも略同一である。州會議は一の立法機關なるを以つて、聯邦法規に抵觸せざる範圍に於て各州は各法規を制定し得るも、實際に於ては本會議に基き制定せられる州法規は極めて稀である。

州會議の職分は主として立法にあるが、馬來人官吏の任免等の行政事務も掌つてゐる。

ロ　行　政

中央行政　馬來聯邦州の統治は、聯邦高等代理員（卽ち海峽植民地總督）の手にあるも、實際上の最高行政官は馬來聯邦州總務長官である。總務長官は表面上聯邦高等代理員の指揮を受けるのみである。統治機關はスランゴー

ル州吉隆坡に在り、其組織は海峽植民地と略同一である。

地方行政　州行政―聯邦各州の行政は、各州の最高權威者たる支配者の手にあるも、各州には英國植民大臣に依つて任命されたる英人知事が駐在し、之を指導してゐる。英人知事は州會議の議員である。馬來人支配者卽ちサルタンは英國との條約により、馬來人の宗教及土俗に關する以外の一切の事件に就て英人知事に合議し、其指揮を仰がなければならない。

郡行政―州は更に郡に分れ夫々郡長がゐる。郡長はプンゴール(Penghulu)と稱する土侯に補佐せられて土人に關する行政事務を行つてゐる。該土侯はムキム(Mukim)と稱する村の首長である。從つて該土侯と郡長とは馬來に於ける地方行政の樞軸である。州會議の議員たる支那人は、彼等の同胞たる在住支那人の事件に關して援助を州政府當局に與へてゐる。

市行政―市政に關係ある諸官衙は、全體として、又一部分として聯邦政府の管理下にある。而して衞生委員會なるものがあつて、市政の局に當つてゐる。衞生委員は、官吏及非官吏よりなり、各州知事が適當と思惟する者の中より任命する。吉隆坡及イポーに於ては、海峽植民地の市政委員長(市長)に相當する衞生委員會長なるものがあつて、全時間を市行政の爲めに提供してゐるが、他の市では專任の委員長を置かず、郡長をして是れを兼ねしめてゐる。衞生委員會は建築作業、公共用地、下水溝、厩養、市場、屠畜場、牛乳搾取業、麵麭其他菓子製造場、洗濯場、下宿屋、旅館、塵芥汚物掃除、マラリア豫防、交通、其他委員會の所轄區域内にある場所に維持保存改良に必要なる手段を採ることが出來る。

八　司　法

司法制度は大體海峽植民地に範を採れるものであつて、各裁判所の組織及其運用狀況等も亦略同一である。

高等法院―最高裁判所にして吉隆坡にあり、内部は上告部(Court of Appeal)と裁判委員部(Courts of Judicial Commissioners)の二部に分れてゐる。上告部は吉隆坡に於て年四回、イポーに於て年二回、一定の期間を定めて開廷し、民刑兩事件の控訴審を受理するもので、裁判委員部は定時にネグリ・スムビラン州スレムバン、パハン州コーラ・リピス(Kuala Lipis)及クアンタン(Kuantan)の三地に出張開廷し、民刑兩事件を取扱ふ。高等法院より英本國樞密院法務部に上告の途があるのは海峽植民地と同一である。

下級裁判所―民・刑事件の第一審を取扱ふものであつて、一等法官の主宰する第一種下級裁判所(Courts of a Magistrate of the First Class)、二等法官を以てする第二種下級裁判所(Courts of a Magistrate of the Second Class)の二種に分れ、前者は海峽植民地地方判事と略同一範圍の民・刑兩事件を取扱ひ、後者は海峽植民地副地方判事と略同一の權限を以て民・刑兩事件を審理する。

土侯裁判所(Courts of a Penghulu)、カチ(Kathi)、副カチ裁判所及其他―右の外簡單なる土人裁判所に於て輕微なる事件を取扱はしむる外、鑛山關係事件に就ては鑛山監督官、支那人關係に就ては支那人事務官、勞働問題に就ては勞働監督官、土地關係事件に就ては地租徵收官に夫々司法權の一部を賦與して裁判の衝に當らしめてゐる。下級判事は土侯裁判官よりの上訴を受理する。カチ裁判所の判決に不服なる者は州支配者(州會議を伴へる)に上訴することが出來る。

三　馬來非聯邦州

概說　馬來半島に於ける英國の勢力範圍は、尙ジョホール、ケダー、パーリス、ケランタン、トレンガヌの諸州に跨つてゐる。ジョホールが、英國と初めて條約を締結したのは一八五五年の昔に遡る。一八五五年、ジョホールのサルタンは、十二月十一日附の協約に於て、外交關係事務を悉く英國政府の監督の下に置くことを約した。又同時に、英國政府が要求する場合には、

現總督サー・ヒユー・クリフオード氏

英國政府に於て適當と認むる代理官をサルタンの宮中に置くことを承認した。然し此の如き代理官は、事實上一九一〇年迄は任命されなかつた。同年一月、サルタンの要求に依り、ネグリ・スムビランの知事キヤムベル氏(G. Campbell)は、サルタンの顧問としてジョホールに轉任することになつた。一九一四年五月、サルタンは、領内の開發上必要なりと思考したる結果、一八八五年の協約を改め、馬來聯邦州に於ける知事と略同一の任務を有する英人官吏を總務顧問として任命することを英國政府に懇請した。英國政府はサルタンの提議を容れ、其結果、補助的協約がジョホールのサルタンと英國政府の代理者たる海峽植民地總督との間に締結され、五月十二日是れが調印を見た。

ジョホール以外の非聯邦州は、一九〇九年三月十日盤谷に於て調印せられたる英暹條約の結果、英國の保護國となつたものである。該條約に依り、遲羅は是等諸州に於ける政治上其他の權利を拋棄した。權利の公式讓渡は一九〇七年七月中に行はれ、其際土人支配者の宮廷内に英人官吏を駐在せしめ、領内に於ける行政を補佐監督することになつた。

立法・行政・司法　馬來非聯邦州各州の統治は、王又は土侯が英人顧問官の參與によつて之を行ひ、外交權は一切英國が之を代行する。海峽植民地總督は前記各保護國に對する高等代理員たること聯邦州の場合と同一である。

非聯邦諸州も亦各州會議を有してゐる。其組織は馬來聯邦州各州のものと略同樣である爲め省略する。

行政機關は中央竝に地方共に海峽植民地に倣ひ、其組織も亦略同斷である。司法制度も、其運用狀況に多少の相違あるも海峽植民地と大同小異である。

官署系統　以上述べたる如く、英領馬來は、海峽植民地、馬來聯邦州及同非聯邦州の三に分れてゐる。而して海峽植民地政廳は、總督の下に事務總長を置き、其下に左の如き各局部を以て組織してゐる。猶、彼南及馬拉加の各植民地には夫々知事を任命してある。

次に馬來聯邦州政廳は、海峽植民地總督を高等代理員に仰ぎ、總務長官を置きて各局部を掌らしむ。尙パラ、スランゴール、ネグリ・スムビラン及パハ

ンの各四州に英人知事を置き、實質上政府顧問の役をしてゐること前述の通りである。

又非聯邦州は各獨立の政府を有し、英人顧問を置いて行政に參與せしめてゐる。

今海峽植民地及馬來聯邦州兩政府の官署名を示せば次の通りである。馬來非聯邦各州の官衙系統は簡單なる爲省略した。

海峽植民地政府

- 官房 (Secretariat)
- 總務部 (Colonial Secretary Office)
- 財務局 (Treasury)
- 會計檢査局 (Audit Office)
- 輸出入局 (Import and Export Office)
- 醫務局 (Medical Department)
- 海事局 (Marine Department)
- 華民保護局 (Chinese Protectorate)
- 勞働局 (Labour Department)
- 水産局 (Fisheries Department)
- 警務局 (Police Department)
- 土木局 (Public Works Department)
- 測量局 (Survey Department)
- 土地局 (Land Office)
- 林務局 (Forestry Department)
- 郵便電信局 (Post and Telegraph Department)
- 教育局 (Educational Department)
- 專賣局 (Government Monopolies Department)
- 法院 (Law Courts)
- 司法局 (Judicial Department)
- 檢事局 (Law Officer's Department)
- 檢屍局 (Coroners' Department)
- 刑務所 (Prisons)
- 獸醫部 (Veterinary Department)
- 印刷所 (Gov't Printing Office)
- 病理研究所 (Pathological Department)
- 分析所 (Gov't Analysts Department)
- 植物園 (Botanic Gardens)
- 博物館及圖書館 (Museums and Libraries)
- 地方廳
  - 彼南理事廳 (Penang Residency)
  - 馬拉加理事廳 (Malacca Residency)

馬來聯邦州政府

- 官房 (Secretariat)
- 總務部 (Chief Secretary Office)
- 會計檢査局 (Audit Office)
- 醫務局 (Medical Department)
- 海事局 (Marine Department)
- 華民保護局 (Chinese Protectorate)
- 勞働局 (Labour Department)
- 警務局 (Police Department)
- 土木局 (Public Works Department)
- 測量局 (Survey Department)
- 地質測量局 (Geological Survey Department)
- 林務局 (Forestry Department)
- 水産局 (Fisheries Department)
- 農務局 (Agricultural Department)
- 鑛務局 (Mines Office)
- 稅關 (Customs)
- 産業組合局 (Co-operative Societies Department)
- 郵便電信局 (Post and Telegraph Department)
- 鐵道局 (Railway Department)
- 教育局 (Educational Department)
- 專賣局 (Gov't Monopoly Department)
- 司法局 (Judicial Department)
- 法院 (Law Courts)
- 刑務所 (Prisons)
- 印刷所 (Gov't Printing Office)
- 博物館 (Museums)
- 地方廳
  - ペラ州廳 (Perak Residency)
  - スランゴール州廳 (Selangor Residency)
  - ネグリ・スムビラン州廳 (Negri Sembilan Residency)
  - パハン州廳 (Pahang Residency)

英領馬來高官録（一九二八年現在）

官職	氏名
海峽植民地＝	
Governor, S. S.	Sir Hugh C. Clifford
General Officer Commanding the Troops, Malaya	Major General H. L. Pritchard
Colonial Secretary, S. S.	J. Scott
Treasurer, S. S. & F. M. S.	M. B. Shelley
Auditor-General, S. S.	W. A. White
Principal Civil Medical Officer, S. S.	A. L. Hoops
Secretary for Chinese Affairs, S. S.	A. M. Goodman
Controller of Labour, S. S. & F. M. S.	P. W. F. Gilman
Director of Fisheries, S. S. & F. M. S.	C. F. J. Green
Inspector-General of Police, S. S.	H. Fairburn
Inspector of Prisons, S. S.	J. H. Tyte
Colonial Engineer, S. S.	H. V. Towner
Surveyor-General, S. S. & F. M. S.	V. A. Lowinger
Commissioner of Lands, S. S.	W. R. Boyd (act.)
Conservator of Forests, S. S. & F. M. S.	G. E. S. Cubitt
Secretary for Postal Affairs, S. S. & F. M. S.	H. C. Sells
Director of Education, S. S. & F. M. S.	A. Caldecott
Superintendent, Government Monopolies, S. S.	G. G. Wilson
Director of Gardens, S. S.	R. E. Holttum
Director, Raffles Museum and Library, S. S.	C. B. Kloss
Chief Justice, S. S.	Sir J. W. Murison
Attorney-General, S. S.	M. H. Whitley
Superintendent, Printing Office, S. S.	W. T. Cherry
Resident Councillor, Penang	Capt. M. Frost
” ” , Malacca	B. W. Elles
馬來聯邦州＝	
High Commissioner, Malay States	Sir Hugh C. Clifford
Chief Secretary to Gov't. F. M. S.	W. Peel
Ruler, Perak	H. H. Paduka Sri Sultan Iskandar Shah
Ruler, Selangor	H. H. Sultan Ala'idin Suleiman Shah
Ruler, Negri Sembilan	H. H. Tunku Muhammad Negri Sembilan
Ruler, Pahang	H. H. Al-Mu'tasim Bi'llah Al-Sultan Abdullah
British Resident, Perak	H. W. Thomson
” ” , Selangor	J. Lornie
” ” , Negri Sembilan	J. W. Simmons
” ” , Pahang	A. F. Worthington
Auditor-General, F. M. S.	G. P. Bradney
Principal Medical Officer, F. M. S.	R. Dowden

Secretary for Chinese Affairs, F. M. S.	P. T. Allen
Commissioner of Police, F. M. S.	C. Hannigan
Director of Public Works Department, F. M. S.	J. P. Swettenham (act.)
Surveyor-General, F. M. S. & S. S.	V. A. Lowinger
Director of Geologist, F. M. S.	J. B. Scribnor
Conservator of Forests, F. M. S. & S. S.	G. E. S. Cubitt
Fisheries Economist, F. M. S.	W. Birtwistle
Secretary for Agriculture, F. M. S.	A. S. Haynes
Senior Warden of Mines, F. M. S.	G. E. Greig
Commissioner of Trades and Customs, F. M. S.	M. D. Daly
Secretary for Postal Affairs, F. M. S. & S. S.	A. Caldecott
General Manager & Chief Engr. of Railways	J. Strachan
Director of Education, F. M. S. & S. S.	R. O. Winstedt
Deputy Commissioner of Chandu Monopoly, F. M. S.	R. F. R. Swettenham
Chief Justice, F. M. S.	Sir H. H. J. Gompertz
馬來非聯邦州＝	
Ruler, Johore	H. H. Sultan Ibrahim
Chief Minister, Johore	Abdullah bin Jaafar
General Adviser, Johore	G. E. Shaw
Ruler, Kedah	H. H. Sultan Sir Abdul Hamid Halim Shah ibni Almad Tajudin
Regent, Kedah	H. H. Tunku Ibrahim
British Adviser, Kedah	T. W. Clayton
Ruler, Perlis	H. H. Rajah Syed Alwi
British Adviser, Perlis	L. A. Allen (act.)
Ruler, Kelantan	H. H. Sultan Ismail
British Adviser, Kelantan	R. J. B. Clayton (act.)
Ruler, Trengganu	H. H. Sir Suleiman, Bada-u'l-alam
Birtish Adviser, Trengganu	A. J. Sturrock(act.)

教　育

概說　英領馬來に於ける教育の歴史は、一八二三年サー・スタンフォード・ラッフルスが、新嘉坡に今日のラッフルス・インスティチューション(Raffles Institution)を設けた時を以つて初まる。爾後百年間に於ける教育の普及は、今日英領馬來に於ける教育を英語使用教育、馬來語使用教育、タミール語使用教育及支那語使用教育の四種に分つに至つたのである。

土語を使用する學校の設立は、一八六七年海峽植民地の管理權が植民省の手に移つてから初めて眞面目に考究せられるやうになつたものであるが、一九〇一年土人學校に使用せられる馬來語古典の出版に依つて、土語を使用する土人教育に一大刺戟が與へられた。元來馬來人は女子を閉居せしむる風習があり、加之女子が教育を受けることに對しては一種の偏見をすら持つてゐる。而して之等の陋習と適當なる婦人教師を彼等の内から見出し得ざる事は馬來人女子の教育を餘程困難なるものとしてゐた。然し政府は一歐洲婦人を女子教育監督官に任命することにより、女子教育問題に於ける諸般の困難を排除しつゝあるのである。

海峽植民地及馬來聯邦州政府は、補助を申請する支那人學校に對しては努めて補助の方針を採り、又海峽植民地勞働法は年齡七歳乃至十四歳の兒童を十人以上有する農園に於ては、夫等の兒童が如何なる種族であるを問はず、園主の負擔に於て、學校を開設せねばならぬ規定を設け教育の普及に努力してゐる。

一九二一年國勢調査當時、英領馬來主要都市に於ける教育の程度を見ると次の通りである。

第一六表　英領馬來主要都市別民度表

内譯	新嘉坡 男	新嘉坡 女	新嘉坡 計	彼南 男	彼南 女	彼南 計	馬拉加 男	馬拉加 女	馬拉加 計	吉隆坡 男	吉隆坡 女	吉隆坡 計	ジョホール・バール 男	ジョホール・バール 女	ジョホール・バール 計
英語で讀書し得る者	一五、五一九	四、〇九七	一九、六一六	六、八一四	一、四九九	八、三一三	一、五一一	五〇五	二、〇一六	四、四三一	一、五三七	五、九六八	四二一	八九	五一〇
其他の國語で讀書し得る者	九八、四七六	一〇、一五四	一〇八、六三〇	三一、二七五	三、五九四	三四、八六九	二八、八七八	七四八	七、六二六	二三、五五七	五、六五五	二九、二一二	四、一七六	七二四	四、九〇〇
小計	一一三、九九五	一四、二五一	一二八、二四六	三八、〇八九	五、〇九三	四三、一八二	八、三八九	一、二五三	九、六四二	二七、九八八	七、一九二	三五、一八〇	四、五九七	八一三	五、四一〇
讀書し得ざる者	一二〇、七六二	九七、七五二	二一八、五一四	三六、二一三	四〇、四八七	七六、七〇〇	一〇、一六八	九、五八三	一九、七五一	二六、〇三五	一七、二三二	四三、二六七	五、七三七	三、八一〇	九、五四七
報告不詳の者	二、一一五	一、四八〇	三、五九五	一、七六五	一、四二二	三、一八七	七六三	五一五	一、二七八	一、二七三	七〇四	一、九七七	二七一	八四	三五五
合計	二三六、八七二	一一三、四八三	三五〇、三五五	七六、〇六七	四七、〇〇二	一二三、〇六九	一九、三二〇	一一、三五一	三〇、六七一	五五、二九六	二五、一二八	八〇、四二四	一〇、六〇五	四、七〇七	一五、三一二

出所＝一九二一年國勢調査報告書

第一七表　英領馬來主要都市別國語分布割合表

都市名	讀書し得る男子(%) 英語	馬來語	支那語	印度語	日本語	其他の國語	讀書し得る女子(%) 英語	馬來語	支那語	印度語	日本語	其他の國語
新嘉坡	一三・六	六・三	七一・〇	六・六	一・三	一・二	二八・七	七・九	五一・六	二・四	六・四	三・〇
彼南	一七・九	一〇・六	五六・八	一三・五	〇・二	一・〇	二九・四	一四・七	四四・九	六・六	一・五	二・九
馬拉加	一八・〇	一四・二	六二・〇	五・〇	〇・三	〇・五	四〇・三	二〇・八	三三・〇	一・七	一・七	二・五
吉隆坡	一五・九	七・二	五一・六	二三・九	〇・四	一・〇	二一・四	七・八	五〇・七	一六・四	二・〇	一・七
イポー	一一・〇	六・〇	六二・四	一九・七	〇・三	〇・六	二二・六	一一・五	四七・四	一四・一	二・六	一・八
タイピン	一三・八	六・二	四七・六	三一・七	〇・二	〇・五	二五・七	一〇・九	四一・五	一八・六	一・七	一・六
カムパー	六・三	二・八	八四・六	六・〇	〇・一	〇・二	七・四	七・四	七二・一	一一・五	一・八	〇・八

出所＝同前表

テロク・アンスン	五・三	一三・二	六三・四	一七・四	〇・三	〇・四	九・六	三五・九	三三・八	一五・七	四・〇	一・〇
クラン	八・二	八・九	五九・五	二三・一	〇・五	〇・八	八・七	二四・八	三八・八	一五・八	九・三	二・六
スレムバン	一〇・七	三・六	六八・一	一五・九	〇・九	〇・八	二六・〇	四・七	四二・三	一六・二	八・二	二・六
ジョホール・バール	九・二	二七・三	四三・六	一七・九	一・〇	一・〇	一一・〇	四五・一	三四・二	六・三	二・八	〇・六
モア	三・三	二九・三	五六・七	八・六	〇・七	一・四	五・二	四一・五	四二・七	三・四	五・二	二・〇
バンダル・ペンガラン	二・四	二三・二	六三・〇	七・〇	二・五	一・九	二・六	四二・五	四〇・〇	〇・八	九・四	四・七
メルシン	二・二	二二・六	六七・六	六・八	〇・二	〇・六	二・九	二四・七	六九・六	―	一・四	一・四
コタ・バール	二・〇	五四・五	三一・六	一〇・九	〇・一	〇・九	二・八	七一・六	一八・六	三・一	〇・六	三・三

教育行政　海峽植民地及馬來聯邦州に於ける學校教育は、キング・エドワード七世醫科大學を除き、教育局(新嘉坡に在り)の管轄に屬し、其學校行政竝に教育方針は兩地方共通であつて、教育局長(Director of Education)が之を司つてゐる。教育局には海峽植民地、馬來聯邦州を共通せる教育局次長(Assistant Director of Education)二名あり、一名は海峽植民地、馬來聯邦州に於ける馬來人教育制度の組織及指導、他は支那語使用學校の監督及檢査を任務とし、此外一名の首席督學官(Chief Inspector of English Schools)が置かれてゐる。教育局には此外馬來語女兒學校の爲に女子教育監督官(Lady Supervisor)、體育に關し地方教師を指導し學校の教育を指導監督する體育監督官(Superintendent of Physical Education)及體育監督官補を置いてゐる。而して海峽各植民地及馬來聯邦州には夫々督學官(Inspector)を置き、非聯邦州中ジョホール、ケダーは各別に教育監督官(Superintendent)を有してゐる(非聯邦州に就ては後説馬來非聯邦州の項參照)。

教育費其他　海峽植民地に於ける教育費は約半額を教育委員會(Education Board)より支出する。海峽植民地教育委員會は教育局長を議長とする四名の官吏委員及四名の非官吏委員より成り、官立學校に於て徴收する授業料其他を決定し、之が收納を掌り、又教育上使用せられる一年の經費を計上し、經費其他教育上の事項に付政府の諮問に答申する義務を有してゐる。委員會は、別に教育費に充てる爲め市の內外に在住する各人の財產見積額を基礎として學租を徴收してゐる。馬來聯邦州に於ける學租は、衞生委員會の管轄範圍內に止まつてゐる。

英領馬來に於ては英語使用學校に於ては授業料を徴收するが、馬來語、支那語、タミール語を使用する官立學校は無月謝である。

英領馬來に於ける教育費支出高は次の通りである。

第一八表　海峽植民地及馬來聯邦州教育費逐年比較表

單位＝海峽弗
出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

年次	海峽植民地 人件費其他	海峽植民地 土木局支出	海峽植民地 教育委員會	海峽植民地 計	馬來聯邦州 人件費其他	馬來聯邦州 土木局支出	馬來聯邦州 計
一九二三年	九二六、一七二	二五五、〇三三	七二九、六六一	一、九一〇、八六六	一、七七八、八二九	八九、一〇七	一、八六七、九三六
一九二四年	一、一一五、三一五	三七九、〇六〇	八一三、〇〇五	二、三〇七、三八〇	二、〇二三、八〇九	四四〇、一一一	二、四六三、九二〇
一九二五年	一、一三六、一三三	三九九、七八一	九〇三、一〇七	二、四三九、〇二一	二、二九二、九九七	三九一、八九六	二、六八四、八九三
一九二六年	一、一八六、五四四	六一二、八七六	一、一四〇、四九五	二、九三九、九一五	二、四八二、二四二	七三三、二八六	三、二一五、五二八
一九二七年	一、三七〇、〇二三	四九六、八九〇	一、二四六、〇八三	三、〇四九、九九六	二、七〇四、三〇四	一、一二九、二七四	三、八三三、五七八

一　海峽植民地及馬來聯邦州

イ　英語使用教育

高等教育　英領馬來高等教育機關としては新嘉坡にキング・エドワード七世醫科大學、ラッフルス・カレッヂ及コーラ・カンサー(Kuala Kangsar)に馬來人カレッヂの三校がある。

キング・エドワード七世醫科大學(King Edward VII College of Medicine)―一九〇五年新嘉坡に設立されたる海峽植民地及馬來聯邦州官立醫科大學であつて、馬來に於ける最高學府である。本校は設立の際エドワード七世記念基金の中から多額の寄附を得た關係上、一九一二年キング・エドワード七世醫學校と名付けられたが一九二一年に同七世醫科大學と改稱された。修業年限は六箇年で、一九一六年以來該校の卒業證書所持者は、英帝國の何處に於ても開業の資格を有するものと英蘭醫會に依り認定されてゐる。英蘭醫會の規則は一九二三年に之を採用し、大學の與ふる免許狀は亞細亞諸國の何れの大學のそれに比するも遜色ない價値を有してゐる。

一九二七年末現在、同校得業士二一二名、在席生徒一一〇名で、本大學に入學し得るものは英領馬來に於て出生せる者か又は馬來に於て教育を受けたものに限られてゐる。本大學には生理學・解剖學・醫學・臨床醫學・產料學等の講座が設けられてゐる。

ラッフルス・カレッヂ(Raffles College)―英領馬來住民の子弟に對し醫學以外の高等教育を授くる爲に新嘉坡に設立されたものである。本校はサー・スタンフォード・ラッフルス新嘉坡開港百年祭を記念する爲創設されたもので、將來之を基礎として新嘉坡大學を起す筈である。校舍は世界各地より懸賞的に得たる設計を以て建築を開始したが、一九二八年六月廿一日を以て開校の運びに至つた。最初入學を許された者は四十三名で、內二名は女子、九名は自費生、他は官費生であつた。當初は教員養成所・農業部・行政部・科學部等を置き、將來機械土木學部・東洋學部等を設置する事になるであらう。

馬來人カレッヂ(Malay College)―最近馬來人間に英語竝に英語に依つて學術を研究習得せんとする慾望が次第に高まつて來た。馬來土人の此要望に副ふものとしてペラ州コーラ・カンサーに一寄宿式カレッヂが設立された。此處では英領馬來の支配者及土侯の子弟、將來政府に出仕せんとする青年等が教育を受けてゐる。本校の教育はケムブリッヂ大學の上級資格試驗に應ずる程度である。一九二七年度に於て一二九名の學生を收容してゐる。

初・中等普通教育　英語使用學校(English School)―海峽植民地及馬來聯邦州に於ける英語使用學校は、Primary, Lower Elementary, Higher Elementary 及 Secondary の四部に分たれ、七學年の教育を授けてゐる。該校の中等部に於ける教育は、地方に於て行はれるケムブリッヂ大學の資格試驗に

應ぜしむることを其主要なる目的としてゐる。今日英語使用學校に於ては前述のケムブリッヂ大學入學試驗を受けしむる準備を爲す外、倫敦大學、香港大學、新嘉坡醫科大學の入學試驗、海峽植民地に於ては女皇獎勵金（Queen's Scholarship）獲得に必要なる準備を生徒に授けてゐる。女皇獎勵金とは海峽植民地が一八八五年創設したもので、前途有爲なる兒童をして英國に於て彼等の學業を終了するの機會を得せしめ、多くの兒童をして學校を離れず眞に有用なる教育を受けしむる事を獎勵するを目的とし、毎年試驗により二名づゝ選定せられることになつてゐる。

近來、同一校内で行はれて來た初・中等教育を分離する傾向がある。卽ち、政府は最近多數の初等學校を建設し、大市街地に於ては官立中等學校を新設することになつた。最近二十五年間に於ける教育上の進歩新施設として見るべきものは幼稚園の新設、初歩手工及手藝の教授、商業課目・科學及圖畫の教授等であつて、體育の獎勵、各種のスポーツ、ボーイ・スカウツ、ガール・ガイド（Girl Guide）、キヤデット・コーズ（Cadet Corps）運動等も教育者の注意を呼んでゐる。

師範教育　女教員の養成は、一九〇四年以來新嘉坡ラツフルス女學校に於て行はれてゐる。男教員の養成所は一九〇五年吉隆坡に教員養成所を設けたのを初めとし、其後引續いて是等養成所が新嘉坡、馬拉加、彼南、タイピン、イポー等に設けられた。是等教員養成所にて講習されてゐる科目は英語・算術・地理・教授の理論及實際・圖畫・衞生及歷史等である。而して是等養成所といふは一年中連續的に開講する普通の學校ではなく、多くは臨時に或る學校の一部を借用して教授してゐるものである。

商業教育　一九〇二年海峽植民地に於ける教育制度を調査改革すべく任命された委員會の提案に基づき、彼南フリー・スクール（Penang Free School）及ラツフルス・インステイチューション（Raffles Institution）に商業課を新設した。組織的商業教育を受けた青年に對しては、新嘉坡其他の會社に於て常に要求があるので、ラツフルス・インステイチューションに於ては商業に關する全課程を教授してゐる。新嘉坡及馬來聯邦州に於ける他の學校に於ても、商業課を有せずとも、速記法・簿記・タイプライティング等特に必要なる個々の商業課目の教授をなしてゐる。特に簿記に就ては是を中等部の必修科目にしてゐる所が多い。

此外英領馬來には簿記・速記術及タイプライティングを教ふる數多の夜學校がある。

工業教育　海峽植民地及馬來聯邦州政府は、何れも久しき間工業技術教育の問題に注意を拂つて來た。而して工業教育に對する要求は漸次增加の傾向があるから、完全なる工業教育機關の設置されるのも近き將來であらう。現時英領馬來に於ける多數學校の課程中には手と眼とを使用する技藝が編入されて居り、新嘉坡、彼南、吉隆坡に於ては化學・物理學・數學・機械學・電磁氣學・製圖等を教授する多數の夜學校がある。

官立工業學校（Government Technical School）―一九二五年十月開校されたもので、聯邦州鐵道局機械部所屬の工業學校の後身である。而して同局機械部所屬の工學校時代は修業年限四年で、入學を許可せられた者は工業徒弟と稱し、極めて初歩的の學科から卒業迄には建築技術・應用力學・設計・地均・測量等に關し充分なる知識を修得し、卒業後は工手として鐵道部及機械部の技術課に所屬し、或は工場クラーク、測量師、設計師として勤務することになつてゐた。新設の官立工業學校も、鐵道局所屬の學校に於けると同じく鐵道局の下級技術員をも養成してゐる。

職業學校（Trade School）―英領馬來に於ける獨立した職業學校としては吉隆坡に一校、ペラ州パガン・スライ（Pagan Serai）に一校ある。吉隆坡に於けるものは發動機製造の職工を訓練するもので、現在三十六名（現在二年生迄）の生徒を有し、パガン・スライの職業學校は四十七名の生徒を有し、主として木工・製圖・英語・數學等を教授してゐる。

農業教育　一九二六年農務及學務の兩局官吏より成る一委員會は、多年の懸案であつた一農業學校を設立し、海峽植民地及馬來聯邦州は共通で之を維持すべきことを提議し、兩政府の承認を得た。此提案なるものはセルダン（Sarlang）の農事試驗場に於て農業學校を設立し、之を二部に分ち、第一部は三箇年の課程を以て農業科學を主とし、第二部は馬來の主要農産物に就き實科を設けんとするものである。既に實施委員會も設けられ、セルダンに於ては二十二英反の敷地が伐り開かれ、設計及諸豫算は一九二七年十二月政府に提出されたから、本農業學校の開設も間もない事であらう。

ロ　馬來語使用教育

馬來語使用諸學校の指導監督は、前述の如く教育局次長に依つて行はれるものであるが、教育局次長は數名の馬來人副督學官に依つて補佐せられ、其下に各郡を其受持區域とし馬來語を國語とせる巡回教師（Visiting Teacher）がゐる。郡は又更に區に分たれ、區内の學事監督としてグループ・テイーチヤー（Group Teacher）が置かれてゐる。グループ・テイーチヤーとは區内に於ける最大の土人學校の校長であつて、區内に於ける學校を監督してゐるものである。

サルタン・イドリス・トレーニング・カレッヂ（Sultan Idris Training College）―一九二二年馬來聯邦州政府により、ペラ州タンジョン・マリム（Tanjong Malim）に開設されたる中央師範學校で、村落に於ける土人學校教師を養成する。同校經費の三分の一は海峽植民地が負擔してゐる。該校には十數名の有能なる馬來人教師の外に農業教師を含む歐人教師團がある。同校に於ける主要科目は、馬來語・馬來文學・馬來歷史・地理・教育の理論及實際・數學・衞生・體育等の外、籠細工・出圖に關する理論及實習・圖畫等をも含んでゐる。一九二七年末現在同校生徒は三五一名である。

馬來語使用學校―學術上實際上の題目を取扱へる馬來語の教科書を使用して居り、男兒學校に於ては出來得る限り手工業を修得し、農業上の知識を得る樣に工夫され、女兒學校の科目中には、料理・粘土細工・折紙・拔きがゞり、衞生等が含まれてゐる。裁縫は馬來人が最も好む課目である。

ハ　タミール語使用教育

過去半世紀に亙り、タミール語を使用する學校が馬來半島の此處彼處に散在してゐた。今日海峽植民地に一一、馬來聯邦州に二五九箇のタミール語學校がある。之等學校は總て政府督學官の監督指導を受け、或る標準に達する教育を子弟に授けてゐる。私立學校は政府より補助を受けてゐる。

ニ　支那語使用教育

一九一一年以後諸處に支那語使用學校が設立された。之等學校の大多數は一般公衆より寄附金を募集する支那人委員に依つて維持されてゐる。其他は個人、支那本國に於て鄕關を同じくする者の團體、基督教布教團に依つて維持されてゐる。支那人學校の大多數は小學程度であるが、彼南及イポーに中學校が各一校あり、新嘉坡に於ける一校は中等部及師範科を有してゐる。支那語學校には北京官話を用ひ、又教科書も支那の古典を使用せず、近代的讀本を用ひ、古典中に含まれてゐる道德說は倫理學の教科書に依つて補つてゐる。政府は地理・手工・算術・其他兒童の推理力を銳敏にする學術を支那語に依つて教ふることを獎勵してゐる。

第一九表 海峽植民地及馬來聯邦州一九二七年各地方別英語使用學校及在籍生徒數表

地方別		官立男兒學校	官立女兒學校	補助男兒學校	補助女兒學校	合計
新嘉坡	校數	八	一	七	五	二一
新嘉坡	生徒數	三、八一二	三八〇	四、九三五	二、五三九	一一、六六六
彼南	校數	六	一	九	三	一九
彼南	生徒數	二、五〇一	三三五	四、〇九八	一、六九〇	八、六二四
馬拉加	校數	三	—	二	三	八
馬拉加	生徒數	一、〇二一	—	九四六	八〇二	二、七六九
ラブアン	校數	一	—	—	—	一
ラブアン	生徒數	九七	—	—	—	九七
海峽植民地計	校數	一八	二	一八	一一	四九
海峽植民地計	生徒數	七、四三一	七一五	九、九七九	五、〇三一	二三、一五六
ペラ	校數	八	—	七	五	二〇
ペラ	生徒數	二、三九六	—	二、九三八	一、三八一	六、七一五
スランゴール	校數	四	—	四	六	一四
スランゴール	生徒數	二、一〇六	—	二、六二六	一、五三二	六、二六四
ネグリ・スムビラン	校數	五	—	二	一	八
ネグリ・スムビラン	生徒數	九二〇	—	八五三	四一九	二、一九二
パハン	校數	五	—	—	—	五
パハン	生徒數	五三〇	—	—	—	五三〇
馬來聯邦州計	校數	二二	—	一三	一一	四六
馬來聯邦州計	生徒數	五、九五二	—	六、四一七	三、三三二	一五、七〇一

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州ノ[illegible]府[illegible]報

第二〇表 海峽植民地及馬來聯邦州一九二七年各地方別英語學校級別生徒數表

地方別	Primary Class	Lower Elementary Class	Higher Elementary Class	Secondary Class	合計
新嘉坡	二、七五四	五、六五一	二、六〇五	六五六	一一、六六六
彼南	一、八七二	四、三八四	一、一九〇	六九〇	八、一三六
馬拉加	七一二	一、三七五	五六六	一一五	二、七六八
ラブアン	一八	六三	一六	—	九七
海峽植民地計	五、三五六	一一、四七三	四、三七七	一、四六一	二二、六六七
ペラ	一、九四二	三、〇七三	一、三三三	三六七	六、七一五
スランゴール	一、四四三	三、五〇四	八八九	四二八	六、二六四
ネグリ・スムビラン	四六二	一、一〇五	五二二	一〇五	二、一九四
パハン	一六〇	二四七	一一〇	一三	五三〇
馬來聯邦州計	四、〇〇七	七、九二九	二、八五四	九一三	一五、七〇三

出所＝同前表

第二一表 海峽植民地及馬來聯邦州一九二七年各地方別英語學校及國籍別在籍生徒數表

地方別		歐米人及歐亞混血人	馬來人	支那人	印度人	其他	合計
新嘉坡及ラブアン	男	九八〇	七〇九	六、〇六九	四七六	一一三	八、三四八
新嘉坡及ラブアン	女	八六八	二五	一、七五四	一一八	一三〇	二、八九五
彼南	男	三〇二	七九七	四、四七〇	七八一	一〇七	六、四二七
彼南	女	三〇八	三六	一、四八四	一四二	四四	二、〇一四
馬拉加	男	三二〇	三八三	一、一八八	一四四	一三	二、〇四七
馬拉加	女	一七九	七	四〇四	六六	三	六五九
海峽植民地計	男	一、六〇二	一、八五九	一一、七二七	一、四〇一	二三三	一六、八二二
海峽植民地計	女	一、三五五	六八	三、六四二	三二六	一七七	五、五六八
ペラ	男	一四七	一、一三〇	二、五一三	一、二三九	二七	五、〇五六
ペラ	女	一五六	二一	八五三	三三〇	二三	一、三八三
スランゴール	男	二四三	八五三	二、二八四	一、一四一	七七	四、五九八
スランゴール	女	二〇五	四七	八五九	三五八	九〇	一、五五九
ネグリ・スムビラン	男	九四	五九三	五九五	四五六	三〇	一、七六八
ネグリ・スムビラン	女	七五	九	一六六	二一八	二一	四八九
パハン	男	八	一、一一七	二二六	一三八	—	一、四八九
パハン	女	五	二	一二	二二	—	四一
馬來聯邦州計	男	四九二	三、六九三	五、六一八	二、九七四	一三四	一二、九一一
馬來聯邦州計	女	四四一	七九	一、八九〇	八二八	一三四	三、三七二

出所＝同前表

第二二表 海峽植民地及馬來聯邦州一九二七年各地方別英語學校國籍別教員數表

地方別		英國人	其他歐米人	歐亞混血人	馬來人	支那人	印度人	其他	合計
新嘉坡及ラブアン	男	二七	四	三七	八	六四	六六	一	二〇四
新嘉坡及ラブアン	女	三一	一〇	一三三	—	三六	七	九	二二六
彼南	男	二〇	六	一八	二二	一三二	三四	七	二三九
彼南	女	一三	一四	三九	—	二七	四	一	九八
馬拉加	男	八	二	一六	三	二四	一三	三	六八
馬拉加	女	九	七	一三	—	一三	三	一	四五
海峽植民地計	男	五五	一二	七一	三三	二二〇	一一三	一一	五一四
海峽植民地計	女	五三	三一	一七四	—	七六	一四	一一	三五九
ペラ	男	一三	五	一八	七	五二	五〇	一四	一五九
ペラ	女	二三	七	一八	—	八	八	七	七〇
スランゴール	男	八	五	一四	六	五四	六三	一五	一六五
スランゴール	女	一〇	一七	二八	—	一八	八	四	八五
ネグリ・スムビラン	男	二	三	九	六	一六	三一	—	六七
ネグリ・スムビラン	女	五	三	八	—	一	—	—	一七
パハン	男	—	—	—	—	三	二三	—	二六
パハン	女	—	—	—	—	—	—	—	—
馬來聯邦州計	男	二三	一三	四一	一九	一二五	一六七	二九	四一七
馬來聯邦州計	女	三七	二七	五四	—	二七	一六	一一	一七二

出所＝同前表

第二三表 海峽植民地一九二七年各地方別馬來語學校數及教員・生徒數表

校別	新嘉坡 校數	新嘉坡 教員數	新嘉坡 生徒數	彼南 校數	彼南 教員數	彼南 生徒數	馬拉加 校數	馬拉加 教員數	馬拉加 生徒數	ラブアン 校數	ラブアン 教員數	ラブアン 生徒數	計 校數	計 教員數	計 生徒數
男兒學校	一八	七二	一、九二二	七六	三〇一	七、四二五	七九	二六七	六、七四四	二	五	一二三	一七五	六四五	一六、二一四
女兒學校	六	一七	三二二	二一	五九	一、二二九	一二	二〇	二八一	—	—	—	三九	九六	一、八三二
合計	二四	八九	二、二四四	九七	三六〇	八、六五四	九一	二八七	七、〇二五	二	五	一二三	二一四	七四一	一八、〇四六

出所＝海峽植民地政府年報

第二四表 馬來聯邦州一九二七年各地方別馬來語學校數及教員・生徒數表

校別	ペラ 校數	ペラ 教員數	ペラ 生徒數	スランゴール 校數	スランゴール 教員數	スランゴール 生徒數	ネグリ・スムビラン 校數	ネグリ・スムビラン 教員數	ネグリ・スムビラン 生徒數	パハン 校數	パハン 教員數	パハン 生徒數	計 校數	計 教員數	計 生徒數
男兒學校	一九七	五三三	一三、二一六	七〇	二二〇	五、五六二	七六	二五五	五、六六九	六五	一六九	三、三五八	四〇八	一、一七六	二七、八〇六
女兒學校	五四	一二〇	二、四八四	八	二三	五二三	七	一九	三八九	三	七	九七	七二	一六九	三、四九二
合計	二五一	六五三	一五、七〇〇	七八	二四三	六、〇八五	八三	二七四	六、〇五八	六八	一七六	三、四五五	四八〇	一、三四五	三一、二九八

出所＝馬來聯邦州政府年報

第二五表 馬來聯邦州及海峽植民地一九二七年各地方別タミール語學校・生徒數表

摘要	校數	生徒數
新嘉坡	—	—
彼南	一〇	五九六
馬拉加	四	二七
海峽植民地計	一四	六二三
ペラ	五九	二、六一九
スランゴール	一六五	六、二七〇
ネグリ・スムビラン	六八	一、七四一
パハン	七	二七九
馬來聯邦州計	二九九	一〇、九〇九

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

第二六表 海峽植民地及馬來聯邦州一九二七年各地方別支那語學校及教員・生徒數表

地方別	新式學校 公立學校 校數	公立學校 教員數	公立學校 生徒數	神學校 校數	神學校 教員數	神學校 生徒數	夜學校 校數	夜學校 教員數	夜學校 生徒數	私立學校 校數	私立學校 教員數	私立學校 生徒數	舊式學校 私立學校 校數	舊式私立學校 教員數	舊式私立學校 生徒數	計 校數	計 教員數	計 生徒數
新嘉坡及ラブアン	七一	三六八	九、一八八	七	二〇	五六九	二三	三九	一、二三四	四七	七六	一、六九〇	四一	四八	一、三一三	一八九	五五一	一三、九九四
彼南	四六	一七五	三、九九一	五	一三	二六三	二	一九	四五四	六	一二	二三六	一九	三二	七九六	八七	二四九	五、七三〇
馬拉加	一八	五三	一、二三九	六	七	一〇四	一	一	五四	一	二	六一	一〇	一〇	二〇四	三六	七三	一、六六二
海峽植民地計	一三五	五九六	一四、四一八	一八	三九	九三六	三五	五九	一、七四二	五四	八九	一、九七七	七〇	九〇	二、三一三	三一二	八七三	男 一六、七九六 女 四、五九〇
ペラ	七〇	二三八	六、一八二	七	一二	二一二	六	一四	四三六	一二	一九	三六二	五六	六五	一、五一〇	一五一	三四八	八、七〇二
スランゴール	五二	一七二	四、〇六八	五	一五	四一五	一二	一七	四四四	一〇	三三	七九八	五三	五三	一、三〇四	一三二	二九〇	七、〇二九
ネグリ・スムビラン	二九	六八	一、六七五	三	三	八九	八	八	一八〇	三	三	八三	四	四	一二七	四七	八六	二、一五四
パハン	一六	三三	八七六	—	—	—	一	一	二〇	—	—	—	六	六	一四三	二三	四〇	一、〇三九
馬來聯邦州計	一六七	五一一	一二、八〇一	一五	三〇	七一六	二七	四〇	一、〇八〇	二五	五五	一、二四三	一一九	一二八	三、〇八四	三五三	七六四	男 一四、九一七 女 四、〇〇七

出所＝同前表

二　馬來非聯邦州

ジョホール州　ジョホールの教育は英語部と馬來語部との二部に分たれ各督學官の監督を受け、外に教育委員會がある。教育委員會は一九二一年の創設に係り、英語教育督學官を委員長とし、政府の發する諮問に對し答申する外、自發的に政府に向つて提案を爲す權能を持つてゐる。

ジョホール州首府ジョホール・バールには英語カレッヂが一校あり、七七名の學生を收容してゐる。其他同州下にある諸學校は次の通りである。

種別	校數	教員數	生徒數
英語學校	三	五七	一、四五七
土語學校 男	七三	一四六	五、二七五
土語學校 女	七	一五	四二八
宗教學校 男	二四	四三	一、五二三
宗教學校 女	四	五	二〇〇

ジョホール州には、此外市街地及大村落には支那人管理の支那人學校あり又別に護謨會社が農園のタミール人勞働者の子弟教育の爲に設けた少數のタミール語學校がある。

ケランタン州　ケランタンは、二、三の英語使用學校を除き他は主として土語使用學校である。ケランタン州下に於ては土語使用教育に對し非常な要求があるが、限られたる教育費の爲その進捗實に遲々たるものである。一九二五年現在土語使用學校は二十二校あり、外にコタ・バール(Kota Bharu)にMajlis Ugamaと稱する英語學校があり、二六四名の生徒を收容してゐる。

ケランタン州からは少數の學生が馬來聯邦州海峽植民地の學校へ送られてゐる。同州の人口の密集せる二、三の部落では英語を學ばんとする者の爲に夜學校が設けられてゐる。

トレンガヌ州　トレンガヌには、一九二六年末現在土語使用學校十四あり。此等學校の在籍生徒數は九六六名、教員二八名で、此外政府英語學校一(在籍生徒數四〇名)、支那人學校一(在籍生徒數一四二名、教員六名)があつた。一九一八年には州内に只一箇の土語使用學校があり、其生徒數僅に六十名あつたのみに比すれば、以て最近に於ける教育普及の趨勢が伺はれるのである。トレンガヌ州に於ては土語使用學校第四學年の課程を修了せる者に特別な教育を授けてゐるが、是は之等兒童をして將來官吏として使用せんが爲である。又此の外クラーク養成を目的とする一英語夜學校がある。

ケダー州　ケダー州の學校は總て教育監督官の監督の下に在る。教育監督官は同時に教育局長である。本州の教育制度も土語使用學校及英語使用學校に分たれ、馬來語使用學校は無月謝で、六歳乃至十二歳の馬來人兒童は小學教育を受くる義務がある。

一九二五年現在、本州に於ける土語使用學校數は六九校あり、生徒數は七、一三一名であつた。此外馬來土人女兒の爲にカムポン・バール(Kampong Bharu)に一校あり、生徒は僅に二十九名であつた。ケダー州の英語使用學校としてはアロー・スター及スンゲイ・パタニー(Sungei Patani)の二校あるのみである。前校は四三二名、後校は一一九名の生徒を有し、兩校共其卒業試驗は地方に於て行はれるケムブリッヂ大學の初級資格試驗である。

パーリス州　アラウ(Arau)に於ける一女子學校を含めると總數十七の土語使用學校があり、之等學校の在籍生徒は一、八二六名である。教員は一名の巡廻教師と六十三名の普通教師よりなり、此の中にはマホメット教經典の教師も含まれてゐる。土語使用學校は五學年を以つて最上級としてゐる。

衛生

概況　馬來半島の衛生狀態は未だ良好とは云はれない。殊に最近二箇年間の死亡率は別表死亡統計に見るが如き近來の高記録を出してゐる。尤も之は同年の二、三月から八、九月にかけて例年に無い酷暑と乾燥期が續き、全土にマラリアが蔓延したことが主なる原因であるが、在住支那人、馬來人、印度人は衛生思想乏しく、又近來激增する移入民及其家族等が風土に馴れず、其上體格の良くない者が多いことも、死亡率增加の一原因をなしてゐる。又馬來には未だに赤痢・痢病・肺結核・肺炎・脚氣が相當猛烈であり、最近はコレラ・ペスト・天然痘の發生をさへ見たので、醫務當局はあらゆる手段を講じて之が防遏豫防に頭を惱ましてゐる。

英領馬來中二、三の地方では死亡者が出生者の數より多い事がある。一九二七年の新嘉坡、彼南の兩植民地がさうであり、又馬來聯邦州は全體で死亡者が二一〇名も出生數を超えた。左に出生・死亡に關する諸統計を列記する。一歳未滿の幼兒の死亡率の高い事は驚くに足るものがある。尙非聯邦州の分は統計不完全で全體的なものを作成することが不可能であるから之を除く。

第二七表　海峽植民地及馬來聯邦州出生・死亡數連年比較表

年次	海峽植民地 推定人口	海峽植民地 出生數	海峽植民地 死亡數	海峽植民地 千人當率 出生	海峽植民地 千人當率 死亡	馬來聯邦州 推定人口	馬來聯邦州 出生數	馬來聯邦州 死亡數	馬來聯邦州 千人當率 出生	馬來聯邦州 千人當率 死亡
一九二三年	九三五、二一〇	二八、四五六	二五、九九五	三〇・四三	二七・八〇	一、三八九、六六七	三五、六五三	三三、九一四	二五・六六	二四・四〇
一九二四年	九六〇、九五二	三一、〇二八	二六、三五八	三二・二九	二七・四二	一、四一八、四五五	三九、五一二	三三、五八五	二七・八六	二三・六八
一九二五年	九九四、二六六	三一、六六五	二七、一〇六	三一・九八	二七・二六	一、四四七、二四三	四一、八一八	三四、一五三	二八・八九	二三・六〇
一九二六年	一、〇二五、八二五	三三、六九四	三二、六三三	三二・八五	三一・八一	一、三一五、六〇六	三九、八三四	三八、四四五	三〇・二八	二九・二三
一九二七年	一、〇五九、九六八	三七、二三三	三五、五六一	三五・一三	三三・五五	一、五〇四、八二三	四八、〇一三	四八、三二三	三一・九一	三二・一一

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

備考　一九二六年馬來聯邦州の數字にはパハン州を含まず

第二八表　海峽植民地在住民國籍別死亡率連年比較表

國籍別	一九二三年 推定人口	一九二三年 死亡率	一九二四年 推定人口	一九二四年 死亡率	一九二五年 推定人口	一九二五年 死亡率	一九二六年 推定人口	一九二六年 死亡率	一九二七年 推定人口	一九二七年 死亡率
支那人	五二九、二八二	二八・一二	五五二、七二九	二七・一八	五七三、一八三	二八・四一	五九四、一四三	三三・四六	六一五、一四九	三三・三四
馬來人	二六九、七九九	二七・四九	二六〇、七一〇	二九・四五	二六四、〇一四	二六・九八	二六六、二〇〇	三一・二五	二七〇、五五二	三六・六八
印度人	一〇九、二五七	二九・一七	一二〇、〇二五	二六・二七	一二八、〇〇三	二四・九八	一三五、〇二六	二九・一一	一四一、七七七	三二・四〇
歐米人	八、六九二	八・二八	八、七七一	七・四一	九、四九〇	六・七四	一〇、二七八	九・二四	一一、三〇五	八・六七
歐亞混血人	九、六九五	一八・四六	九、三六〇	二〇・三〇	九、七六四	一八・五四	九、八八九	二二・四五	一〇、三八五	一八・九六
其他	八、四八五	三〇・四〇	九、三五七	二六・六一	九、八一二	二六・一九	一〇、二九一	一七・九八	一〇、八〇〇	二一・七五
合計	九三五、二一〇	二七・八〇	九六〇、九五三	二七・四二	九九四、二六六	二七・二六	一、〇二五、八二五	三一・八一	一、〇五九、九六八	三三・五五

出所＝海峽植民地政府年報

第二九表　馬來聯邦州在住民國籍別死亡率連年比較表

國籍別	一九二三年 推定人口	一九二三年 死亡率	一九二四年 推定人口	一九二四年 死亡率	一九二五年 推定人口	一九二五年 死亡率	一九二六年 推定人口	一九二六年 死亡率	一九二七年 推定人口	一九二七年 死亡率
支那人	五〇八、三四二	二三・六四	五一四、四七二	二三・五三	五二〇、六〇二	二四・一三	四八七、四七五	二六・六一	五三二、八五九	三四・七三
馬來人	五三一、〇六七	二四・六九	五四〇、〇六五	二四・四一	五四九、〇六三	二〇・二八	四四七、八四九	三九・一二	五六七、〇五九	二六・九五
印度人	三三五、〇六九	二五・七七	三四八、三六三	二三・一三	三六一、六三九	二四・五一	三六五、一三〇	二四・六八	三八八、一八八	三七・〇二
歐米人	六、二二六	五・四六	六、四六七	五・五七	六、七〇八	四・〇三	六、五九五	一九・八六	七、一八八	四・八七
歐亞混血人	三、三二九	一二・六二	三、三八五	一三・二九	三、四三九	一〇・四七	三、三六三	三七・七六	三、五五一	一四・九三
其他	五、六一四	一三・五四	五、七〇三	二七・五三	五、七九二	二一・七五	五、一九四	一三・六八	五、九七八	一二・三八
合計	一、三八九、六六七	二四・四〇	一、四一八、四五五	二三・六八	一、四四七、二四三	二三・六〇	一、三一五、六〇六	二九・二二	一、五〇四、八二三	三二・一一

出所＝馬來聯邦州政府年報

備考　一九二六年馬來聯邦州の數字はパハン州を含まず

第三〇表　海峽植民地及馬來聯邦州幼兒（一歲未滿）死亡率表

年次	海峽植民地 歐米人	海峽植民地 歐亞混血人	海峽植民地 支那人	海峽植民地 馬來人	海峽植民地 印度人	海峽植民地 日本人	海峽植民地 其他	海峽植民地 計	馬來聯邦州計
一九二三年	二三・〇三	一五二・九〇	一八七・二六	二二六・八六	二〇七・八一	一一七・六五	五七七・四六	二〇〇・七三	一八〇・〇七
一九二四年	一五・三八	一六九・五九	一八三・九六	二一七・一九	二〇一・四三	四六・八八	一一八・五二	一九四・五七	一八〇・五三
一九二五年	二〇・〇〇	二三八・二九	一七九・一四	二〇六・三三	一七七・四一	一二・三五	一〇七・五九	一八四・七八	一七七・一七
一九二六年	三三・九八	一九八・〇二	一八六・二四	二三七・〇六	二三一・五三	八六・九六	三八五・二五	二〇五・四七	一九三・七五
一九二七年	一八・二七	二二七・三九	一八八・四五	二六九・〇三	二〇八・二四	三〇・六一	三八一・六八	二一四・〇六	二〇三・一一

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

第三一表　海峽植民地住民年齡別死亡數及率連年比較表

年齡別	一九二三年 死亡數	一九二三年 %	一九二四年 死亡數	一九二四年 %	一九二五年 死亡數	一九二五年 %	一九二六年 死亡數	一九二六年 %	一九二七年 死亡數	一九二七年 %
三箇月未滿	三、五三九	一三・六	三、八二三	一四・五	三、五九六	一三・三	四、一五六	一二・七	四、九二八	一三・九
三箇月—一年未滿	二、四〇七	九・三	二、五二八	九・六	二、五三一	九・三	三、〇八一	九・四	三、三九〇	九・五
一年—五年未滿	二、六三一	一〇・一	二、九一二	一一・〇	二、八四六	一〇・五	三、五四〇	一〇・八	三、四〇九	九・六
五年—一〇年未滿	七四七	二・九	七七〇	二・九	八三八	三・一	一、〇三六	三・二	一、一二一	三・二
一〇年—二〇年未滿	九八一	三・八	九七五	三・七	一、一一三	四・一	一、四六二	四・五	一、四八五	四・二
二〇年—二五年未滿	一、三二五	五・一	一、一八三	四・五	一、三二九	四・九	一、七八七	五・五	二、〇一八	五・七
二五年—三五年未滿	三、七五八	一四・五	三、五二五	一三・四	三、七六一	一三・九	四、七四七	一四・五	五、二五八	一四・八
三五年—四五年未滿	三、五八三	一三・八	三、四六九	一三・二	三、六一三	一三・三	四、三四四	一三・三	四、八一四	一三・五
四五年—五五年未滿	二、七二八	一〇・五	二、七一六	一〇・三	二、九二九	一〇・八	三、四二七	一〇・五	三、六四五	一〇・二
五五年—七五年未滿	三、二二七	一二・四	三、四六〇	一三・一	三、四五六	一二・七	三、九四六	一二・一	四、一九九	一一・八
七五年以上	九四二	三・六	八九五	三・四	九七三	三・六	九七六	三・〇	一、一三三	三・二
年齡不詳	一二七	〇・五	一〇二	〇・四	一一二	〇・四	一三一	〇・四	二六一	〇・七
合計	二五、九九五	100	二六、三五八	100	二七、一〇六	100	三二、六三三	100	三五、五六一	100

出所＝海峽植民地政府年報

風土病及傳染病並に其防疫　英領馬來に於ける主なる風土病は、マラリア・赤痢・脚氣・十二指腸蟲病・肺結核等であつて、傳染病として檢疫及傳染病豫防法中に取扱はれてゐるものは、黑死病・虎列拉・天然痘・窒扶斯・猩紅熱・實布的里亞・痲疹・水痘・腸炎・腦脊髓膜炎である。今左にその主なるものを略記する。

マラリア―英領馬來に於ける毎年の死亡總數の約半分はマラリアで斃れる。大面積の豐饒な土地が未だ開拓もされずに殘つてゐるのもマラリアの爲である。元來マラリアは豫防し得る病氣であるが、之が爲には多額の費用を要する。由來海峽植民地及馬來聯邦州醫務局衛生部はマラリア防遏の爲に頭を惱まし種々手段を講じてゐるが、馬來聯邦州には醫務局長(Principal Medical Officer. F. M. S.)を會長とするマラリア防遏委員會を有し、各郡には郡衛生技師を委員長とする蚊撲滅委員會が組織されて居り、該委員會は撲滅

事業遂行の爲に豫算を與へられてゐる。マラリア連鎖（人間から蚊、蚊から人間と云ふ連鎖）を破碎する爲のあらゆる手段、例へば人間の規尼涅化、スクリーン張、アノフエレス撲滅等が考究されて居り、一方政府はポスター、講演、幻燈等による宣傳、規尼涅の無料配付等を行つてゐる。又マラリア撲滅の爲に設けられた下水溝開渠・暗渠は最も多く其目的を達し、今日では頗る完全な域に達してゐる所がある。以前はマラリアの巣窟と人に畏怖されてゐた處で、今日では健康地となつた所が半島中可なり多くある樣になつた。

赤痢及痢病―マラリアより遙に少いけれども、馬來に於てマラリアに次ぐ死因は赤痢と痢病である。濾過水を供給されてゐる市街地方に此種病氣の率が高い所を見ると、主原因は水ではなく食物にあるものと想像される。食物傳染は市街地に於ける人口の大部分が、小寢室に起居し出來合ひの食物を買つて食ふことから起るのである。

肺結核―英領馬來では肺結核の爲死亡するものが、一年平均全人口に對し千人に二人宛ある。大市街に於ける死亡率は田舍の約二倍である。然し之は罹病患者が診療の爲都會に集中し、又都會の慈善病院へ入院する爲である。一體に馬來在住亞細亞人は病氣が著しく進む迄は資格ある醫者に診せず、又初期の患者も治療に必要な面倒な養生法を途中で棄てる惡習がある爲め肺結核も依然として減らない。肺病豫防の爲家屋の改良竝に各種の宣傳を行ひ、官吏は毎年身體檢査を受ければならぬ事になつてゐる。

十二指腸蟲病―殆んど總ての土人が十二指腸蟲を持つてゐると云つても差支へない程である。然しマラリアが赤痢等と併發してゐない場合には、十二指腸蟲病に因る貧血の徵候を一見認識することは普通出來ない。十二指腸蟲に因る死亡率は一年平均千人に付一・五人であるが、之は土人が糞の始末をするに非衞生的な事をしてゐる所を見ると寧ろ少い方である。衞生官憲は之等寄生蟲病の蔓延を豫防する爲に施設してゐるが、一般住民の衞生思想が非常に保守的であつて歐米人すら此病氣に罹つてゐる者が可成あり、其徵候を示すものが少數しかないから、此病氣の恐るべき所以を說明しても容易に効果がない。

脚氣―脚氣で死亡するものが近來非常に增加して來た。特に支那人の勞働階級に多い。之は支那人勞働者が白米を常食としてゐるからである。馬來人でも白米を常食としてゐる連中は同じく脚氣に惱まされてゐる。

黑死病―ペストは現今に至る迄大した流行を見ず、之に冒されることの少いのは、蚤の繁殖に不都合な氣溫が斷えず其周圍に存在するからであると考へられてゐた。然るに一九二七年に於ては馬來聯邦州イポー附近に三十三名の罹病者を出し、內三十名は死亡した。此傳染系統に就ては暹羅又は印度の輸入米に附著してゐた蚤が原因であると考へられてゐる。驅鼠、驅蚤、其他各種の防止手段が講ぜられてゐる。

虎列拉―英領馬來に流行したことはあるが、決して特有病ではない。之は雨量が多く且一年中平均してゐる爲、給水の量と質が比較的に勝れてゐるからであらう。然し一九二七年は馬來聯邦州に一一四件、海峽植民地に三件の勃發を見た。當局は發生地方に豫防注射其他の豫防法を講じてゐる。

天然痘―所謂場末と稱せられる地方には折々天然痘の流行を見ることがある。之は種痘を受けたものと然らざるものとが完全に照合されてゐないからである。然し現今は檢疫及傳染病豫防法の規定により、七歲以下の總ての人民に對し種痘を强制し、又英領馬來に渡來する大多數の勞働移民は到著以前に種痘を施されてゐるか、然らずんば檢疫所に抑留中種痘を施される。斯くして天然痘の流行は殆んど最小限度に迄抑制されてゐる。

癩病―英領馬來に於ける癩病患者は、主としてジュルジャク島（Pulau Gerejak―彼南の附近にあり）及パンコル島（ペラ河口）の癩療養所に隔離されてゐる。パンコル島は馬來人患者をのみ收容してゐる。此外新嘉坡、吉隆坡等には癩療養所がある。之等の療養所では大楓子油（Chaulmoogra Oil）を用ひて治療を行ひ或患者に對しては尠なからず奏效してゐる。

次に海峽植民地及馬來聯邦州に於ける主要死因別による死亡統計を掲げる。本表記載の死亡率は各年度に於ける各推定總人口に對するものである。

第三二表　海峽植民地主要死因別死亡數及率連年比較表

死因別	一九二三年 死亡數	一九二三年 %	一九二四年 死亡數	一九二四年 %	一九二五年 死亡數	一九二五年 %	一九二六年 死亡數	一九二六年 %	一九二七年 死亡數	一九二七年 %
マラリア及類似病	六、三七六	六・八二	六、一六八	六・四二	六、二七八	六・三一	八、八五〇	八・六二	八、四四四	七・九六
赤痢	八三九	〇・九〇	八四二	〇・九八	八五七	〇・八六	一、〇一五	〇・九九	一、〇九六	一・〇三
痢病及腸窒扶斯	不明	—	九三三	〇・九七	一、〇四三	一・〇五	一、一六九	一・一四	一、四〇九	一・三三
肺炎	一、七一〇	一・八三	一、八三八	一・九一	二、二一四	二・二三	二、八〇七	二・七四	三、三五三	三・一六
肺結核	二、六八三	二・八七	二、三八九	二・四九	二、六〇四	二・六二	二、五二六	二・四六	二、九〇三	二・七四
十二指腸蟲病	一二四	〇・一三	一二〇	〇・一二	一二三	〇・一二	一四二	〇・一四	一〇二	〇・一〇
脚氣	九〇四	〇・九七	九一〇	〇・九五	九七三	〇・九八	一、〇九八	一・〇七	一、五二八	一・四四
ひきつけ	不明	—	三、八三二	三・九九	三、八九〇	四・〇〇	四、七八三	四・六六	五、七八四	五・四六
天然痘	三	—	三	—	二	—	三九	〇・〇四	二六	〇・〇三
ペスト	五五	〇・〇六	一九	〇・〇二	五三	〇・〇五	七	—	三	—
コレラ	—	—	七	—	二	—	一四	〇・〇一	一六	〇・〇一
腦脊髓膜炎	一四	〇・〇一	一一	〇・〇一	二一	〇・〇二	八	—	一二	〇・〇一
癩病	一六四	〇・一七	一五〇	〇・一六	一四三	〇・一四	一四〇	〇・一三	一四四	〇・一四
其他	一三、一二三	一四・〇三	九、一三六	九・五一	八、九〇三	八・九六	一〇、〇三五	九・七八	九、七四一	九・一九
合計	二五、九九五	二七・八〇	二六、三五八	二七・四二	二七、一〇六	二七・二六	三二、六三三	三一・八一	三五、五六一	三三・五五

出所＝海峽植民地政府年報

第三三表　馬來聯邦州主要死因別死亡數及率連年比較表

死因	一九二三年 死亡數	一九二三年 %	一九二四年 死亡數	一九二四年 %	一九二五年 死亡數	一九二五年 %	一九二六年 死亡數	一九二六年 %	一九二七年 死亡數	一九二七年 %
マラリア	一五、五一六	一一・一七	一四、二八三	一〇・〇七	一四、三七七	九・九三	一六、五三一	一三・五七	二〇、七三六	一三・七八
赤痢及病	二、一四二	一・五五	一、九六一	一・三八	一、九四五	一・三四	二、七四四	二・〇九	三、四五四	二・三〇
肺炎	一、六一九	一・一七	一、六八八	一・一九	一、八七七	一・三〇	二、五七三	一・九六	三、二一九	二・一四
肺結核	一、九三四	一・三九	一、九一六	一・三五	二、〇〇一	一・三八	一、八七三	一・四二	二、〇一一	一・三四
十二指腸蟲病	三八八	〇・二八	二五七	〇・一八	二五九	〇・一八	二二三	〇・一七	二一六	〇・一四
脚氣	三七八	〇・二七	四五三	〇・三二	四二四	〇・二九	三一四	〇・二四	一、〇五七	〇・七〇
黴毒	八九	〇・〇六	八五	〇・〇六	九八	〇・〇七	八四	〇・〇六	八四	〇・〇六
腸窒扶斯	二九	〇・〇二	四〇	〇・〇三	三二	〇・〇二	二八	〇・〇二	四三	〇・〇三
破傷風	六二	〇・〇四	一三〇	〇・〇九	一一三	〇・〇八	六五	〇・〇五	四九	〇・〇三
ひきつけ	三、三六四	二・四二	三、六一九	二・五五	三、九〇六	二・七〇	四、二九七	三・二七	五、三五四	三・五六
腎臟炎	—	—	一五一	〇・一一	二〇三	〇・一四	一九五	〇・一五	二四四	〇・一六
プトマイン中毒	—	—	一五三	〇・一一	一二九	〇・〇九	一二六	〇・一〇	一六四	〇・一一
流行性感冒	—	—	六一	〇・〇四	七二	〇・〇五	九八	〇・〇七	七九	〇・〇五
天然痘	—	—	—	—	—	—	—	—	二四	〇・〇二
ペスト	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇	〇・〇二
癌腫	—	—	—	—	—	—	—	—	四三	〇・〇三
コレラ	—	—	—	—	—	—	—	—	七四	〇・〇五
腦脊髓膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	〇・〇一
デイフテリア	八	〇・〇一	一七	〇・〇一	—	—	—	—	一七	〇・〇一
黒水病	—	—	—	—	—	—	—	—	二一	〇・〇一
其他	八、三八五	六・〇三	八、七七一	六・一八	八、七一七	六・〇二	九、二九四	七・〇六	一一、三九四	七・五七
合計	三三、九一四	二四・四〇	三三、五八五	二三・六八	三四、一五三	二三・六〇	三八、四四五	二九・二三	四八、三二三	三二・一一

出所＝馬來聯邦州政府年報

備考　一九二六年の馬來聯邦州の數字中にはパハン州を含まず

衛生行政及衛生機關　海峽植民地、馬來聯邦州及同非聯邦州は各自獨立の醫務局(Medical Department)を有し、醫務局は保健部、社會衛生部に分れてゐる。衛生狀態促進の爲に設けられてゐる衛生機關に一般的のものと地方的のものがある。一般的醫務衛生機關としては政府所屬の醫務官團があり、地方的醫務衛生機關としては、市町村に於ける各種の衛生團體(都市衛生の項參照)竝に農園、鑛山等に於ける勞働局關係の施設がある。而して新嘉坡、彼南等は獨立の衛生技師を有し、其他の市町村及勞働局に於ては醫務官團衛生部の技師が衛生事務に携はり、諮問に應ずることになつてゐる。此外政府は衛生上の特別問題、例へばマラリア防遏、小兒保健(別項參照)、公衆衛生、學校衛生等の問題を取扱ふ爲に各別に特別の委員會を設けてゐる。

一九二七年度醫務衛生に關する總支出は海峽植民地、三、八三〇、四九一・六五弗で内六七六、九三六・四五弗は保健部、一七二、五六二・五九弗は新嘉坡醫科大學にて使用した。馬來聯邦州の醫務衛生費は五、四〇四、四二一・一七弗であつた。

醫療機關　英領馬來政府は多數の醫療機關を維持經營してゐる。今海峽植民地及馬來聯邦州に就て其主なるものを左に揭出する。

海峽植民地

普通病院　一五
精神病院　二
婦人病院　二

馬來聯邦州

官立醫科學研究所(パストウール研究所を含む)　一
歐人病院　四
地方病院　三四
脚氣病院　一
院外施療所　二二
移動施療所　四
癩療養所　三
花柳病療養所　三
檢疫所　三
刑務所病院　三
産婦小兒救護所(Maternity and Infant Welfare Centre)　一
婦人病院　三
精神病院　一
癩療養所　三
施療所　三〇
檢疫所　二
養老院　四
小兒救護所　四
花柳病療養所　四
刑務所病院　五

尚參考の爲め海峽植民地及馬來聯邦州に於ける入院患者・同死亡者數及同死亡率竝に疾病別によるものを表示すれば次の樣である。

第三四表　海峽植民地及馬來聯邦州入院患者・死亡數及率連年比較表

年次	海峽植民地 患者數	海峽植民地 死亡數	海峽植民地 死亡率	馬來聯邦州 患者數	馬來聯邦州 死亡數	馬來聯邦州 死亡率	馬來聯邦州 外來患者數
一九二三年	四一、六九三	三、九二七	九・四二	八七、三一〇	六、七六二	八・〇五	五二七、四一四
一九二四年	四一、八八六	四、〇三三	九・六二	九〇、八八三	六、八五三	七・五四	五八四、二六一
一九二五年	五四、三三六	四、二七二	七・八〇	一〇三、七六二	六、九六四	六・七一	六二一、七九三
一九二六年	六八、〇一四	五、七三三	八・四二	一二七、三三二	九、一七八	七・二一	六三〇、〇五二
一九二七年	七一、六七五	六、五一五	九・〇六	一四二、〇九四	一一、七四三	八・二六	七八九、七六四

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

第三五表　海峽植民地官立諸病院入院患者・同死亡數及率連年比較表

病名	一九二三年 患者數	一九二三年 死亡數	一九二三年 死亡率	一九二四年 患者數	一九二四年 死亡數	一九二四年 死亡率	一九二五年 患者數	一九二五年 死亡數	一九二五年 死亡率	一九二六年 患者數	一九二六年 死亡數	一九二六年 死亡率	一九二七年 患者數	一九二七年 死亡數	一九二七年 死亡率
マラリア	五、二九七	三七六	七・一〇	五、一三五	三一二	六・〇八	七、〇四二	四二九	六・〇九	一四、二九三	九八四	六・八八	一五、四二六	九四九	六・一五
赤痢	一、五六六	四五四	二八・九九	一、三八七	三七三	二六・九六	一、二九五	三六六	二八・二六	一、九八七	五七五	二八・九四	一、五六一	五一一	三二・七四
痢病及窒扶斯	四八五	二二	四・五四	五四四	四一	七・五四	六九六	六七	九・六二	九二八	八九	九・五九	一、四一二	一五八	一一・〇五
脚氣	九六二	二八	二・九一	八三八	一三六	一六・二三	九九五	一五〇	一五・〇八	一、二二八	二二一	一二・九九	一、七八六	三六一	二〇・二一
肺結核	一、七一四	七八九	四六・〇三	一、七七八	八四九	四七・七五	一、九六六	八一九	四一・六六	一、九六四	八五三	四三・四三	一、九四一	九五二	四九・〇五
腸窒扶斯	九二	三九	四二・三五	九三	三七	三九・七八	一五九	七八	四九・〇六	二五八	八五	四二・九六	三〇二	一三一	四三・七一
潰瘍	二、五七七	二	〇・〇二	二、六一八	一〇	〇・三八	三、三五七	二	〇・〇六	四、七九五	四	〇・〇八	三、二六六	五	〇・一五
花柳病	四、一九四	五六	一・三四	四、三六二	一四五	三・三五	四、七二一	一〇九	二・三一	五、三七一	一一五	二・一四	四、九八三	九五	一・九一
十二指腸蟲病	二、五〇八	一二四	四・九四	一、八八七	一二〇	六・三六	四、四九九	一二三	二・七三	四、三二二	一七四	四・〇三	四、〇一二	一〇二	二・五四
其他	二二、二九八	二、〇三七	九・一四	二三、二四四	二、〇一〇	八・六五	二九、六〇六	二、一二九	七・四三	三二、八六八	二、六三三	八・〇一	三六、九八六	三、二五〇	八・七九
合計	四一、六九三	三、九二七	九・四二	四一、八八六	四、〇三三	九・六二	五四、三三六	四、二七二	七・八〇	六八、〇一四	五、七三三	八・四二	七一、六七五	六、五一五	九・〇六

出所＝海峽植民地政府年報

第三六表　馬來聯邦州官立諸病院入院患者・同死亡數及率連年比較表

病名	一九二三年 患者數	一九二三年 死亡數	一九二三年 死亡率	一九二四年 患者數	一九二四年 死亡數	一九二四年 死亡率	一九二五年 患者數	一九二五年 死亡數	一九二五年 死亡率	一九二六年 患者數	一九二六年 死亡數	一九二六年 死亡率	一九二七年 患者數	一九二七年 死亡數	一九二七年 死亡率
マラリア	二一、〇八二	一、〇八二	五・〇三	一八、〇四五	八五二	四・七二	二三、〇九六	九九三	四・〇三	三八、六三三	一、七九二	四・六四	四九、四五二	二、五四三	五・一四
花柳病	四、八九二	六五	一・三三	三、五八八	五〇	一・三九	三、六八八	九一	二・四六	四、四二八	五一	一・一五	五、二三六	七四	一・四一
十二指腸蟲病	四、〇二九	三〇〇	七・四四	三、三三四	二〇四	六・一一	三、三〇九	一九〇	五・七四	二、四九三	一二〇	四・八一	二、二八四	九四	四・一二
赤痢	三、三一〇	七一一	二一・四八	三、二一八	六四九	二〇・〇七	二、六九四	五四九	二〇・三八	三、八四八	八五二	二二・一四	四、七九七	一、二九四	二六・九八
痢病	一、二五三	八一	六・四六	一、三五三	九四	六・八九	一、三八七	八九	六・四一	二、五六六	三四四	一三・四一	二、五七七	三七九	一四・七一
脚氣病	七七一	一〇七	一三・八七	九九一	一一〇	一一・一〇	九〇六	九八	一〇・八一	一、〇七五	一四〇	一三・〇二	二、七八二	四四七	一六・〇七
肺炎	一、八一五	七一一	三九・一七	一、八二一	七四五	四一・一三	一、九二三	七七九	四〇・五二	二、六六六	一、二〇二	四五・〇九	三、〇二二	一、四四〇	四七・六七
肺結核	二、一五七	一、〇〇六	四六・六四	二、三七五	一、〇三七	四三・六六	二、五七一	一、〇五一	四〇・八八	二、三三九	九九五	四二・七二	二、四一三	一、一一八	四六・三三
其他	四八、〇〇一	二、七一九	五・六六	五六、一六八	三、一〇二	五・五二	六四、二二九	三、一二四	四・八六	六九、二九〇	三、六八二	五・三一	六九、五三二	四、二六〇	六・一三
合計	八七、三一〇	六、七六二	八・〇五	九〇、八八三	六、八五三	七・五四	一〇三、七六二	六、九六四	六・七一	一二七、三三二	九、一七八	七・二一	一四二、〇九四	一一、七四三	八・二六

出所＝馬來聯邦州政府年報

醫師開業　英領馬來に於て醫術の開業をなすには、海峽植民地法律第九號（醫籍登錄）の規定に依り、開業醫たるべき者の登錄をなすことを要し、(イ)英領印度、英本國、英領各植民地又は外國の學位・卒業證書又は免許證所持者にして總督に於て特定せる者　(ロ)英本國、歐洲諸國、英屬領地、北米合衆國又は日本帝國の醫學校の學位又は卒業證書又は免許狀の所持者にして英本國醫會の有資格と認めたる者は、海峽植民地又は馬來聯邦州に於て醫術の開業を爲すことが出來る。

衞生施設及取締　都市衞生—町村の衞生に就ては海峽植民地に於ては Municipal Ordinance 馬來聯邦州に於ては Sanitary Board Enactment の規定がある。之等の法律は何れも非常に廣汎で、住屋、下水、汚物掃除、樹木記念物保存、上水、下水、麵麭屋・牛乳屋・市場・屠殺場の管理を含める食料供給の取締、蚊其他害物・不用物の防遏排除、マラリア豫防、ホテル・下宿屋・飲食店・劇場其他民衆集會場の取締、諸税金の賦課徵收等を規定してゐる。地方にある多くの衞生團體は英領馬來の高等文官を會長とし、政府の官吏及民間有力者を以て之を組織してゐる。該團體の實行委員は衞生技師、土木建築技師、衞生檢査員等である。

苦力保護、農場衞生—勞働法は苦力勞働者の爲め適當なる住宅の建設、充分なる衞生施設、健康に適する用水の供給、病室を設備し醫療の途を開くこと、マラリア防遏上の施設をなすことを雇主に要求してゐる。馬來聯邦州及海峽植民地には約二百に達する農場病院があり、農場專屬の醫師を有してゐるもの丶外は助醫を置き巡回醫をして是を監督せしめてゐる。

産婦小兒の保護—新嘉坡市衞生局は過去數年間産婦小兒救護所を經營し、又馬來聯邦州に於ては小兒保護諮問委員會なるものがあり、其監督下に新嘉坡と大同小異のものがイポー、吉隆坡其他に設けられてゐる。之等の救護所を監督せる歐羅巴婦人醫師の熱心なる努力の結果、救護事業に對する土人の偏見は次第に除去せられ、此處に這入るもの丶數が次第に增加して來た。

健康と保養地　馬來半島は熱帶の他の部に比し比較的惠まれてはゐるが其所謂天惠も一見した時に感ずる程甚くない。成る程、過度の氣溫、暴風雨、火山作用、地震と云ふやうなものがなく、傳染病の波も或程度迄阻止されてゐる。然し氣候風土の單調、殊に氣溫・濕度の單調は之を如何ともすることが出來ない。勿論吾々は過度の行爲を愼しみ、規則的に運動し、食物中にある類似蛋白質の分量を減じ、夜風が活潑に生理作用を行へる皮膚に働き掛ける時に引込み易い寒氣に對し、相當警戒する事等に依つて生活を堪え易いものにする事は出來るが、氣候風土が漸增的に吾々人間の元氣を消磨する影響は

これを奈何ともする事が出來ない。そこで必然に適當な期間を置いて溫帶的氣候の恩惠に浴し、それに依つて新しい刺戟を受くる事が必要となつて來る。此處に於て山地保養地及海岸保養地を設け、熱帶に於ける生活に最も必要とせられる環境の變化を提供する必要が生じて來る。英領馬來の海岸は、不幸にも海岸保養地として適當な場所がない。只一つポート・ディクスンあるのみである。山地保養地としても比律賓のバギオ(Baguio)やスマトラのブラスタギ(Brastagi)に相當するやうな山地保養地は無い。現在一寸山上氣分の味はれる住宅地は彼南ヒル(Penang Hill)、タイピン・ヒル(Taipin Hill)、フレーザース・ヒル(Fraser's Hill)等であるが、いづれも高度が足らぬか、雨が多ぎるか、又は不便なために山地保養地に迄開發する事は難しい。それでキャメロン高地と呼ばれてゐる山岳地方が山地保養地を設ける積りで測量が行はれてゐる。キャメロン高地はパハン河の水源地で、同河の上流たるブルタン河が海拔一千五百米の廣濶なる山間を流れ、土地肥沃にして現在調査せる所に據れば、標高千百米乃至千四百米の處に波狀をなせる面積約三十一平方粁(十二平方哩)の高臺があり、茶其他の經濟作物の栽培に適し、千四百米乃至千六百米の所に至れば十六平方粁(六平方哩)若しくは夫れ以上の面積を有する高臺があり、其處は市街住宅地に必要なる諸種の條件を備へてゐるとの事である。

財政

總說　英領馬來の財政制度は、海峽植民地にあつては海峽植民地立法會議の協贊を經て總督に依て裁決せられ、本國に於て植民大臣の決裁を經て行はれる(尙政治の部海峽植民地總督の權限參照)。而して中央財政の收支事務は海峽植民地財務局に於て編成し、地方財政は各理事廳に屬する會計官之を管掌する。一九二七年度中央政府の歲出入に就て見るに、歲入三七、六〇二、〇八〇弗、歲出三九、二五三、二七二弗を示し、十年前の一九一八年より約二倍の增加である。是れ大戰後農業殊に護謨其他一般產業の發達と共に各種官業收入の增收に基くものである。

馬來聯邦州に於ては、馬來聯邦州立法會議の協贊を經て高等代理員たる海峽植民地總督の決裁に依て行はれる。

財政機關　海峽植民地には財務局及會計檢查局があり、馬來聯邦州に於ても是れと同樣財務局及會計檢查局が置かれてゐる。其他の非聯邦各州には夫々會計官が任命せられて居つて、財政の要務に當つてゐる。

豫算　前述したる如く海峽植民地政府の豫算は財務局に於て編成したるものを立法會議に提出する。同會議を通過したる豫算は本國政府に同送して英國政府の認可を得なければならない。之に反して聯邦立法會議を通過したる馬來聯邦州政府の豫算は直に實行せられ、本國政府に提示するも之は單にインフォーメイションに止まり、サンクションを得る爲めのものではない。而して非聯邦各州の豫算は夫々州會議に提出して決定する。

一　海峽植民地

歲入歲出及豫算　現世紀の始めに比較すると當植民地の歲入歲出は約七倍に達する程增加した。次表は特記された年の歲入歲出を示すものである。

第三七表　海峽植民地歲出入決算連年比較表　單位＝海峽弗　出所＝海峽植民地政府年報

年度	歲入	歲出
一九〇〇年	五、三八六、五五六	六、〇三〇、七三九
一九一〇年	九、三三六、三二七	七、五三二、二四二
一九二〇年	四二、四六九、六二〇	三九、二六〇、三一八
一九二三年	三三、三一六、〇一四	二六、七一七、七七八
一九二四年	二八、六三九、一六一	二六、七〇六、三一六
一九二五年	五三、八五〇、九六〇	五七、五九三、九五九
一九二六年	三六、四六五、二一三	三六、九五五、六四〇
一九二七年	三七、六〇二、〇八〇	三九、二五三、二七二

第三八表　海峽植民地費目別歲出入決算及豫算額連年比較表　單位＝海峽弗　出所＝海峽植民地政府年報及同官報

費目＼年度	決算 一九二三年	決算 一九二四年	決算 一九二五年	決算 一九二六年	決算 一九二七年	豫算 一九二八年(修正)	豫算 一九二九年
歲入							
港灣諸收入	一、六六二	二、〇二七	二、三五七	二、七一五	二、五一九	二、四四九	二、〇〇〇
免許料及諸稅	二三、四九三、〇〇一	二〇、二一七、八七一	二四、七六四、七七〇	二七、六八二、五五九	二七、九五四、六六二	二六、三三〇、六〇九	二六、二四五、五三〇
諸手數料	九七三、二二五	一、〇一〇、三八二	一、〇八二、三三三	一、一九一、五一四	一、二四六、四九四	一、一四六、五一七	一、〇八〇、八三八
郵便電信收入	一、七二三、四二二	一、六九四、七三一	一、九七二、〇一一	二、一二〇、三九四	二、二二四、八三八	二、一六二、一九〇	二、一六九、四六〇
官有財產收入	一、五三二、七四四	一、五三二、八〇六	一、五四三、〇六六	一、六六二、六九一	一、七五三、七六八	一、六五八、四四〇	一、六五五、九三五
利子收入	二、四三二、五二八	二、六一一、八五八	三、二三四、三七〇	二、七三七、三七一	二、九七六、三二八	二、三七一、七二〇	二、二三二、一一五
雜收入	三、〇三三、七一六	一、四一八、七四二	二〇、七〇九、三八五	五四四、一九九	五八八、三九二	八一五、二八九	六一四、六二五
土地賣買益金	一二五、七二七	一五〇、七四三	五四二、六七八	五二三、七七〇	八五五、〇七九	三八八、五一三	九九、三五〇
合計	三三、三一六、〇一五	二八、六三九、一六〇	五三、八五〇、九六〇	三六、四六五、二一三	三七、六〇二、〇八一	三四、八七五、七二七	三四、〇〇九、八五三
歲出							
公債費	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八三	三七、〇八四	三七、一〇六
恩給退職賜金賞與	九二〇、〇一〇	九八一、一八五	一、〇六九、四四〇	一、四二二、四一一	一、五三八、四九一	一、六七九、〇六四	一、八二四、〇七〇
慈善費	一八、八〇七	二〇、六九六	一九、七二四	二〇、一七五	二〇、二八三	三三、七六四	二七、九八四
總督	一二八、〇二一	一三四、三五八	一二八、三六三	一五五、三三七	一五七、五〇七	一五九、三三一	一四八、〇三〇
文官費	七一〇、五八三	七二〇、五一五	七〇四、二六三	六六七、〇六〇	六六九、六三五	七九二、五〇五	七三五、九六二
書記官費	—	—	—	—	八六九、五三一	九六二、〇三五	一、〇一〇、一六五
總務長官及地方理事官	一九四、三六六	一八〇、二三八	一九八、五七九	一九九、一五〇	一二九、〇四一	一二九、六七九	一三八、八五一
高等代理員秘書官	—	一六、七八五	一六、六八九	二一、五〇七	一三、八八四	一七、二六四	一七、五八八

農務局	九七、一三四	二九八、二一八	五四、二九二	七四、二二六	三九、二四〇	四二、二九九	三五、三五六	三、九〇六	四、八九七	四九、四四四	五、一〇九三
會計檢查局	八六、四五〇	九二、四四七	二三、五二一	八二、二二一	一〇三、八一三	一四、一三〇	一〇一、一七五	一、一三〇	二三、三七七	二三、三七四	五五、八四五
外部會計檢查局	一四、五四九	三八、八一八	七、七九八	七、一四九	九、八一四	一〇〇、八一四	七九、〇五三	八、八九九	二、八六七	二、三四二	五、七六八
支那人印度人移民保護費	八六、八五四	七七、七六四	二四、二五六	三五、七五八	二、八一三	二八、四四五	一一、二四四	一、二四四	三、四四四	四、四四八	五、七六六
産業組合費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宗教費	二五、四〇〇	二四、四二四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四
教育費	八六、〇三四	九五七、一二四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四
水産業費	五六、七六四	四三、二一〇	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七
林務費	四三、二一〇	二九、五六七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七
植物園費	九、二四七	九、二四七	七四、三〇六	三八、三〇〇	二、八五〇	二、三五二	一、一七一	三五、三五六	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三
輸出入統計費	七〇、六七〇	七四、三〇六	三五、七七一	二、三五二	三一、五二一	三五、九二一	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四
勞働局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地局及郡役所	三〇五、九三三	三一、五二一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一
法務費	四〇一、六二九	三九一、四六一	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六
海事務費	五九、〇三五	六四、一〇六	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五
海事測量費	—	三八四、四七六	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八
醫務費	四三四、二四八	二二八、八九二	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九
保健部費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社會衛生部費	二二、九六二	一二、三五三	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二
病院及施療所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸軍費	一、國防費負擔額	二、地方軍團費	專賣局	警務費	政狀調查局費	郵便局費	印刷所	刑務所	土木局	土木繼續事業費	土木臨時費
	四二、七八五	五〇四、五二六	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七

四九、四四四	五、一〇九三	五五、八四三	五四、二九二	三九、二四〇	四二、二九九	三五、三五六	三、九〇六	四、八九七	四九、四四四	五、一〇九三	五五、八四三
二三、五二一	八二、二二一	一〇三、八一三	七五、七六二	一〇一、一七五	一、一三〇	二三、三七七	二三、三七四	五五、八四五	二三、五二一	八二、二二一	一〇三、八一三
七五、七六二	一〇一、一七五	一、一三〇	二三、三七七	二三、三七四	五五、八四五	一四、一三〇	八、八九九	二、八六七	二、三四二	五、七六八	一四、一三〇
二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四
二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四
二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七
九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七
一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三
三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四
二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一
三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六
七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五
四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八
五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九
一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二
二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七

五四、二九二	七四、二二六	二九八、二一八	五四、二九二	七四、二二六	三九、二四〇	四二、二九九	三五、三五六	三、九〇六	四、八九七	四九、四四四	五、一〇九三
二三、五二一	八二、二二一	一〇三、八一三	七五、七六二	一〇一、一七五	一、一三〇	二三、三七七	二三、三七四	五五、八四五	二三、五二一	八二、二二一	一〇三、八一三
七五、七六二	一〇一、一七五	一、一三〇	二三、三七七	二三、三七四	五五、八四五	一四、一三〇	八、八九九	二、八六七	二、三四二	五、七六八	一四、一三〇
二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四
二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四	二四、二四四
二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七	二九、五六七
九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七	九、二四七
一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三
三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四	三五、四九四
二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一	二三、八八一
三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六	三五一、二四六
七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五	七六、〇五
四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八	四三、二四八
五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九	五一、二八九
一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二	一九、二三二
二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七	二六、七七七

ラッフルス博物館及圖書館	四二、八九七	二三、七七四	四、九九四	五、一〇九三	五五、八四三	五四、二九二	三九、二四〇	四二、二九九	三五、三五六	三、九〇六	四、八九七
警務費	二三、七七四	二三、五二一	四、九九四	五、一〇九三	五五、八四三	五四、二九二	三九、二四〇	四二、二九九	三五、三五六	三、九〇六	四、八九七
政狀調查局費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郵便局費	一二、七五八	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇	一四、一三〇
印刷所	一四、八〇三	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五	一二、八九五
刑務所	三八、四五一	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四	三九、八八四
土木局	四六、二四七	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五	四六、九六五
土木繼續事業費	六〇、二八三	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇	六三、一〇〇
土木臨時費	二五、九五四	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五	七七、三八五
測量局	五二、三六〇	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四	四二、八六四
運輸費	二一、八三二	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三	二一、三一三
財務費	二一、〇三六	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
獸醫費	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三	五九、二四三
雜支出	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三	六六、八四三
合計	二六七、七七八	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一	二六七、六三一

右の内、一九二〇年度は例外的の年度である。即ち該年度に於ける實收入は豫算の二倍と四分の一、實際の支出は該年度豫算金額の約二倍であつた。先づ歳入の側を見ると、豫算以上の所得稅が五百萬弗に上り、阿片收入も豫算を超過すること一千一百萬弗、即ち豫算の殆んど二倍半に達したのである。土地拂下料の如きも、豫算面に於ては例年の金高を計上したに過ぎなかつたが、二百萬弗にも上つた。歳出は英帝國戰爭基金に對する寄附金が豫算より約五百五十萬弗超過し、豫算法中に全然計上されてゐなかつた米の賣上損失が實に九百五十萬弗に及んだ（海峽植民地に於て戰後食米不足の際、是が管理を爲してゐた事は人のよく知る所である）。

一九二一年度は不景氣の第一年であるが、世界の他の部分に於て嘗めた財政上の苦い經驗に照合すると、該年に於ける海峽植民地の收入は寧ろ驚くべきものである。然し熟々其内容を考察すると、一九二〇年度に於て得た利益に對する所得稅と阿片收入だけで全歳入の五割三分を占めてゐる。それに英帝國々防寄附金（英帝國全體の防禦の爲め年々植民地より支出する國防費）への餘分の拂込みが、一九二一年度に突然三百五十萬弗の拂戻しとなつて現はれて來た。支出も寧ろ不自然であつたが、其中には三百七十五萬弗と云ふ多

額の金が米賣上の損失として計上されてゐる。

一九二三年度には所得稅が海峽植民地に於ける財政制度から取除かれた。

一九二五年度實收入は通貨委員會基金（Currency Commissioners' Funds）より二千萬弗の振替を受け大膨脹を來した。然し支出に於ても雜支出の名目の下に阿片收入置換積立金（Opium Revenue Replacement Reserve Funds）に繰込まれた三千萬弗の支出を含んでゐた。

一九二六年度實收入は豫算を八百三十三萬弗、實支出に於て百八十萬弗の超過を示してゐる。之を一九二五年の數字に比すれば前記二千萬弗の振替を除き大體に於て增收の傾向がある。

次に一九二七年度實收入は豫算を二百五十一萬弗超過せるも、實支出に於て六十九萬弗餘の減少を示してゐる。之を前年度卽ち一九二六年度の數字に比すれば、歲入に於て百十三萬弗、歲出に於て二百二十九萬弗何れも增大となつてゐる。而して歲入に對する歲出超過額は、一九二六年度の四十九萬弗餘に對して百六十五萬弗餘に達してゐる。而して阿片收入に於て百四十八萬弗、免許料其他の項目に於ては二十七萬弗、利子收入に於ては二十三萬弗餘の增收を示し、減少したるものは、一九二七年度の相續稅（Estate Duty）が前年に比較して七十五萬弗あるのみである。

又支出に於ては前年に比し陸軍費に於て百六十七萬弗、土木臨時費に於て百三萬弗、郵便局十九萬弗、教育費十二萬弗を增加し、其他一般會計官費として八十六萬弗餘の新項目を擧ぐるに至つた。之に對して減少せるものには雜支出百十六萬弗、專賣費二十八萬弗、土地局及郡役所費十一萬弗財務費に於て十一萬弗餘が其主なるものである。

海峽植民地に於ける租稅收入の主なるものを列記すれば左の通りである。

(一) 阿片收入（製造阿片の卸專賣に依る利益を云ふ）
(二) 酒類に對する輸入稅
(三) 煙草輸入稅
(四) 印紙及相續稅
(五) 地　租
(六) 石油輸入稅

租稅以外の收入中大なるものは郵便電信收入で、一九二七年度に於けるものは約二百二十二萬弗に達した。然し郵便電信關係の經費も一九二七年度には百六十八萬弗に及んでゐた。別に政府剩餘金（是れには利益の爲に投資する能はざる多額の金錢を含んでゐるが）の投資に依る利益が、利息の形式で約二百九十七萬弗に上つた。

海峽植民地は現に六千九十四萬弗餘（一九二七年末現在）の剩餘金を所有してゐる。然し其中一千八百九十三萬弗餘は市其他の團體に對する貸金として釘付けられ、一千四百萬弗は貸金の約束、大工事の竣成に要する貸約束の爲め旣に固定してゐる。それで投資の目的の爲に利用し得べき現金の殘りは約二千八百萬弗餘あるに過ぎない。

公債　海峽植民地の公債は甚だ多く、總額二億三千萬弗に上つてゐる。然し、其中海峽植民地の爲に借入れたものは約其四分の一餘で、而も海峽植民地政府自體の爲めに借入れた高は極めて微細なものである。

今其公債の種類及發行額を示せば次の通りである。

公債種類	公債額	備考
海峽植民地戰時公債 5½% Straits Settlements War Loan Bonds (1918)	二八,六五五,七〇〇弗	無減債基金（政府保證）
海峽植民地戰時（借替）公債 5½% Straits Settlements War Loan (Conversion Loan) Bonds (1919)	三六,七一八,一〇〇弗	同
海峽植民地及馬來聯邦州戰利公債 5½% Straits Settlements & Federated Malay States Victory Loan (1920)	一五,〇七四,三〇〇弗	同
海峽植民地公債 7% Straits Settlements Loan (1921)	五,二一六,三〇〇弗	ジョホール州政府 八〇〇,〇〇〇、新嘉坡市役所 三,五〇〇,〇〇〇、彼南市役所 九一六,三〇〇 貸付
海峽植民地記名公債 6% Straits Settlements Inscribed Stock (1921)	五,一五五,〇〇〇磅	（八〇,一八五,七一四弗）馬來聯邦州へ貸付
海峽植民地記名公債 4½% Straits Settlements Inscribed Stock (1921)	四,一〇〇,〇〇〇磅	（同上）
海峽植民地記名公債 3½% Straits Settlements Inscribed Stock (1907)	六,九一三,三五二磅（五九,一五七,四〇二弗）	減債基金額約八,四五〇,〇〇〇弗

以上の如く海峽植民地は英帝國政府より戰時・借替及戰利の三國債を引受け、それに依つて生ずる收入の全部を該政府に引渡して來たのであるが、此國債の元金が償還せらる曉には、總額八千萬弗餘の金が返つて來ることになる。

又海峽植民地政府は馬來聯邦州政府の爲に更に、九千五百萬弗餘の借入をなした。然し之は馬來聯邦州より一九二六年五月一日に一千五百萬弗の返還を受け、現在では八千萬弗余の殘高を有してゐる。

海峽植民地借入金の殘りの大部分は新嘉坡市、彼南市及之等兩市港務局の借入に屬するもので、之等の債務者は期限に辨濟を了せんが爲、減債基金を積みつゝある。

二　馬來聯邦州

歲入歲出　次に揭ぐる表は、表中記載の各年度に於ける馬來聯邦州の歲入歲出を示すものである。

第三九表　馬來聯邦州歲出入決算連年比較表（單位＝海峽弗　出所＝馬來聯邦州政府年報）

年度	歲入	歲出
一九〇〇年	一五,六〇九,八〇七	一二,七二八,九三〇
一九一〇年	二六,五五三,〇一八	二三,五九八,六一〇
一九二〇年	七二,二七七,一四六	一〇〇,四三三,四七一
一九二三年	六三,九五二,一三二	五二,八二五,五七二
一九二四年	七〇,七一五,四〇七	五四,一六一,二三四
一九二五年	八六,五六四,二七七	六九,五五〇,三七九
一九二六年	一〇二,五四一,四〇〇	八七,六六三,七四七
一九二七年	一〇五,四〇四,四五八	九三,二六三,九一五

歲入に對する歲出の外に、一九二五、二六、二七年には、國債勘定に對する特別會計として、夫々九、四八六、九一二弗、一四、六一一、一二八弗、七、六三五、二〇二弗が支出された。

歲入は、左記五つの主なる財源から得られる。

(一) 關稅、租稅、免許料（關稅、消費稅、山林・土地・鑛山稅、各種免許料、其他の國內收入）
(二) 諸官衙の爲せる特別なる勤務に對して徵する諸手數料（裁判所又は官廳手數料、市が特別なる勤務に對して得たる手數料）
(三) 商業的性質を有する事業收入（郵便、電信、電話、鐵道、電燈、用水、動力其他に依る收入）
(四) 政府所有の財産に依る收入（政府所有物の賃貸料、利息、物品拂下代金）
(五) 雜　收　入

一九二三年度以後の主要財源に依る歲出歲入を年度別に表示すれば左の通

りである。

第四〇表 馬來聯邦州費目別歲出入決算連年比較表

單位＝海峽弗
出所＝馬來聯邦州政府年報

費目＼年度	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
歲入					
土地收入	三、九一九、九〇〇	四、一三五、三二二	三、九三三、六二二	五、三八九、〇四二	六、六五六、七二四
關稅	一八、四三九、五七四	二三、六九二、四六九	二九、九一二、九七八	三五、六二三、七三〇	三五、三九九、九七六
免許料及諸稅	一四、三〇〇、五二八	一四、二〇六、三〇七	一六、九八六、八一七	二一、三四二、九四二	二〇、五七四、二一八
諸手數料	三、九五三、六七四	四、二五五、七一八	三、六四一、七一九	三、九一三、〇七四	四、七三七、一六六
利子收入	二、七九七、三三九	三、五一八、三九五	四、七八七、八一四	五、二三一、一四六	五、三三三、四四八
山林收入	一、二四九、二五五	一、五六五、五〇二	一、六九〇、六六九	一、六六四、一八二	一、九二四、四三五
郵便電信收入	一、六四〇、七四九	一、七一四、七九五	二、〇四六、六九四	二、五二二、四六一	二、七五六、一八六
鐵道收入	一四、六七五、一〇六	一六、二一〇、二〇二	一八、七四三、三五二	二一、六四〇、五四五	二三、〇五五、五一五
雜收入	八五九、七三七	三四七、〇七一	二、六八九、七六九	二、九八〇、八五七	二、四四九、二七三
市關係收入	二、二一六、二七一	二、〇六九、六二七	二、一三〇、八四五	二、二三三、四二〇	二、五一七、五一七
合計	六三、九五二、一三二	七〇、七一五、四〇七	八六、五六四、二七七	一〇二、五四一、四〇〇	一〇五、四〇四、四五八
歲出					
公債費	五、四一〇、六三七	五、三二五、五〇九	七、二六七、六四六	六、七四二、四一九	五、〇八〇、九八五
恩給退職賜金賞與	一、八八九、八四五	二、〇八〇、七五九	二、三〇七、三四七	三、〇六八、三三一	三、五四九、一七四
高等代理員	五二、〇七三	九、四二八	九、七七〇	八、四〇七	一一、四〇八
土侯及土人文官	八四三、九八五	八八一、一四五	八五一、四三七	八二九、六〇〇	八四六、三一五
總務長官	五一、三六四	六七、二九一	五八、七七二	六三、三三二	五九、八七六
英國理事官	六〇、三二四	七一、九三〇	七〇、五六九	七七、六八四	九五、五〇二
馬來文官	一、三四九、五七三	一、三二六、八三〇	一、三一一、七六八	一、三六八、二四一	一、四〇六、一四三
農務局	五八一、九〇一	六三〇、六四四	六一九、三六一	六四五、二九〇	六九三、七六六
會計檢査局	五四、一一五	五六、七三七	六九、七六一	七六、五四六	七八、六九五
音樂隊	一八、八二〇	二〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	一三、三六〇	一三、四八〇
支那人事務局	一二二、四七一	一二六、〇七八	一二二、四四八	一二九、一九六	一三三、九一五
書記官費	一、五三四、二四三	一、五七八、九二四	一、六五四、九二一	一、七〇七、一一三	一、七九一、六一四
土地局長	一、三七五	一、八三八	一、九八六	一、八七〇	一、一六八
產業組合部	—	—	四六、一六〇	五七、二六二	七〇、二三六
法院	一五一、四七〇	一八二、八九五	一六八、五二七	一五八、二九二	一六八、〇〇四
稅關及收稅費	七七五、三一四	一、〇一七、八七〇	一、四〇七、四八四	一、六八一、四二四	二、〇一一、〇一一
土地及郡役所費	五一五、七九六	八一三、一五二	八五九、五四三	八八二、三六九	九四六、〇五九
教育費	一、四七四、四〇四	一、八〇一、三二七	二、一二五、七〇六	二、三五一、九〇五	二、五八九、七二一
爲替	四、二二四	—	—	—	一〇、五四九
水産局	一〇、八三一	一〇、〇〇四	一五、一二九	一四、六九六	一四、九七一
林務局	六一二、八九五	六五三、〇一九	七一八、二五五	七八六、九六四	九二三、六二五
地質局	二九、五九四	三四、四四五	三五、一八七	三七、七一一	五一、一〇七
政府植物園及栽培園	六〇、〇六五	六四、四一八	六五、五四三	六七、五七四	八九、八〇七
勞働局	七八、五三四	八九、二五三	一〇六、九七三	一二七、三二七	一五四、四一一
法律顧問	五、五九九	五、五五五	五、三八二	五、五六〇	四、四一三
馬來人官吏	七六、三一二	七三、六〇六	七一、二〇一	八〇、〇四六	一〇〇、〇三二
海事費	二二〇、〇一八	一七六、一四八	一六六、五九五	一六四、五五九	一九二、一二〇
醫務費	三、〇二八、六四九	三、四一二、一一三	三、六九六、五九九	四、二一一、一一三	四、九七七、二三七
陸軍費	八〇二、七〇四	一、〇三三、九一〇	一、〇三〇、九一五	一、六五三、八八三	一、五一八、一一四
鑛務局	三八八、二二三	三七三、三八二	三八八、六〇五	三九九、六七六	三九七、七七七
蚊撲滅委員會	一七九、八三〇	二一五、〇四一	二一五、九九一	二六六、五四八	三二三、六一四
市關係費用	一、六二八、三六二	一、七〇二、五七〇	一、七六四、二六五	一、九一三、〇〇〇	二、二三九、二〇四
博物館	八一、九三三	六〇、五五八	六六、六三四	七三、一五九	六四、六八四
破産管財官	六、九三九	六、四五五	七、三一三	九、七〇八	一二、七八〇
警務費	二、八二三、八八八	二、八一八、六七三	二、九二五、五五二	二、九四一、四六六	三、一〇三、〇二八
郵便電信局	一、六五九、三二七	一、六〇二、六三四	一、六九三、七九六	一、八七九、七九七	二、二二五、五九三
印刷所	一九五、三三八	二三六、八九六	二〇六、七〇二	二一七、三四〇	二六六、三五三
刑務所	四四〇、二四九	四五〇、二〇三	四三八、一三六	四三四、一三四	五二三、九四九
土木局	一、七四五、四三六	二、〇〇六、八一八	二、一五五、六六三	二、五二六、〇五二	二、九一一、八三三
土木繼續事業費	四、二〇〇、八八八	四、六一四、七一二	四、七四二、七五七	五、一二〇、八一二	五、七三三、一一五
土木臨時費	二四一、九六九	一五四、八二一	五六、一六七	二二〇、六三三	一三、八四九、七一六
土地買收費	一五、三六八	六九、四一七	三〇一、九一五	六三四、一四〇	一、一〇二、四六九
鐵道費	一二、九六四、七五七	一二、九三一、七七四	一三、九七三、〇三六	一五、二一三、一〇一	二三、〇五五、五一五
測量費	一、一七六、〇一三	一、一三三、七一八	一、〇七三、四三一	一、〇五八、〇六六	一、五四二、三三三
都市計畫費	三四、六二三	五五、六〇四	一一一、六五九	九一、一六二	一〇三、九六九
運輸費	三九二、二〇一	五九一、五三四	四五六、八四〇	四一五、五一八	五〇四、八七二
財務局	一四、九二九	一四、七三八	一五、四二五	一七、三七五	一八、二七四
雜支出其他	四、八二八、一六六	三、五七六、八五七	一四、〇六九、五二〇	二七、二一九、九九六	七、七〇一、三八九
合計	五二、八二五、五七二	五四、一六一、二三四	六九、五五〇、三七九	八七、六六三、七四七	九三、二六三、九一五

右收入の內、關稅・消費稅中重要なる歲入をなすものは、錫輸出稅、護謨輸出稅、酒類輸入稅、煙草類輸入稅、製造阿片賣上等である。

從來聯邦州では一九二一年度迄は支出は總て收入に賴つてゐる。然し一九二二年度からは鐵道の敷設、土木事業、郵便電信事業、土地測量に對する支出は海峽植民地政府よりの借入金（一九二一年のスターリング借款）九、三五五、〇〇〇磅に依る收入より塡補することになつた。

最近一九二七年度歲入は、消費稅の項目を除いて豫算に對し總て超過を示した。其主なるものを順次に擧ぐれば、鐵道二百五萬弗、關稅百三十二萬弗、裁判所手數料等百三十一萬弗、土地賣買益金百八萬弗、利子八十一萬弗、免許料及諸稅收入の六十一萬弗であるが、消費稅は反對に九十三萬弗の減退を示して居る。

又同年歲出も概して豫算額以上であるが、其中主なるものは、鐵道二百三十七萬弗、雜支出百五十三萬弗、土地買收費四十六萬弗、陸軍費三十一萬弗等である。

三　馬來非聯邦州

歲入歲出

次に馬來非聯邦諸州の歲入歲出を表示する。

第四一表 馬來非聯邦各州別歲出入決算連年比較表

單位＝海峽弗
出所＝馬來非聯邦州政府年報

年度	ジョホール州 歲入	ジョホール州 歲出	ケランタン州 歲入	ケランタン州 歲出	トレンガヌ州 歲入	トレンガヌ州 歲出	ケダー州 歲入	ケダー州 歲出	パーリス州 歲入	パーリス州 歲出
一九二二年	八、六二五、二三三	八、七八五、八七三	一、三一〇、〇二〇	一、五三九、三一八	六六九、七六三	八五八、三〇三	四、九六六、九〇四	五、二九〇、二三九	二八四、七三〇	三〇四、三五一
一九二三年	一一、〇九四、九五五	七、〇六四、一六六	一、三九六、八五五	一、二七一、八八七	六四二、六七九	七八八、九〇二	五、〇八一、一三八	五、三一一、七四一	三九七、一八七	三四二、六九八
一九二四年	一〇、九四七、九六〇	八、〇九五、二七七	一、四三二、一一三	一、四四二、〇四二	七七九、〇三二	七六六、五三四	五、四九九、五六二	四、九〇四、八二一	四五三、四五二	三四一、一五六
一九二五年	一五、八八四、五九二	九、七八〇、三三二	一、八〇四、一八〇	一、四〇一、九六一	一、〇〇七、二八二	八九九、四七五	五、九七〇、一四八	五、六七一、六九七	四七〇、六一六	四四一、八二五
一九二六年	一八、七八一、五六五	一八、〇九九、二三二	二、三七一、五九五	一、九二七、一三四	一、三〇二、〇〇八	一、〇六七、八七八	九、一七九、四八七	五、四八一、二一八	五九四、五八九	五六五、〇七一

ジヨホール州―ジヨホールの歳入は其大部分即ち八五%を、關稅、土地收入、免許料其他より得てゐる。歳入の主なるものは關稅(三七%)、土地收入(一四%)、免許料及諸稅(三三%)、利子收入(三・五%)、土地拂下料(三・五%)、市關係收入(三・一%)、鐵道收入(二%)、其他裁判所手數料、郵便電信收入等で、鐵道收入はジヨホール州内の鐵道を聯邦州鐵道局に貸與してゐる爲の收入で、年三五七、〇〇〇弗を得てゐる。

歳出の主なるものは、土木事業費(三九%)を筆頭に、人件費(三一%)、土地購入費(一・三%)、恩給其他(二%)、其他である。

ケランタン州―ケランタンの歳入も亦ジヨホール州と等しく、關稅(三六%)、土地收入(二五%)、免許料及諸稅(二五%)より其大部分を得てゐる。其他主なる財源は郵便電信收入(五%)、裁判所手數料(四%)、利子收入、市關係收入等である。歳出の主なるものは人件費(四〇%)、恩給其他(六%)、公債に對する利子(四%)、道路其他土木諸費(九%)等である。

トレンガヌ州―トレンガヌの歳入は其約半額(四九%)を關稅收入により、四分の一を阿片及酒類の免許料より得てゐる。歳出は俸給として約四五%、土木費に一六%を支出し一〇%はサルタン費として支出してゐる。

ケダー州―ケダーの歳入も逐年增加の傾向にある。歳入の大宗は阿片專賣收入(三三%)、關稅(二九%)で、土地收入(一四%)、請負及免許料(四・七%)、利子收入(四・二%)、土地拂下(四%)が之に次ぐ主なるものである。歳出は土木費に三四%、警察及刑務所に一〇%、測量費に六%、土地局に四・六%を支出し、其他、教育費四・五%、醫務費(五%)、其他多數の小費目による支出がある。

パーリス州―最北部の小州パーリス州は六〇萬弗足らずの歳入で、支出もこれに伴ふ少額である。歳入の主なるものは阿片專賣(四〇%)と關稅(三四%)で歳出の主なるものは土木費(二五%)其他である。

以上各非聯邦州の歳入歳出の割合は最近數箇年に於ける平均を示したものである。

公債　次に非聯邦各州の公債現在額を示せば左の通りである(單位＝海峽弗)。

ジヨホール州	八〇〇、〇〇〇弗
ケダー州	―
ケランタン州	四、四〇〇、六八四弗
トレンガヌ州	九〇〇、〇〇〇弗
パーリス州	一〇〇、〇〇〇弗

稅制の大要

總說　英領馬來は所得稅其他各種の直稅は殆んど課せられてゐない。戰時及戰後數年間、海峽植民地に於て所得稅が課せられた事があるが、馬來聯邦州に於ては、未だ一度も其賦課を見た事がない。而して海峽植民地に於ては酒類、麥酒、煙草、燐寸、石油を除き關稅は自由である。

曩に述べたる如く、英領馬來の主要財源をなすは郵便電信收入、土地賣買益金、官有財産收入、地租、關稅(馬來聯邦州及同非聯邦州に於けるもの)各種免許料、手數料、消費稅、鐵道收入、裁判所手數料、市各種公課(馬・縣等、自動車、自轉車、人力車、電燈、水道、地所、家屋等に對するもの)、森林、債權利息及雜收入の各稅及各收入である。

備考　因に馬來聯邦州及同非聯邦州の法律は、海峽植民地の法律を母法として立法せられたるものであるから、勞働法の如き或は又關稅法の如きもの以外は實際上殆ど同一である。

關稅制度　**概說**―海峽植民地に於ては、依然自由貿易主義を持し、其港灣は自由港區たるを以て關稅制度を有しない。馬來聯邦州に於ては財政の必要上又産業貿易の發達に伴ひ、一九二三年六月新たに一九二三年法律第六號(關稅法)を制定し、舊法を整理補正及統一し、左記各種の輸出入品に對し課稅してゐる。而して稅率は從價及從量の兩者を併用してゐる。

酒類、煙寸(本稅は國内煙寸製造業保護奬勵の爲め設けたるもの、明礬(纖誤凝固用に使用するを防止する爲めに設く)、石油類、古々椰子、コプラ、珈琲、ガムビル、ガタ・パーチヤ、胡椒、砂糖、タピオカ、栽培護謨、林産物(レンピア、アタップ、ニッパ・アタップ、臺灣樟腦、ケポン樹皮、マングローヴ木炭、プルティンデ纖維、プルトム葉其他)金屬類及鑛物類、陶土(カオリン)、象、海産物(プラチヤン、乾鹽魚、魚鰾、魚粗、香料用乾魚、乾海老、生及乾牡蠣類、眞珠貝、海參、鱶鰭類)角類、牙類、獸皮類、獸骨類及獸脂類、煙草類

海峽植民地及馬來聯邦州　内國消費稅及輸入稅―

酒・煙草類　海峽植民地及馬來聯邦州に於て使用又は消費の爲輸入されたる酒・煙草類には左の輸入稅(馬來聯邦州)及内國消費稅(海峽植民地)を課ぜらる(非聯邦は略聯邦州に等しければ省略す)。

品目	單位	稅率 海峽植民地 弗仙	稅率 馬來聯邦州 弗仙
酒類			
アラック、ブランデー、ウイスキー、ラム、ジン等	一ガロンに付	一〇・〇〇	一〇・〇〇
但し右各酒壜詰のものにして含有純酒精分八一%を超えざるもの	一ガロンに付	八・〇〇	七・一〇
日本酒、支那酒、支那藥酒	一ガロンに付	一〇・〇〇	九・一〇
ビター及リキュール(含有純酒精一〇〇%を超えざるもの)	一ガロンに付	一二・〇〇	一〇・〇〇
スパークリング・ワイン(含有純酒精分四二%を超えざるもの)	一ガロンに付	五〇・〇〇	三五・〇〇
各種蒸溜酒及藥用葡萄酒(含有純酒精分二六%を超え四二%を超えざるもの)	一ガロンに付	三五・〇〇	三〇・〇〇
各種蒸溜酒及藥用葡萄酒(含有純酒精分二六%を超えざるもの)	一ガロンに付	一〇・〇〇	七・五〇
各種參酒、スタウト、ポーター、サイダー、ペリー	一ガロンに付	一〇・〇〇	七・五〇
煙草類			
葉卷及喫煙草	一封度に付	二・一〇	一・一〇
紙卷煙草	一封度に付	一二・〇〇	九・〇〇
未製造煙草及土人煙草(前記以外のもの)	一擔に付	四〇・〇〇	三〇・〇〇
其他製造煙草(前記以外のもの)	一封度に付	一二・〇〇	九・〇〇

此外ラブアンには特別の稅率が規定されてゐる。

馬來聯邦州及ジヨホール州　主要輸出入稅率―

以下馬來聯邦州及ジヨホール州に於ける主なる輸出入品の關稅率を示せば大要次の通りである(石油は海峽植民地稅率に等し)。

一、輸入稅

品目	單位	稅率 馬來聯邦州及ジヨホール州 弗仙
燐寸		
小箱八十本を超えざるもの	一萬本に付	一〇〇・〇〇
小箱八十本以上のもの	一萬本に付	一二五・〇〇
小箱二十五箱迄		無稅
明礬	一封度に付	〇・五〇
石油　輸出せんとするものを除き國内消費用として輸入せられたるものに就ては	一ガロンに付	〇・一〇

二、輸出稅

馬來聯邦州は輸出稅により多額の收入を得てゐる。稅率左の如し。

農產物

品目	馬來聯邦州及ジョホール州 單位	稅率
古々椰子及コプラ	從價	一½%
珈琲（皮付又は乾核を除く）價格一擔二十二弗を超えざるもの		無稅
二十二弗を超え二十四弗を越えざるもの	從價	一%
二十四弗を超え二十六弗を越えざるもの	同	一½%
二十六弗を超え二十八弗を越えざるもの	同	二%
二十八弗を超ゆるもの	同	二½%
乾核は總重量の三分の一に付前同率を課し、皮付は前同率の三分の二を課す		
ガムビル	一擔に付	一五仙
ガタ・パーチヤ（栽培ざるもの）	從價	二½%
胡椒	一擔に付	三〇仙
砂糖	從價	一%
タピオカ	從價	二½%

護謨　一九二二年十一月一日より引續き施行ざる馬來地方制限地域内に於ける護謨生產制限法は、愈々一九二八年十月末日限り撤廢ざられた。而して同日以後即ち一九二八年十一月一日以降馬來半島に於ける護謨輸出稅は左の如く變改ざらるゝ事となつた。

栽培護謨（ラテツキスを含む）	輸出稅を免除ざる土地	A	B	C
(一) 當分の護謨價として定められたるもの、又は一封度三十仙未滿	無	委員により定められたる護謨價の一%	地租及稅金を賦課ざる土地	上記A・B・に屬ざざる土地
(二) 三十仙以上三十二仙未滿	同	同 一½%	同	三%
(三) 三十二仙以上三十三仙未滿	同	同 一¾%	同	三½%
(四) 三十三仙以上三十四仙未滿	同	同 二%	同	四%
(五) 三十四仙以上三十五仙未滿	同	同 二¼%	同	四½%
(六) 三十五仙以上一弗五十仙未滿	同	同 二½%	同	五%
(七) 一弗五十仙以上の時	同	同 三%	同	六%

備考　玆に護謨と云ふは栽培護謨のことにしてラテツキスを含む、ラテツキス・ガロンは護謨三封度半に相當するものとして計算す

Bark shaving は二〇%（重量の護謨を含有するものと看做す

本稅率はジョホール州の護謨輸出稅なるも、馬來聯邦州及非聯邦州に於て事實上同樣なるを以て之を揭載することゝした

林產物

種目	單位	稅率
レンビア、アタップ、ニッパ・アタップ、臺灣樟腦、ケボン樹皮、マングローヴ木炭	從價	一〇%
プラチヤン（海老及小魚等の漿）	一擔に付	五〇仙
象（パラ州）	從價	二〇%
乾・鹽魚類	從價	一〇%
魚鰾、魚粕、香料用乾魚、乾海老類	從價	一〇%
生牡蠣類	一擔に付	五弗
乾牡蠣、眞珠母貝、海參、鱶鰭類	從價	一〇%
角類、牙類、獸皮類、獸骨類、獸脂類	從價	一〇%

種目	單位	稅率
プルテインデ纖維	千箇に付	一弗五〇仙
プルトム葉	千箇に付	七五仙
其他各種林產物（中央市場相場）	從價	一〇%
ランポン護謨	一擔に付	五弗

鑛產物

種目	單位	稅率
金	從價	二½%
錫（馬來聯邦州内に於て精鍊又は製造せられたるもの）		
一擔に付市價四十一弗を超えざるもの	一擔に付	一〇弗
一擔に付市價四十二弗を超えざるもの	一擔に付	一〇弗五〇仙
一擔に付市價四十三弗を超えざるもの	一擔に付	一一弗
以上價格一弗を增す毎に五十仙宛遞增するものとす		
錫鑛		
海峽植民地、濠洲又は英本國に於て精鍊せらるべき馬來聯邦州總務長官の證明あるもの以外の錫鑛に對しては現定七二%の輸出稅の外更に一擔に付三十弗を追加課稅す		
錫鑛滓及同混合物　政府鑛山技師の發給せる分析證明書又は鑛山監督官の保證を有する場合は含有錫量に對し前記錫の課稅を爲す、然らざる場合は錫鑛の稅率により課稅す		
灰重石及ツオルフラム	一擔に付	二弗
其他諸金屬及鑛物類	從價	一〇%
陶土、硅藻土等にして、鎔劑又は陶磁器製造に使用するもの	從價	二½%

海產物

其他（パラ、スランゴール、ネグリ・スムビラン州に限り、別にパハン州には規定あり）

種目	單位	稅率
プラチヤン（海老及小魚等の漿）	一擔に付	五〇仙
象（パラ州）	從價	二〇%
乾・鹽魚類	從價	一〇%
魚鰾、魚粕、香料用乾魚、乾海老類	從價	一〇%
生牡蠣類	一擔に付	五弗
乾牡蠣、眞珠母貝、海參、鱶鰭類	從價	一〇%
角類、牙類、獸皮類、獸骨類、獸脂類	從價	一〇%

其他の稅制　法人財產稅（Corporation Duty）—會社其他法人團體の有する動產・不動產及之より生ずる諸利益にして、植民地又は馬來聯邦州内に於て合法的に公共の利益の爲又は敎育、布敎、慈善の目的に又は營業上の資本に屬し印稅を課せらるゝもの以外に就ては、之より生ずる純益に對し年三分の財產稅を課す。

印紙稅—爲替手形及約束手形、船荷證券、株券、冒險貸借證書、船貸賃入證、公債株式所有者登記證明書、傭船契約書、小切手、讓渡證明書、借地券、金錢貸借證、保證金、抵當、保險證書（傷害、生命、海上、火災）、委任狀、財產利得各種領收證、船荷證券代用貨物受領證、各種公債、倉庫證券等に對する印稅を規定す。

內、邦人企業に必要と認むるものを列記せば左の如し。	
爲替手形	四仙
一覽拂のもの	五仙
其他同上（約束手形を含む）額面百弗に付	

又百弗以上に就ては百弗又は百弗未滿を加ふる毎に五仙を增す。

船荷證券	一枚に付	十仙
小切手	一枚に付	四仙
契約書	一件に付	二十五仙

借地、借家其他不動產に對する契約書
價格に就ては百弗以下、百弗以上二百五十弗以下、二百五十弗以上五百弗以下、五百弗以上に四分し、期間に就ては一年未滿、一年以上五年未滿、五年以上に三分し、最低五十仙なり。

旅券(發給の場合)		五弗
保險證券		
海上保險證券	一千弗迄	十仙
	一千弗を超ゆるもの	二十五仙
火災保險證券		二十五仙
傷害保險證券		五仙
生命保險證券		十仙
誓約書、其他法律を以て定められたる委任狀	一件五百弗以下の場合	一弗
	一件五百弗以上及其他の場合	三弗
各種營業用領收書		四仙

等にして、卽ち小切手、領收證其他證書類に對する印稅は英本國と大同小異なり。

又相續稅は價格に應じて差異あるも、五百弗乃至五千弗のものにありては、價格の一パセント以上漸次遞增し、百五十萬弗以上にありては十二パセントを課す。

金融

貨幣制度 貨幣本位―英領馬來は金爲替本位、更に嚴密に云へばスターリング爲替本位の貨幣を有し、其法定比價は一九〇六年より貨幣法の定むる處により、海峽弗六〇弗に對し英貨七磅、卽ち海峽弗一弗に付英貨二志四片換と定められてゐる。

貨幣の種類―現今英領馬來に流通してゐる貨幣は、硬貨及紙幣(海峽植民地政府發行紙幣及銀行券)の二種であるが、其大部分は紙幣で硬貨は流通貨幣總額の約二割に過ぎない。海峽植民地政府が初めて紙幣を發行したのは一八九九年五月で、銀行券に關しては一八九九年の法律第一四號により、香港上海銀行及喳打銀行に對し持參人一覽拂の銀行券發行の權能が附與されたものである。爾後海峽植民地政府發行紙幣は之等爲替銀行の發行せる銀行券及當時標準貨であつた墨西哥弗、香港弗、大英銀貨と相竝んで商取引の媒介に用ひられてゐた。然るに一九〇三年の貨幣法により之等銀貨は法貨たることを止められ、重量、純分殆んど墨銀と同一なる海峽弗(Straits Dollarと云ふ)が之に代つたのである。

前記一八九九年の紙幣法は一九一五年に修正されに。更に一九二三年に至り海峽植民地政府は新貨幣法を制定した。現行貨幣制度は一九二三年の貨幣法に據るものである。

一九二三年の新貨幣法に基づく通貨種類は次の通りである。

硬貨

金貨(英貨スターリング)	法貨たるに止まり市場の流通殆んど無し	
銀貨	一弗、五十仙(無制限法貨)	市場の流通極めて少し
	二十仙、十仙、五仙(法定通用額二弗)	小取引に流通盛んなり
白銅貨	五仙(法定通用額二弗)	小取引に流通盛んなり
銅貨	一仙、半仙、1/4仙(法定通用額一弗)	殆んど一仙のみ流通す

品位及純分―

種類	金屬	品位	法定重量	最輕通用量目	純分公差	量目公差
ソヴェリン貨	金	九一六・六	一二三・二七四グレーン 七・九三七八七瓦	一二二・五〇〇グレーン 七・九三七八七瓦		
海峽弗	銀	五〇〇	二六〇・〇〇〇グレーン 一六・八四八瓦	二五六・〇〇〇グレーン 一六・五八八瓦	10	一・六〇〇グレーン 〇・一〇四瓦
五十仙	銀	五〇〇	一三〇・〇〇〇グレーン 八・四二四瓦	一二八・〇〇〇グレーン 八・二九四瓦	10	一・〇〇〇グレーン 〇・〇六五瓦
十仙	銀	四〇〇	三二・五〇〇グレーン 二・一〇六瓦	三〇・〇〇〇グレーン 一・九四四瓦	10	二・〇〇〇グレーン 〇・一二九六瓦
五仙	白銅又はニッケル	—	六一・七三〇グレーン 四・〇〇〇瓦	—	—	—

紙幣

海峽植民地政府發行紙幣

一萬弗、一千弗、百弗、五十弗、十弗、五弗、一弗(以上無制限法貨)

二十五仙、十仙(以上法定通用額二弗)

銀行券

喳打銀行發行銀行券、滙豐(香港・上海)銀行發行銀行券

紙幣發行準備金―海峽植民地政府紙幣發行準備金は硬貨及有價證券の二種より成り、硬貨は弗銀及磅貨を以て發行紙幣に對し最少限度二分の一、有價證券は英本國及植民地發行のものに限られ、最少限度三分の一と定めらる。銀行券發行は滙豐銀行にありては、發行銀行券の三分の一の正貨準備を要し、喳打銀行はクラウン・エーゼント(Crown Agent)又はトラスティース(Trustees)に對し、發行銀行券の三分の一をば硬貨又は有價證券、又は硬貨及有價證券を以て供託するを要する。尙、小額紙幣は一九一七年に銀價の騰貴其他歐洲大戰の影響よりして小額補助貨の大拂底を生ぜし際、一時的便法として印刷發行せしものであるが、其後外觀を改め今日と雖も相當流通してゐる。

スターリング送金賣買の運用―海峽植民地貨幣制度の根本をなすスターリング送金の賣買は一九二三年貨幣法の規定する處にして、同法第九條 通貨委員はクラウン・エーゼントに對し倫敦に於て支拂はるべきスターリング引換に一弗に付二志四片十六分の三の割合を以て通貨又は紙幣を發行することを得。第十條 通貨委員はクラウン・エーゼントにより一弗に付二志三片三フアージングの割合を以て倫敦に於て支拂はる可きスターリング引換に通貨又は紙幣を受理することを得と定む。卽ち海峽弗と英貨との比價變動の範圍、卽ち十六分の三と四分の三の開きは新嘉坡・倫敦間に於ける金輸出入點の範圍である。從つて倫敦に於て決濟せられる對外取引に於ては、弗貨の爲替變動は十六分の七卽ち一・五%に限られ、之に依つて通貨委員は貿易上のバランスを決濟する爲の爲替取引を援助し、値開きの增大を防止し得るのである。政廳に於ては植民地内の通貨の量が減少したり、又は金を手に入るゝことの困難なる場合、市中銀行からクラウン・エーゼントを受取人とする電信爲替を買つて市場へ紙幣を供給し、市場に於て通貨の膨脹を來せる場合又は紙幣保證資金減少の場合、倫敦のクラウン・エーゼント宛に電信爲替を賣出して紙幣を回收し通貨の縮少を計ることが出來るのである。

對外主要國貨幣平價―英領馬來の貨幣はスターリング爲替本位であるが故に、外國との貨幣價値比較は海峽弗一弗に付英貨二志四片を基準としてなされる。今爲替關係上主要なる國との平價を擧ぐれば次の通りである。

比較	英國	米國	日本	英領印度	蘭領印度
海峽弗一弗に對する外國貨	二・四 志片	〇・五六五六五 米弗	一・一三九 円	一・七五 留比	一・四一 1/4 盾
外國貨に對する海峽弗	七磅に付 八〇 弗	一米弗に付 一・七六七八八 弗	一圓に付 八七・七六九 仙	一留比に付 五七・一四三 仙	一盾に付 七〇・七九六 仙

第四二表 英領馬來貨幣流通高連年比較表

年次	無制限法貨 一弗以上の紙幣	無制限法貨 海峽弗(一弗、五十仙)	無制限法貨 銀行券	制限法貨 小額紙幣	制限法貨 補助銀貨	制限法貨 白銅貨	制限法貨 銅貨	計
一九二三年	七九、七九九、八〇五	六、七一八、五九四	一四四、〇九〇	一、三二三、二一〇	八、四二〇、三四四	一六八、五五八	二、五五四、一四二	九九、一二八、七五三
一九二四年	八二、二九〇、三三一	六、六一五、三一四	一四二、五七〇	一、四九〇、二九七	八、二九三、〇九三	一五六、四五〇	二、四八二、二一二	一〇一、四七〇、二六八
一九二五年	一一七、二一四、〇三一	六、六五〇、五九二	一四一、一八一	一、九〇八、七〇三	八、三二九、八八二	一七二、三七三	二、四五六、二六四	一三六、八七三、〇二六
一九二六年	一六一、二一五、二一三	六、五一二、六二八	一四〇、二三七	二、一四六、一〇一	九、一八九、六八八	二二五、三四九	二、四八二、七九〇	一八一、九一二、一〇四
一九二七年	一一七、三九五、九五五	六、五一〇、六一〇	一三九、七五〇	一、二三九、九四一	一〇、三四七、六四九	一九七、一三九	二、四七一、六六五	一三八、三〇二、七〇七

單位＝海峽弗
出所＝海峽植民地政府年報

備考 一九二三年は十二月三十一日現在、他は每年九月三十日現在、尙表中流通額は各地政府金庫在高及銀行手持高を包含せるものにして、之等を差引ける實際の市場流通額は紙幣に就ては七〇―八〇%、海峽弗は九五―九七%である

金融機關

銀行―英領馬來に於ける銀行は、本店銀行七行十五店、支店銀行十二行三十店、合計十九行四十五店あり、土地柄英國系銀行特に嗜打銀行と滙豐銀行が最も優越な地位を占めてゐる。外國銀行は大體に於て外國爲替事務を取扱ひ、日本に於ける如く所謂勸業銀行、農工銀行等の區別截然たる銀行は無い。

第四三表 英領馬來各國銀行一覽表

銀行名	資本金	拂込資本金	積立金	本店設立年	本店所在地	領內本店又は支店所在地
英國系銀行						
嗜打銀行 Chartered Bank of India, A. & C.	三,000,000磅	三,000,000磅	四,000,000磅	一八五三	倫敦	新嘉坡(Battery Rd., S'pore)、アロー・スター、イポー、クラン、吉隆坡、彼南、スレムバン、タイピン、テロク・アンスン
滙豐銀行 Hongkong & Shanghai Banking Corp.	五〇,000,000香港弗	二〇,000,000香港弗	六,000,000磅 一四,000,000弗	一八六七	香港	新嘉坡(Collyer Quay, S'pore)、イポー、ジョホール・バール、吉隆坡、馬拉加、彼南
有利銀行 Mercantile Bank of India	三,000,000磅	一,〇五〇,000磅	一,五八四,八四六磅	一八九二	倫敦	新嘉坡(21, Raffles Place, S'pore)、コタ・バール、吉隆坡、彼南、クアンタン
P. & O. Banking Corporation	五,000,000〃	二,五九四,一六〇〃	一八〇,000〃	一九二〇	倫敦	新嘉坡(10 Collyer Quay, S'pore)
The Eastern Bank, Ltd.	二,000,000〃	一,000,000〃	四六〇,000〃		英國	新嘉坡(4 D'Almeida St., S'pore)
本邦銀行						
臺灣銀行	一五,000,000円	一三,一二五,000円	—	一八九九	臺北	新嘉坡(1 Battery Rd., S'pore)
橫濱正金銀行	一〇〇,000,000〃	一〇〇,000,000〃	一〇三,五〇〇,000円	一八八〇	橫濱	新嘉坡(31 a Chulia St. S'pore)
華南銀行	二,五〇〇,000〃	一,八七五,000〃	—	一九一九	臺北	新嘉坡(1 Battery Rd., S'pore)
和蘭系銀行						
蘭印商業銀行 Nederlandsch-Indische Handelsbank	六〇,000,000盾	五五,000,000盾	二五,一八四,000盾	一八六三	アムステルダム	新嘉坡(194 Cecil St., S'pore)
和蘭商業銀行 Nederlandsch Handel-Maatschappij	一五〇,000,000〃	八〇,000,000〃	五一,四七六,000〃	一八二四	アムステルダム	新嘉坡(10-12 D'Almeida St., S'pore)、彼南
米國系銀行						
萬國寶通銀行 International Banking Corporation	一五,000,000弗	一五,000,000弗		一九〇一	紐育	新嘉坡(9 Collyer Quay, S'pore)
佛國系銀行						
印度支那銀行 Banque de l'Indo-chine	七二,000,000法	六八,四〇〇,〇〇九法	九八,000,000法	一八七五	巴里	新嘉坡(Raffles Place, S'pore)
支那銀行						
華商銀行 Chinese Commercial Bank, Ltd.	四,000,000海峽弗	一,000,000海峽弗		一九一二	新嘉坡	新嘉坡(64 Chulia St., S'pore)
四海通銀行 Sze Hai Tong Banking & Insurance Co., Ltd.	二,000,000〃	二,000,000〃	—	一九〇七	新嘉坡	新嘉坡(57 & 58 Chulia St., S'pore)

出所＝英領馬來ディレクトリー其他

和豐銀行 Ho Hong Bank, Ltd.	海峽弗 20,000,000	海峽弗 4,000,000		一九一七	新嘉坡	新嘉坡(94 Market St., S'pore) バト・パハ、モア、彼南、スレムバン、馬拉加
華僑銀行 The Oversea Chinese Bank, Ltd.	20,000,000 "	5,250,000 "	—	一九一九	新嘉坡	新嘉坡(62-63 Chulia St., S'pore) 彼南、コタ・バール、吉隆坡
The Lee War Bank, Ltd.					新嘉坡	新嘉坡(8 South Canal Rd., S'pore)
地元銀行						
Bank of Malaya, Ltd.	海峽弗 2,000,000	海峽弗 844,100			イポー	イポー(12 & 14 Hugh Low St., Ipoh)
Kwong Yik Banking Corporation, Ltd.	1,000,000 "	1,000,000 "	海峽弗 435,446		吉隆坡	吉隆坡(2 Cross St., K. Lumpur)

英國系銀行　諸打銀行は英領馬來諸州の金庫を委託せられ、又各州政府の本國送金を取扱ひ、地方金融の調節に當る主要銀行にして、爲替業務に於ても滙豐銀行と覇を爭ひ、滙豐銀行は海峽植民地金庫を委託せられ、政廳と密接なる關係を有し世界的に有力なる爲替銀行である。有利銀行は前二者よりも微力であるが、新嘉坡自治體の金庫である。

支那系銀行　支那系銀行は資力は少いが數は多くある。華商銀行及和豐銀行は福建省出身華僑の經營、四海通銀行は廣東省潮州出身華僑の經營によるものである。

本邦銀行　本邦銀行は前記の如く三銀行あるが、主要業務は爲替であつて不動產金融は過去では相當需要を滿してゐたが、元來が不動產銀行でないから、今では全然手を引いてゐる。

其他の金融機關―郵便貯金　に關する事務は海峽植民地及馬來聯邦州のあらゆる郵便局に於て取扱つてゐる。政廳預金局は多年、年三分の利息で預り、之を總て英本國及英國領土、英領印度の公債に投資することになつてゐる。十二月三十一日現在に於ける最近五箇年間の郵便貯金高は次の通りである。

第四四表　海峽植民地及馬來聯邦州郵便貯金高連年比較表

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

年次	海峽植民地 口數	海峽植民地 金額(海峽弗)	馬來聯邦州 口數	馬來聯邦州 金額(海峽弗)
一九二三年	二一、三一九	二、二〇一、四八七	一八、七五八	一、八〇二、一五四
一九二四年	二三、五四六	二、五三一、四三〇	二一、六五一	二、一九九、三七七
一九二五年	一四、四五五	三、〇八七、八六八	二五、六二〇	三、一二八、七三一
一九二六年	一五、九一〇	三、四六二、一九二	二九、八〇三	三、六一六、七九二
一九二七年	一七、三四七	三、七四五、八六二	三二、五九五	三、六三〇、八六二

チエッティ(Chetty)　印度人の高利貸で中流以下の主要なる金融機關である。個人經營又は組合組織のものもあり、兼ねて爲替の賣買を營むものもあるが多くは貸金事業である。貸付は對人又は對物信用を以て行ひ、悉く約手を使用し、擔保物は土地を最上とし、護謨園、椰子園等の農業地を主とし、貸付金の割合は大體六、七掛見當である。貸出利率も區々であるが一割乃至二割五分の高利にして、貸付方法は最初貸付金額中より一定額を天引し、支拂は一時拂又は月賦償還の方法を用ひ一定期間に分つて元金の返濟を行はしめてゐる。チエッティは要するに本邦高利貸と大體同樣である。

無盡講　小商工業者其他中以下に屬する在留邦人の重要なる金融機關である。

當舖(質屋)　多く支那人の經營であつて、衣類、貴金屬其他を抵當として一定の利子を徵し貸出を行ふこと本邦の質屋營業に異る所がない。中以下の支那人、馬來人、印度人を顧客としてゐる。

信局(爲替店)　信局とは郵便局の如き支那人の送金機關にして、小商人、船頭、苦力、車夫等の勞働者の爲替を取扱つてゐる。信局は鄉土的關係により相當の送金依託者を得つゝある外別に勞働者の密集する各地を巡廻して送金送信を引受け、金は適宜一括して銀行經由にて送金してゐる(三〇五頁參照)

金利　當領の金利は槪して低廉である。割引市場とかコール市場の組織なく、商業手形も無ければコールの如きも取引は極めて稀少であるが、稀に行はれる銀行間 3 days call は三分見當である。

預金及貸付金利子は次の通りである。

當座預金		年一分乃至二分
定期預金	一箇年	三分乃至五分
	六箇月	二 3/4 分乃至四 1/2 分
	三箇月	二 1/2 分乃至四分
貸付金		年六分乃至一割

爲替事情　概說―英領馬來の貨幣制度がスターリング爲替本位にして海峽弗一弗に付英貨二志四片と公定され、其相場變動の範圍は政廳對倫敦クラウン・エーゼント宛電信賣買相場なる二志三片四分の三と二志四片十六分の三の開きたる十六分の七片なることは既述の通りである。卽ち海峽對外價値の基準は對英爲替にして各地向の爲替相場は之を基準として建てられる。然し乍ら此對英爲替は、他の東洋爲替の如く英米クロスに影響せられることなく全く貿易關係が相場變動の原因を爲すものである。

然し英領馬來輸出入貿易の大宗たる護謨・錫は、印度の綿、爪哇の砂糖の如く商品の性質上一定の輸出時期なるものなく、絕えず連續して出廻るものなるが故に、爲替相場に變動を與ふること少く、輸出手形が出廻る時は對英爲替は強調を呈し、手形の出廻り一巡する時は對英相場は下落するを常とし、大體に於て二志四片を中心として僅少な變動あるに過ぎない。新嘉坡の爲替市場に於ては磅の賣買は自由である。從つて同地に於ける各爲替銀行は其買爲替資金、其他の資金調達の爲に各地に出合の付かざる時は倫敦向電信爲替を市場に賣出して之を充當するを普通とする。

磅に次いで相當重要なるは盾、留比である。盾は近く蘭領印度を控へ、近時同地に於ける護謨・錫鑛等の輸出漸增し、新嘉坡が中繼港たる關係上買付資金の送金に依るものであつて、留比は馬來半島に於ける印度人勞働者、印度商人等相當多く彼等の送金、爲替關係、竝に印度小金融業者の資金回送の關係に依るものである。

輸出護謨の第一位は米國なるも、其爲替關係は多く倫敦に於て決濟せられ、爲に米弗の需要は少く、日本向護謨手形は殆んど圓貨手形に依るも圓金の市場は極めて狹少である。

銀爲替は對香港・上海と關連して相當多額の賣買が行はれる。新嘉坡銀爲替の重要なる要素をなすものは華僑の送金である。之等送金は普通親方を通じ前述の信局を經て、爲替仲買人、買辦銀行等幾多の機關を經由してなされる。今試みに最近三箇年の華僑送高金を示せば次の通りである。

年次	香港向(弗)	上海向
一九二五年	七四、九六〇、〇〇〇	一四、一三〇、〇〇〇
一九二六年	一〇四、一三〇、〇〇〇	二六、一八〇、〇〇〇
一九二七年	九二、四七〇、〇〇〇	二五、二六〇、〇〇〇

新嘉坡に於ける香港及上海向銀爲替は之等華僑送金を基調とし、支那向輸出入貿易、及之に支那人投機業者の賣買が加はり、銀塊相場の一騰一落により仲々活況を呈する。和豐銀行、滙豐銀行、横濱正金銀行等は銀爲替賣買の大手筋である。

爲替取組方法―當地向手形は殆んど全部利付手形であつて、當地貨幣にて取組めるものは尠い。圓手形は一覽後三十日拂最も多く六十日拂之に次ぎ、英貨手形は六十日拂及九十日拂が主である。荷爲替手形は普通D・A・物多く、D・P・物は少數に過ぎない。

當地より仕向けられる手形も外國貨幣によるもの殆んど全部を占め、圓手形は三十日拂及六十日拂、英貨手形は九十日拂を主とし、荷爲替はD・A・及D・P・相半ばしてゐる。

爲替相場―海峽植民地對外價値の基準となるものは前述の如く對英爲替にして各地向の爲替相場は之を基準として建てられる。卽ち、其日の市場に於ける對英電信賣買の相場と各地より報告せられる相場とをクロスして之を算出するのであるが、勿論仲買人手數料其他相當のマージンを見込むことを各銀行により異なるは云ふ迄もないことである。新嘉坡對各地向外國爲替相場の建方は、日本、米國、上海、漢口、爪哇、印度、馬尼剌、佛國、獨逸向は海峽弗百弗に付何程、倫敦、濠洲宛は海峽弗一弗に對し何志何片の受取勘定にて建て、暹羅は百銖に付海峽弗何弗との支拂勘定の建方で、香港は香港弗百弗に付海峽弗何程割増(Premium)或は何程割引(Discount)と建てる。新嘉坡に於ける對外主要國爲替相場を算定する連鎖式をあぐれば次の通りである。

x（所求相場）= St.$100
St.$1 = 2/4
£（英貨）= Z（所求外國貨幣の英貨に對する相場）

$$x = \frac{100 \times 2/4 \times Z}{£}$$

例一　對日本爲替　海峽弗百弗に付金百二十三圓の算出

¥x = St.$100
St.$1 = 2/4
1/10$\frac{3}{4}$ = ¥1

$$x = \frac{100 \times 2/4}{1/10\frac{3}{4}} = 123.077$$

例二　對香港爲替　香港弗百弗に對し十一％八分の五の割引の算出

St.$$x$ = H.$100
H.$1 = 2/0$\frac{3}{4}$
2/4 = St.$1

$$x = \frac{100 \times 2/0\frac{3}{4}}{2/4} = 88.392 = 88\frac{3}{8}$$

卽ち香港弗百弗に對し海峽弗八十八弗八分の三となる。

第四五表　新嘉坡最近二箇年間參著爲替相場表　出所＝海峽植民地政府年報

年月別	スターリング 最高（志 片）	スターリング 最低（志 片）	留比 最高	留比 最低	銀塊相場（直物）最高（片）	銀塊相場（直物）最低（片）
一九二五年 十月	二—四 5/32	二—四 5/32	一五四 1/2	一五四 1/2	三三 3/16	三二 13/16
十一月	二—四 5/32	二—四 5/32	一五四 5/8	一五四 3/8	三三 3/4	三一 15/16
十二月	二—四 5/32	二—四 5/32	一五四 5/8	一五四 1/4	三三 3/16	三一 1/2
一九二六年 一月	二—四 5/32	二—五 1/8	一五四 5/8	一五四 3/8	三二 13/16	三〇 13/16
二月	二—四 1/8	二—三 31/32	一五四 3/8	一五三 5/8	三一 1/8	三〇 9/16
三月	二—四 1/8	二—三 31/32	一五五 5/8	一五三 1/2	三〇 9/16	三〇 1/8
四月	二—四 1/16	二—三 7/8	一五七	一五五	三〇 1/8	二九 3/16
五月	二—三 7/8	二—三 11/16	一五五 1/2	一五三 1/2	三〇 5/8	二九 15/16
六月	二—三 11/16	二—三 11/16	一五五	一五四 1/4	三〇 9/16	三〇 1/16
七月	二—三 11/16	二—三 11/16	一五五	一五四 3/8	三〇 5/16	二九 1/2
八月	二—三 13/16	二—三 11/16	一五四 1/2	一五四	二九 3/8	二八 1/2
九月	二—三 13/16	二—三 13/16	一五四 1/2	一五四 1/4	二八 11/16	二六 7/16
十月	二—三 13/16	二—三 25/32	一五五 1/4	一五四 1/2	二六 3/4	二四 1/8
十一月	二—三 25/32	二—三 3/4	一五五 1/2	一五五	二六	二四 9/16
十二月	二—三 23/32	二—三 23/32	一五五 3/4	一五三	二五 1/8	二四 3/8
一九二七年 一月	二—三 22/32	二—三 23/32	一五三 1/2	一五三 1/4	二七 13/16	二四 3/4
二月	二—三 23/32	二—三 11/16	一五四	一五三 1/4	二六	二六 1/4
三月	二—三 11/16	二—三 11/16	一五四	一五三 3/8	二六 1/4	二五 3/16
四月	二—三 11/16	二—三 21/32	一五四	一五四	二六 3/4	二五 3/4
五月	二—三 21/32	二—三 5/8	一五四 1/2	一五三 3/4	二六 9/16	二五 11/16
六月	二—三 21/32	二—三 21/32	一五四 3/8	一五四	二六 7/16	二五 15/16
七月	二—三 21/32	二—三 21/32	一五四 1/2	一五四 3/8	二六 1/4	二五 13/16
八月	二—三 21/32	二—三 21/32	一五四 1/2	一五四 1/4	二六 1/16	二四 15/16
九月	二—三 21/32	二—三 21/32	一五四 1/4	一五三 5/8	二五 7/8	二五 1/8

第四六表　日本對新嘉坡爲替相場表（最近二年分―臺銀建）　出所＝臺灣銀行爲替相場表

年月別	賣爲替 電信 最高（円）	賣爲替 電信 最低（円）	賣爲替 參著 最高（円）	賣爲替 參著 最低（円）	買爲替 一覽後三十日拂 最高（円）	買爲替 一覽後三十日拂 最低（円）
一九二七年 一月	一一六 1/2	一一六	一一六 1/4	一一五 3/4	一一三 3/4	一一三 1/4
二月	一一六 1/2	一一六 1/2	一一六 1/4	一一六 1/4	一一三 3/4	一一二 3/4
三月	一一六 1/2	一一五 1/2	一一六 1/4	一一五 1/4	一一三 3/4	一一一 3/4
四月	一一五 1/2	一一五 1/4	一一五 1/4	一一五	一一三 3/4	一一一 3/4
五月	一二一 1/4	一一八 1/4	一二一	一一八	一一九	一一五
六月	一二一	一一八 3/4	一二一 3/4	一一八 1/2	一一九	一一五 3/4
七月	一二〇	一一八 1/2	一一九 3/4	一一八 1/2	一一七	一一五 3/4
八月	一一九 1/4	一一八 3/4	一一九	一一八 1/2	一一六 1/4	一一五 1/4
九月	一二一 1/4	一一九 1/4	一二二 3/4	一一九	一一九	一一六 1/4
十月	一二一 1/2	一二一	一二一	一二一 1/2	一一九	一一八 1/2
十一月	一二五	一二三	一二四 1/2	一二一 1/2	一二一 1/2	一一九 1/2
十二月	一二五 1/2	一二三 1/2	一二五	一二三 1/4	一二一 1/2	一一九 1/2
一九二八年 一月	一二三 1/2	一二一 1/4	一二三	一二一 3/4	一一九 1/2	一一八 1/4
二月	一二三	一二二	一二一 1/2	一二一 1/2	一一八 3/4	一一七 3/4
三月	一二一	一一九	一二一 3/4	一一九	一一九	一一六 1/4
四月	一二〇	一一八 1/2	一一九 3/4	一一八 1/4	一一六 3/4	一一六 1/4
五月	一二三 3/4	一二〇 1/4	一二三 1/2	一二〇	一一八 1/2	一一六 3/4
六月	一二二 1/2	一二一 1/4	一二一 1/2	一二一	一一八 3/4	一一八 1/4
七月	一二五	一二一 1/4	一二四 3/4	一二三	一二三	一一八 3/4
八月	一二七	一二五	一二六	一二四 3/4	一二四	一二三 3/4

九月	一三五	一三三1/4	一三五1/2	一三三	一三三3/4	一三〇1/4
十月	一三五1/4	一三一1/2	一三五	一三一1/4	一三三	一一九1/2
十一月	一三四1/4	一三三1/4	一三四	一三三	一三三	一三〇1/4
十二月	一三五	一三四1/4	一三四3/4	一三四	一三三	一三一1/2

産業一般

英領馬來の經濟界を支配するものはR・T・C卽ち護謨(Rubber)、錫(Tin)コプラ(Copra)の三大物産である。英領馬來の産業から之等三種の物産を除いたならば後には殆んど何物も殘らないであらう。從つて之等物産の豐凶如何が總ての市場に及ぼす影響は實に大である。五十年前輸入された僅に二十二本の護謨苗は、今日實に世界に冠たる護謨生産國としての馬來を形成し、又現在馬來より産出せられる錫は世界總産額の約三四%を占め之も第一位である。然しながら如斯世界に於て類例少なき資源開發上の進歩を齎せるものは、土地に於ける豐富なる天然資源と、熱帶的栽培の何れにも能く適する馬來の氣候に基くことは固よりながら、之に加へて實に外來者たる支那人、印度人の努力と歐洲人の頭腦と精力に負ふ所亦甚だ大である。英領馬來が其産業上の開發を土著人民に任してゐたならば依然として舊態を脫し得なかつたことであらう。

英領馬來の土地及氣候が總ての熱帶的農産物の栽培に能く適してゐるは勿論であるが、護謨の齎せる好値は馬來の農業を護謨にのみ集中せしめてしまつた。只一、二の例外はコプラと米とである。近來新農産物の輸入が試みられてゐるが、最も注目されてゐるのは油椰子の栽培である。

英領馬來の地質學的構造は馬來に大規模な製造工業を樹立するに適せず、又廣濶なる牧場を缺き、爲に牧畜業として見るべきものがない。此間邦人の獨占舞臺たる漁業は未試驗・未開發の大淺海を控へ將來有望である。

次に商業的見地からすれば南洋に於ける貿易の中心地たる新嘉坡を有してゐる。新嘉坡は半島は勿論、全東印度群島に於ける貿易の中心地であり、更に對日本・亞米利加・濠洲・新西蘭・印度・阿弗利加・歐羅巴への貨物の集散地である。就中特に護謨・錫は、馬來に次いで世界に二位を占むる蘭領印度のスマトラ、ボルネオ、バンカ、ビリトンを近隣に有し、之等護謨及原鑛の大部分は新嘉坡を中心として集散してゐる。現今世界各國の護謨及錫加工業にして新嘉坡又は彼南の門戸を通過せざる之等原料を使用せるものは殆んど皆無と言ふも過言ではあるまい。前揭アール・テイ・シイが馬來の經濟界に占むる位置の如何に優秀なるかは、一九二七年馬來貿易總額二、〇八六、五〇六、五七五弗中一、〇〇七、九三〇、一八七弗卽ち四八%は、アール・テイ・シイの占むる所であつて、更に輸入に就ては、輸入總額一、〇一七、八一二、四五四弗中二五五、三一五、四三二弗卽ち二五%、輸出總額一、〇六八、六九四、一二一弗中アール・テイ・シイは實に七五二、六一四、七五五弗卽ち七一%に達してゐる。

次に馬來主要三大物産護謨、錫、コプラの輸出入額を示せば左の通りである。パセンテイジは總輸出額又は總輸入額に對する割合である。

第四七表 英領馬來一九二六―二七年三大物産別輸出入額表

單位＝千弗
出所＝英領馬來貿易年表

種別	一九二六年 輸入	%	一九二六年 輸出	%	一九二七年 輸入	%	一九二七年 輸出	%
護謨	一七〇、四九七	一六・二	七一一、三〇二	五五・九	一七一、九一三	一六・九	五一九、四六五	四八・六
錫	六二、五九九	六・〇	一八五、五二六	一四・五	七三、三六二	七・二	二〇六、五七一	一九・三
コプラ	一五、一七八	一・四	三六、九八八	二・九	一〇、〇四〇	一・〇	二六、五七八	二・五
其他	八一、八三八	七六・三	三三九、六五八	二六・七	七六二、四九七	七四・九	三一六、〇九〇	二九・六
合計	一、〇五〇、一一二	100	一、二七三、四七四	100	一、〇一七、八一二	100	一、〇六八、六九四	100

農業

概說　最近に至る過去十五乃至二十年間、英領馬來に於ては護謨、古々椰子、米以外の作物の發達の可能性に就て殆んど何等の注意も拂はれなかつた。其此處に至つた原因は主として、歐洲大戰後に於て價格が暴落する迄に異常なる成功を收めた栽培護謨事業の勃興にあるものと思はれる。護謨事業の外に歐洲人の會社及個人が始めた大農場式の古々椰子栽培も、勿論護謨事業程ではないが幾分の發達を遂げた。然し歐人式椰子園が擧げ得た利益は二、三の例外を除き決して大なるものでは無い。護謨、椰子以外の作物で注意せられるは米の栽培であるが、是は主として土人地主の問題である。

農業は他の事業よりは雨量の多寡、病蟲害、土壤の適否、産品市價の變動等大部分豫測することの出來ない原因に依つてより多く影響せらるゝやうであつて、何が適作物であるかといふ問題に就て確定的な斷案を下すことは困難であるが、馬來半島に於て最も成功するらしく思はれる作物の種類は㈠油椰子、古々椰子の如き産油作物、㈡工業用酒精の製造に用ひられる纖維素、澱粉、砂糖を生産する作物、㈢纖維植物等である。

右に列記した程經濟的價値はないが、精油を産する植物、枸櫞酸其他の製造に使用せられる「しなのき」、棉を生産するカポツク、殺蟲劑の原料たるトバ(土名 Tuba)、醫藥原料たる規那樹、其他珈琲、ガタ・パーチヤ等注意すべき作物がある。但し之等小作物に對する市場は多く場合に於て非常に小さい。

英領馬來には右の外甘蔗の栽培に適せる相當面積の土地がある。以前英領馬來には甘蔗が成功的に栽培せられてゐた。然し今日では殆んど顧みられてゐない。甘蔗栽培には多額の資本が必要である。罐詰事業の復活したのを見ると、歐人及小地主のなす鳳梨の栽培は發達の可能性を有してゐる。

耕地　馬來半島に於て耕地の目的を以て官有地の拂下げを受くるには、希望者は規定の書式により其土地局長へ拂下申請書を提出する。土地局長は申請地を調査測量した上、拂下料及測量費を徵收し、主作物記入の栽培借地券を下附する。

現今栽培地として拂下げ得べき土地としてはペラ州のコーラ・カンサー、南ペラ、バタン・パダンの諸郡に未拂下の大面積がある。南ペラ郡には甘蔗及油椰子栽培の爲め政府の保留地がある。

スランゴール州下にはウル・スランゴール(Ulu S.)、ウル・ランガット(Ulu Langat)、コーラ・ランガット、クラン、コーラ・スランゴール等に各々一、二萬から八萬英反に及ぶ未拂下地がある。然しウル・スランゴールに於けるもの丶外は、何れも皆排水工事と交通機關の設備を必要としてゐる。ネグリ・スムビラン州にはタムピン、ジエレブ、コーラ・ピラーの諸郡及海岸地方に栽培可能地がある。パハン州には栽培用地としてトメルロー郡に三百乃至四百平方哩其他クアンタン、ベントン、プカン、コーラ・リピス郡がある。パハン州には産油植物栽培の爲、特に政府の保留せる土地があるが、此外同州には珈琲の栽培、タピオカ、ガムビルの栽培に適する土地がある。

非聯邦州ジヨホールに於てはタピオカ、ガムビル、産油植物、珈琲其他一般熱帶植物の栽培に適せる土地が獲られ、ケダー州にはタピオカ、油椰子、古々椰子、蓖麻、ガムビル栽培に適する土地がある。パーリス州に於ては茶、甘蔗以外の熱帶作物の耕作に適せる或限られた面積の土地があるが、本州は面積に比し多數の人口が在住してゐるから栽培業者の爲に大面積の土地を割くことは出來ない。トレンガヌ州では一九二二、二三年の兩年に王家所屬の土地を州の所有に移したので、未だ手を觸れない大面積の農業用地が同州土地局の管轄を受けることになつてゐる。

土壤保存　馬來半島に於ける丘陵及波狀地帶は、ジヤングルの藪及雜草を除去し之を耕地とするも、雨水の爲、腐蝕土及植物の營養分を多量に含め

護謨園とタピヨンゾン作業

に輸送し内七本をペラ州に移植したのが英領馬來に於ける護謨栽培なるものゝ濫觴であるが、護謨が取引の目的として馬來半島に栽培し利められたのは一八九五年前後の事である。爾後交通の便と氣候の良適―馬來の降雨は護謨栽培にとつて理想的に分布されて居り風の損害も大した事はない―に惠まれた護謨栽培事業の發達は極めて堅實且急速なるものあり、今日迄に投下された資本實に七億五千萬弗を超過すと云はれ、其總面積二百十餘萬英反に及び、世界生産高の約四割は馬來より生産されてゐる現況である。

耕地及耕耘　半島を南北に走る中央山脈の西に起伏する海拔千二百呎の丘陵地帶及此丘陵地帶から海岸に達する平野一帶に英領馬來の殆んど凡ての栽培護謨が植付けられてゐる。英領馬來の護謨園に於ては耕土と云ふことが殆んど行はれてゐない。又實際多くの護謨園に於ては急傾斜の土地が多く斯る土地を耕すと云ふことは徒らに腐植土及植物の營養分を多量に含む表土の流失を招くことになり、却つて面白くない結果を來すことになる。護謨は一定年度に達すれば土壤の耕耘は生產及樹木の生長に何等著しい結果を齎らさない。現今英領馬來の護謨が植付けられてゐる土壤は全部古代地層で、丘陵地にある古くより植付けられた護謨園の大部分は表土が流失され、既に瘦地になつてゐる所がある。土壤保存は馬來をして護謨栽培上永久至適の地たらしむる第一條件である。

耕作面積　護謨輸出監督官の見積りによれば、英領馬來に於ける護謨總面積は一九二六年現在二、一一〇、〇〇〇英反である。卽ち

馬來聯邦州	一、四〇〇、〇〇〇英反	ケダー及パーリス	一八五、〇〇〇英反
海峽植民地	二五五、〇〇〇	ケランタン	三五、〇〇〇
ジヨホール	四五〇、〇〇〇	トレンガヌ	七、〇〇〇

次に一九二七年末迄に英領馬來各地に植付けられたる護謨園數及各年の植付面積を表示する。本表にはジヨホール其他の非聯邦州の數字を缺いてゐ

る表土の流失を禦ぐ處がある。故に此表土流失を防止する必要は充分に認められてゐる。今日表土流失を防止すべき方法として普通一般に行はれてゐるものに土地遮蔽作物、又は生長力の旺盛な草を周圍に植ゑること、帶狀除草、周圍除草、止め穴、段々耕地、排水溝等の方法がある。

小作制度　馬來に於ける小作制度發達の經路は普通金貸（其多くは支那人、印度人）が土地所有者に對し土地を抵當として一定の金を貸與し、貸付金不拂に際し抵當物たる土地の所有權を漸次貸主に於て獲得し、而して先の所有者たる農民は單に土地の使用權を得て小作人となれるものであつて、小作人は新所有主に對し小作料として現金又は其作物を以て支拂ふを常とする。此種地主對小作人の分配所得は普通主なる米作地方に於ける眞田地に於ては一オルロング（Orlong＝一英反三分の一）當り二〇〇ガンタン（Gantang＝約二升五合二勺に當る）を標準としてゐる。又地方によつては、地主より小作人に對し苗と犁付費を與へ、所用の期間亦半と耙耘を貸與し、地租は地主の負擔で其收穫物は二等分する方法がある。

馬來人の所有する小護謨園に於ては、園主と支那苦力との契約によつて、苦力は切付よりシート（Sheet）製造に至る迄の業務を引受け、其製品の賣上げを各等分して一週一度の勘定を爲す組織がある。小作に非ざる地主直營の田地に於ては其收穫勞力に對してのみ次の分配法がある。

標準收穫の田地　收穫物の三分の一を收穫勞働者が受く
標準收穫以上の眞田地　收穫物の四分の一を收穫勞働者が受く
標準收穫以下の不眞田地　收穫物の三分の一を收穫勞働者が受く

勞資關係　水田其他地主小作の判別した農民の居住する土地も相當あるが未だ先進諸國に於ける如き勞資間に紛糾錯綜せる各種問題を惹起する程度に至らない。唯前記の如く支那人印度人等の金貸業者が土地を抵當として貸金を行ひ遂に土地を收め之を小作せしむる傾向がある。然しこれも運雜等に於ける程甚だしいものではない。

馬來半島に於ける最大企業たる護謨栽培の大規模なるものは全く外國人會社の經營であつて、之等護謨園に働く勞働者の主なるものは支那人、印度タミール人、爪哇人等の移民苦力である。

農業監督奬勵研究及情報機關　英領馬來には、海峽植民地及馬來聯邦州農務局（双方共通）ありて領內農業の指導監督に當り、聯邦州首府吉隆坡から十四哩隔つてゐるセルダン（Serdang）に大規模の試驗場を經營してゐる。セルダンの該試驗場は護謨、古々椰子以外の作物を試驗せんが爲に開設せられたもので、現今では一百餘種の作物が試驗せられて居り、月一回訪問日を定めて一般社會に該園を開放し、其日には試驗所の技術員が說明の勞を取るやうになつてゐる。農務局は又 Malayan Agricultural Journal と稱する月刊雜誌と不定期の研究報告を出版し、作物と其栽培法に關する詳細なる知識を供給してゐる。

農務局の一般的事業援助の爲、農業に利害關係を有する主なる民間人士を以て組織する農業諮問委員會（Advisory Committee）支那人農業諮問委員會（Advisory Committee for Chinese Agriculture）及農業防疫委員會（Agricultural Pests Committee）がある。此外馬來半島各所に農產物展覽會の定期開催を奬勵し、地方に於ける展覽會委員に對し展覽會の組織に就て指導の勞をとり、又馬來半島に於て今日最も必要とせられる家畜農產物の改良を奬勵する目的を以て設立されたる馬來農業園藝協會（Malayan Agri-Horticultural Association）があり、又護謨の利用法、護謨の新處理法、其他護謨事業に關係ある諸般の問題を研究する護謨研究所（Rubber Research Institute）が聯邦州に設けられてゐる。前記協會及研究所は官立ではないが、政府の援助を受けてゐるものである。

一般概說　護謨

一八七七年英國キュー植物園から二十二本のブラジル苗木を新嘉坡

る。又本表には百英反未滿の園は含んでゐない。然し近來栽培を開始したものので百英反以下のものは殆んど稀である。

第四八表　海峽植民地及馬來聯邦州各年護謨植付面積表

地方別	一九二七年現在園數	一九一八年に至る植付累計	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二七年累計
馬來聯邦州—歐人園												
ペラ	二三六	一八一、七九四	五、七六一	七、四九四	二、八一七	一、三五二	二、七七四	一、八二三	一、八四五	七、一六一	一〇、四四一	二二三、二六一
スランゴール	二三二	二三一、二四四	七、二八八	一〇、六七八	一、八五六	一、一九一	三、一五二	二、六六一	三、四〇六	一〇、三四四	一〇、三八三	二八二、二〇三
ネグリ・スムビラン	一八三	一五二、七三七	一二、三〇八	一一、四七九	四、二五〇	四三四	一、九八〇	一、四〇一	一、四六七	七、四二八	五、八六〇	一九九、三四四
パハン	三〇	二〇、六二八	一、九二一	一、二六四	一、〇二〇	二二一	五三五	一四四	二九八	二、一七二	二、六五二	三〇、八五五
合計	六八一	五八六、四〇三	二七、二七八	三〇、九一五	九、九四三	三、一九八	八、四四一	六、〇二八	七、〇一六	二七、一〇五	二九、三三六	七三五、六六三
馬來聯邦州—亞細亞人園												
ペラ	一五〇	三四、〇七四	一、四六五	五五〇	一五〇	五一六	三九〇	二七二	四四〇	七七二	一、七〇八	四〇、三三七
スランゴール	一三五	二七、四六七	九二九	一、六二八	三八八	三二四	三二三	七九	一〇四	二六三	一、一二三	三二、六二八
ネグリ・スムビラン	一二五	三一、四七二	六九〇	二八九	一七〇	二〇八	三一六	一九五	三〇三	三〇	八七六	三五、九四九
パハン	五九	九、〇〇六	二、二二五	九二七	八五	二五八	六三八	六九八	三八九	二九六	三六七	一四、八八九
合計	四六九	一〇三、〇一九	五、三〇九	三、三九四	七九三	一、三〇六	一、六六七	一、二四四	一、二三六	一、七六一	四、〇七四	一二三、八〇三
海峽植民地—歐人園												
馬拉加	五三	六一、五〇四	八四九	二、二五九	三九六	六二六	一、二五一	九四二	一、〇一一	三、四一九	九二一	七三、〇七八
プロビンス・ウエルズレー	二九	三二、六六六	五四一	八四九	三七〇	三八	二五	二一	四〇	六一六	四七二	三五、六三八
ディンディンス	八	三、四七〇	四七七	三二四	一六〇	九二	八四	六五	五六	五五六	二〇七	五、四九一
合計	九〇	九七、六四〇	一、八六七	三、四三二	九二六	七五六	一、三六〇	一、〇二八	一、一〇七	四、五九一	一、六〇〇	一一四、二〇七

單位＝英反
出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

海峽植民地—亞細亞人園												
馬拉加	一一三	四四、六四五	四八二	五一四	四五三	一〇六	七三	四	一九七	二、八四九	五七一	四九、八九四
プロビンス・ウエルズレー	三一	六、六六五	二七五	五〇	—	五〇	四〇	六四	一三六	一七五	二〇七	七、六六二
ディンディンス	一〇	一、二二三	一四九	二四七	一一〇	六〇	三八	一二	六	八九	一一三	二、〇四七
合計	一五四	五二、五三三	九〇六	八一一	五六三	二一六	一五一	八〇	三三九	三、一一三	八九一	五九、六〇三

護謨生産制限令と其撤囘　歐洲大戰後に於ける世界的不況の影響は初めて一九二〇年の護謨市場に現れて來た。同年新嘉坡市場の護謨價は封度當り一月の一弗十二仙より十二月には三四仙に下落し、一九二一年六月には遂に二六仙に暴落した。然しそれは底値で漸次持直し同年の暮には三七仙迄に囘復し、其の後九箇月間は大體同樣の狀態を維持してゐた。護謨の市場がかくも引立たなくなつた主因は明かに、世界の購買力が殆んど最低限度に達せる時に於ける生産過剩にあつた。然し市價の低落を防止すべき生産制限の方法は、個々の護謨生産者に任せてゐては實行が到底不可能であつた。何となれば彼等は何れも積立金の持合せが無く、市價の暴落に對して彼等の有する唯一の手段は寧ろ生産を増加して封度當りの生産費を最低限度に切詰める事であつたからである。玆に於て政府は一九二二年十一月スライディング・スケール(Sliding Scale)による一種の生産制限法を採用した。之が所謂スティブンスン・プラン(Stevenson Plan)である。此方法は一年を三箇月宛四期に分ち、前期に於ける護謨價に相應じて後期三箇月間の輸出率を標準生産高の何割と云ふ如く一定した割合とし、此割合以上に輸出せられたる護謨に對しては重税を課すと云ふのである。

生産制限令は倫敦に於ける護謨の市價が一封度一志三片若しくはそれ以下なる時標準生産高の六割を輸出すると云ふことから始められた。生産制限の效果は直ちに市價に現はれ、護謨の相場は封度當り九片から忽然一志四片に騰貴した。其後に於ける護謨市價の著しい昂騰は生産制限令が護謨栽培事業に對し剴切なる效果を齎したことを證して餘りある處である。

然し此生産制限も蘭領印度が制限に參加せざる爲漸次豫期の效果を擧げ得ざる事となり漸く反對論が高唱されて來た。反對論者の意見としては、制限令の設置は英帝國領土外の護謨栽培を促進せしめ殊に蘭領印度に於ける土人護謨栽培を奬勵し、之等外國生産業者をして遂に英國生産業者に對抗し得るに至らしめたのみならず、米國の再製護謨の消費を激增せしめ、又護謨の新用途への發展を阻害し、加之馬來に於ては毎月約二千噸に達する密輸の悪風を助長せしめたと云ふのである。制限令撤廢可否に關する輿論は漸次沸騰し、英國政府は遂に護謨生産制限令調査の爲國民經濟委員會に是を査問することゝなつた。其後蘭領を制限に參加せしめ制限を繼續せしむべしとの說、現行制限令を修正し繼續すべしとの說、今迄英領に於ける制限に漁夫の利を占めたる蘭領側は決して制限に參加せざるべし、蘭領參加せずば制限撤廢に如かずとの說、其他贊否說相次ぎ、此間邦人栽培業者は栽培業者聯合會の決議により現行制限令の卽時撤囘は護謨産業竝に之に附隨する經濟機關を破壞するを以て現行制限令に多少の修正を加へ之を存續すべきものと認むとの撤廢に絶對反對の聲明をなした。

生産制限令撤回は其後急激に進展し、四月四日英國下院に於ける首相ボールドウキン氏(Mr. Baldwin)は英領馬來及錫蘭の護謨輸出制限は一九二八年十一月一日より之を撤回する旨の聲明をなし、十一月一日を以て六箇年繼續せる制限令も完全に撤廢されたのである。

次に生産制限六箇年に於ける護謨に關する統計を列記する。

第四九表 英領馬來護謨生産制限期間中輸出高連年比較表　出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

制限年次	制限期間	標準生産高（噸）	生産制限區域よりの輸出（噸）	新嘉坡、彼南ストック及外國輸入護謨よりの輸出（噸）	總輸出（噸）	外國よりの輸入護謨（噸）	護謨市價（仙）
第一年	自一九二二年十一月一日 至一九二三年十月三十一日	二七四,〇〇〇	一六七,二一一				最高 六五・〇 最低 三九・五
第二年	自一九二三年十一月一日 至一九二四年十月三十一日	二四六,九〇〇	一六七,六九六	八八,三九四	二五六,〇九〇	一〇一,〇一一	最高 六一・〇 最低 三〇・五
第三年	自一九二四年十一月一日 至一九二五年十月三十一日	二七六,七九三	一八二,九四二	一二一,〇六四	三〇四,〇〇六	一五〇,五五九	最高 一七四・〇 最低 五七・二五
第四年	自一九二五年十一月一日 至一九二六年十月三十一日	三一四,八五三	二七八,二二八	一〇七,二六一	三八五,四八九	一五三,一九五	最高 一八二・五 最低 六三・〇
第五年	自一九二六年十一月一日 至一九二七年十月三十一月	三三六,九九五	二四三,二五〇	一四一,一五六	三八四,四〇六	一七二,〇三六	最高 七二・〇 最低 五五・二五
第六年	自一九二七年十一月一日 至一九二八年十月三十一日	三一四,〇八五	一九七,五九五	一三八,三三九	三三五,九三四	一六五,九五四	最高 七二・十五 最低 二七・二五

第五〇表 英領馬來制限區域よりの護謨輸出高細別表　單位＝噸　出所＝同前表

制限區域名	第二年目	第三年目	第四年目	第五年目	第六年目
馬來聯邦州	九七,二六一	一〇四,八六七	一五八,七一一	一三五,七七七	一〇九,一二八
海峽植民地	二〇,六七七	二一,四七五	三一,三九二	二七,七九〇	二一,五八二
ジョホール州	三二,七四九	三六,八四六	五七,九〇八	五一,八八九	四三,三八一
ケダー州	一二,六七八	一四,八一一	二二,三六八	二〇,九〇七	一六,八〇三
ケランタン州	三,四六九	三,六七八	六,一三六	五,二〇〇	五,一五〇
トレンガヌ州	八六二	一,二六五	一,七一三	一,六八七	一,五五一
合計	一六七,六九六	一八二,九四二	二七八,二二八	二四三,二五〇	一九七,五九五

樹種改良及乳液の輸送　樹種改良—パラ護謨は其木の性質によつて生産力に非常な差があるものである。よく出る木は年に六封度から十二封度も出るが、そんな木は極く少く全體の約二五%位のもので、殘りの大部分は年一封度乃至三封度を出すに過ぎない劣產樹である。此處に於て若し多產樹のみ造林したならば英反當りの生産量は現今の護謨園より幾層倍加し生産費を低下せしむることになるは誰しも考へることである。此問題は盛んに論議せられ護謨學者及農園の研究の對象物となつて來た。現今行はれてゐるものに芽接方法、種子選擇等がある。現今蘭領印度では芽接に付盛んに論議され且つ實行されて居り、之は多產樹種子選擇の方法と相俟つて護謨栽培の改良に一新機軸を齎らすに相違ないが、其方法は可なり面倒で且費用を要し熟練するに長年月を要するであらうと思はれる。

此處に於て護謨樹を苗木の間に識別する方法が問題になり、これ迄幾多の科學者、發明家が頭を惱して來たが、これは到底不可能な問題として殘されてゐた。然るに最近南印度栽培協會の護謨研究技師アッシュプラント氏(H. Ashplant)が長年の研究の結果、六箇月にも滿たざる苗木の中から多產樹を識別する方法を工夫した旨を報じてゐる。之に對し馬來護謨研究所長プライス氏(Mr. Prais)はア氏の斯法は舊式で無效であると稱し、ア氏は更に之を反駁し、自分の理論は確證され現在南印度の護謨栽培園に於て實驗中であることを報じてゐる。護謨は苗木から切付迄六、七年を要し、生産期に入らなければ生産力の的確な證明は出來ないが、此重要なる革命的發見が事實ならば護謨栽培上に偉大なる功果を齎すべきは云ふ迄も無いことである。

護謨乳液の輸送—最近護謨を乳液の儘輸送することが開始された。之は米國ユー・エス・ラバー會社(U. S. Rubber Co.)が先鞭をつけたもので、米國に於ける乳液の使用は漸次重要なるものとなつて來たのである。乳液を長い間凝固せしめず又品質の惡變せぬ様うまく輸送することはかなり困難な問題であつたが、アンモニアを加へることにより品質の安定及貯藏を可能ならしめて以來年々多量の乳液が輸出されるやうになつた。

護謨輸出入　スマトラ、ボルネオ其他各地に產する多量の護謨が新嘉坡に集り、馬來產の護謨と共に世界消費市場に仕向けられてゐる。今各曆年に於ける英領馬來の護謨輸出入並に乳液の輸出を示せば次の通りである。

第五一表 英領馬來護謨輸出入高連年比較表　出所＝英領馬來貿易年表

仕出國及仕向國	一九二五年 數量（噸）	一九二五年 價額（千弗）	一九二六年 數量（噸）	一九二六年 價額（千弗）	一九二七年 數量（噸）	一九二七年 價額（千弗）
輸入						
スマトラ	八八,三九一	一三六,八一五	八五,〇六三	八九,〇九一	一〇五,一八一	八九,七八四
蘭領ボルネオ	四五,八六八	六〇,八九五	四三,九一一	四六,九一五	四八,三〇五	四四,六四〇
其他蘭領印度	四,六一一	八,一七〇	四,〇一三	五,五八二	四,三三一	四,八六二
サラワク	八,七〇一	一八,九六三	九,二〇六	一四,五七〇	一〇,九四二	一四,四五三
北ボルネオ	二,六二九	五,八八六	二,四二三	四,一二三	三,二五八	四,二八五
印度及緬甸	二,一三五	四,五八〇	一,七一七	二,八〇二	二,六二五	三,五〇五
佛領印度支那	七三七	一,三八七	四四九	六九九	二,二四九	三,二〇四
其他諸國	五,八五九	一〇,九二一	四,七二九	六,七一八	六,三四一	七,一八〇
合計	一五八,九三一	二三七,六一七	一五一,五二一	一七〇,四九七	一八三,二五〇	一七一,九一三
輸出						
米國	二二六,五三〇	五一九,四八九	二五四,三四三	四六一,九三五	二四一,三五二	三三三,四五五
英本國	四五,六九八	一三一,三六七	八六,九九八	一五五,四九三	七六,三九八	一一一,二三四
日本	一一,五三二	二七,七一一	一七,三二四	二九,一六七	一九,六二三	二七,〇四三
佛蘭西	九,五〇二	二四,九七二	一四,〇二九	二五,七四五	一四,二四五	二〇,一四七
獨逸	一〇,三八一	二二,八三五	五,八四五	九,七七四	六,四二九	八,六九〇
濠洲	二,三八九	五,六〇二	五,二九〇	一〇,〇九七	五,二三〇	七,四五二
和蘭	三,三二七	七,一九九	三,二四七	五,三一五	二,六七二	三,七五六
伊太利	三,七六九	八,七九六	二,九六八	五,六〇一	一,九〇〇	二,六七三
錫蘭	九四七	二,四二七	一,七四六	三,三〇二	一,三五六	一,九七九
其他諸國	二,七五一	五,八二九	二,五四七	四,八七四	二,一〇四	三,〇三五
合計	三一六,八二六	七四六,三二八	三九一,三三七	七一一,三〇二	三七一,三〇九	五一九,四六五

第五二表　英領馬來護謨乳液輸出高連年比較表

出所＝英領馬來貿易年表

仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
	ガロン	千弗	ガロン	千弗	ガロン	千弗
米國	二、二六五、二八二	一、〇二七	二、〇二六、七〇四	六、四八〇	一、四六四、六九七	三、二九八
英本國	四八、三九一	一二九	五四、八九四	一五一	七五、七八二	一七八
其他諸國	二、七六五	七	六、二五一	一九	二〇、四九七	四六
合計	二、三一六、四三八	一〇・四一三	二、〇八七、八四九	六、六五〇	一、五六〇、九七六	三、五二三

二　穀類及蔬菜・果實

米　概説―米は馬來に於ける最も重要なる穀物で、馬來に於ける穀物中經濟的價値のあるものは米のみであると云へる。米は馬來全人口の九割九分の主食物であるが、英領馬來に生産せられる米は其消費料の八分の五に過ぎず、不足分は緬甸及暹羅から輸入してゐる。一九一九年印度米の凶作に苦しめられた政府は食糧品強制栽培令を出し、以來鋭意米栽培の奬勵に努力してゐる。卽ち土地拂下料、地代の引下げ、耕作法の改良、農具及品種の改善及米作に最も困難とする水利灌漑の設備、勞力の供給策に方法を講じてゐる。此事は中央政府のみならず、郡部に於ても管内の米作の適地が悉く米を以て植付けられる樣、毎年の豫算を堰堤の新設保存、坤圳、其他小規模の灌漑工事の爲に割いてゐる。

英領馬來に生産される米の九割以上は水稻であつて、陸稻は新に伐採せる藪林地に於て他の作物栽培に先だち一二回收穫されるか又は護謨、椰子園の間作物となすの外、水稻に比し貧産の爲あまり栽培されてゐない。從つて水利は米作の主要素であるが馬來は一體に水利に困難多く、土著の馬來人は簡單なる灌漑施設を行つてはゐるが、規則的に灌漑され得る所は少く其面積大して廣くない。之が今日馬來に於て大規模栽培なく將來の發展を阻止してゐる一大原因である。今日完全なる灌漑施設を有してゐる最も大なる所はペラ州クリアン(Krian)郡であつて其灌漑總面積七萬英反年額千四百萬ガンタンを産してゐる。農務局は此クリアンのティティ・スロン(Titi Serong)に米穀試験場を有し、試驗場其他に於て純種選擇の試驗を繼續し、既に從來のものより二割六分迄多く生産する頗る多産なる米種及雜種の分離に成功し、之を各方面に分配してゐる外、新栽培地の豫定地としてペラ河、スティアワン(Sitiawan)間の廣漠なる地域の測量を行ひ、土壤の見本を農務局に於て試驗してゐる。此試驗の結果は未だ決定には至つてゐないが、此方面に移住すべき農民はパハン州では不足である。此外非常な適地とされてゐるものにプカン郡の海岸ブサル(Besar)がある。

生産高・植付面積―氣候の影響により馬來産米額は年々一樣ではないが最近の數字を平均すると馬來聯邦州三千五萬百ガンタン、海峽植民地二千萬ガンタン、馬來非聯邦州八千五萬百ガンタン見當である。

英領馬來各地に於ける植付面積及産米量は次の通りである。

第五三表　英領馬來米植付面積及生産高連年比較表

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

地方別	一九二四―二五年 面積	一九二四―二五年 産額	一九二五―二六年 面積	一九二五―二六年 産額	一九二六―二七年 水稻 面積	一九二六―二七年 水稻 産額	一九二六―二七年 陸稻 面積	一九二六―二七年 陸稻 産額	一九二六―二七年 計 面積	一九二六―二七年 計 産額
	英反	ガンタン	英反	ガンタン	英反	ガンタン	英反	ガンタン	英反	ガンタン
ペラ	九九、一三七	二九、三一二、二九二	九三、四四一	二〇、九五九、八九八	八八、八三九	一二、四三一、二九七	三、〇八一	二八一、六五三	九一、九二〇	一二、七一三、九五〇
スランゴール	二〇、二六六	六、一三七、六五一	二〇、五二八	三、五三七、二五三	一七、三一一	三、七五四、三〇〇	三、一七五	四一五、一〇八	二〇、四八六	四、一六九、四〇八
ネグリ・スムビラン	三一、六二五	五、四〇〇、八一五	五一、三一〇	三、九八二、五六二	三〇、七五九	三、〇九八、一二六	一〇	八〇〇	三〇、七六九	三、〇九八、九二六
パハン	三〇、七二七	五、三九八、五七二	二八、九七三	四、四〇八、四二一	二一、九五三	二、一四一、九四二	一、三二五	四〇、八一九	二三、二七八	二、一八二、七六一
馬來聯邦州計	一八一、七五五	四六、二四八、三三〇	一七四、二六二	三二、八八八、一三四	一五八、八六二	二一、四二五、六六五	七、五九一	七三八、三八〇	一六六、四五三	二二、一六四、〇四五
彼南	五、一三〇	二、三一七、五〇〇	五、〇六〇	一、〇二五、五〇〇	五、〇六〇	二、一二九、二五〇	—	—	五、〇六〇	二、一二九、二五〇
馬拉加	二八、六五五	一〇、七九五、三三一	二七、〇六一	一一、六六六、二一〇	二五、四〇九	八、三〇三、七〇六	—	—	二五、四〇九	八、三〇三、七〇六
プロビンス・ウエルズレー	三五、〇九〇	九、五五五、五〇〇	三九、三九〇	七、四七八、〇〇〇	三九、〇五〇	八、六〇〇、〇〇〇	—	—	三九、〇五〇	八、六〇〇、〇〇〇
ディンディンス	七三〇	七三、〇〇〇	七三〇	七三、〇〇〇	四〇〇	四〇、〇〇〇	三三〇	三三、〇〇〇	七三〇	七三、〇〇〇
海峽植民地計	六九、六〇五	二二、七三九、三三一	七二、二四一	二〇、二四二、七一〇	六九、九一九	一九、〇七二、九五六	三三〇	三三、〇〇〇	七〇、二四九	一九、一〇五、九五六
ジョホール	六、九二七	一、一五〇、三一七	五、三二八	五一〇、七一一	三、七五六	一六七、八四〇	一、三九五	一七二、九九一	五、一五一	三四〇、八三一
ケダー	一七三、三九六	五〇、七三三、一三九	一六六、〇六七	三二、七七九、八二六	一六四、八一七	五四、四〇九、二〇六	九、九四〇	一、八六四、八〇七	一七一、七五七	五六、二七四、〇一三
パーリス	六〇、〇四七	六、七三七、一二〇	六五、四三九	九、〇四七、六八〇	三六、四三二	八、九一六、六〇〇	四五	一三、四四〇	三六、四七七	八、九三〇、〇四〇
ケランタン	一七一、三六〇	二八、五二六、七〇〇	一七〇、五六〇	二六、三二五、〇〇〇	一一六、八八七	一三、〇三〇、〇〇〇	五七、〇五〇	五、七二一、〇〇〇	一七三、九三七	一八、七五一、〇〇〇
トレンガヌ	一二、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一四〇〇〇〇〇
馬來非聯邦州計	四二三、七三〇	八八、八四七、二七六	四一九、三九四	七〇、三五三、二一七	三二九、八九二	七七、五二三、六四六	六九、四三〇	八、一七二、二三八	三九九、三二二	八五、六九五、八八四
英領馬來合計	五七五、〇九〇	一五七、八三四、九三八	六六五、八九七	一二三、四九四、〇七一	五五八、六七三	一一八、〇二二、二六七	七七、三五一	八、九四三、六一八	六三六、〇二四	一二六、九六五、八八五

輸出入—

第五四表　英領馬來米輸出入高連年比較表　出所＝英領馬來貿易年表

仕出國及仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
輸入	噸	千弗	噸	千弗	噸	千弗
暹羅	三六一、八五一	四七、一五六	四二二、六五一	五七、三七一	五四九、八八六	七〇、〇六五
英領印度及緬甸	二三五、四八三	二六、九六二	二五八、九五三	三一、四二九	二一八、三六三	二五、五八一
佛領印度支那	四九、七六九	六、一六七	六九、七七二	九、一三二	六九、五〇六	八、四一六
其他諸國	二、九〇四	三六四	四、〇〇五	四四六	二、二二四	二九三
合計	六五〇、〇〇七	八〇、六五〇	七五五、三八〇	九八、三七八	八三九、九五九	一〇四、三五五
輸出						
スマトラ	八五、二四一	一一、二二六	一〇五、四二四	一四、二六四	一〇五、二三三	一三、七六四
其他蘭領印度	一三一、九二七	一四、九八五	一一六、五九五	一五、〇一三	九〇、八三〇	一一、二七〇
錫蘭	二、四九九	二七二	二一、五六三	二、三一五	三七、六三〇	三、七三七
サラワク	一四、八二八	一、九九六	一五、五〇五	二、一七八	二〇、七九〇	二、八三〇
北ボルネオ	一〇、九九四	一、四二一	一〇、九六九	一、四九四	一三、〇七〇	一、七二五
暹羅	二、一九二	二七七	三、四六三	四四八	一、九一九	二三七
其他諸國	九、二六八	一、一三四	七、〇一五	九〇一	二四、九七九	二、四二九
合計	二四六、九四九	三一、一二二	二八〇、五三三	三六、六一三	二九四、二四一	三五、九九二

玉蜀黍　米に亞いで重要なる穀類は玉蜀黍である。然し玉蜀黍の栽培は現在に於ては所謂ガードゥン・クロップ(Garden Crop)の域を脫せず、家の廻りの小面積の蔬菜畑に耕作されてゐるのみで大規模には栽培されてゐない。玉蜀黍は英領馬來に於ては比較的新來の穀類ではあるが、其多くの種類は馬來の總ての狀況に能く適して居るから野外作物として大規模に栽培せられる見込は充分ある。玉蜀黍は種類にも依るが二箇月半から六箇月迄の期間に成熟する。英領馬來に於ては中位の土壤から一英反平均六百封度の產額を期待する事が出來る。ペラ河の兩岸にあるやうな最良の土地からは一英反當り千八百封度の收穫を見るかも知れない。

蔬菜及果物　蔬菜—馬來半島は熱帶蔬菜の栽培に非常に能く適して居り之等の熱帶野菜は一年中何れの時期に於ても栽培することが出來る。目下之等の野菜を栽培してゐるのは主として支那人租借者である。支那人は勤勉さと技術とに依つて各蔬菜園の生產力を非常に高めてゐるが、只彼等の欠點とする所は資本が充分でないことゝ彼等が蔬菜の栽培に當つて非衞生的であると云ふことである。此事は歐洲人間に於ける蔬菜の賣行きを大部制限してゐる。タミール人、馬來人も幾分野菜を作つてゐるが其量は論ずるに足らない。歐洲人が地方の蔬菜市場を賑はす程の蔬菜を自ら作つて出す樣になるかは疑問である。然し支那人農夫が近代的農具を利用して栽培に從事し、又歐洲人の嗜好に適する野菜を作るやう支那人に資金を融通することは最も良策であり決して不可能の事ではない。馬鈴薯、人參、砂糖、大根等今日馬來に於て消費せられる歐洲式野菜は殆んど輸入品である。大市街の附近に於て蔬菜栽培に投資する事は利益ある問題として一考に値する。

果物—數多く馬來に於て發見せられる種類の生果物の品質に就ては改良すべき點が多々ある。而も無造作に栽培せられてゐるに拘らず、土人の育てゝゐる果樹が往々にして多額の產出を爲すのを見ると、科學的方法を以て之等

の果樹を育成すれば、今日見るよりは遙かに品質の好い生產額の多いものを得る可能性のあることを證してゐる。馬來產の果物で近代的方法を用ひて栽培せられてゐるものは、鳳梨と「しなのき」(Limes)の實あるのみである。良好なる果物を生產する果樹園はよく管理すれば營利的事業として成功するものと思はれる。

果樹の栽培に最も適する土壤は山から持運ばれた沖積層の沈積地である。土壤流失の憂の全くない處又は少い處であれば、波狀地帶でも之に適せぬ事はない。泥炭地質は大體に於て果樹の栽培に適しない。

英領馬來に產する果物中食後デザート用として賞味せられるものに、古々椰子の實、マンゴスティン、パパヤ、鳳梨、プランテーン(Plantain)、蕃茘枝等があり、主としてシチウ及ジヤム用としてベリムビン(Belimbing)、羊桃(Calambola)、鳳梨、ピタンギ(Pitangi)、ロゼル等があり、清涼飲料用としては「しなのき」の實、密柑、ロゼル(Roselle)、サワーソプ(Soursop)等がある。

鳳梨　馬來產果實中最も重要なのは鳳梨である。鳳梨栽培の中心地はジヨホール州(二五、〇〇〇英反)、新嘉坡島(一、〇〇〇英反)及スランゴール州(二、六三七英反)で英領馬來の栽培面積は合計三〇、五六六英反である。鳳梨は主として罐詰として輸出せられてゐる。最近五年間の鳳梨罐詰輸出品は次の通りである。之等數字の內七六%以上は英本國へ仕向けられてゐる。

摘要	單位	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
輸出量	噸	三九、二〇四	四三、二〇七	四〇、六三四	四〇、一三四
輸出額	弗	八、八七三、九七七	八、二三六、八二四	七、六六九、七八四	八、二九六、六五六

バナナ　馬來に於けるバナナは其種類多數であるが、最も有望なのはピサン・ラジヤ(土語 Pisang Raja)である。之は個々の實が大きく且つ生產量が豐富なので、最近西印度諸島で始められたバナナ粉の製造に最も良く適してゐるからである。今日馬來に於て消費せられるバナナは頗る大量であるが、領內の供給で辛うじて應じてゐる。バナナの栽培地としては、現在の所ネグリ・スムビラン州(二、〇五五英反)、ケダー州(一、九六〇英反)あるのみである。

「しなのき」の實も地方的に重要なる青果物で、生の儘のもの、漬物、生の液汁、濃化液汁、枸櫞酸鹽、精油等の形で取引されてゐる。一農園は濃化液汁を製造する目的でしなのきの實の栽培を小規模ながら開始した。液汁製造家が今日最も苦心してゐるのは橡を製造するに適當なる木がない事である。

三　產油植物

概說　產油植物の主なるものは皆英領馬來に能く發育する。然し最近迄は營利的に之等を栽培することには餘り力が注がれなかつた。然しながら戰後に於ける護謨價の暴落は世人の注意を產油植物に向けるやうになり、之が栽培に關する事業は將來益々有望視されて來たのである。專門家の意見に依れば英領馬來に最も能く適してゐる產油植物は古々椰子と阿弗利加原產の油椰子とである。現に古々椰子は馬來に於ては護謨に亞ぐ重要なる植物性物產であつて、油椰子に關する各種の實驗は、油椰子が油と脂肪とに對する世界的需要の增加に應ずる爲め、又大農場式に栽培され得べきものであることを指示してゐる。

古々椰子　概說—古々椰子は半島到る處に能く繁殖するが海岸地帶に於ては殊によく發育する。古々椰子が最も手廣く栽培されてゐる地方は彼南、プロビンス・ウエルズレー、クリアン、デインデインス、南ペラ州のバガン・ダト郡、ペラ州のベルナム河の河口からスランゴール州のスパン(Sepang)に至る海岸及パハン州、ジヨホール州、ケランタン州の海岸等である。全馬來植付總面積は五〇〇、〇〇〇英反に達してゐる。

古々椰子は病害蟲の侵襲を蒙ること割合に少く、一年一本に付五個から多きは百五十個、平均五十個で一英反には二千五百個の椰子實を生產する。四千個の種實からは一噸のコプラが得られる。

古々椰子油は經濟的に最も重要なる植物性油であつて英領馬來に於ては新嘉坡と彼南で製造されてゐる。代用バタ、其他の食用脂肪、石鹼、蠟燭等の製造の爲に世界到る處で夥しい數量が使用されてゐる。土人は之を料理用、化粧用、燈用に使用し、糟は家畜の貴重なる飼料となる。乾燥した古々椰子の種實は人間の食用に供し、種皮の纖維は繩、蓆、箒、ブラッシに用ひられる。

輸出入—左に最近五箇年間英領馬來より輸出入されたコプラの數量・價額及市價を列記する。

第五五表　英領馬來生產コプラ輸出高連年比較表　出所＝馬來聯邦州政府年報

年次	英領馬來合計 數量	英領馬來合計 價額	馬來聯邦州 數量	馬來聯邦州 價額	一擔(一三三封度)當り年平均市價
	噸	弗	噸	弗	弗
一九二五年	九六,五五四	一九,〇九三,九三八	五七,九八四	一一,二八〇,二九九	一一・九五
一九二六年	一〇四,六五三	二一,八五二,三三〇	六五,八二九	一三,八五一,七七〇	一一・八〇
一九二七年	八六,六四九	一六,五六二,四九三	五七,五三六	一〇,一四二,八二六	一一・一七

第五六表　英領馬來コプラ輸出入高連年比較表　出所＝英領馬來貿易年表

	仕出國及仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
		噸	千弗	噸	千弗	噸	千弗
輸入	スマトラ	二三,七九一	四,四五九	三〇,八〇四	五,五五六	二八,二五七	四,九二三
	蘭領ボルネオ	一八,〇一五	三,六三五	一九,二三六	三,七五二	一〇,九四二	二,〇〇二
	其他蘭領印度	一五,〇九九	二,九八一	一八,三六二	三,四九一	一〇,九九〇	一,九六八
	北ボルネオ	三,一九二	六四〇	四,四七七	八六三	三,〇三四	五五九
	サラワク	七八一	一五四	一,二六六	二三六	一,一七九	二〇九
	其他	五,九三七	一,一六八	六,八六五	一,二八〇	二,一三六	三七九
	合計	六六,八一五	一三,〇三六	八一,〇一〇	一五,一七八	五六,五三八	一〇,〇四〇
輸出	和蘭	五三,三六九	一一,一二五	五〇,六七九	一〇,一七九	四五,八三九	八,四九一
	獨逸	一三,六四〇	二,九二六	三〇,三七六	六,一二八	二七,一三三	五,〇七七
	米國	一二,九四五	二,六七二	四六,九九二	九,四一六	二三,一二〇	四,〇三九
	英本國	二三,九三四	四,九五九	一七,〇六五	三,三〇二	一二,〇七八	二,二一五
	佛蘭西	二一,二四四	四,四〇六	三,九八五	七六五	一〇,六七九	一,九九四
	丁抹	五,八七三	一,二四三	七,八九八	一,五八〇	一〇,〇二九	一,九一九
	西班牙	一四,二五八	三,〇一三	一四,六八八	二,八七四	七,一八一	一,三二九
	瑞典	五,六二〇	一,一七二	一〇,五九四	二,一二四	六,五〇一	一,二三八
	其他	二,三五三	五〇四	三,一二七	六一九	一,四八二	二七六
	合計	一五三,二三六	三二,一一〇	一八五,四〇四	三六,九八八	一四三,〇四二	二八,五七八

古々椰子油は主として暹羅、スマトラ及支那へ輸出される。最近三箇年間英領馬來(殆んど海峽植民地)より輸出された古々椰子油及其仕向國は次の通りである。

第五七表　英領馬來古々椰子油輸出高連年比較表　出所＝英領馬來貿易年表

仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
	噸	千弗	噸	千弗	噸	千弗
スマトラ	四,〇三六	一,四八〇	四,一五七	一,五二一	五,一三七	一,七一〇
暹羅	一,七四九	六五九	一,七二九	六一八	二,四一六	八二三
支那	一,二六八	四五九	一・七二八	六四七	一,四九五	五一〇
其他	六三二	二三八	九七二	三五八	一,二五二	四三六
合計	七,六八五	二,八三六	八,五八六	三,一四四	一〇,三〇〇	三,四七九

油椰子　概說—阿弗利加原產の油椰子を馬來に於て大農式に栽培することに就て世人の注意を喚起してゐる。目下英領馬來には二十四の油椰子園を有し、內三園は二千英反以上、十園は四百乃至八百英反の植付面積を有してゐる。全馬來油椰子植付面積は一八、三二一英反あり、此外、油椰子園の保留地が一八、五〇〇英反ある。聯邦州政府は油椰子栽培奬勵の爲、油椰子栽培の爲に十一萬八千英反(主としてパハン州下に在り)を保留してゐるが、此土地は果して油椰子栽培に適するや否や未だ不明である。然し油椰子栽培の爲之等土地の拂下げを出願する者が多いのを見ると油椰子の有望たることに眼をつけてゐることが解かる。

栽培地・植付面積・栽培方法—一九二七年現在英領馬來に於ける主要植付地域はペラ州(一一、五一六英反)、スランゴール州(一一、〇七五英反)、ネグリ・スムビラン州(六、〇〇〇英反)、ジョホール州(五、一三〇英反)で油椰子栽培以後馬來に於て生產された油椰子油及同仁を擧ぐれば左の通りである。

單位＝噸

種類	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
油椰子油	一九五	二八六	五三六	七五一	九一五
油椰子仁	五〇	八二	一一〇	一六八	一八五

油椰子栽培に必要とせられる土地其他の條件は古々椰子に於けるものと殆んど異らない。從來馬來に於て得られた經驗から見ると油椰子は大農式に經營する價値ある作物であることを示してゐる。只油椰子の種實を處理するに最も適當なる器械を作ることが問題で、油椰子を大農式に栽培せんと目論見る人の側に於ては特にさうである。現在英領馬來及蘭領印度等で行はれてゐる搾出法は手壓器械によるものである。

其他產油植物　以上列記せる外英領馬來には數種の產油植物が栽培され成功してゐる。然し之等が椰子類の如く重要なる經濟的價値を有するに至ることは覺束ない。主なるものは落花生、胡麻、蓖麻等で此外石栗の實、護謨種實の核、カポツクの實、棉の實からも油を生產し得る。此外產油植物で英領馬來に栽培され得るものに巴豆(Croton)、檟如樹の實(Cashew nut)、ロゼル、肉荳蔻、及癩病治療の爲最近使用さられるやうになつた大楓子油等がある。

精油　シトロネラ、レモン・グラス、パチューリ、ヴェテイバー(Vetiver)しなのき、丁香は精油原料として栽培される主なるものである。此內シトロネラは錫蘭產より幾分品質よく、かなり堅實な需要を持つてゐる。シトロネラ油レモン・グラス油は石鹼に香氣を付け又は化粧品製造に多く利用せられる。

四　纖維植物

主要なる堅纖維にして全然植物から取るもので、商業上取引せられる主要なるものはマニラ麻、シサル麻、モーリシアス麻、ボーストリング麻、新西蘭麻等である。

マニラ麻　吉隆坡の試驗園に栽培中であるが結果は頗る有望である。目下大規模の試驗がなされてゐる。

シサル麻　は農務局が一九一〇五年に輸入したもので生育極めて良く半島の西側の普通の土質が此麻の發育に適してゐる。シサル麻が病氣に罹らぬ事、纖維の性質が良好なる事、需要の多い事は、土地の獲得が容易な事、搬出が他に比して便利な事、勞力と有效なる經營が容易に得られる事等と相俟つて、シサル麻の馬來に於ける栽培の將來益々有望なる事を思はしめてゐる。

モーリシアス麻　其栽培法、生長發育の仕方、纖維製造の方法等に於てシサル麻と大同小異である。然し、シサル麻に較べて纖維の收量が少く品質シサル麻程ではないが、一英反當りの葉の收量はシサル麻よりも多い。モーリシアス麻とシサル麻と何れが栽培者に取つて有利であるかはそれが栽培せられる土地に依つてきまる問題である。

ボーストリング麻　此種の麻は色々の地質の土地に能く適合する。從て馬來半島の何れの部分にも平均に分布生長してゐる。元來此麻の纖維は粗纖が極めて細かく且つ非常に强靱であるが、麻其物の生長が甚だ緩慢であるから、之を取引の目的物として栽培し果して利益を擧げ得るかは問題である。

ロゼル麻　は今日世界的に取引せられてゐる纖維でないが、利用上の價値は頗る大であるが故に、最近四、五年間英領馬來に於ては之が栽培に多大の注意を拂ふやうになつた。ロゼル麻は馬來半島の環境によく適合し、又此麻で作つた繩は容易に地方的に賣れ、其上纖維の採取が容易であるから小農作物としては非常に有利である。

カポツク　は馬來半島到る處に見受けられるが大して問題にされてゐない。現在の所パハン州（二五七英反）のカリアン郡が中心地である。栽培法が改良され製綿機械が輸入せられる樣になれば、爪哇の產品に劣らないカポツクが馬來にも出來る樣になるであらう。

五　其　他

最近讓渡に對する需要の增加と英領馬來に於ける諸般の狀況が讓渡栽培に適してゐることが原因となり、以前栽培に成功してゐた甘蔗、珈琲、タピオカ、ガムビル等の作物を比較的價値少い位置に轉落してしまつた。

甘蔗　一八〇五年頃彼南から盛んに輸出され其後一時馬來半島は世界に於ける主要產糖國の一として數へ擧げられた位であつた。そして珈琲と共に輸出貿易の目的物として栽培される唯一の作物たるに至つたものである。然し今日大規模エステートは讓渡が全部砂糖に代り、甘蔗は僅に食用として栽培せられるに過ぎぬ現狀である。政府は甘蔗を復活奬勵せんが爲、一九二一年約三萬二千英反を甘蔗耕作の爲保留し、南ペラ郡に於ては一萬英反の土地を甘蔗又は油椰子栽培の爲に保留するに至つた。

タピオカ　一英反四―五弗の植付費用を、通り一遍の除草の外殆んど何らの耕耘を必要とせない爲、タピオカの栽培は非常に有望視されてゐる。現今タピオカを大農式に栽培し、製粉してゐるのは支那人のみである。一九二七年現在馬來の植付面積は二四、二五三英反で、ツヨホール州（二四、〇〇〇英反）、ケダー州（七、六三八英反）の非聯邦州を筆頭にスランゴール州（一、一八〇英反）、パハン州（三〇〇英反）、ネグリ・スムビラン州（二八三英反）、ペラ州（一七九英反）の聯邦各州及彼南及プロビンス・ウエルズレー（四三三英反）、馬拉加（二三〇英反）の各植民地にも栽培されてゐる。

英領馬來よりタピオカは次の如く輸出されてゐる。

第五八表　英領馬來タピオカ輸出高運年比較表　出所＝英領馬來貿易年報

種別	一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
タピオカ剝片	八五、三一〇、〇五八	三七弗	七、六三〇噸	八、三四〇弗	六、三一八噸	七三七、七四五弗
タピオカ粉	五、八三七、三〇五、四〇〇		六、九九二噸	八、三八八、八七〇	五、八七〇噸	六五九、一七七
タピオカ玉	二、六七七、三〇三、六四六		二、〇八五、二七三、九五一		二、〇〇一、八四七、三四七	
タピオカ屑	一〇七、三三八、三五一		三二一噸	一、八二三弗	二五一噸	七九、九二三弗

一九二七年の主要なる仕向國は剝片―佛蘭西（五、五一〇噸、六四三、六三四弗）、粉―比律賓（一、八五三噸、二一四、三二〇弗）、英領印度（一、二六七噸、一三一、六一九弗）、玉―英領印度（八、八〇三噸、一、〇九二、九四八弗）、濠洲（二一五噸、二九四、六〇七弗）、獨逸（二一、五二二噸、三二一、二〇一弗）、丁抹（一、八九三噸、二一七、三五五弗）、英本國（一、〇八八噸、一四八、六三六弗）等である。

ガムビル（阿仙藥）　馬來に於て能く成長する大灌木ガムビルの葉及細枝より得られる重要なる單寧原料である。主要なる產地はジヨホール州（三、〇〇〇英反）、パハン州（一、七七〇英反）、ネグリ・スムビラン州（二九四英反）であつて、ジヨホール州は一九二七年に於て一九、一三八噸のガムビルを輸出してゐる。ガムビル製造輸出に從事するは主として支那人である。

第五九表　英領馬來ガムビル輸出高運年比較表　出所＝英領馬來貿易年報

種別	一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
袋入ガムビル	一、八五九噸	六七、三五〇弗	一、八七七噸	三六、七八一弗	一、四二三噸	三二、八九二弗
角ガムビル	三、八二一、八七〇、二〇四斤		三、三二一、三三〇斤		三五七九斤	九、五四一六弗

ニツパ椰子　ニツパ椰子は馬來到る處の海岸濕地、潮流干滿の影響ある河の兩岸に野生してゐる。最近二、三年間多數栽培者がニツパ椰子の栽培に注意し、其產業上の可能性に就て研究してゐる。現在二つの栽培園があり順調に進展して居り植付面積も漸次增加しつゝある。ニツパ椰子は砂糖、酒精、醋酸等の有望なる原料で、其葉はアタップ（土語）と稱し葺用に使用せられてゐる。農務局はニツパ椰子から酒精製造に關する研究を發表してゐる。一英反

のニッパ椰子は一年約九千封度の砂糖を生産する。之を理論的に純アルコールに引直して見ると一千ガロンに相當する。

トバ　トバ(Derris 土名 Tuba)は魚類を毒殺するに用ひる。農務局はトバの毒性を研究し有效なる殺蟲劑を調製することに努めてゐる。各國は未だあまり世に知られてゐない此殺蟲劑に漸く注意を惹き初め、見本及試驗的積送が行はれた。從つて其乾根に對しては相當の需要を期待し得る。現在トバ栽培の中心地はジョホール州の一、四〇〇英反で、聯邦州にも合計七四四英反の植付面積がある。トバは若い護謨樹又は古々椰子の間作として耕作することが出來る。

ベテル　ベテル實(Betel or Areca Nut)は馬來原産である。然し馬來人は何れも護謨栽培に走る傾向があるので漸減しつゝある。ベテル實は咀嚼用として多く東洋地方に用ひられてゐるが、藥品又は或練齒磨の組成分子としても利用せられてゐる。ベテル實の生産中心地はジョホール州であつてジョホールの一重要産業である。

茶　馬來半島に於ける茶栽培事業は、主として必要なる高度の土地が得られない爲思ふやうに發展しなかつた。然し馬來國内消費年一千萬封度、四百萬弗餘に達してゐる今日であるから、農務局はセルダン及キャメロン高地に於て數種の輸入茶に付き試驗的栽培を行つてゐる。キャメロン高地は其高度と土壤とを以て茶の栽培問題を容易に解決するであらうと期待されてゐる。

其他　此外馬來には丁香樹、肉荳蔲、胡椒、吐根(Ipecacuanha)、煙草、嗶呢啊吔(Vanilla)、規那、肉桂等の作物があるが、大して重要でない。

六　家畜及家禽

家畜　半島特有又は特別な飼育牛といふものは馬來にはない。現に半島にゐる牛は印度種か暹羅種か又は兩者を交配したものである。之等雜種は立派なものもあるが大多數は頗る劣等である。斯く大多數の牛が劣等なのは親屬繁殖と仔牛の時の營養不良によるものである。

印度牛―は大部分灰色か白色の大型牛で挽用として每年多數輸入される。印度牛は道路用に適してゐるが農場に於ける耕耘用としては印度牛より小型の暹羅牛の方が評判が良い。

暹羅牛―は引締つた體軀を有し、多くは赤色で道路用又は耕耘用として頗る重寶である爲每年多數輸入されるが屠殺用としての輸入も一層大である。

水牛―馬來半島を通じ土人が俗にケルバウと稱する多數の水牛がゐる。之等水牛は道路用としては足取りが遲く殆んど用をなさないが、現に用ひられてゐる樣に水田用としては之に匹敵するものがない。水牛は又森林から重い木材を搬出する爲に支那人に使用されてゐるが其目的にもよく適してゐる。

家禽　家禽としての養鷄は最近數年間異常な進歩を遂げたが、此方面の仕事は從來殆んど歐洲人にのみ限られてゐる。土人の家禽は産業上殆んど顧るに足らぬ程價値の無いものである。殆んど野放しにしてゐる土著の雜種は卵・肉共到底不滿足であることを免れない。育種を職業としてゐる者の數は非常に少く大多數は英國又は濠洲からの輸入鷄を以て滿足してゐる。輸入鷄中最も評判のよいのはロード・アイランド・レッド、ユーティリティ・ブラックオーピントン、プリモス・ロック、ホワイト・レグホーンである。鷄種の改良は馬來に於て最近政府の注意を惹き、馬來農業園藝協會は半島到る處で展覽會を開催し、品質の改良を奬勵してゐるが、改良の實は仲々あがらない。

林業

森林面積・材量　森林面積―往時馬來半島の全部が一時森林に依つて覆はれてゐたことは殆んど疑を挿む餘地がない。現在に於ても約九萬平方粁の面積が森林によつて占められてゐる。英領馬來の森林面積を表示すれば次の通りである。但し馬來非聯邦州の統計は概算に過ぎない。

第六〇表　英領馬來地方別森林面積比較表
單位＝平方哩
出所＝英領馬來事情

地方別	總面積	森林面積			總面積に對する森林面積の割合(%)
		營利的伐採可能地	營利的伐採不可能地入不可能地	計	
海峽植民地	一、六〇〇	一五〇	一二六	二七六	一八
馬來聯邦州	二七、六四八	一三、五〇〇	七、五〇〇	二一、〇〇〇	七六
ジョホール	七、六七八	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇	五二
ケダー	三、六四八	二、〇七〇	六五六	二、七二六	七五
パーリス	三一六	四〇	八〇	一二〇	三八
クランタン	五、七一三	二、二〇〇	二、六〇〇	四、八〇〇	八三
トレンガヌ	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	四、八〇〇	八四
合計	五二、六〇三	二三、四六〇	一四、二五二	三七、七一二	七二

材積―次表は馬來聯邦州各地森林面積五四、三八八平方粁に就きて、商業的に伐採せらるゝ樹木の材積其他を示したもので、馬來半島の森林の狀態を好く代表して居るものと見て差支へない。之は一九二六年二月吉隆坡に於ける第二回林務會議々事錄中の「馬來半島森林の構成と其價値」より採錄したものである。

第六一表　馬來聯邦州商業用材々積表
出所＝馬來聯邦州林務局報告

順位	木材名	木材本數	英反當り本數	材積量(立方呎)	英反當り材積(立方呎)	材積總量に對する割合(%)
一	Meranti	一三、〇六四	三・六	二、〇一八、八六一	五五・四	二六・六
二	Keruing	六、六二二	一・八	一、三三〇、二四七	三七・二	一七・五
三	Kempas	二、八二九	〇・八	四六五、五六二	一二八	六・一
四	Chengal	一、二〇二	〇・三	四五四、六四八	一二五	五・九
五	Resak	二、四四五	〇・七	三三二、七三八	九一	四・四
六	Kelat	六、一〇八	一・七	二六五、三〇七	七三	三・五
七	Medang	二、四四四	〇・七	一〇九、四四七	三〇	一・四
八	Jelutong	四〇七	〇・一	一〇七、五〇一	三〇	一・四
九	Seraya	二八八	―	一〇五、三八八	二九	一・四
一〇	Keranji	一、四八六	〇・四	九〇、九七一	二五	一・二
一一	Merbau	七一三	〇・二	八二、六五三	二三	一・一
一二	Mempening	一、六六一	〇・五	七九、五二六	二二	一・〇
一三	Merawan	一、六三二	〇・五	七一、〇〇二	二〇	〇・九
一四	Sepetir	七五一	〇・二	五九、五五四	一六	〇・八
一五	Mengkulang	七一四	〇・二	五八、六五四	一六	〇・八
一六	Keledang	七九五	〇・二	五五、六八九	一五	〇・七
一七	Tualang	二〇四	―	五三、二四二	一五	〇・七
一八	Mersawa	二六四	―	五一、六一九	一四	〇・七
一九	Rengas	八二七	〇・二	四九、二三八	一四	〇・六
二〇	Nyatoh	八八九	〇・二	四八、六三九	一三	〇・六
二一	Keladan	二九四	―	四六、七二四	一三	〇・六
二二	Petaling	九九七	〇・三	四二、一八〇	一二	〇・六
二三	Bintangor	九一〇	〇・三	三五、九九一	一〇	〇・五
二四	Nemesu	一〇八	―	二五、七二五	七	〇・三
二五	Simpoh	三八〇	〇・一	二二、三九六	六	〇・三
二六	Betis	一四七	―	二〇、〇五六	六	〇・三

二七 Kulim	四〇七	〇・一	二〇、〇三五	六	〇・三
二八 Durian Daun	二五九	—	一九、四四七	五	〇・三
二九 Penaga	二六一	—	一一、〇九八	三	〇・一五
三〇 Tempinis	一二五	—	六、二九二	二	〇・〇八
三一 Arang	一六六	—	六、一四一	二	〇・〇八
三二 Tembusu	七八	—	六、一〇二	二	〇・〇八
三三 Kungkur	一二五	—	四、七六三	一	〇・〇六
三四 Terentang	五七	—	四、五九一	一	〇・〇六
三五 Damar Hitam	四四	—	四、五二二	一	〇・〇六
三六 Berangan	七二	—	三、八五八	一	〇・〇五
三七 Punggai	三七	—	二、八九〇	—	〇・〇四
三八 Kamap	八七	—	二、八七一	—	〇・〇四
三九 Dedali	三六	—	一、五四五	—	〇・〇二
四〇 Leban	三七	—	一、四四〇	—	〇・〇二
四一 Geronggang	一二	—	七〇一	—	—
四二 Bongor	一〇	—	五五六	—	—
四三 雜	二六、八五〇	七・四	一、三九六、四三八	三八三	一八・四
合計	七六、八五三	二一・〇	七、五九六、八五八	二、〇八五	

材積の増加竝に木材の消費量——現今全馬來半島を通じ取引の對象たり得べき森林面積は六〇、七五九平方粁である。然るに近年護謨其他栽培企業の發達に伴ひ交通の便ある地方に於ては廣漠たる土地を拂下げ爲に良森林の濫伐が行はれ、馬來半島に於ける森林の分布は理想的でなくなつてしまつた。現今極めて粗雜な計算であるが、各一年に於ける材積の増加數は約四、四九九、二〇〇噸で、一年の木材消費量見積は約五、五〇〇、〇〇〇噸以上とされてゐる。此約九割は薪材として消費せられるもので、内馬來聯邦州に於ける消費量は一年約三百萬噸に及びこれは年々増加する見込で、スランゴール及ペラ州等に於ては産業殊に鑛業の爲に必要とせられる燃料を供給することに困難を感ずる樣になつて來た。故に聯邦州が永遠に木材を自産自給し得んが爲には嚴重なる節約を勵行する必要がある。海峽植民地に於ては一年の消費料約百五十萬噸で其大部分は蘭領印度、暹羅、馬來聯邦州及同非聯邦州から輸入されてゐる。馬來非聯邦州に於ける消費量は約百萬噸で其大部分は自産せられたものである。

政府は木材の自給に鑑み森林法を制定し國家に於て留保すべき山林の設定及保護、林産物の保護、運搬及之に對して賦課せらるべき租税取締方法等を規定してゐる。現行の森林法は海峽植民地は一九〇八年、馬來聯邦州は一九一八年に制定したものである。

木材の名稱　今英領馬來木材の等級別による品名、其他の名稱及植物學名を記述することゝする。

第一級材——

(A)

品名	其他の名稱	植物學名
Arang	Ebony	Diospyros spp. and Maba spp.
Belian	Betis, Seminai	Payena utilis.
Bungor	Bunga	Lagerstroemia spp.
Chengal	Penak	Balanocarpus maximus and B. Heimii.
Kemuning	Ketenggah	Murraya spp.
Keranji		Dialium spp.
Merbau	Ipil	Intsia (Afzelia) spp.
Penaga	Lengapus, Mengapus, Matopus.	Mesua ferrea.
Penaga Laut		Calophyllum Inophyllum.
Rengas		Melanorrhoea spp. and Swintonia spp.
Resak	Balau, Damar Laut (yellow wood), Giam, Kumus, Selimbar, Sengkawang, Serai, Tengkawang.	Shorea spp., Hopea spp., Isoptera borneensis, Vatica spp.
Sena	Angsena	Pterocarpus indicus.
Tembusu	Temesu	Fagraea spp.
Tempinis		Sloetia spp.

(B)

品名	其他の名稱	植物學名
Damar Hitam	Singa	Balanocarpus penangianus and B. Curtisii.
Kamap	Petaling Gajah	?
Kapur	Keladan	Dryobalanops spp.
Keledang		Artocarpus lanceaefolia.
Keruing	Neram, Meneram	Dipterocarpus spp.
Kulim		Scorodocarpus borneensis.
Leban	Haleban, Halban	Vitex spp.
Malabera		Fagraea fastigiata.
Medang		Litsea spp., Micropora spp. and other Lauraceae.
Meranti Pahang	Damar Laut (red wood), Mesu, Meranti Bakau, Seraya Batu	Shorea spp.
Merawan	Chengal Pasir, Mengarawan, Pengarawan Penak	Hopea spp.
Petaling		Ochanostachys amentacea
Punah		Tetramerista glabra.
Ru		Casuarina equisetfolia.
Seraya		Shorea Curtisii.
Surian		?

(C)

品名	其他の名稱	植物學名
Berangan		Castanopsis spp.
Bintangor		Calophyllum spp.
Dedali	Bayam Badak	Strombosia javanica.
Durian Daun		Durio spp.
Geronggang		Cratoxylon spp.
Jelutong		Dyera spp.
Kelat	Jambu	Eugenia spp.
Kempas		Koompassia malaccensis.
Kungkur		Albizzia sp.
Mempening	Berangan Babi	Quercus spp.
Meranti	Damar Siput, Kepong, Langgong, Lemesu, Melantai, Nemesu	Shorea spp.
Mersawa	Kayu Loh, Rengkong, Sanai, Sepah Petri	Anisoptera spp.
Nyatoh	Maiang	Palaquium spp. and Payena spp.

Punggai	Durian Tuang	Coelostegia Griffithii.
Sapetir		Sindora spp.
Simpoh	Jangkang, Sijangkang	Dillenia spp. and Wormia spp.
Terentang		Campnosperma spp.

第二級材—其他の木材は總て第二級材と稱せられてゐる。

伐採料—上揭各種用材の伐採特許料は次の通りである。

第一級材(A)　製材一噸に付　五弗　丸材一噸に付　三弗
同　(B)　同　三弗　同　二弗
同　(C)　同　二弗　同　一・五〇弗
第二級材　同　一弗　同　〇・五〇弗

但し周圍二級以下の木材に付ては別に料率を定む。

以上の料率は官有地より伐出する場合に適用する。保存林の伐採に付ては別に定むる料率に依る。

森林行政　林務局の組織—海峽植民地、馬來聯邦州各別にあつた林務局を一丸とした爲め、英領馬來に於ける森林は、統一的政策下に管理せらるゝことになつた。政策統一の實現を可能ならしむるに與つて力あるものは、山林關係の官吏を半島の何れの部分からでも採用し得ることゝ聯邦州の山林關係官吏を非聯邦州に貸與し得ることである。

海峽植民地及馬來聯邦州林務局は、一名の山林保管官、一名の山林研究官一名の副山林研究官、一名の山林經濟調査官、五名の山林保管官代理、十五名の副山林保管官、八名の員外副山林保管官、八名の下級副山林保管官、監視、林務手、山林見張等と稱する約五百名の下級馬來人吏員から成立つてゐる。右の外山林局には凡そ七十名の書記と數人の水夫其他が關係してゐる。

重要木材　英領馬來に於て取引せらるゝ木材の過半數は二羽柿科の樹木より得られる。之等樹木中最も普通なるはチエンガル、カプアー、クルイン、ムランテイ、ムランテイ・パハン、ムラワン、ルサク、スラヤ等である。之等の外商業上價値あるものとしては、ピンタンゴール、クラト、クレダン、クムパス、クランジ、クリム、ムダン、ムルバウ、ニアトー、プナガ、プタリン、プンガイ、ルンガス、スプテイアー、シムポー、トウムプスー、トウムビニス等の木材がある。

チエンガル—濕羅、緬甸に於ける代表的木材がチークであると同じ意味に於て、英領馬來の標準木材とせられてゐる。半島中此樹木を見ざる所なく特にペラ、スランゴール、パハン、ネグリ・スムビランの諸州に多く産する。木質は重く堅く、甚だ強靱にして耐久力に富んでゐる。チエンガルは建築及家具用材として需要多く、聯邦州鐵道に於ては之を標準枕木として使用してゐる。

ルサク—半島各州に産し立木直徑二呎半乃至三呎半、無枝部七〇乃至八〇呎を普通とし其丸太は外形頗る端麗である。用途はチエンガルと略等しく、チエンガルに比し強固にして良質、丸太材としても體裁優り木材としての利用部分多い。

ムランテイ—Shoreaに屬する比較的軟質種より得られる。ムランテイは半島中最も豐富なる木材であつて、森林中此木を見ざる所なく全林量の一割五分は此木を以て占めてゐる。下等材は一般的建築、上材は家具・壁板等に用ひられるが、半島中普通に使用せられてゐる板は多く此木であり、木理の美しいものはマホガニーの代用にしてゐる。

クルイン其他—クルインは印度及アンダマン諸島のガーヂヤン、緬甸のカンインと植物學上密接な關係を有してゐる。スラヤ、ムラワン、ムランテイ・パハンは其品質及實用上の價値に於て、チエンガルとムランテイとの中間にある。スラヤとムランテイとは元來同系の異物なるに係らず、新嘉坡に於てはムランテイをスラヤと呼んでゐるのみならず、サポタシエー目に屬する木材に對してもスラヤと云ふ語を用ひてゐる。

馬來半島に於て裏材と稱せらるゝものは少くとも生の間は水上に浮ばない而して材質が概して非常に堅硬である。

薪材として珍重せられてゐるものはマングローヴである。

其他の林產物　此他に前項の如く重要ではないが相當價値ある林產物として次の如きものが擧げ得られる。

ステツキー新嘉坡は世界に於ける最も重要なるステツキ市場の一であるが此處に取引せられるステツキの一部が馬來半島から生產せられるに過ぎない。夥しい數量のステツキ材料が馬來群島に屬する諸國から原料の儘新嘉坡に輸入せられ、此處で製品とせられて印度、歐羅巴、米國其他各地に輸出せられる。馬來半島產のステツキで取引上最も重要なものはスガ籐(Rotan Sega)である。然し一般社會に一層知られてゐるものは馬拉加クーンと稱するスマムブー籐(R. Semambu)である。

ガタ・パーチヤーステツキと同じく新嘉坡はガタ・パーチヤの世界的市場である。以前馬來半島でも多量のガタ・パーチヤが生產せられてゐたが、馬來半島に於ける土人の製造法が多數の樹木を犧牲にし、且つ產品の價格が非常に高く需要が又旺盛であつた爲、今日ガタ・パーチヤ樹の半島に殘つてゐるものは比較的少く、タツピングによつて採集せられてゐるガタパーチヤの數量は極く少量である。

聯邦州林務局は目下ガタ・パーチヤの供給を管理し、ガタ・パーチヤ樹を多數に有する區域内の保留地を秩序的に改良し、樹木の發達增加を圖つてゐる。又パハン州には樹幹をタツプすることなく天然生のパーチヤ樹の樹葉から護謨の製造をなしてゐる工場が二つある。此外同州にはガタ・パーチヤを大農式に栽培する目的で、數千英反の土地を拂下げた英人會社がある。本會社は既に千英反の植付をなし、更に植付面積を出來得る限り速かに擴張しつゝあるとのことである。此會社は機械力に依つて葉からガタ・パーチヤを抽出する爲に、地上低く生長する叢林を造る事に力めてゐる。栽培地に於ける諸般の條件から見ると、葉から採取する方法が從來のものより一層有望らしく思はれる。此の如くであるから、馬來半島は再び近き將來に於てガタ・パーチヤの主なる供給地となるであらう。

ダマル—馬來半島に產する主なるダマル種は、數種の二羽柿科樹木より生產せられる。就中、最も價値あるものは透明なるダマル・プナク(Damar Penak, ダマル・チエンガル D. Chengal ともいふ)である。此ダマルは、現今主として、ネグリ・スムビラン州に於て產せられるが、馬來人が樹上に攀登し、樹枝からダマルを採取する樣は、此州以外には見受けられない方法である。普通に、ダマル・バト(D. Batu)と稱せられる不透明なるダマルは下等品であつて、普通のダマールに比して價値少なく、商品としても重要視せられてゐない。

ジエルトン—これはDyeraの或種に屬する樹木の液汁であつて、チューイン

林務行政費—英領馬來に於ける林務行政費は次の通りである。

第六二表　英領馬來一九二五—二七年林務行政費比較表

單位＝海峽弗
出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

年度	海峽植民地		馬來聯邦州		
	歲入	歲出	歲入	人件費	其他經費	歲出計
一九二五年	四七九八二	五八三一八	一八三四八九五	五七五一二五	二九三四〇一	八八八五一六
一九二六年	五八二五九	五三四〇〇	一六三〇四一〇	五九七三三八	二九二八三	八九〇一九二
一九二七年	五一七八三	五四九八一	一九二〇三五	七〇四四七七	四〇八三五七	二一〇七四

重要林產物　英領馬來に於て取引せらるゝ木材の過半數は二羽柿科の樹木より得られる。之等樹木中最も普通なるはチエンガル、カプアー、クルイン、ムランテイ、ムランテイ・パハン、ムラワン、ルサク、スラヤ等である。之等の外商業上價値あるものとしては、ピンタンゴール、クラト、クレダン、クムパス、クランジ、クリム、ムダン、ムルバウ、ニアトー、プナガ、プタリン、プンガイ、ルンガス、スプテイアー、シムポー、トウムプスー、トウムビニス等の木材がある。

チエンガル—濕羅、緬甸に於ける代表的木材がチークであると同じ意味に於て、英領馬來の標準木材とせられてゐる。半島中此樹木を見ざる所なく特にペラ、スランゴール、パハン、ネグリ・スムビランの諸州に多く產する。木質は重く堅く、甚だ強靱にして耐久力に富んでゐる。チエンガルは建築及家具用材として需要多く、聯邦州鐵道に於ては之を標準枕木として使用してゐる。

ルサク—半島各州に產し立木直徑二呎半乃至三呎半、無枝部七〇乃至八〇呎を普通とし其丸太は外形頗る端麗である。用途はチエンガルと略等しく、チエンガルに比し強固にして良質、丸太材としても體裁優り木材としての利

ガム、防水布、絶縁材料等を製造するに適し、爲にジエルトンに對する一般市場の興味は頓に增加しつゝある。一九二二年、馬來聯邦州に於けるジエルトンの生産額は一〇〇擔に過ぎなかつたものが、翌一九二三年に於ては二、〇〇〇擔に增加してゐる。一九二七年中、新嘉坡を通過して輸出されたジエルトンの數量は合計六、〇〇〇噸に達し、其價額は約三百萬弗であつた。

新嘉坡に於て取扱はれた前記六千噸のジエルトンは、殆んど皆チユーンガム製造の爲北米合衆國に仕向けられた。取引せらるゝジエルトンの大部分は、サラワク及蘭領印度より輸入されてゐる。之等の地方では、製造法が尚未だ幼稚であるのと運送の便を缺いでゐるので、品質の惡化に依る減損が頗る多いやうである。有效なる輸送機關を利用し、準標となるべき製造法をだに案出せば、英領馬來は、ジエルトン取引の全部を支配し得る位置に至るであらう。

輸出入高

第六三表 英領馬來木材輸入高連年比較表　出所＝英領馬來貿易年表

仕出國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
薪						
スマトラ	噸 九七,三九一	弗 七七八,三五五	噸 七四,九六七	弗 七九八,四八五	噸 七六,八八二	弗 八一八,一七九
暹羅	二九,五七四	二五〇,七八四	二八,六四七	二九三,二四二	二五,七五五	二七〇,七五五
其他	四五六	三,四六〇	一三八	二,五七八	六五	五五九
板						
暹羅	六,二六二	五一七,〇一四	八,一八五	七七八,八九四	七,八〇一	七三二,三〇七
蘭領印度	七,七一三	一二四,二七四	七,四一三	一九三,六七四	四,二四二	一六八,八四四
佛領印度支那	四二七	四三,二三〇	八五五	一四〇,四〇〇	八〇五	一四八,四〇三
其他	三七一	一九,三九〇	六二一	三八,八五二	八九三	六二,一二五
材木						
蘭領印度	一五九,八九一	二,四五五,三一七	一四六,八四八	三,五一五,〇八五	一五七,七七五	二,九五四,六三〇
濠洲	—	—	—	—	一九,一一七	一,〇七五,三三一
暹羅	二,一四八	一一五,五三四	三,六一四	二一七,八五四	一一,一五四	四九三,七七七
其他	五三八	三一,五六六	一,二〇四	一一一,三八四	二,六〇八	二二三,五九七
其他	—	三七九,〇八二	—	二五二,二五三	—	三九八,四七七
合計	—	四,七〇五,九九六	—	六,三四二,七〇一	—	七,三四五,〇〇四

第六四表 英領馬來木材輸出高連年比較表　出所＝同前表

仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
板						
蘭領印度	噸 九,七二九	弗 三五四,七五三	噸 八,一三〇	弗 四三三,三〇八	噸 八,四七七	弗 三六二,八〇三
モーリシアス島	三,八四六	一四六,二〇〇	二,二〇三	一六四,二一六	四,二一六	一九〇,九九一
暹羅	一五,七五一	三一六,一三九	六,二三九	一九一,二二一	六,四二三	一七三,二五五
支那	八,六七四	二六七,三三八	二,三二一	一一七,〇三一	二,四三〇	一〇一,四八五
其他	一四,八三二	五五一,五七六	四,〇四二	二九九,八二三	六,一七八	三二四,五四一
其他	—	六三一,二八〇	—	五〇九,一〇〇	—	四九二,一四一
合計	—	二,二六七,二八六	—	一,六六六,八九六	—	一,六四五,二一六

第六五表 英領馬來各種林産物輸入高連年比較表　出所＝同前表

仕出國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
ケーン及ステツキ						
蘭領印度	ハンドレツドウエイト 一四,一八一	弗 九二,八七六	ハンドレツドウエイト 二一,九三〇	弗 一九,四三五	ハンドレツドウエイト 一三,六四一	弗 九九,三三〇
其他	六,一八九	三四,一三四	六,一〇六	二七,七八二	九,二六〇	五七,七五八
籐						
ボルネオ	噸 一二,六五五	二,三六四,五五八	噸 一三,二二九	三,〇四六,一〇八	噸 一一,三一一	二,三一八,二二六
スマトラ	五,〇五八	九七一,四四六	五,二九九	一,〇九一,九一一	七,一五五	一,三八八,七八三
其他蘭領印度	三三二	五七,五九七	五二〇	九七,八四九	四七六	八〇,二三一
サラワク	一,六〇九	一二九,〇一七	一,六六〇	一六八,〇〇三	一,五三六	一四七,三二五
其他	一九八	二四,二六二	三六九	六三,八二三	三〇八	五四,九八一
ガタ・パーチヤ(噸當り八四〇弗以上のもの)						
蘭領印度	二,二八三	二,一九八,九五六	一,三六四	一,七四七,一〇〇	八三五	一,〇五二,五三二
其他諸國	九五	一五〇,六四六	七七	一三〇,七〇八	四〇	六二,一五五
ガタ・パーチヤ(噸當り八四〇弗未滿のもの)						
蘭領印度	一,一四一	二五四,八四九	四,五〇七	一,七三一,九八四	九二五	五六七,二二三
サラワク	四,五五五	一,四一五,七三〇	四,三三二	二,八五五,五二九	三三	一九,三五一
其他諸國	九〇二	一〇二,二九三	一,二三四	二八八,二八三	五九	四一,六二二
ジエルトン						
サラワク	—	—	—	—	三,九一四	一,四八八,八九八
蘭領印度	—	—	—	—	二,六〇六	六三五,八一六
其他	—	—	—	—	八七七	一八二,三〇九
ダマル						
英領北ボルネオ	一,八四六	一八三,四〇三	二,一二五	二〇七,一〇七	三,五四八	三六七,〇七六
蘭領印度	二,六三三	五七七,七三〇	三,五三七	七八二,八〇三	四,二三九	八八八,一〇六
暹羅	八四一	二五八,一六三	九八六	二八九,八一五	八三〇	二八〇,五六九
其他	一三八	一四,三九三	一五七	二八,七三一	三五〇	三九,〇三七

第六六表 英領馬來各種林産物輸出高連年比較表　出所＝同前表

仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
ケーン及ステツキ						
大陸歐洲	ハンドレツドウエイト 二〇,〇四九	弗 一九九,八七五	ハンドレツドウエイト 七,六七八	弗 九一,五一〇	ハンドレツドウエイト 七,五〇一	弗 一二一,五四八
其他	八,七五四	一四八,三一六	三,三八九	七八,〇三六	六,四九二	一一三,六八七
籐						
香港	噸 四,五四六	八五七,七六三	噸 二,八五八	四七九,九三六	噸 三,五四六	六三五,六六七
英本國	一,〇六一	二一四,二二六	七八六	一七九,五五七	一,二四一	二四九,〇七八
日本	一,九〇〇	五八九,二四六	二,五二八	七四一,一九四	一,七三〇	五八一,四四九
獨逸	一,二七九	四三九,六二三	七七〇	二七五,一一三	一,五九〇	五六六,四七一
佛蘭西	二,三八四	七四〇,七二三	二,〇一三	六七三,六六五	一,三八二	四五七,二四一
支那	一,七一六	三〇五,四〇五	二,〇九七	五二五,六一三	一,七五七	三六四,四三七
米國	二,七八七	一,〇八一,七六八	二,四八七	九九九,二〇八	二,一九六	八二一,八三〇
其他諸國	二,六七六	五九一,八九〇	三,一七六	八五五,〇〇八	二,五一八	六四四,七三五
ガタ・パーチヤ(噸當り八四〇弗以上のもの)						
英本國	七四三	二,四五二,二六三	五五八	一,八四〇,一五〇	九四	二七二,九〇七

米國	九一	六五七一三九	七八四	八五〇九四六	五六三	六〇三五五
其他諸國	一五三	一一七四二九	一三五	一四〇三〇〇	四四	六〇九五
ガヌ・パーチヤ（噸當り八四〇弗未滿のもの）						
米國		六三二四三七八九三五		七九八八五九五三〇九八	一三八六	九四一一六八
其他諸國	二九八	一四五三一四九	二八九	二一〇二一九一	一九五	一三六七九二
ジエルトン						
米國	—	—	—	—	五九九五六一〇〇一	
其他	—	—	—	—	一〇五	四四七三一
グマルル						
米國	三二九八	一〇九四三八七	二五八二一七三五		三六三一二六七三	
英本國	五二八	一八四〇三九	五四〇	一八九七三五	八七八	二八九八八三
印度及緬甸	三一四七	二三五二一	二六一五	二三二五八九	三五五五	二六八八七〇
日本	一二四	八九八九	二一九	一〇五八九一	二五九	一〇七二九二
其他	七八三	一九七〇四六	六八五	二二五六四四	九四五	二四四三七五

鑛業

概說　馬來に於ける鑛業とは錫鑛業の事である。勿論、金、鐵、石炭等錫以外の鑛物も馬來より出るには出るが、之等は錫の優越さに比すれば殆んど取るに足らない。

馬來に於ける鑛業は鑛業法規定の下に馬來聯邦州鑛務局の監督を受けてゐる。鑛務局は鑛務局長、ペラ、スランゴール、ネグリ・スムビラン、パハンの各支局長及其他多數の鑛務技師に依つて組織されてゐる。鑛石の取引は鑛石法（Mineral Ores Enactment）の下に鑛務技師是を司り、鑛山に使用せられる機械の安全・利用に關する問題は機械法（Machinery Enactment）規定の下に機械技師が是を取扱つてゐる。之等法律の運用及關係官吏は勿論總て鑛務局長の行政的監督の下にある。

鑛業法要旨　鑛業用の土地は㈠鑛業地租借人より租借權を讓受くるか㈡先づ探鑛許可證を受け、然る後或特定の場所を限り採鑛許可を願出で採鑛許可證を得るか又は㈢採鑛の許可を直ちに政府に出願するかの三法を以て獲得される。

探鑛許可を出願する者は、探鑛許可願に探査を行はんとする場所の位置、面積、境界、探査の目的鑛物其他を記載し管轄郡長を通じて提出する。探鑛許可手數料は百弗を下らざる規定である。而して探鑛許可の最後の裁決は州知事の權限内にある。探鑛許可證はその名義人に對し許可證中に記載されたる鑛物を探査する權利を與ふると同時に、探査の際發見せる鑛物の處分權を附與する。探鑛許可證は之を他人に讓渡する事を許されない。探鑛權所有者が探鑛の結果、採鑛地の選擇をなし、採鑛權獲得を希望し、鑛業地租借權を得んとする時は郡の土地課に申請する。鑛業地租借權の願書には正確に土地の位置を指摘し、政府測地技術者をして之を測量し得る程度に詳細なる記述を要する。州知事が願意を聽許すれば土地は政府の手で測量され之に租借權が許與せられるのである。然し願意が聽許せらるゝと共に採掘を開始せんとする場合、又は政府が測量を終らざる中に採掘せんとする場合には鑛業假許可證が發給せられる。假許可證は採掘地境界の大約を示したもので、採掘權が附與せられると同時に返納せなければならぬ。斯くて拂下げられた土地に對しては一英反當り十弗又は十弗以上の拂下料を支拂はなければならない。

鑛業地租借人の諸權利は左の通りである。

㈠採鑛許可證に記載せる鑛物を採掘獲得し之を處分する權利㈡業務經營の爲必要なる建築物を造營し、鑛山使用人に必要なる野菜を栽培し家畜家禽を飼養する權利㈢租借地内に發見せらるゝ林産物を租借者自身の爲に利用する權利（但し右林産物は租借地域外に搬出する事を得ない）。

鑛業租借人の義務大要左の如し。

㈠地代の支拂（普通一英反に付年一弗）㈡境界線の開放㈢許可證交付後六箇月以内に探鑛作業を開始すること㈣次の六箇月間に約定數の苦力を雇傭すること㈤租借地内使用勞働者の健康・安全を圖る爲に適當なる施設をなすこと㈥採掘は秩序的に技術上の原則に從つて行はるゝこと㈦其他省略

尚水利行政は總て國家の手に在るが故に、鑛業上の目的により水を十二箇月以上使用せんとする場合、水の利用許可證な鑛業法の規定により州知事より受けねばならぬ。

一　錫

總說　錫は護謨と共に英領馬來物産の大宗であると同時に世界に冠たる二大物産である。今日世界産錫の三四%は馬來から産出せられる。而して馬來に於ける錫鑛業とは、馬來聯邦州下の冲積層に於ける採掘作業を意味する。之は錫鑛業の殆んど大部分が馬來聯邦州下の冲積層に於て行はれてゐるからである。

馬來に於ける錫採掘法は種々雜多で、普通冲積層中に於て行はれるあらゆる種類の採掘法、即ち最も幼稚なものから極めて複雜なものに至る迄實用せられてゐる。馬來に於て採掘せられる錫鑛は頗る純粹なるもので、多くの場合七二乃至七三%の含有量を有し、これ以上の含有量を示すことは珍しくない。現在行はれてゐる採錫方法は大體次の六種である。即ち

㈠狸掘り　㈡砂礫洗滌法　㈢水力採鑛法　㈣竪坑式採鑛法　㈤浚泥式採鑛法　㈥椀掛け法（Dulang）と呼ぶ）

此内主として用ひられる採鑛法は浚泥式採鑛法である。一九二七年末現在馬來聯邦州内に活動してゐる掬槽浚渫船は七十臺で此外建設中のもの二十一臺、注文中のもの二十三臺あり、七十臺の浚渫船は内四十七臺がペラ州、十

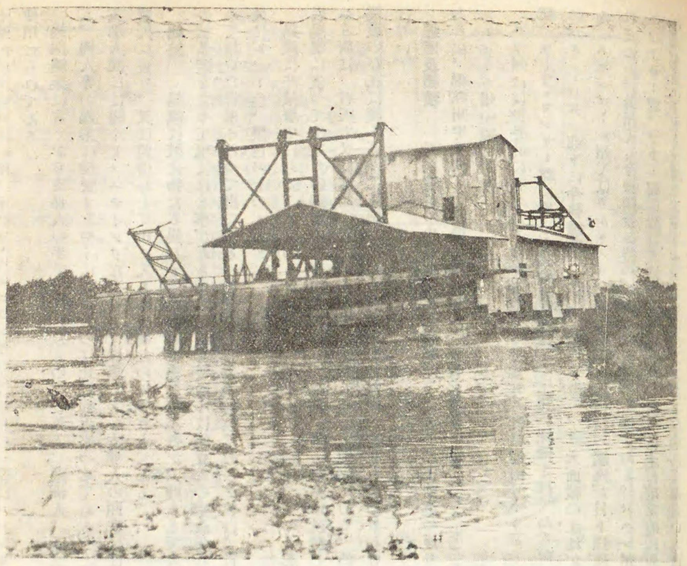

新式錫浚渫船（キンタ地方）

七臺がスランゴール州、ネグリ・スムビラン州五臺、殘りの一臺はパハン州で使用せられてゐる。

錫採鑛業は古くから支那人の手で行はれたもので、英人、濠洲人、其他米人、佛人等が錫業に投資するやうになつたのは比較的近來の事である。之等支那人間には極くドメスティックな遣り方で採錫し之を支那人の頭家又は仲買人に賣り、又は前借をして山に入る小規模なのも存在してゐる。

錫鑛　錫鑛は酸化物たる錫石として普通存在してゐるが、時として大なる結晶體となつて現はれる事がある。然し最も普通には豌豆大の結晶から極めて細かな粉末となつて出て來る。色は概して帶黑褐色であるが純白、青色又はルビー色、黑色のものもある。

錫鑛は沖積層中にあることもあるが大抵は沖積層の下に横はつてゐる花崗岩崩壞に依つて出來た砂礫層中に存在してゐる。錫鑛が最も豐富に沈積してゐる所は、石灰岩又は其他の岩石が花崗岩に接續してゐる地點である。然し錫鑛の存在は頗る區々で花崗岩のある所必ずしも錫鑛の存在してゐるわけではない。

鑛區及面積　馬來鑛業の中心地は馬來聯邦州であることは前述の通りであるが、聯邦州中ではペラ州最も盛んで次にスランゴール、パハン、ネグリ・スムビラン州の順である。

ペラ州には世界的に有名なるキンタ地方の豐富なる沈積層あり、ラルート郡、コーラ・カンサー郡に於ける錫鑛區と共に現に旺に採掘されてゐるが更にバタン・パダン郡下に今後鑛業によつて開發せらるべき大面積の土地がある。スランゴール州ではウル・スランゴール郡に大面積の鑛區が目下採掘されてゐる。此州でも今後開發を待つてゐる大面積の土地がある。パハン州のトメーロー郡、プカン郡に於ける鑛業上の可能性に就ては未だ確定的に知られてゐない。ラウブ郡(Raub)、ベントン郡には未だ手を觸れてゐない大面積の鑛區があり、コーラ・リピス郡に於ては錫及金採掘の見込みがある。ネグリ・スムビラン州に於ける採錫業は漸次衰退しつゝある。

次に馬來に於て錫採鑛の爲拂下げられた面積を表示する。

第六七表　馬來聯邦州各州別採錫租借地面積連年比較表　（單位＝英反　出所＝馬來聯邦州政府年報）

州名	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
ペラ	一〇一、九八四	九五、八七八	九〇、〇二四	一〇二、八六〇	二〇四、八六三
スランゴール	五八、九二〇	五一、七〇九	五三、八六五	七四、二六〇	五五、三二九
ネグリ・スムビラン	八、四二一	八、四六五	八、四〇四	八、一七三	七、二六二
パハン	二五、二七九	二三、九三八	一四、一一三	二三、八二〇	二二、四三六
合計	一九四、六〇四	一七九、九九〇	一六六、四〇六	二〇八、一一三	二八九、八九〇

次に現在(一九二七年末現在)探鑛許可證を下附されてゐる件數及其面積竝に採鑛の結果詮考選擇されてゐる面積を示せば次の通りである。

第六八表　馬來聯邦州各州別探鑛許可件數及面積表　（單位＝英反　出所＝同前表）

摘要	ペラ	スランゴール	ネグリ・スムビラン	パハン	計
許可件數	七八	一〇	二一	六	一一五
許可面積	一九、三二八	一六、八二〇	四八、五三二	六九、六四〇	一五四、三二〇
選擇面積	三、六五八	六四一	一〇〇	—	四、三九九

生産高及輸出高　過去五箇年間馬來聯邦州より生産輸出された錫總量及價額は次の通りである。數量は錫の輸出量と、輸出されたる錫原鑛の七二％を錫と見做し之を加へたものである。

第六九表　馬來聯邦州各州別錫生産高連年比較表　（出所＝同前表）

州名	一九二三年 數量（擔）	一九二三年 價額（弗）	一九二四年 數量（擔）	一九二四年 價額（弗）	一九二五年 數量（擔）	一九二五年 價額（弗）	一九二六年 數量（擔）	一九二六年 價額（弗）	一九二七年 數量（擔）	一九二七年 價額（弗）
ペラ	四一六、一七四	四二、三四五、七〇四	五〇一、三〇四	六二、二五六、九四三	五一六、三三一	六八、〇三八、九一七	五一五、七九四	七四、五七八、六五四	六一〇、一五七	八八、四三〇、〇五四
スランゴール	一四八、七一三	一五、一三一、五四八	一六九、五九九	二一、〇五八、四〇二	一八七、七二九	二四、七三七、九八九	一九六、一六六	二八、三六三、六四二	二一三、六三〇	三〇、九六一、三九六
ネグリ・スムビラン	一八、〇一六	一、八三三、一二八	一六、〇五六	一、九九三、九九五	一六、八六四	二、二二二、二五三	一一、七一三	一、六九三、五八二	一三、五四二	一、九六二、六四二
パハン	四九、六一四	五、〇四八、二二四	五二、九九七	六、五八一、六九七	五〇、六三六	六、六七二、五五九	四八、二三六	六、九七四、四四三	三九、二九一	五、六九四、四四四
合計	六三二、五一七（三七、六四九噸）	六四、三五八、六〇四	七三九、九二三（四四、〇四三噸）	九一、八九一、〇三七	七七一、五六〇（四五、九二六噸）	一〇一、六七二、三一八	七七一、九〇九（四五、九四七噸）	一一一、六一〇、三二一	八七六、六二〇（五二、一七九噸）	一二七、〇四八、五三六

備考　(一)一九二七年全輸出額中六三、五五三擔は金屬錫、八一三、〇六七擔は錫原鑛、一九二六年數字中前者九二、三九〇擔、後者六七九、五一九擔　(二)一九二七年パハン州輸出額の減少は一九二六年の洪水の爲半島第一の産出會社 Pahang Consolidated Co., Ltd. が一九二七年の最初の三箇月産出が皆無であつた爲である。

次に馬來聯邦州よりの錫産出額が世界錫産額中如何なる割合を占むるかを示せば左の通りである。

第七〇表　馬來聯邦州錫産額及對世界總産額割合表　（出所＝同前表）

年次	馬來聯邦州錫産額（噸）	世界錫産額（噸）	世界總産額に對する割合（%）
一九二三年	三七、六四九	一二五、八〇〇	二九・九
一九二四年	四四、〇四三	一三三、九〇八	三三・〇
一九二五年	四五、九二六	一四六、〇〇〇	三二・〇
一九二六年	四五、九四七	一四一、三五〇	三二・五
一九二七年	五二、一七九	一五二、〇〇〇	三四・三

馬來には毎年精錬の爲多額の錫原鑛が蘭領印度のバンカ及ビリトン竝に暹羅、印度、南阿、スマトラ等より輸入される。是等錫鑛の輸入量及再輸出を含む錫の仕向地別輸出高を示せば次の通りである。

第七一表　英領馬來錫鑛輸入高連年比較表　（出所＝英領馬來貿易年報）

仕出國	一九二五年 數量（噸）	一九二五年 價額（千弗）	一九二六年 數量（噸）	一九二六年 價額（千弗）	一九二七年 數量（噸）	一九二七年 價額（千弗）
バンカ及ビリトン	二四、三六二	三八、六九四	二一、九九九	三八、三二九	二五、七六四	四五、八九二
暹羅	一〇、二一〇	一五、一三二	九、七〇六	一五、七六三	一〇、三三五	一七、一三一
印度及緬甸	一、八三二	二、六五三	一、八〇二	二、六七	二、二二六	三、六一四

南阿聯邦	一、八二三	二、五八六	一、五三七	二、四一八	一、八〇八	二、九一二
スマトラ	九八〇	一、五六九	一、四三〇	二、五五六	一、三九三	二、七九二
佛領印度支那	二六〇	三四四	三五八	四八八	五三二	七三九
其他	三	二六	五九	七六	一九六	二八四
計	三九、四八九	六〇、九八四	三八、八九一	六二、五九九	四二、二五四	七三、三六二

第七二表　英領馬來錫輸出高連年比較表

出所＝同前表

仕向國	一九二五年 數量(噸)	一九二五年 價額(千弗)	一九二六年 數量(噸)	一九二六年 價額(千弗)	一九二七年 數量(噸)	一九二七年 價額(千弗)
米國	四五、一二〇	九九、八九五	四四、五一三	一〇八、〇一三	四六、三七〇	一一四、八一二
英本國	一三、九七〇	三〇、八一五	一一、一〇一	二六、七八五	九、四五三	二三、九八六
和蘭	四、五二五	一〇、二〇八	五、四三五	一三、五九二	一一、三八〇	二七、八二五
佛蘭西	四、九一八	一〇、八八九	四、七〇八	一一、四三二	四、〇八三	一〇、〇四二
伊太利	三、七〇七	八、一七一	三、六一五	八、六九一	三、七四四	九、二四六
印度及緬甸	三、〇五二	六、七六七	二、六三二	六、四四七	三、五四八	八、八三九
日本	一、一八五	二、六二八	一、六一三	三、九一〇	一、九二二	四、七四四
支那	五〇三	一、一四〇	七五六	一、八五二	六六六	一、六二五
加奈陀	六五〇	一、四五五	七二五	一、七七五	六三〇	一、五七六
香港	三七三	八〇七	三三五	八〇六	六四九	一、五五二
其他	一、〇七九	二、三八七	九〇一	二、三三三	一、三四〇	三、三二六
合計	七九、〇八二	一七五、二〇二	七六、三三四	一八五、五二六	八三、七七三	二〇八、五七一

錫價及錫輸出税　錫價—最近五箇年間の錫價を示せば次の通りである。

第七三表　新嘉坡錫市價連年比較表

單位＝擔當り海峽弗價
出所＝馬來聯邦州政府年報

相場	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
最高	一二一・〇〇	一四八・〇〇	一四五・五〇	一五七・五〇	一五九・〇〇
最低	八八・五〇	一〇〇・七五	一一六・〇〇	一三一・七五	一二七・三七
平均	一〇一・七五	一二四・一九	一三一・七七1/2	一四四・五九	一四四・九三
最高最低價格差	三二・五〇	四七・二五	二九・五〇	二五・七五	三一・六三

第七四表　倫敦及海峽錫市價連年比較表

單位＝噸當り磅價
出所＝同前表

年次	倫敦平均相場(磅 志 片)	海峽平均相場(磅 志 片)	兩地相場鞘(磅 志 片)
一九二三年	二〇二—一五—四	一九九—八—七	三—六—九
一九二四年	二四九—一〇—六	二四三—八—二	六—二—四
一九二五年	二六一—五—九	二五八—五—七	四—〇—二
一九二六年	二八四—七—七	二八三—八—〇	〇—一九—七
一九二七年	二八二—四—一〇	二八四—一—三	一—一八—五

鑛業收入及錫輸出税—英領馬來に於ける錫の輸出税は從價税である。錫鑛業が如何に聯邦州鑛務局の行政竝に一般財政に貢献してゐるかは政府の收入を見ても明らかである。即ち一九二七年の關税收入三五、三九九、九七六弗の內、錫の輸出税は一七、四二〇、四六一弗即ち四九・二%を占め、之は同年の鑛業關係諸收入の九五・八%に相當する。

今最近五箇年間に於ける鑛業に關する收入及錫輸出税の之に對する割合を示せば次の通りである。

年次	鑛業關係總收入	錫輸出税	總收入に對する輸出税の割合
一九二三年	八、二二四、九〇三弗	七、七三八、三七〇弗	九四・五%
一九二四年	一三、一二六、二〇四	一二、五六二、八八〇	九五・七
一九二五年	一四、五八〇、六九二	一四、〇〇二、一七三	九六・〇
一九二六年	一六、五五九、六九三	一五、六二一、三六二	九四・三
一九二七年	一八、一九三、四一一	一七、四二〇、四六一	九五・八

倫敦馬來錫トラスト　倫敦馬來錫トラスト(London Malayan Tin Trust, Ltd.)とは、一九二八年七月二十三日を以て設立されたる錫採鑛の一大トラストである。同トラストは馬來半島に於ける主要なる十六錫會社を合同して組織せるもので、公稱資本金二百萬磅、內拂込百二十五萬磅にして、其總產出量は世界錫總產量の約一割二分に當る大トラストである。本トラストは東洋に於ける他の有力なる採鑛團體と交渉を進め、東洋錫產地域中に於て出來得る限り廣汎なる範圍に亘り錫採鑛の政策及經營の統一に努力することを趣意として生れたもので、同トラストに屬する錫會社の錫埋藏量は浚渫可能沖積層七億八千八百萬立方碼、保留錫酸化物二六十萬噸、此見積價格四千萬磅に達し使用浚渫船二十隻あり、內十二隻は作業中、八隻は建設中であつて、此外更に同地方向に設計中のもの六隻を設置する筈である。

二　其他の鑛物

金　金は目下ラウブ(Raub)に採掘權を有するラウブ・オーストレーリアン採金會社(Raub-Australian Gold Mining Co., Ltd.)によつて採掘されてゐるのみである。金の沈積はラウブ系の石灰質岩石中に於て鑛脈の形をなして存在してゐる。ラウブのコンセツションは昔多くあつた金山中今日迄殘つてゐる唯一のものである。ラウブの金鑛は既に三十年間採掘されてゐて其深さ約九百五十呎に達してゐる。該坑の產金量は一年約一萬オンスである。砂金は錫鑛と共に他の二、三の場所から採集せられる。即ち、ネグリ・スムビラ州のクナボイ(Kunaboi)、パハン州のベントン(Bentong)、ペラ州のビドル(Bidor)等である。最近五箇年間の產金額及輸出額は次の通りである。

第七五表　馬來聯邦州產金高及輸出高連年比較表

單位＝オンス
出所＝馬來聯邦州政府年報

年次	ラウブ金山產額	馬來聯邦州金產額計	輸出額
一九二三年	八、一六二	九、五六七	不明
一九二四年	一三、二六八	一四、九六〇	
一九二五年	一三、五二六	一四、一八五	一三、四九六
一九二六年	一三、九八一	一四、四七五	一三、二一五
一九二七年	九、九一九	一一、七五八	九、七九〇

鐵　馬來半島より輸出する赤鐵鑛はジョホール州バト・パハにある邦人經營の南洋鑛業公司に依つて採掘されてゐる。一九二三年百二十八萬弗、十五萬四千噸、一九二四年百五十萬弗、二十三萬五千噸、一九二五年はトレンガヌ州の滿俺鐵六萬噸を加へ合計四十二萬噸に達し、全部八幡製鐵所に納入してゐる。南洋鑛業公司の鐵山は半島唯一のもので、品質五五%以上にして良鑛と云ふべく且搬出便利の地にあり、勞働者の不足もなく現在有利に經營せられてゐるが鑛量は餘り大でないのが遺憾である。鐵鑛は對日輸出貿易中護謨、錫に亞ぎ第三位又は第四位を占めてゐる。

タングステン鑛　ウオルフラムは普通錫鑛の副產物として採掘せられてゐる。然しトレンガヌ州、ケダー州に於ては例外的に其れ自身の爲に採掘されてゐる所がある。灰重石は普通石灰岩と結合してゐる。該鑛物が多量に存す

る場合には狸掘りの方法で採掘せられる。歐洲大戰中にはタングステンの價格暴騰した爲、馬來聯邦州に於けるタングステン鑛の産額も一年平均六五〇噸に達したが、今日では一年僅に百噸內外を産出するに過ぎない。

第七六表 馬來聯邦州タングステン輸出高連年比較表（單位＝噸　出所＝同前表）

種類	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
ウォルフラム	三七	八・五	一三一・五	四九・四	二〇
灰重石	—	八九・二	二七・〇	四〇・二	—
合計	三七	九七・六	一五八・五	八九・六	二〇

石炭　現今採掘されつゝある炭山は吉隆坡から二十五哩の距離にあるランタウ・パンジャン(Rangtau Panjang)の馬來石炭會社(Malayan Collieries, Ltd.)とペラ州にあるエンゴル石炭シンヂケート(Enggor Coal Syndicate, Ltd.)の二つであるが、後者は一九二五年から採掘を初めたばかりである。

第七七表 英領馬來石炭採掘高連年比較表（單位＝噸　出所＝同前表）

會社名	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
馬來石炭會社	三一七、八九二	三七二、七九五	四〇七、七三四	四五六、五二二	四四九、五八〇
エンゴル石炭シンヂケート	—	—	三五〇	七、七八二	一三、四二一
合計	三一七、八九二	三七二、七九五	四〇八、〇八四	四六四、三〇四	四六三、〇〇一

之等産額の殆んど大部分は鐵道及鑛山と自己の炭坑に使用し、一九二七年の輸出高は僅に八六二噸に過ぎない。

三　勞働狀態

勞働者數　全英領馬來の鑛業勞働者の數は不明である。本項に於ける數字は總て馬來聯邦州に於けるものである。現在鑛山に於て勞働に從事してゐる勞働者の九割强は支那人であつて、殘餘は印度人馬來人等である。次表は每年十二月現在に於ける數字である。

第七八表 馬來聯邦州鑛業勞働者數連年比較表（出所＝同前表）

年次	歐洲人	支那人	印度人	馬來人	其他	合計	Dulang Pass 發行數
一九二三年	三〇三	八九、〇六〇	五、二六四	一、六七一	三六四	九六、六六二	七、八九八
一九二四年	三四四	九五、四二五	八、二七一	二、〇八八	三五一	一〇六、四七九	七、七九四
一九二五年	四一五	九四、九七五	九、六五八	二、〇九五	一一四	一〇七、二五七	七、七九二
一九二六年	四七一	九五、五三八	一一、五六三	二、二八〇	四四一	一一〇、二九三	五、九二三
一九二七年	五一九	一〇八、三七三	一〇、四六四	三、一〇八	四二四	一二三、八八八	七、五三六

第七九表 馬來聯邦州一九二七年種類別鑛業勞働者數表（出所＝同前表）

種類	ペラ	スランゴール	ネグリ・スムビラン	パハン	一九二七年計	一九二六年
契約勞働者	一六、一九六	一六、五八六	四四九	二、〇一四	三五、二四五	三二、八七七
賃銀勞働者	五〇、三〇四	一七、四一九	一、二一四	二、七一六	七一、六五三	六三、七〇七
配當勞働者	一〇、九一八	三、三二七	三九〇	一、四三八	一五、九七三	一三、六八六
個人勞働者	—	—	—	一七	一七	二三
合計	七七、四一八	三七、三三二	二、〇五三	六、一八五	一二三、八八八	一一〇、二九三

第八〇表 馬來聯邦州鑛業勞働者死亡數及率連年比較表（出所＝同前表）

摘要	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
死亡	八八	一三四	一三三	一四一	一三三
千人當り死亡率	〇・九一	一・二六	一・二三	一・二八	一・〇九

賃銀　鑛山勞働者中支那人は多く利益分配の方法によつてゐるから其所得は錫其他鑛産物の市價に左右せられ一定してゐない。然し農園勞働者に比すれば收入は概して大である。馬來人、印度人、爪哇人等は日給制度である。

水産業

概說　馬來半島を圍繞する廣大なる淺海は殆んど總て百尋線以內の漁場である。而も此方面の漁業たるや主として土人の漁業であつて未だ甚だ幼稚の域を脫せず、デッキの無い淺い土人固有の小漁船に依つて行はれてゐるに過ぎない。從つて漁場が本土を距ること二十哩以上に及ぶ事は殆んど稀で、廣漠たる淺海の大部分は全然試驗もされず又漁獲も行はれずに殘つてゐる樣な有樣である。

只此間にあつて邦人漁業の發展は著くしいものがある。邦人漁業家は新嘉坡を根據地として從來の漁場カリモン海及リオー群島より遠く赤道を越え、スマトラのリンガ群島、シンケップ島附近よりバンカ海峽入口近く迄出漁し、東は馬來半島東岸の支那海より佛領印度支那沿岸、暹羅灣等六、七百浬の地點から、西は馬拉加海峽、スマトラ沿岸より印度洋に面せるメルグイ群島に至る廣大なる地域に活躍してゐる。

人口四十萬を有する新嘉坡は、其七割餘が支那人であつて、馬來人、印度人等も多く、概して住民は副食物として魚食を好み鮮魚の需要頗る大である。而も此鮮魚の約半數は邦人漁業者によつて供給されてゐる現狀であつて、曩日濟南事件の餘波を受けて新嘉坡在住支那人が邦人の鮮魚に對しボイコットせし時も、第一に困つたのは支那人自身であつて、新嘉坡政廳も今迄日本人漁夫によつて勞働者階級迄割安な鮮魚が供給されてゐたものが中絕された爲、食糧問題の見地より邦人漁業家に保護を加へ、市場內小賣臺にて魚を賣らず休んでゐる支那人小賣商より小賣のライセンスを取りあぐる等、支那人に種々壓迫を加へた程である。邦人漁業者の勢力が如何に壓倒的であるかが推して知られるのである。近來土人漁業も邦人漁業の發達につれ幾分刺戟せられては來たものゝ、幼稚なる技術と殆んど無資本に近い彼等漁業者によつて南洋に於ける漁業の發達を期する事は到底困難であるが故に邦人漁業者の發展地としては實に恰好の地である。

前述の如く漁船が貧弱であるから季節風は馬來の漁業に非常な影響を齎らしてゐる。東海岸の漁業は北東季節風の到來と共に駄目になる。然し動力を使用する漁船を以てすれば東海岸に於ても一年中繼續して漁獲を行ふ事は大して困難な問題ではない。であるから英領馬來に於て漁業上最も必要なことは肉體勞働を動力に代へることである。水産局はこの爲にキャッスル型トロール船の水産試驗船を使用し、馬來近海に於ける動力機械による漁撈法又はトロール法の試驗をしてゐる。該試驗船は充分なる調査材料を供給し、それにより近代的方法を用ふる漁業會社が設立され、半島近海を開拓することを當局は希望してゐる。

漁獲法　一般漁法―近海漁場の海底は主に泥砂であつて珊瑚礁の破片多く曳網漁業には餘り適せぬ樣であるが、其他のあらゆる漁法・漁具が使用されてゐる。中でも釣漁業、流網漁業、建網漁業等に適し、土人の漁業も亦主として此種の漁業である。

東海岸の漁夫は彼等に特有な漁獲法を有するやうである。其中最も興味あるはプカト・パヤン(Pukat Payang)網を使用し沖合で作業する漁法である。此方法は專門の聞手によつて先づ水中にある魚の存在を確かめ、その周りに網を投込んで漁獲する方法である。其他東海岸にはウンジヤン(Unjang)又はトアス(Tuas)として籐製紐を編んで作つた漁獲器を水底に沈め漁獲を行ふ方法がある。ジョホールの沖合では日本人漁夫が流し網を使用して漁撈に從事してゐる。流し網は土人支那人も共に使用する漁具であつて、網の長さ百尋から二三百尋もあるものがあり深さは普通四、五尋である。支那人は時に長さ三、四百尋の底流し網を使用することがある。

半島の西海岸卽ち、馬拉加海峽は東海岸に於ける如く波浪が高くない。從つて此方面の漁獲法は世界各地に行はれてゐる漁獲法と大差がない。世界諸國に於て見る魚梁、魚池、陷穽網と大同小異な固定的漁獲裝置であるジエルマル(Jermal)、ブラツト(Blat)、アムボイ(Amboi)等の建設に適してゐる。此外投網、曳網、旋網、敷網等地方によりて夫々使用せられてゐる。

邦人漁法―新嘉坡を中心とする邦人漁業の中最も盛んなのは沖繩縣漁夫を使用するもろ網卽ち追込網漁業である。一九二七年現在新嘉坡にはもろ網を用ひて漁撈に從事してゐる日本人會社七組あり。之等會社は漁船三十九隻、運搬動力船二十五隻を有し、もろ網に使用してゐる漁夫は四百三人に達した。もろ網を用ひる此漁法は日本人特有のもので、大體漁船四艘運搬船二艘宛を使用し五十人內外の漁夫が一組となつて働くもので、一箇月の漁獲高は六、七萬斤乃至十四、五萬斤に及び其賣上高五、六千圓から一萬四、五千圓に達する。もろ網の特徵とする所は潛水夫をして袋網を珊瑚礁の上へ擴げしめ彼等をして幅の廣い底の方から網の口元の方へ泳ぎ廻り乍ら魚を追込ましめるのである。其際泳ぎ手は先端に重りを付けた長い紐の一端を持つてゐる。此紐には相當の期間を置いて白布が結びつけてある。魚は潛水夫が廣い所から狹い所へぐる〳〵廻り白布片をひら〳〵させ乍ら進んで行くのを見て驚き乍ら袋網へ追込まれるのである。此追込網漁業は其漁業の性質上島嶼或は珊瑚礁等に集る磯付の魚類を捕る故、漁場は一定せず轉々し新嘉坡を中心として六、七百浬の地點迄も出漁してゐる。邦人漁夫は此外ジョホール沖合其他で流し網によつて魚を捕へ氷漬けにして保存し、相當の漁獲高に達せば發動機船によつて新嘉坡へ送つてゐる。流し網による是等漁業は一艘に四、五人宛乘組み魚船四、五艘乃至七、八艘に運搬船一艘を使用してゐる。漁船一艘一箇月の漁獲高は四千斤乃至五千斤で賣上高は千弗乃至千五百弗に達する。日本人漁夫の漁獲法として右の流し網、もろ網の外、釣道具による方法以外には馬來では行つてゐない。然し日本人が新嘉坡の魚市場に於て得てゐる優勢なる地位は、主として氷を巧に使用する事、漁撈船と市場との間に發動機船を使用する事によつて作られたものである。

魚類　英領馬來近海で捕獲せられる魚類は數百種に達する。其主要なるものは鰆、イカン・パラン(形稍太刀魚に似たるも短し)、鯿、鰺、鰹、鮪、鮭、鯛類、鯧、魴、石首魚、鯢、鯔、太刀魚、鰯類、鱝、鱶、蝦、烏賊、蟹等であつて本邦魚族とは大同小異であるが形狀の稍異るものがある。一般に色彩の鮮麗なるものが多く。肉は脂肪分少く味は一般に內地產のものより劣るものが多い。此外貝類はクラ河の泥平地に多く產し大抵の河口には牡蠣が發見せられる。

漁業起業目論見　新嘉坡に於ける邦人漁業も漸次遠距離の漁場に出漁する樣になり、運搬船の如きも船腹大にして速力も快速を尊ぶ樣になつて來た。從つて現今は二十噸乃至三十噸、速力も七節乃至十節位のものを使用してゐる。今左に最も利益率の多いもろ網一組に要する起業資金及見積利益をあげて參考に資する。

起業費　五七、五〇〇圓

運搬船二隻建造費(三十噸八十馬力付)五二、八〇〇圓、漁船四隻建造費(肩幅六尺)三、二〇〇圓、漁船一網分新調費一、五〇〇圓

收支見積

收　入　一二〇、〇〇〇圓(もろ網一箇年水揚高)

支　出　八八、〇八〇圓

漁夫配當(總水揚高半額より氷代の半額を差引けるもの)五四、〇〇〇圓、氷代(月千圓の半額)六、〇〇〇圓、漁具費(月四百圓)四、八〇〇圓、運搬船消耗品費燃料其他一七、二八〇圓、漁船及運搬船修理費二、四〇〇圓、事務所費二、四〇〇圓、雜費一、二〇〇圓

差引見積利益　三一、九二〇圓

新嘉坡に於ける漁業出願は最も簡單であつて所有漁船の鑑札を有せば漁業に從事することが出來る。而して漁船は大小に拘らず一箇年僅かに五十仙の登錄税を納入すれば足るのである。

輸出入　漁業に關する統計を集むることは英領馬來に於ては頗る困難である。大體に於て正確だといふ數字を擧ぐる事は次表に示す以外の事項に就ては蓋し不可能である。漁業統計といふ事は未だそんなに進んでゐない。

第八一表　英領馬來水產物輸出入額連年比較表　單位＝千弗　出所＝英領馬來貿易年報

種別	一九二五年 輸入	一九二五年 輸出	一九二六年 輸入	一九二六年 輸出	一九二七年 輸入	一九二七年 輸出
乾魚及鹽魚	一三、八八九	一四、一〇五	一五、七三一	一五、一六一	一五、四六〇	一四、三〇九
鰾	一四五	二七五	一七一	三二八	一八六	四七十
鮮魚	六四六	二	八一三	二	一、〇三四	四

鱶鰭	五〇八	二八八	五五九	二九八	六七二	二五八
罐詰鰯	二、一〇九	一、二三七	二、五〇二	一、四六二	二、二一八	一、一〇三
罐詰鮭	二三九	九二	二九三	一〇二	三一六	九八
罐詰海老	三	—	四	—	四	—
其他罐詰	二三四	四八	三七九	八三	四六二	七四
合計	一七、七七三	一六、〇四七	二〇、四五二	一七、四三七	二〇、三五二	一六、三三四

第八二表　英領馬來乾・鹽魚輸出入高連年比較表　出所＝同前表

仕出國及仕向國	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
輸入						
佛領印度支那	二、四四八噸	五、七八六千弗	二、三六六噸	六、〇四三千弗	三、〇二九噸	六、七一八千弗
暹羅	二七、一四七	四、〇八一	二五、一八四	四、〇二一	二一、六三五	三、五六三
日本	三、一六九	一、五四二	四、一四六	二、七〇五	三、一八五	二、三六四
スマトラ	二、七八八	一、一〇六	二、七六二	一、二四一	二、三三一	一、〇〇八
其他	二、六二〇	一、三七六	三、〇〇七	一、七二二	三、四三九	一、八〇七
合計	五六、一七二	一三、八八九	五七、五三五	一五、七三一	五二、六〇九	一五、四六〇
輸出						
爪哇	四五、七〇一	九、一二一	四四、六五六	九、一五三	四三、七二二	八、六四七
スマトラ	五、四七四	一、六四一	六、九九四	二、二二二	七、〇〇二	二、二三五
印度及緬甸	四、四七〇	一、八九九	五、二八七	二、二七二	四、九〇七	二、一〇〇
其他諸國	三、三七六	一、四四四	三、二八三	一、五二四	三、九四七	一、三二八
合計	五九、〇二一	一四、一〇五	六〇、二二〇	一五、一六一	五八、五七七	一四、三〇九

工業

概說　英領馬來には農業、鑛業に關聯せる家内工業及護謨、錫の如き物産の輸出向加工工場の外、工業として取立てゝ云ふ程のものは殆んど無い。最近護謨精製工場の設立を見るやうになつたが、英領馬來が工業國として立つのは前途尚實に遼遠である。現在工業として擧げ得られるものは鳳梨罐詰業、錫精錬業、燐寸、護謨工業、籐細工、鞣皮製造業、機織業及其他土人の家内工業等である。

鳳梨罐詰業　英領馬來の鳳梨罐詰業は總て支那人の獨占に係り、現在に於ては約十名の支那人製造家に依り經營せられつゝある工場約十五あり、一年の生産能力約百五十萬圓（一封度半物四打入）見當である。罐詰工場は殆んど全部新嘉坡及ジヨホール・バールに位置し、罐詰に用ふる空罐は何れも各工場に於て之を製造してゐる。

英領馬來に於ける鳳梨罐詰工場を擧ぐれば次の通りである。投資額は合計二百八十萬弗に達するも之は見積推算である。

第八三表　英領馬來鳳梨罐詰工場一覽表　出所＝馬來ディレクトリー其他

工場名	代表者名	投資額	工場所在地
陳嘉庚公司	陳嘉庚	千弗 八〇〇	新嘉坡、クラン、ヨタ・テインギ
日新公司	葉玉桑	五〇〇	新嘉坡、ジヨホール・バール
新興公司	季益三	二五〇	新嘉坡
光興公司	陳秋羌	二〇〇	新嘉坡
二工場	老添丁	二〇〇	ジヨホール州ブライ
發興公司	甘平發	二〇〇	新嘉坡

新記成公司	王水斗	一〇〇	新嘉坡
大興公司	王文德	一八〇	同
新德義公司	甘蕾陽合	一〇〇	ジヨホール・バール
陳西公司	陳西鵬	一〇〇	同

錫精錬業　馬來半島に産する錫の外毎年多量の錫鑛がバンカ及ビリトン並に暹羅、印度、南阿地方より輸入され海峽植民地に於て精錬される。海峽植民地に於ける主要精錬所は新嘉坡の Straits Trading Co. 及彼南の Eastern Smelting Works の二箇所にして夫々半官半民の會社である。此兩所に於て殆んど全部の原鑛は精錬せられる。

護謨工業　粗製護謨の輸出が制限令により制限されてから馬來に於て護謨製品の製造が行はれる傾向を生じて來た。これは護謨製品の輸出は現在の所無稅である關係からである。然し護謨工業としては現在人力車其他のタイヤ、ホース其他を製造する小工場があるに止まるが、近き將來に於て護謨工業は進展の見込があると期待されてゐる。

搾油業　搾油業も比較的小規模であるが内國工業の一と云ふことが出來る。コプラから椰子油を搾出する水力工場が新嘉坡、彼南、スランゴールの各地方等にある。油椰子栽培の發達と相俟つて搾油業は一工業を形成することになるであらう。

其他の小工業　此外馬來には清涼飲料水製造工場、煉瓦工場、セメント工場、煙草工場、製氷工場、燐寸工場、精米場等あるが未だ極く小規模である。

土人手工業　手工業中最も盛んなのは籐細工である。籐細工は主として熟練した土人支那人の手で製造される。土人の手工業としては、此外水罐、水差等の土器製造、皿カバー、スリツパーの上部又は坐席用蓆に施す刺繍、サロン等の織物、金・銀・錫・眞鍮細工、レースの製造及クリス（土語 Kris—

土人刀）、其他武器の製造等があるが、之等はいづれも當地を訪れる者の若干興味を惹くに過ぎない程度のものである。

泥炭加工業　泥炭産地は馬來半島の總面積に於て相當の割合を占めてゐる。從つて之が産業上の可能性に對する研究は他諸國に於けると同じく半島に於ても重要である。

泥炭は酒精の抽出に用ひられ、その殘滓中に於ける纖維素は吸取紙、褐色紙厚紙等を製造するに用ふるパルプに轉換する事が出來る。泥炭を燃料に利用する方法は英領馬來の工業上の進歩に重大なる影響を有するものと考へられるが、農務局の調査によればスランゴール州の西部に於ける泥炭の沈積は乾溜に甚だよく適してゐるとのことである。空氣に乾燥せる一百封度の泥炭は平均三百立方呎の瓦斯を出し、此瓦斯は石炭瓦斯等の代用として燃料に使用することが出來る。

商業

概說　英領馬來の主要輸出品は、主要物産である錫鉱に熱帶農産物で、輸入品は製造品を主とする。錫は半島内に産出される錫鑛の殆んど全部及蘭領印度に産する錫鑛の大部分更に濠洲其他の地で採掘される錫鑛に至る迄何れも夫等は新嘉坡及彼南に輸送されて、其處で製錬され輸出せられてゐる。更に護謨に至つては領内産のものは勿論、サラワク、印度及緬甸、英領北ボルネオ、暹羅、蘭領印度、其他各地に生産する護謨の大部分が新嘉坡に集散する。尚此外コプラの輸出入、土人の主食物たる米、護謨園竝に錫鑛山等に使用する機械類及各種の金屬製品類等の輸入、其他英領馬來に多量に需要せられる絹、綿絲布及其製品等は、馬來貿易の約七割を占むる新嘉坡及彼南を通じて大部分取引されてゐる。

海峽植民地の各港は煙草、酒、石油等の輸入を除き何れも自由港である。新嘉坡は半島は勿論全東印度群島に於ける貿易の中心地であり、其範圍、東は支那、日本、亞米利加から西は印度、阿弗利加、歐羅巴諸國、南は濠洲、新西蘭に達してゐる。加之、地理上の好位置は世界の殆んど所有る國籍の船舶をして同港に碇を投ぜしめ、其埠頭と船渠は世界に於ける此種施設中最も繁忙なるもの一である。從つて各國商人はエーゼントを新嘉坡に有し、商況は殷賑を極め、其積換貿易の如きは恐らく世界で一二を爭ふものであらう。

英領馬來の輸出入貿易に關しては其八割迄は英人商社の活動になり、輸入品の販賣は主として市場商人たる支那商の獨占する所で、輸出品の買付は大半英人及其他外人の手に依つて行はれてゐる。

英領馬來外國貿易の約七割は新嘉坡及彼南の兩港を通じて行はれる事は前述の通りであるが、英領馬來の主要港として此外に馬拉加及馬來聯邦州のポート・スウエテンナム港がある。而して之に連なる内陸の馬來聯邦州及非聯邦諸州は、商業上之等諸港の大ヒンテルランドを構成し、諸港に於て輸出入される各種商品は鐵道其他河川等の便により内陸の各地に仕向けられ又は仕出される。

主要港別貨物荷動き狀況　今英領馬來主要港の主要輸出入商品及鐵道其他に依る貨物の荷動きを見るに次の通りである。

第八四表　英領馬來一九二七年度主要港別商品別輸出入比較表　單位＝海關　出所＝海峽植民地政府年報

品目	新嘉坡	彼南	馬拉加
輸移入			
穀物及穀粉	九二、九八六、八一七	三二、八六八、九五五	一五二七、三二九
家畜飼養料	五、一三三、八三四	二、〇七五、二九四	五九、四三八

肉類	二、七九六、七四九	六二五、三四五	一、一三六
食用獸類	八、八一九、三二三	九四八、一八五	四六、八三七
其他飲食料品（無税品）	一〇一、九七四、九九〇	二三、八六一、三九六	四八七、八五九
課税飲料品及煙草	二九、七六七、九九七	一一、三九六、一九七	三六五、二〇一
石炭	一〇、〇〇七、七六五	九三六、七〇三	一、二九二
鑛石及鑛滓	八六、七七三、一五四	一〇六、五六三、八七〇	—
木材及薪	六、六五七、六七三	一、三九二、〇五〇	二六三、七五五
製油種實及仁、油脂、樹脂及ガム	二八、三二四、〇九三	九、八三五、六七九	一〇七、一二四
護謨	二五〇、六五八、三三〇	五一、〇五六、九九一	一五、一一四、九一四
窯製品及硝子	八、六六九、七四三	三、三四五、四〇二	五六、四五五
鐵・鋼及同製品	一五、九〇五、〇五二	六、二四三、七六四	一七〇、一二八
其他金屬及同製品	一一、四四四、一二一	一、一八二、〇八二	一五、三六五
刄物及金物類	四、七六二、五五六	一、六一三、六九二	三八、二一八
電氣用品及器具	三、五一一、八〇七	八七七、一二七	一四、七二〇
機械類	六、七一五、二九三	六、〇二九、〇七九	一〇五、二四一
綿絲及綿製品	四二、六八六、三四九	一一、八二九、六八七	五一、八六九
絹及絹製品	六、二九六、三四七	七九二、四五二	九、七五七
羊毛其他織物類	一二、五九二、二三〇	二、〇〇九、九五五	七、五〇七
被服類	六、七七四、八三六	一、七八〇、六九二	一七、九一七
化學製品、藥品、染料及顏料	一六、四四三、一九六	二、五八七、六一五	一六三、二二一
加工油・脂及樹脂	九七、九〇四、六七〇	六、〇二四、二一九	八八〇、〇九五
紙及紙製品	四、三五九、四九三	一、三五二、八三六	二五、一九五
車輛、船舶、航空船部分品	一二、七〇四、一四四	四、五六二、四一七	六八、四九〇
護謨製品	六、九三七、八三六	四一三、四三五	四、二二八

輸移出			
穀類及穀粉	五九、四六三、三八四	一五、八二九、三七七	一、〇九七、七七一
家畜飼養料	二、五九七、一〇一	一、〇二五、七三五	一〇〇、六三七
肉類及食用獸類	三、二〇三、九五七	六三九、九三一	二一、七三四
其他飲食料品（無税品）	八一、七〇九、五八九	一八、四一七、九五七	六九三、一二三
課税飲料品及煙草	二〇、二六七、六八三	九、三六三、六六七	四七、一六七
製油種實及仁、油脂、樹脂及ガム	二八、〇九一、七七二	一三、二〇三、一六八	一一七、五三〇
護謨	二七六、二七一、三〇九	六四、九七六、九二六	三七、二八九、九七一
窯製品及硝子	四、〇八九、八六九	二、三七〇、八一八	一五九、六〇〇
鐵・鋼及同製品	七、五四〇、〇〇四	四、二五〇、九一一	五九、八六一
其他金屬及同製品	九二、八六一、七四二	一一五、〇九八、二六三	九、二三七
機械類	三、〇八六、六八八	四、七〇〇、三七一	五六、三四二
綿絲及綿製品	二七、八六九、三三三	八、四七九、七八三	七〇、二五六
其他織物類	一一、〇八六、八九九	一、六〇九、八二二	四〇、四四四
被服類	七、四〇三、七六五	一、三二五、〇九〇	二四、五五三
化學製品、藥品、染料及顏料	九、一四〇、九五八	二、〇三二、三〇八	五一、九〇七
加工油・脂及樹脂	七四、八二八、六七八	四、七〇五、一三六	七一二、六八六
車輛、汽關車、船舶航空器部分品	六、八九八、三八六	二、三一〇、四一七	二四四、六二五
護謨製品	六、五三八、六九五	三二三、三一〇	一七、四八八

内國貿易　次に英領馬來各地の移出入額を示せば左の通りである。

海峽植民地對馬來聯邦州　單位＝千弗

移出入	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
移入	一三五、三四九	一四九、九〇三	二二四、七五〇	二二六、一三七	一九一、一六三
移出	六八、六三九	七二、九一五	九四、一二四	一一八、七三九	一一四、八三九

海峽植民地對馬來非聯邦州（パーリス州は含まず）　單位＝千弗

移出入	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
移入	七一、八四六	七二、八九六	一六二、一九二	一五八、一七七	一一八、三二九
移出	二八、一四七	三一、二五二	四四、八九九	五八、八五七	五九、三三三

馬來聯邦州對馬來非聯邦州　單位＝千弗

移出入	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
移入	二、九五二	二、九八九	三、二五九	二、三九九	一、九四八
移出	一六〇	六五〇	九三八	一、一六〇	一、〇〇四

英領馬來各地間の主要移出入貿易品を示せば次の通りである。

第八五表　海峽植民地對馬來諸州主要商品移出入統計表　單位＝千弗　出所＝同前表

馬來聯邦州 品目	一九二六年	一九二七年	ジョホール州、ケランタン州、トレンガヌ州、ケダー州 品目	一九二六年	一九二七年
移入			移入		
錫鑛	九四、四九六	一二五、三二九	護謨	一二九、三六〇	九〇、一四二
護謨	九〇、〇九四	四九、二六三	コプラ	八、二八八	六、四七八
移出			錫鑛	三、六四〇	四、五四四
錫	一三、三二四	九、四二三	鳳梨罐詰	三、〇七〇	三、六六二
コプラ	八、六二九	七、一二八	檳榔子	四、二五九	二、二一一

米	一六、五三一	一三、九三五
綿製品	一〇、四〇一	九、四五〇
石油物産	七、四二七	七、四二二
自動車	四、四六四	四、三七七
紙卷煙草	四、三四九	四、〇〇九
砂糖	三、二七三	三、三三二
阿片	三、四五七	二、八七二
機械類	二、〇三〇	二、七九七
落花生油	二、二一〇	二、二九八
小麥粉	一、九八三	二、〇九一
乾・鹽魚	二、一八六	二、〇四七
自動車タイヤ	一、七〇五	一、九四四
鐵・鋼製品	一、四三九	一、九一〇
茶	一、二八三	一、二一二
煉乳	二、六九二	一、七一二
セメント	七一三	一、一二一
麩	一、二八三	一、〇三九
米	一、六一三	二、一六〇
タピオカ	一、九六四	一、八三五
乾・鹽魚	一、七〇八	一、四九七
移出		
米	八、四一四	九、〇五〇
石油物産	四、五四二	四、七六五
紙卷煙草	四、六六九	四、六四六
製造煙草	一、一五〇	一、三九四
砂糖	二、〇一四	二、一三九
阿片	二、〇四五	一、六九七
煉乳	一、六三二	一、五九六
綿製品	四、三三二	三、六二〇
木板	一、二一九	八五一
セメント	六九五	九四七

主要商品の取引方法並に商習慣　護謨—護謨の輸出は銘柄取引と見本取引との二法がある。銘柄取引は標準物F・A・Q・等の銘柄によつて取引せられ、見本取引は各輸出商が勝手に作成した標準見本によつて行はれてゐる。各護謨園より新嘉坡、馬拉加、彼南等の輸出港に向けて積送せられる護謨の多くは、輸出向荷造を爲さず品質も又各園各樣で、之を受取つた輸出港に於ける輸出商が、自己の倉庫に於て銘柄又は自己標準見本に照し選別し輸出する。當地標準相場は賣手倉庫渡輸出荷造に非ざるもの一封度に付海峽弗建てと

し、之に選別・荷造・倉敷料、積込諸掛、運賃、保險料等を加算し時の爲替相場により換算したものが諸外國沖著値段となるのである。買手は主として輸出商、賣手は各園若しくは中間商人又は輸出業者であつて、此間現物取引も相當行はれるが、先物取引が又盛んに行はれてゐる。先物取引には標準物を目的とし主として差金の授受によつて決濟する空相場に類する先物取引も行はれてゐるが、特に取引所があるわけではないから仲買人を介して行はれてゐる。

錫―原産地より搬出される場合は、Biji（原鑛）砂狀のまゝであつて百斤即ち一擔宛のガンニー袋入とされてゐる。此原鑛ビジは六六―七二%見當の錫を含有する。輸出錫は之等原鑛を製錬した凸形狀のイグノット（Ingot）を以て市場に出すもので、イグノットは錫分九九・八七%（馬來標準物）、重量百封度ネットである。該イグノットの表面には Straits Trading Co. のものは Refined S. T. C. Tin 即ち精錬所名が刻み込んである。又同樣 B. H H. のマーク入のものがあるが、之は支那人精錬所に係るもので商標 Ban Hook Hin の略語である。現在此二種が最も良く世に知られて居るものでもあり、且當地方の標準物とされてゐる。多くの場合輸出錫は輸出錫精錬所の製品を買付輸出するか又は之等精錬家が自身で輸出する。

錫及錫鑛の本邦向取引方法竝に商習慣は、(一)建値―擔百斤單位(二)支拂條件―現金買又は電報ヴツファー受理と共に代金の五割拂込、殘金積出後直ちに決濟(三)積出期間ヴツファー受理後二週間以內に積出すを普通とするが、取引筋に依つて多少の差違がある(四)輸送中に於けるリスク又は磨滅―錫イグノットは裸現物送りとされるもので、何れの船會社に於ても之を貴重品取扱として特に嚴重に輸送に心掛くるものであるから目減りは殆んどないが、粉碎又は磨滅の場合は勿論賣手のリスクとなる(五)日本・新嘉坡間の運賃は何れの船會社に於ても一噸十弗と規定されてゐる。

輸入各種商品―輸入品は商品によつて多少の相違があるが輸入品の大部分は外國商館が輸入し、之を地附問屋に託して販賣してゐる。自轉車、機械類、護謨園用品等は輸入外國商館が自ら販賣に當り、日本品、支那製品、印度製品等は地附問屋、小賣商等が自ら輸入してゐる。

問屋の小賣店への販賣は多くは掛賣りで現金取引は僅かである。外國商館と問屋間の取引は現物賣買も多少行はれるが、先物註文又は約定品多く、値段の取極めは外國價建と海峽弗建と略相半ばしてゐる。新嘉坡、馬拉加、彼南共に所謂中繼港であるから馬來半島各地は勿論暹羅、蘭領印度等への轉賣が旺んである。

護謨現物競賣所　新嘉坡歐人商業會議所內に設置されてゐる半島唯一の物品取引所類似のものであるが、其毎週一回の取引高は僅に數百噸を出ない。本競賣所は見本により現物の競賣をなす簡單な組織である。

倉庫設備　英領馬來に於ける倉庫業は今尙發達の域に至らず、現在倉庫業者としては我南洋倉庫會社がある位のもので、同社倉庫も未だ廣く一般には利用されてゐない。倉庫業が斯くの如き次第であるから、從つて內外商社の多くは自家專用の倉庫を有するか又は港務局所屬の倉庫を利用してゐる。以下は各港中最も代表的な新嘉坡港務局倉庫に就ての略述である。新嘉坡港務局所屬倉庫は之を分つて埠頭倉庫、保管倉庫、保稅倉庫、阿片倉庫、危險品倉庫の五種とする。

埠頭倉庫―埠頭倉庫は埠頭繫留船舶の陸揚・積込貨物を一時保管する倉庫で、平家建合計三十九棟此總面積約九十萬平方呎を有し、別に石炭約二十萬噸を收容する野積地がある。貨物の保管期間約三週間を以て限度とし、右期間を經過しても貨物の倉出を爲さゞる時は之を保管倉庫に移す。

保管倉庫―保管倉庫は合計十棟總面積二十五萬五千平方呎ある。埠頭倉庫收容貨物が前記期間即ち三週間以內に倉出せられざる時、又は特に貨物の保管を依頼せられたる時倉入保管をなす。

保稅倉庫―酒、煙草其他保稅品を保管することは本邦に同じ。

阿片倉庫―間口五十呎奥行五十呎の一棟であるが、全部石造二重鐵扉を施し設備頗る嚴重である。輸出入又は積替阿片煙膏の一時保管を目的としてゐる。

危險品倉庫―爆發物、誘火物其他危險と看做される貨物を保管する倉庫で前記保管倉庫中の一部面積を使用してゐる。

右の港務局所屬倉庫以外に最近馬來聯邦州鐵道局が主として護謨積出に便する目的を以て、新嘉坡埋立地に建設した十敞棟總面積四十萬平方呎、鐵骨亞鉛葺コンクリート床の優秀なる平家建倉庫があるが、未だ一般に利用されてゐない。

尙特殊倉庫としては新嘉坡冷藏會社の冷藏倉庫があるが全然自家專用にして、其主要目的は當地肉類供給不足を補ふ爲の輸入濠洲肉を貯藏するにあるを以て、一般には何等利用の途が開かれてゐない。

商業會議所　馬來に於ける商業會議所としては歐人商業會議所、支那人商業會議所、日本人實業協會等がある。之等會議所の活動狀況は各地の會議所と大同小異である。又之等商業會議所の中新嘉坡歐人商業會議所は Imports and Exports List, S'pore Exchange Market Report, Exchange Shipping Report 等の刊行物を發刊してゐる。主要商業會議所を列記すれば次の通りである。

英領馬來主要商業會議所一覽表　出所＝馬來ディレクトリー

會議所又は協會名	所在地
Singapore Chamber of Commerce & Exchange	Singapore
Singapore Chamber of Commerce Rubber Association	〃
Singapore Chinese Chamber of Commerce	〃
Japanese Business Men's Association	〃
Penang Chamber of Commerce	Penang
Penang Chinese Chamber of Commerce	〃
Federated Malay States Chamber of Commerce	Kuala Lumpur
Selangor Chinese Chamber of Commerce	Kuala Lumpur
Perak Chinese Chamber of Commerce	Ipoh

保險業　英領馬來に於て火災保險業を營まんとするものは、領內に本社を有すると支店出張所を設け又は代理店を設くるとに拘らず、海峽弗十萬弗の保證金又は國債を政府に保證金として供託せざればならぬ。生命保險の供託金は二十萬弗で海上保險は供託金の規定がない。現在は火災保險會社及海上保險會社最も多く各々六十社を超えてゐるが、生命保險會社としては二、三の小會社あるのみである。日本保險會社にして本領內にエーゼントを有するものは次の通りである。

出所＝馬來ディレクトリー

會社名	所在地	支店又は代理店名
共同火災保險株式會社	新嘉坡	三井物產株式會社
明治火災保險株式會社	同	同
日本火災保險株式會社	同	同
日本海上保險株式會社	彼南	Guthrie & Co., Ltd.
大阪海上保險株式會社	新嘉坡	三井物產株式會社
	彼南	Guthrie & Co., Ltd.
大正海上火災保險株式會社	新嘉坡	三井物產株式會社
	彼南	Borsteal & Co., Ltd.
東京海上火災保險株式會社	新嘉坡	三井物產株式會社
東京火災保險株式會社	同	同
橫濱火災海上保險株式會社	同	Brinkmann & Co.
扶桑海上火災保險株式會社	彼南	Bonsteal & Co., Ltd.

勞働

概況　英領馬來に於ける天然資源の開發は多くは輸入勞働によつて行はれてゐる。熟練勞働の使用は小範圍に限られ、主として支那より供給を受けてゐるが、不熟練勞働は英領印度、支那及馬來群島(主として爪哇及スマトラ)から輸入される。不熟練勞働の需要は大體に於て(一)現在に於て護謨を主要作物とする農園、(二)錫鑛山、(三)土木事業の三方面からなされる。現在の處農場勞働者は主として印度タミール人、錫鑛山は支那人、土木事業中建設方面はタミール人を使用し、馬來人は主として馬來非聯邦州に於て使用せられてゐる。

勞働者保護及指導　英領馬來に於ける各種勞働者の保護指導に關する事務は海峽植民地及馬來聯邦州(共通)勞働局之を取扱ひ、局長を勞働監理官(Controller of Labour)と稱してゐる。但し支那人勞働者に關しては華民保護局(Chinese Protectorate)に於て勞働法の規定に依り監督權を行使してゐる。

印度人勞働者　印度人移民基金制度　印度人勞働者が馬來に渡航し初めたのはベンゴール灣の東側に英國の政治的勢力が確立してから後即ち十九世紀の初め頃からである。現在に於ては印度より英領馬來へ渡航する勞働者は一九二二年の英領印度移民法(Emigration Act)により印度政府の監督下にあるが、同移民法の第一章に依つて設けられた施行細則は、英領印度人移民を英領馬來に招致する場合基礎となる移民基金制度(Immigration Fund System)に步調を合するやうになつてゐる。移民基金制度は一九〇七年の創設にかゝり、同年聯邦州を通過せる法律により、移民監督官を委員長とする移民委員會に對し英領印度マドラス管區内より招致せる勞働者の勞働の高に應じ一定の拂込金を各雇主より徵收する權限を與へられた。此拂込金に依る收入を移民基金と稱し政府の一般歳入とは全然無關係である。移民基金を創設せる前記法律は現今では勞働法中に編入せられ其運用は勞働監理官の手にある。

移民基金の目的用途は今日勞働法中に規定せられてゐるが老朽印度人勞働者、失業印度人勞働者、印度人勞働者の子女、竝に孤兒の爲宿泊所を設置すること、必要と認むる場合印度人勞働者を本國に送還すべきこと、救濟金を印度人勞働者に附與すべき事等の規定がある。

勞働者雇傭習慣―雇主が勞働者を印度より雇入るゝ場合には、多くは元エステートの勞働者で苦力募集の許可を得てゐるカンガニー(Kangany)と稱する者の手を煩はす。カンガニーは雇主の依賴を受け印度に歸還して苦力を集め、應募した苦力は、乘船前、英領印度政府の出稼人保護官及檢疫官の檢査を受ける。最近は以上記載せるカンガニーに依る勞働者の外、所謂自由渡航者の數が多くなつて來た自由渡航者は體格檢査の結果健康なりと認められると移民委員に申出で、移民基金から渡航費を支拂つて貰つて馬來迄無賃で渡航することが出來る。之等自由渡航者の大部分は以前の雇主の下に歸つて行く舊傭人である。

印度人苦力の輸入費用は、雇主が直接負擔せず移民基金へ拂込めばそれで事足りるのである。現在の率は一九二三年勞働法の規定により每三箇月七十二日間づゝの勞働として第一期及第二期は男五弗女四弗、第三期及第四期は男四弗女三弗づゝ支拂ふことになつてゐる。印度移民基金運用の範圍は海峽植民地、馬來聯邦州、及トレンガヌを除く馬來非聯邦州である。現在總ての印度人勞働者は全く自由である。彼等は馬來に上陸する時は何等の責任を有してゐない。彼等は又いつ如何なる時でも一箇月の豫告を以て彼等の仕事から離れることが出來る。豫告を與へる代りに二十四日間の賃銀を雇主に拂つてもよい。之は雇主が勞働者を解雇する時も同樣である。但し勞働者が適當の事由がなくて二日間以上連續して仕事を休んだり、又は解雇するに充分なる理由がある場合は此豫告を與へずして解雇することが出來る。又彼等は勞働者としては如何なる種類を問はず總て書式による契約を結ぶことが出來ないことになつてゐる。

第八六表　英領馬來南方印度人勞働移入民數連年比較表

年次	海峽植民地 自由勞働者	海峽植民地 カンガニー應募勞働者	馬來聯邦州 自由勞働者	馬來聯邦州 カンガニー應募勞働者	馬來非聯邦州 自由勞働者	馬來非聯邦州 カンガニー應募勞働者	計 自由勞働者	計 カンガニー應募勞働者	普通入國者	英領馬來移入民合計
一九二三年	一、六七七	二、五三七	四、五四九	一五、六〇四	一、二三六	四、六三一	七、四六二	二二、七七二	一九、二六八	四九、五〇二
一九二四年	一、八八四	三、五八三	六、〇〇一	二一、六〇三	一、七五六	八、三四〇	九、六四一	三三、五〇六	一八、九〇五	六二、〇五二
一九二五年	三、〇九四	三、六九一	一二、二一四	三五、七五二	三、四八九	一一、九五八	一八、七九七	五一、四〇一	二〇、五一〇	九〇、七〇八
一九二六年	四、七二七	一〇、三七〇	一七、四〇〇	八二、二二〇	六、四九一	二八、一六六	二八、六一八	一二〇、七九六	二五、三八一	一七四、七九五
一九二七年	四、八二一	五、八一四	一九、八五五	五八、〇〇八	七、六三六	二七、七〇二	三二、三〇二	九一、五二四	三二、三〇六	一五六、一三二

出所＝海峽植民地政府年報

支那人勞働者　支那人勞働者は華民保護局の官吏が勞働法の規定により監督權を行使してゐる。支那人勞働者は契約勞働制度の下に支那に於ける苦力周旋人から新嘉坡の苦力周旋ブローカーの手を經て馬來に輸入されてゐる。支那人移民に對しては印度移民基金の如き設備なく、前借りにより渡來する契約苦力は前借渡航費用を法律により定められたる條件の下に雇主に支拂ふ義務がある。

海峽植民地勞働移民入國制限法―本法は一九二八年一月卅日海峽植民地立法會議に提出され、五月七日同會議を通過、六月一日附官報で公布卽日より施行されたものである。政府が本法案を作成せし理由は最近海峽植民地に不熟練勞働者の流入激增し、此無制限の流入は政府をして失業問題及住宅難に當面せしむるに至つた。これが好景氣時代なれば英領馬來の勞働市場に其捌口を見出す事は極めて容易であるが、一旦商業振はず護謨、錫等の產業不振に陷れば失業せる勞働者は續々新嘉坡に流込み、其結果生ずる生活難と不衞生なる狀態の下に蝟集する人口過剩は種々の弊害を生ぜしむると言ふのである。本移民法は必要に應じ之を活用するものであつて其大要は次の樣である。

本法に於て勞働移民とは家僕又は肉體勞働に從事せんためデッキ・パッセンヂャーとして海峽植民地或は英國保護下の馬來州に渡航し來るものを云ひ總督が勞働移民の無制限入國を制限するに非らざれば失業、生活難又は人口過剩等の問題發生の惧ありと認めたる場合、又は公安に害ありと認めたる場合、總督は植民大臣の許可を仰ぎ必要の場合卽時に宣言により適當と認むる期間及方法を以て勞働移民の入國を禁止或は制限するものである。本法案提出の動機は近來支那移民の渡來夥しく各種の問題を惹起しつゝあり、又支那人は同地方人口の過半を占めてゐる今日更に多數の支那人の渡來は好ましくないと云ふにある。

備考　支那人移出入民數に就いては人口の部參照

爪哇人勞働者　爪哇人苦力は三種の區別がある。卽ち(一)蘭領印度勞働者保護法(The Netherlands Indian Labourers' Protection Enactment)の規定により爪哇に於て契約し九百日の勞働契約をなせる契約勞働者、(二)口頭によ

る月極めの勞働者　㈢請負人の下に働く勞働者である。此内第一の部に屬する勞働者を手に入れるには新嘉坡で一人當り七五弗（一九二七年）を要した。之等勞働者は主としてパハン州クアンタン及コーラ・リピス地方に送られてゐる。因に最近數年間月極めによる勞働者の數は非常に增加した。

馬來人勞働者　馬來人勞働者は殆んど問題にならない。彼等はかゝる仕事を規則正しくやる事を好まず、彼等の衣食を支へ得る以上の金錢を得る事を欲してゐない。現在では聯邦州を通じ漸く三千人位が農園勞働に從事してゐるに過ぎない。

第八七表　海峽植民地及馬來聯邦州農園・工場及政府諸局雇傭勞働者數一覽表

出所＝海峽植民地及馬來聯邦州政府年報

地方別	農園及其他勞働者					政府諸局雇傭勞働者				
	印度人	支那人	爪哇人	其他	計	印度人	支那人	爪哇人	其他	計
彼南及ディンディンス	三、二三一	九〇四	五八	六一三	四、八〇六	五、四七七	三五七	一一	四五〇	六、二九五
プロビンス・ウエルズレー	一〇、二三九	三〇〇	四六七	八六五	一一、八七一	二〇七	一	―	一六	二二四
新嘉坡	六、一〇四	一二、八一三	二、二九三	七四七	二一、九五七	一〇、一八六	二、〇三四	一、二五六	四九二	一三、九六八
馬拉加	一二、八七七	二、五七九	六五九	一六八	一六、二八三	一、〇八〇	八三	一七一	四二	一、三七六
海峽植民地合計	三二、四五一	一六、五九六	三、四七七	二、三九三	五四、九一七	一六、九五〇	二、四七五	一、四三八	一、〇〇〇	二一、八六三
ペラ	六三、一〇五	一六、七八〇	五八九	二、三九一	八二、八六五	六、三七一	二〇九	九	八八五	七、四七四
スランゴール	七五、一三〇	一一、四五七	五二四	五二九	八七、六四〇	一〇、四一八	四七三	一一八	七七九	一一、七八八
ネグリ・スムビラン	二八、七六七	一三、五三五	八二一	六五〇	四三、七七三	三、七七五	一一七	二	五三七	四、四三一
パハン	五、四六四	二、四六七	二、六一六	三九三	一〇、九四〇	二、四六七	一、〇一七	三二	七六六	四、二八二
馬來聯邦州合計	一七二、四六六	四四、二三九	四、五五〇	三、九六三	二二五、二一八	二三、〇三一	一、八一六	一六一	二、九六七	二七、九七五

備考　本表は一九二七年十二月末日現在である。尙馬來非聯邦州に就いては資料が無いのを遺憾とする。

賃銀　英領馬來の勞働者中農園、工場、官廳使用勞働者は一體に鑛業勞働者に比して賃銀が低廉である。農園、工場及官廳傭人の賃銀は一日印度人の男四〇仙乃至八〇仙、女三〇仙乃至六〇仙位で爪哇人及馬來人は男四〇仙乃至六〇仙、女三〇仙見當、支那人は多く契約勞働者であるが、勞働者中賃銀最も良く八〇仙より二弗一〇仙位のものである。今左に各地方に付勞働者賃銀を略述することゝする。

プロビンス・ウエルズレー―當地方に於ける賃銀は法律第一九七號（勞働法）第一三一條の規定により標準賃銀を定め、印度人男子勞働者五〇仙、女子四〇仙となつてゐる。然し農園中にはタッパーに對し其成績により賃銀を與へてゐるが熟練せる切付人は五〇仙以上を得てゐる。

新嘉坡及馬拉加―當地方に於ける印度人勞働者の賃銀は左の通りである。

摘要	新嘉坡 男（仙）	新嘉坡 女（仙）	馬拉加 男（仙）	馬拉加 女（仙）
倉庫及工場	六〇―八〇	―	五五―六五	―
採液作業	五〇―七〇	四〇―六〇	四五―五〇	―
除草作業	五〇―六〇	四〇―五〇	四〇―四五	三〇―四〇

新嘉坡に於ける支那人及爪哇人勞働者の賃銀は印度人並であるが、契約勞働者は採集護謨一カティに付二〇仙より三五仙の賃銀を受けてゐる。市役所土木局、衞生部及鐵道部傭は一日五五仙より六五仙、海軍局及港務局の賃銀は七〇仙より八〇仙である。

馬拉加に於ては鐵道部の平均賃銀印度人四三仙より四五仙、土木局、女三八仙、男四五仙で、爪哇人馬來人は五〇仙乃至六〇仙である。

馬來聯邦州―馬來聯邦州に於ける印度人苦力賃銀は次の通りである。

摘要	ペラ州（仙）	スランゴール州（仙）	ネグリ・スムビラン州（仙）	パハン州（仙）
倉庫及工場	五〇―八〇	五〇―六〇	六〇―六五	六五―七五
採液作業 男	四五―五五	四五―五二	四五―五〇	五五―六〇
採液作業 女	三五―五〇	四〇―五〇	四五―五〇	五〇―六〇
除草作業 男	四〇―五〇	四〇―四五	四〇―五〇	五五―六〇
除草作業 女	三〇―四五	三〇―四〇	三〇―四〇	四五―五〇

之等日傭賃銀は別として成績によつて賃銀の支拂を受けてゐるものが多數あるが、良き働き手は六〇仙から九〇仙位得るものがある。土木局及鐵道局使用の不熟練勞働者は日四〇仙から五〇仙の收入がある。パハン州のコーラ・リピス、ラウブ、ベントン、トメーロー地方は勞働法第一四一條の規定により一九二七年八月一日から男五八仙、女四六仙の標準賃銀を受けてゐる。爪哇人契約勞働者は男四五仙、女三五仙の賃銀であるが、多くの場所に於ては祝祭日中各種食物の形に於て特別の給付を受けてゐる。爪哇人馬來人自由勞働者は五〇仙より六〇仙の見當である。

支那人は殆んど契約勞働者であるが、一日の賃銀八〇仙から多きは二弗十仙に及んでゐる。

貿易

概說　英領馬來の貿易は逐年增加の傾向があるが、特に一九二五年は一躍約十億弗の激增を示し、一九二六年には遂に二十三億弗と云ふ英領馬來貿易史上に於ける新記錄を出した。英領馬來貿易の大部分は中繼貿易によつて占められ其中心地は新嘉坡である。從つて新嘉坡其他各港を通じて半島に輸出入せられる商品の數量、價額のみを以て英領馬來の貿易を測定することは出來ない。陸揚げすらされず只船腹を換へるのみで仕向先へ積送される所謂積換貿易が又實に夥しい數量に達してゐるが、之に關する數字の記錄が無いから正確に知る由もないが恐らく世界に於ける最大なるものであらうと言はれてゐる。

最近四箇年間英領馬來對外貿易額を示せば次の通りである。

第八八表 英領馬來外國貿易額連年比較表

單位＝海峽弗
出所＝英領馬來貿易年表

年次	輸入	輸出	貿易總額
一九二四年	六六六、六九二、九六六	七三五、〇八五、二六一	一、三九一、七七八、二二七
一九二五年	一、〇〇八、〇五二、二四二	一、二八九、八八四、九〇一	二、二九七、九三七、一四三
一九二六年	一、〇五〇、一一一、六四三	一、二七三、四七三、八九九	二、三二三、五八五、五三二
一九二七年	一、〇一七、八一二、四五四	一、〇六八、六九四、一二一	二、〇八六、五〇六、五七五

備考 金銀貨及地金銀の輸出入を含む

主要貿易國別貿易總額—英領馬來に於ける貿易相手國は米國を筆頭に蘭領印度、英本國、暹羅、印度及緬甸之に次ぎ、日本は第六位に位する。今貿易總額百萬弗以上の諸國を列記すれば次の通りである。

第八九表 英領馬來對主要貿易國別貿易總額連年比較表

單位＝海峽弗
出所＝同表

國名	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 貿易總額	一九二七年 %
英本國	一八五、七九九、〇三八	三一三、三二三、三三二	三六二、五六六、一九一	二九七、二一八、六五八	一四・二四
英領北ボルネオ	七、九五〇、二五五	一一、八八一、〇九〇	一〇、八九一、九〇六	一一、一二四、五二九	〇・五二
ブルネイ	一、七一二、五三三	二、〇七〇、四八四	二、五六三、二三〇	二、一五八、五六八	〇・一〇
サラワク	二九、七七五、八七九	五八、三一六、八八九	五二、五七四、一八七	五〇、六九七、九三九	二・四三
印度及緬甸	一〇一、四九〇、五六〇	一一八、九二三、三九二	一二七、四八八、四五五	一一五、四四六、四一二	五・五三
錫蘭	四、二五一、八一一	六、三五〇、八四三	八、八四一、〇五〇	九、六六四、二四二	〇・四六
香港	五三、〇五七、一七七	五一、二〇六、九四七	四八、三八四、三〇四	五二、九六四、六四三	二・五四
加奈陀	二、九三七、一五三	五、〇四一、〇四二	七、七五六、三二八	八、四〇八、八一九	〇・四〇
濠洲	二三、八九六、七〇七	四一、一六九、九〇八	五三、六七三、六〇七	五二、八六〇、七三六	二・五三
新西蘭	二、八七五、八五九	三、六〇六、〇三五	三、八四九、七八五	五、二四九、七六七	〇・二五
南阿聯邦	八、二二四、一〇三	六、九〇〇、八八一	七、三五四、四六七	一五、二四五、〇三四	〇・七三
其他英領諸國	九、〇五四、六八〇	二三、四〇〇、八八五	一七、二四〇、八八七	一三、三五二、九一七	〇・六四
米國	三二一、四三九、六八八	六八二、九八四、〇二五	六四三、一九八、一二一	五〇三、五五三、四〇三	二四・一三
蘭領印度	三一七、三三五、二九三	五二三、〇七六、〇二四	四八八、七九七、一一二	四六九、九七二、六〇八	二二・五二
暹羅	九六、八九〇、一七二	一三三、六四〇、〇二八	一三〇、四六一、二九三	一四五、〇五七、二五九	六・九五
日本	四三、〇四二、二〇八	六六、九四四、三三四	七四、八六五、三八五	六八、八四三、四五二	三・三〇
支那	三六、二七一、七五七	四三、九〇二、九七五	五七、九五九、五一〇	四四、一三八、七四四	二・一二
佛領印度支那	二二、三〇一、六九七	二四、七二四、七三二	三〇、四七四、二八四	三四、四二七、六〇〇	一・六五
佛領印度	三、九一八、七四九	四、七一三、四九四	四、二二九、二九〇	三、一六二、〇四八	〇・一五
比律賓	三、三一八、六六九	三、五二八、六七一	三、四八一、九二四	三、二七一、六二〇	〇・一六
和蘭	二二、六〇二、〇〇一	三九、〇三〇、三四一	四〇、六〇五、六〇九	五三、二四二、六七四	二・五五
佛蘭西	三六、四二五、七五二	五二、〇七四、四六四	五四、二一三、一六〇	四五、二三二、三二六	二・一七
獨逸	一八、二九七、八二一	三八、二三三、六〇六	三二、二九一、〇九五	三〇、五二三、五一八	一・四六
伊太利	一八、〇八七、〇三五	二八、〇八五、九四九	三一、一九二、二五四	二二、七一八、二一三	一・〇九
白耳義	四、一四六、八九九	五、八三八、五一〇	七、五四〇、四〇五	六、三四八、六〇八	〇・三〇
丁抹	四、四五二、八一九	二、六一八、五〇三	三、六九二、六八二	三、九九七、〇八八	〇・一九
瑞西	—	—	—	三、五〇六、九七五	〇・一七
西班牙	三、八五三、六四二	三、八九一、七二一	三、九〇九、〇五九	二、三三二、五一九	〇・一一
瑞典	一、九〇九、一三六	二、二二三、〇〇七	二、九七六、一〇七	二、二二九、九二八	〇・一〇
埃及	二、五八九、三六〇	五、八四二、五一〇	四、三三三、四三五	一、六五三、三五六	〇・〇八
其他諸國	四、八七九、七六四	三、九〇三、四六一	六、一八〇、四一〇	七、九六二、三七二	〇・三九
合計	一、三九一、七七八、二二七	二、二九七、九三七、一四三	二、三二三、五八五、五三二	二、〇八六、五〇六、五七五	一〇〇

輸入貿易 概說—英領馬來の輸入貿易は一、穀類、魚類、香料、砂糖、蔬菜、果實等の食料品及飲料品、煙草類 二、石炭、錫鑛、製油用果實、護謨及樹脂類等の原料品及半製品 三、鐵鋼及同製品、機械、綿絲及綿製品等の纖維製品、藥品類、石油物產、車輛等の全製品及主製品の三種に大別せられる。之等三種の內最も多額の輸入あるは全製品又は主製品であるが大體に於て三種とも略同額の輸入額を示してゐる。仕出國は近邦の蘭領印度及暹羅竝に英本國を主とし日本は印度、香港、サラワク、米國、支那に亞ぎ第九位である。

第九〇表 英領馬來一九二七年仕出國及主要商品類別輸入貿易額表

單位＝海峽弗
出所＝同前表

仕出地	動物、食料品、飲料品、煙草	原料品及半製品	全製品又は主製品	金銀貨	一九二七年計	一九二六年計
英本國	三〇、一五一、六九二	一、七二七、一一七	一〇〇、七二九、八五七	五、六五九、五九〇	一三八、二六八、二五六	一五四、八二五、四八六
英屬領地	八〇、五九七、三一八	四三、三〇〇、一四六	七〇、五八五、六八九	一四、二六八、三七七	二〇八、七五一、五三〇	二〇五、〇一一、六二六
諸外國	二〇六、五三五、七一〇	二六〇、二七一、六五二	一九六、六六二、五八八	七、三三二、七〇八	六七〇、七九二、六六八	六九〇、二七四、五三一
合計	三一七、二八四、七二〇	三〇五、二九八、九一五	三六七、九七八、一三四	二七、二五〇、六七五	一、〇一七、八一二、四五四	一、〇五〇、一一一、六四三

主要仕出國別輸入貿易—

第九一表 英領馬來主要仕出國別輸入貿易額連年比較表

單位＝海峽弗
出所＝同前表

仕出國	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 輸入額	一九二七年 %
英本國	九八、九〇五、二四三	一三五、一六一、九八四	一五四、八二五、四八六	一三八、二六八、二五六	一三・五八
英領北ボルネオ	三、九〇一、七八九	七、五一八、一四八	六、〇四〇、三五七	五、八六七、〇五九	〇・五八
ブルネイ	一、〇三九、〇八四	一、一八九、七八七	一、四九五、八七九	一、三五九、一二四	〇・一三
サラワク	二二、六一八、八七七	四八、七五五、二五八	四二、三六三、六四七	三九、七〇三、五四五	三・九〇
印度及緬甸	六八、九八五、六八二	八〇、九一〇、四七九	九〇、二九六、六四一	八一、五五七、六九五	八・〇一
錫蘭	一、〇九三、八九八	一、三〇二、六九九	一、五二四、五一一	一、六一五、六二一	〇・一六
香港	三六、三九九、六三一	四一、一六五、四一九	三八、四一一、二八四	四二、八二五、九三三	四・二一
加奈陀	一七〇、八二〇	二三九、四四四	三、〇三六、五〇一	四、七六四、七九九	〇・四七
濠洲	一五、〇九三、二三四	一八、二〇一、〇三四	一五、二九〇、九五〇	一七、二〇〇、四八七	一・六九
新西蘭	八二、一九五	一二七、四八五	一五一、二〇〇	一二〇、七九六	〇・〇一
南阿聯邦	六、四九三、〇〇二	五、三六二、六八四	五、五七七、八六七	一二、一七二、六五四	一・二〇
其他英領諸國	五一五、〇四〇	二八五、二七八	八二三、七八九	一、五六三、八一七	〇・一五
米國	二二、八八四、七一六	三九、八五五、一九二	四五、三二三、五三三	三六、五五四、九五六	三・五九
蘭領印度	二三一、六四四、三五一	四〇三、六八八、八九六	三七〇、七八八、四四一	三六五、六一二、一四〇	三五・九二
暹羅	七二、〇七〇、四四七	九四、一二二、一八八	一〇〇、五一九、〇九六	一一三、一九一、五一七	一一・一三
日本	一六、五五五、五二六	二九、九五六、九七二	三四、八九九、八三三	三〇、二一五、二〇八	二・九七

支那	二七、〇四三、二〇九	三五、四〇〇、三一四	四八、七四六、八九七	三五、五四九、六五三	三・四九
佛領印度支那	一五、一九五、六二六	一六、七二四、五四九	二〇、二六五、二三一	二四、〇五三、〇六五	二・三六
佛領印度	二、四六五、一一四	三、三三六、〇一三	二、八九二、四三六	一、九六五、九九五	〇・一九
比律賓	一、〇〇四、七三八	一、三四二、一八八	一、四三二、八四七	一、四三四、〇二三	〇・一四
和蘭	五、四三〇、六九九	九、四八七、〇九六	一〇、九三二、八〇九	一一、六六八、一〇〇	一・一五
佛蘭西	六、五八三、二四一	七、九四二、二七五	一三、三〇〇、七一一	一一、一七二、六〇六	一・一〇
獨逸	五、七六三、九九五	八、五三七、一五〇	一三、七一五、四六七	一三、七〇五、三九六	一・三五
伊太利	五、四三九、八〇六	九、六七五、五〇三	一五、九四七、四四三	九、六七一、八七七	〇・九五
白耳義	二、六三九、四二九	三、〇七六、一六四	五、一〇五、九五五	四、八二九、八三二	〇・四七
丁抹	九七〇、七八六	六九六、三二三	一、一三六、五八三	一、一一三、六九五	〇・一一
瑞西	—	—	—	三、五〇六、二七五	〇・三四
西班牙	三一、三三一	七六、六五九	一二八、九七九	七〇、五四九	—
瑞典	六八九、五一〇	六七四、七五六	六一六、八七四	七六四、六一七	〇・〇八
埃及	六二八、五七六	六七六、四六六	六二六、五四七	六三八、二六三	〇・〇六
其他諸國	二、三五二、三七一	二、五六三、八四〇	三、八九四、八四九	五、〇七四、九〇二	〇・五〇
合計	六六六、六九二、九六六	一、〇〇八、〇五二、二四二	一、〇五〇、一一一、六四三	一、〇一七、八一二、四五四	一〇〇

主要品別輸入貿易

第九二表　英領馬來品別輸入貿易額連年比較表

品目	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
第一類 動物、食料品、飲料品及煙草									
穀類及穀粉									
大豆	噸	一七、〇七七	弗 二、〇八二、九九五	二三、八四四	弗 二、七六四、八一一	二八、五三三	弗 三、四八〇、八二四	三五、二五〇	弗 四、〇二〇、四五八
米	同	五八〇、七三五	七二、六〇五、七七〇	六五〇、〇〇七	八〇、六四九、五九二	七七五、三八〇	九八、五七八、二六九	八三九、九五九	一〇四、三五四、七七五
小麥粉	同	四二、五七二	五、六七〇、九九九	四八、三八〇	七、六三一、九八五	四九、五四四	七、七三九、六五五	五七、〇六一	八、〇九〇、七五八
サゴ（各種）	同	五七、二〇三	五、〇四〇、一六五	四七、五〇四	四、二二五、四八五	三七、六二五	三、二四五、〇二六	四二、二九八	三、七二一、九八二
タピオカ（各種）	同	六、九八二	一、〇九四、三三〇	六、二四七	七六六、二三九	七、六八七	八七六、一六一	八、三二七	九〇八、九三一
其他		—	二、五四七、二四四	—	三、〇三七、九八三	—	三、七〇七、六八九	—	四、〇六一、〇八六
家畜飼料									
麩	噸	一一三、一〇〇	五、九二一、一六六	一一四、八四四	五、五八五、九八九	一三九、七九二	六、二五四、三六七	一三一、八七八	六、一八五、〇二七

出所＝同前表

品目	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
其他	噸	九、六八四	一、〇二一、九二一	一〇、五三五	一、一六一、四九六	一三、四三三	一、五八四、七五六	一三、九八八	一、六二八、九五〇
鳥獸肉類		—	三三、三二六、八〇三	—	二、七六一、〇九五	—	三三、二九七、八六四	—	三三、四四五、九一四
食用動物									
牛	頭	三八、四五五	二、五八九、九三四	四六、〇七一	三、二五八、一七三	四六、一一八	三、六三九、七八七	三八、〇五三	三、三一四、一四五
豚	同	一三九、四六九	三、二〇四、九六四	一八三、三四三	四、三二八、六三七	二二六、九五一	五、七一四、五二七	二二〇、六四五	五、八三六、三五一
其他	同	五四、三二八	七四三、三二三	五八、一〇八	八四四、二二四	七九、三三七	一、一九七、二〇九	九一、九九九	一、四五七、九八〇
燕巣	噸	一〇三	一、〇八〇、一六八	一〇七	一、二四八、一一五	一〇〇	一、二九三、四七一	九九	一、〇七七、八三五
ビスケット	ハンドレッドウエイト	一四二、二五六	八七三、一一四	二二、五二六	一、四二九、四二一	三三、〇六九	二、〇六七、三五二	二七、八四二	一、八四〇、五九七
バター	同	一二二、一一〇	一、〇二五、五六五	一三、八四五	一、〇一一、四一〇	一五、四一五	一、一七九、九八七	一五、七四四	一、一七一、七二一
珈琲	千封度	一六、四九四	四、九八八、三六三	一八、九一三	六、四九一、八七〇	一八、五八一	六、一二三、八〇二	一八、八七〇	五、二四四、三七八
カレー材料	ハンドレッドウエイト	七五、七三八	一、四〇九、六八五	八九、六八六	一、五四八、一三一	一〇四、〇一一	一、九二八、七四七	九四、八〇三	一、七四六、〇六二
生卵及鹽卵	百箇	二一五、三一〇	五四八、〇五八	二八九、五六八	七八九、〇二〇	三八三、一一八	一、〇九九、二四三	五二二、八八四	一、四八七、〇三四
魚類									
乾魚及鹽魚	噸	四七、九一七	一二、四七一、二六三	五六、一七二	一三、八八九、三七六	五六、五三五	一五、七三〇、八六〇	五二、六〇九	一五、四五九、七五九
鮮魚	同	一、五六六	六四三、四七一	一、三五九	六四五、八五〇	一、六三五	八一三、二一七	二、〇八六	一、〇三四、〇五六
鰯罐詰	同	五、三八一	一、七一〇、一八六	六、五九二	二、一〇八、五三一	七、七四三	二、五〇二、〇六七	六、八〇二	二、二一七、八九五
其他	同	一、〇〇三	九五五、七五四	一、二八一	一、一二九、六六三	一、六七七	一、四〇五、六二三	一、九三一	一、六四〇、一七四
果物類									
生果物	噸	八、三二一	一、三二一、〇七八	七、八〇八	一、三八一、九八〇	九、二三八	一、九二五、五四一	一二、七二三	二、八〇八、五八九
乾製及調製果物	同	一一、七三三	二、四四一、九五九	一〇、八七〇	二、六八六、二九四	一二、三二六	三、二三三、七三八	一三、九九八	三、五二八、四一七
罐詰果物	同	一、九五六	五二八、〇三一	二、三〇八	七一三、四二二	二、九八三	一、〇二七、八九三	二、四六一	八〇四、二三四
ギー（印度牛の乳酪油）	同	一、一九七	一、三九〇、六九八	一、二九八	一、五一八、八一六	一、三九三	一、七三五、三八八	一、四〇四	一、七二六、五三三
煉乳	千箱	七二〇	九、五九三、一〇一	一、〇〇五	一二、九三一、七六八	一、一七九	一四、八七一、八四二	一、二二五	一四、五二四、二六九
香料									

檳榔子	噸	四〇、〇二一	七、七〇五、八五〇	三九、九七七	一〇、〇〇九、三二三	四〇、五二五	九、三九九、五〇〇	三二、一三一	五、八七八、四三三
丁香	同	九七三	一、一一〇、一六五	一、五三三	一、四三三、七四五	一、二七〇	一、〇四九、五八七	一、七〇二	一、〇八九、四九九
肉豆蔻	同	一、七七二	一、一五八、六四七	一、六九七	一、三九六、〇八二	二、二五七	一、四九一、八八七	二、四三六	一、二七七、〇五五
胡椒	同	一九、〇九二	七、八二〇、八二三	一四、二一二	九、三九一、一三一	一四、三五〇	三、二二四、七五九	一一、九一五	一五、〇二七、八二七
其他香料	同	三、二四五	九二三、五八六	三、四九五	一、一〇四、一四八	三、六六八	一、五〇〇、六九七	五、二四一	一、九二〇、三四四
砂糖	同	九一、一五二	一八、一五六、〇四〇	一二二、九一九	一五、八〇七、六九六	一〇八、八二九	一五、一六八、五一九	一一〇、六八三	一五、三六六、七八七
茶	千封度	八、四二四	三、二四六、七三五	九、一二七	三、六三四、四一四	一一、一九八	四、五三八、六五〇	一〇、七七八	四、五四一、八九八
蔬菜類									
馬鈴薯	噸	六、四一二	七〇九、三一〇	六、八三二	七九三、五〇六	八、一一一	九三四、五一八	一〇、六五二	一、一五四、一八四
漬物	同	一三、〇三七	二、五一六、〇六七	一七、四一九	三、四〇九、三八四	二三、九〇六	四、八三三、六五一	二一、四二九	四、六五三、七七六
玉葱及韮	同	二三、一七二	二、七六四、一七八	二四、〇〇四	二、七三八、九一八	二三、九七八	三、一九三、二〇九	二八、八五六	三、三六二、三七四
其他	同	四、一一〇	四〇二、五三二	五、七四六	五五四、〇〇五	八、一八三	九一五、一五〇	一〇、一九三	一、〇五三、三八八
其他飲食料品（無稅品）		—	七、四二〇、三〇六	—	八、九六二、六三〇	—	一〇、六一〇、七〇六	—	九、七九八、三三五
課稅飲料品									
ブランデイ	ガロン	三一三、五七一	二、六八一、〇八七	四二三、二二四	三、四八五、一六〇	五四一、三四五	四、四八七、八〇七	四四八、九四九	四、一六二、五三七
ウイスキイ	同	一二七、五五三	一、五〇一、六四五	一三五、四一三	一、四五三、七一六	一三五、三〇六	一、五八五、五四二	一三九、二四〇	一、六一一、七四一
アラツク及サムスウ	同	五四五、一八二	一、一六七、〇六三	六〇八、七一六	一、四九六、八一六	七〇二、二一三	一、七一三、八九〇	四六三、〇六一	一、四六二、二九八
麥酒及エイル	同	四六一、九三五	九六九、〇六六	六一二、二六二	一、三七七、七〇〇	八四九、二五六	一、九三四、三二五	九五四、六四九	二、二〇〇、九三二
ポーター及スタウト	同	二七九、三九七	九三一、八五五	四三八、〇一二	一、四〇八、六四三	八〇八、九八六	二、五六七、三〇七	七〇二、四四二	二、一三四、五九五
其他	同	一一八、八四〇	八五四、三九七	一六三、七一一	一、一六八、四七九	二三八、八三五	一、六二二、二五六	四二三、五三五	一、八七四、六三二
煙草									
葉巻煙草	千封度	一九二	三一五、二四四	二八一	四二四、三一七	三一六	五〇七、一一九	三三〇	五四九、三二一
紙巻煙草	同	一二、六九八	二三、三五八、〇四四	一五、三九八	二九、一二八、八四七	一二、四三六	二七、一〇二、二五三	一一、三八三	二六、三三四、二一〇
製造煙草	同	七七四	一、一三六、一二八	九、四九七	六、五〇八、四二〇	八、三二三	六、〇一六、八八二	七、七〇〇	六、〇〇九、四一四

土人煙草	千封度	一二、九三九	五、九七四、五五二	六、一〇一	一、七五八、五一九	六、四五二	一、九七二、六二一	六、五八八	二、一三六、五二四
動物（食用に非ざるもの）	頭	四三、〇五八	一六六、〇二六	九二、一二五	二一七、三四六	五五、六六二	二八五、二五七	八一、一三一	三四六、七三四
第一類合計		—	二三七、九四四、八三二	—	二七四、一〇二、三三一	—	三一一、七一〇、〇九二	—	三一七、二八四、七三〇
第二類　原料品及半製品									
石炭	噸	六七三、九六二	九、九一二、一七一	六二七、四八二	八、〇五一、七九九	七九三、三〇一	九、五四四、五七五	八七六、三四八	一〇、九七二、一四三
其他非金屬鑛產物	同	—	一、八〇四、一〇八	—	一、七〇三、〇四五	—	一、九〇八、九二三	—	一、八三四、二六四
錫鑛	同	三七、九〇九	五五、三五八、六九〇	三九、四八九	六〇、九八四、一四〇	三六、八九一	六二、五九八、八二〇	四二、二五四	七三、三六一、九八六
其他鑛石及鑛滓	同	二、四一六	九五、一二九	三、三一二	一四八、六二五	三、二四五	一五二、八〇九	一、八六七	七四、〇九二
木材及薪材									
薪	體積噸	一五〇、八〇四	一、〇一九、三二一	一三七、四二一	一、〇三〇、五九九	一〇三、七五二	一、〇九四、三〇五	一〇二、七〇二	一、〇八九、四九三
板	同	九、二二六	五七四、四三四	一四、七七三	六九三、八九八	一七、〇七四	一、一五一、八二〇	一三、七四一	一、一一一、六七九
木材	同	一八三、〇五七	二、五八二、六六六	一六二、五七七	二、六〇二、四一七	一五一、六六六	三、八四四、三二三	一九〇、六五四	四、七四七、三三五
其他	同	—	四三四、三〇三	—	三七九、〇八二	—	二五二、二九三	—	三九六、四九七
製油用種實及仁									
コプラ	噸	六七、三一四	三、九二八、七五五	六六、八一五	一三、〇三五、六四八	八一、〇一〇	一五、一七七、七五五	五六、五三八	一〇、〇四〇、一〇二
落花生	同	六、六八二	一、一五四、〇三六	一〇、五九七	一、七三七、三五一	八、七二一	一、五五〇、五三七	一一、五四八	一、九〇五、〇九六
其他	同	四、四〇八	五八九、二四四	五、六一六	九二九、九二六	八、七二六	一、九一一、四二三	四、五三一	八〇六、六三二
樹脂及ガム									
安息香	噸	一、四四四	六九六、七九四	一、五八六	八〇二、六五五	一、五六七	九一八、〇八〇	一、六二六	一、〇二二、二八四
ダマル	同	六、五六七	一、二一九、五四三	五、四五七	一、〇三三、六八九	六、八〇五	一、三〇八、四五六	八、九六七	一、五七四、七八八
スティツクラツク	同	一、〇〇四	一、一四〇、三七七	六九九	七五〇、六九八	九〇四	七一九、四五四	一、五六六	一、五六八、六八六
其他	同	二、二六八	一、一八四、六三七	一、七二二	九〇四、二一一	一、九七四	一、〇二七、七二三	二、〇六七	一、二五九、二二三

カチヤン油	ハンドレッドウエイト	一九〇、三八五	三、六八九、三八七	一八八、〇七四	四、三〇七、〇九二	二三九、五三〇	四、七六〇、二八五	二四一、四六四	五、〇九五、二二五
其他油脂及グリーズ		—	一、四二〇、四二八	—	一、一三六、〇〇二	—	一、一三六、〇三六	—	一、二九三、五四五
皮革類	噸	三、九八〇	二、三八五、九五三	三、五六二	二、二一三、九一九	三、一四三	二、〇〇〇、六〇一	二、九〇一	一、八〇五、九五九
護謨及ガタ・パーチヤ									
ガタ・パーチヤ	噸	九、四〇五	三、八二〇、〇〇八	八、九七六	四、一二三、四七四	一一、五一三	六、七五三、六〇四	一、八九二	一、七四二、八八三
ジエルトン	同	—	—	—	—	—	—	七、三九七	二、三〇七、〇二三
パラ護謨	同	一〇八、五二四	七六、二九七、七九七	一五八、九三一	二三七、六一七、〇六七	一五一、五一一	一七〇、四九七、二八二	一八三、二五〇	一七一、九一三、三四四
其他		—	三四八、一〇二	—	一、八四六、五二五	—	七五二、三九七	—	三五五、六〇七
籐	噸	二一、九五一	三、六六三、一六一	一九、八五二	三、五四六、八八〇	二一、〇七七	四、四六七、六九四	二〇、七八六	三、九八九、五三六
其他合計		—	五、二九二、一一一	—	五、〇七八、九六六	—	五、〇〇四、九八八	—	五、一三一、三九五
第二類合計		—	一八八、〇八三、八八七	—	三五四、七四六、七〇八	—	二九八、五三四、一四四	—	三〇五、二九八、九一五
第三類 全製品及主製品									
窯製品及硝子									
石綿製品	噸	一、八五〇	二三二、九二〇	二、七五九	三五〇、〇一五	九、九〇一	一、八五五、一〇七	五、八四〇	六八九、八九四
陶器類及磁器類	梱	一、二四七、八八〇	一、五一九、〇五七	一、七五一、八六三	二、九四九、〇二九	七三〇、九七七	一、六八六、四六三	一、二六八、五一九	三、〇一〇、〇七三
セメント	噸	八六、三三三	二、五五七、六三四	一三六、三八七	三、八二一、六〇二	二三九、三三五	六、七七〇、九五〇	一六一、五七九	四、五六三、七五〇
タイル	同	八、三九四	五〇四、九四八	九、〇二九	四九一、七八一	一九、七二三	一、〇一五、二五〇	一三、五三一	七一五、八六二
其他		—	一、八〇一、二〇四	—	二、八八一、六九二	—	三、二〇五、〇〇八	—	三、六二七、二一三
鐵・鋼及同製品									
鋼	噸	一三、三五三	一、四三二、一六一	一五、五六二	一、三四七、〇四五	二二、六八七	一、七五二、四一四	二一、八一一	一、七六一、六九三
琺瑯鐵器	同	三、五八二	一、七九五、〇〇〇	四、七一三	二、五三三、六四五	四、〇二三	二、一一四、七八一	四、七八六	二、六六一、〇八三
生子板	同	八、八四九	二、一二六、一七六	二四、六六七	三、五六〇、一二三	二三、二五五	四、八七六、六四二	二三、七九三	五、二六七、三二四
錻力板	同	一五、六四五	三、六六五、八〇九	一四、三六七	三、二四六、五六一	一七、四二三	三、五六一、二二八	一四、八一四	二、九八八、五六〇
軌道用チユーブ、パイプ及附屬品	同	一〇、四〇九	二、二三〇、五二九	一八、三八〇	三、九七八、三二七	二一、七三九	三、三〇九、二八五	二一、八一八	二、九六二、七〇〇
其他		—	九、七八七、五六五	—	九、一四〇、九八二	—	一三、四七七、八五九	—	一三、一八二、七七七

眞鍮及眞鍮器	噸	六一五	七三九、五八六	八三二	一、〇一五、一〇九	一、一一〇	一、四三九、五二六	一、〇六二	一、二五六、五六二
其他金屬及製品		—	二、三三九、三二五	—	二、五六〇、一四九	—	三、〇三一、三六八	—	二、五四二、九二二
刃物及金物類		—	三、〇七五、三九五	—	四、八七九、四四六	—	五、九三二、〇二〇	—	四、八五三、四一二
寫眞材料及フィルム		—	七八四、五三八	—	七三四、二一七	—	一、一〇四、五七六	—	一、二四一、二二〇
電氣用品及器具		—	二、二八二、一八〇	—	三、三二〇、〇六六	—	四、二三〇、三八五	—	五、四四三、八七二
機械類									
電氣機械	箇	三、九五七	九九八、一九四	四、三八一	一、三六〇、六六六	四、六四一	一、九三〇、〇二四	三、〇六〇	一、九五五、三五四
ミシン	同	一六、二一〇	九五七、三〇二	一九、四五八	九五二、三一六	四七、六二六	二、二七〇、八八五	三〇、六八一	一、六〇一、一五一
其他機械類	同	—	六、七七七、〇一六	—	一〇、七〇一、五〇四	—	一五、四五七、三三二	—	一九、三五八、二〇七
綿絲及綿製品									
綿絲	千封度	一、七〇二	二、〇五五、六三五	一、八三六	二、〇九一、二七四	二、〇一八	一、六五〇、八四五	一、四七六	八五五、八二四
無地反物	千碼	五〇、六二三	一二、八七〇、〇五五	七三、〇二七	一八、五二五、三五四	五六、九一八	一四、一六九、八一七	六一、一五〇	一三、三六五、四二〇
染色反物	同	三九、一八一	一一、一八三、〇五四	六三、八八五	一八、八一五、四五六	六五、二四一	一九、三四七、二二八	六九、〇六三	一七、四一〇、六八三
捺染反物	同	二二、七二九	六、三七七、四三一	三三、五五〇	八、六六八、二七二	二八、一〇七	七、七三七、二〇八	二四、一八七	六、一一一、一四七
サロン、スレンダン、カイン	千箇	九、五一〇	一三、一四四、二七五	二一、四九三	一七、二四三、四九四	一二、三三五	一七、三六一、二一二	一〇、六七三	一四、一四八、二二四
縫絲	グロス	一四〇、七〇二	一、三〇〇、九三八	一〇三、四三九	一、六八九、一八九	一一六、七五六	一、七六一、九〇二	一〇〇、〇八四	一、二三三、七五四
其他		—	一、八二六、五九二	—	三、五九三、九三六	—	四、〇七三、六七〇	—	三、〇五一、六〇七
羊毛製品		—	一、七一一、六八二	—	二、七二二、三四六	—	三、九二〇、八三九	—	二、五九六、〇三二
絹及絹製品		—	三、八六六、八三五	—	七、四三二、八四二	—	九、八四七、五八九	—	七、一八四、一四三
其他纖維製品									
ガンニー	百箇入梱	一一、四六九	四、三二七、六九二	一五五、七七一	七、七二〇、九四一	一四二、二三九	六、五四八、四九八	一七一、八九七	六、五六九、一四三
麻絲	噸	二、〇五二	一、〇八七、七二九	二、二六〇	一、三五〇、六四一	二、五九四	一、四九六、四〇九	二、四九四	一、二三一、一六七
カンバス	百箇入千梱	九七九	七五一、三六六	一、四〇四	九八七、一四八	一、六二二	一、〇四二、八二四	二、〇〇〇	一、〇九八、七五四
其他		—	二、四三〇、八七一	—	二、二九四、二一八	—	二、七〇二、〇七八	—	二、九七七、七七一
被服類 裝身具		—	一、六九七、八九五	—	二、四〇〇、八五八	—	二、七五九、五九九	—	一、九八四、〇一〇

靴類	打	三九、六八三	四二六、三三五	四七、九五八	六五八、二六三	六八、六七三	一、〇九三、二六五	八七、五七七	一、一八五、五六一
帽子類	同	七〇、三九七	一、〇二八、五二六	一一八、八六〇	一、八四二、二六二	一二六、八四三	二、四三四、一一二	九一、五〇四	一、四六六、三三四
下著類	同	三七七、五一五	一、八〇一、六一五	五〇五、九七三	二、五三三、五一六	五七五、二八三	三、六七九、〇一三	四八四、六五〇	二、五九四、七二四
其他		—	一、〇〇八、一一九	—	一、七二九、四四二	—	二、七七三、九六九	—	三、〇一五、八四八
化學製品		—	二、四八八、九一四	—	三、八二〇、五一五	—	三、九〇〇、四二三	—	三、八二七、三八九
藥品類									
製品	千封度	二、二八三	二、〇六七、二九六	二、一七〇	二、三二四、〇四九	二、七五八	二、八三六、四四五	二、七七四	二、九五八、九二三
生阿片	同	六二六	四、八六五、四〇〇	三五九	四、八二〇、九二五	六二六	一〇、〇〇一、四二八	四五一	七、三〇八、一四九
其他	同	四、四〇六	一、五三三、一四三	五、六一二	二、〇二七、四一四	六、九三五	二、八四八、一八七	六、四八四	二、九四一、五〇七
染料及顔料		—	二、七三九、四〇二	—	二、六三七、五四六	—	二、六七五、一四二	—	二、八五一、二九四
加工油・脂及樹脂									
燈用石油	噸	九三、七〇四	一五、〇二三、一三三	一一〇、〇七〇	一八、〇九四、六七五	九一、三一六	一五、一一四、二五二	一三四、九九四	一八、九五一、三八四
液體燃料	同	二九八、七一〇	一〇、四四五、二三〇	三〇三、五三三	一一、九九一、六五三	三四六、六一一	一三、〇五七、四一五	四七五、〇四四	一八、九八六、一四一
減摩油	千ガロン	四、六六五	三、四二一、九六六	六、二二七	四、一八三、七九三	六、二四三	五、〇六七、一九二	五、九二九	五、一五〇、一九二
發動機用油	噸	一〇七、一一三	二九、二〇九、八〇九	二三五、八四〇	六二、五四五、九二四	二七三、二七〇	七五、二六八、九五五	二六九、三一九	六五、四二六、四九七
石鹼		—	二、〇四四、九六一	—	二、七三六、一六七	—	二、八三二、八五〇	—	二、九六〇、七七二
其他		—	一、一六二、七三一	—	一、六八九、二四四	—	一、五一二、三五二	—	一、五二八、四三八
鞣皮及同製品		—	一、三三二、一一七	—	一、六八〇、七六七	—	二、一一二、六四六	—	一、六五九、七二七
紙及同製品		—	四、〇三〇、四四四	—	四、八三二、二三二	—	六、〇五七、三五二	—	六、四六三、〇五四
車輛類									
自動車	臺	二、七二九	五、二八三、四二三	八、八九六	一四、七四七、九〇五	一一、二六三	一八、一一〇、七一九	八、〇五三	一三、一三一、〇八一
部分品及附屬品	千箇	六、一五二	二、七二五、〇六五	八、七九二	四、四五二、七四八	六、七九七	四、八〇七、四七〇	六、四六五	三、八二九、二四九
其他		—	九六九、二四四	—	二、五二六、五五五	—	二、九二四、五七〇	—	二、六四六、〇三三
護謨製品		—	二、七一〇、四七〇	—	四、一九九、五〇八	—	五、六五四、六八七	—	六、三二三、六九七
爆竹及花火	ハンドレッドウエイト	三九、九七三	九五九、三六六	四七、五一二	一、一八四、〇〇二	七六、五八八	二、〇〇六、五六四	四五、三四七	一、二八九、三六〇

室內裝飾品	箇	四七四、五九五	四一〇、一五一	六〇五、三四二	五六三、九一五	八七〇、八八七	一、三三五、七七七	六六三、三〇二	一、〇六三、八三四
模造金銀箔	包	—	—	二、一六二、二〇〇	二〇、三四〇	五、九四一	三六、四五六	五、二二五	一、〇三五、六一三
小間物及玩具類		—	九一三、五一八	—	一、五六一、四四五	—	二、五六五、八四三	—	二、一一二、六一六
禮拜用紙及線香	千包	三、八五〇	二、〇八八、六二六	三、七八〇	二、二一七、三六二	五、三三九	二、六五七、五八一	四、七〇二	二、三二七、三五一
燐寸	百萬本	二四、九二三	一、六四三、〇五〇	二九、〇七一	一、五八九、八〇二	二五、九五三	一、四一二、九八六	二六、六〇〇	一、五〇一、七二一
蓙及莚	ハンドレッドウエイト	六三、四七〇	一、〇〇〇、五九〇	七一、〇四一	一、二五六、二四一	六二、三三七	一、三七七、三七六	五〇、九六八	一、一六五、〇六〇
香水類及コスメチック	梱	一、〇四二、三八五	一、五九六、六五二	一、〇五八、二二八	二、六一六、一一七	七三〇、六七八	二、八九八、七四五	二五五、〇二一	二、六三二、三三八
包裝用箱類		—	三、〇五八、二五六	—	三、八二九、一五一	—	六、一八六、〇九五	—	四、五六四、九〇九
其他		—	—	—	—	—	一七、一六六、七五八	—	一五、三六九、五四五
第三種合計		—	二二七、二八三、三二九	—	三三九、〇九四、三二九	—	三九三、六〇四、三八八	—	三六七、九七八、一三四
商品合計		—	六五三、三一一、九四八	—	九六七、九四三、三五八	—	一、〇〇三、八四八、六二四	—	九九〇、五六一、七七九
正金及地金銀		—	一三、三八一、〇一八	—	四〇、一〇八、八八四	—	四六、二六三、〇一九	—	二七、二五〇、六七五
輸入合計		—	六六六、六九二、九六六	—	一、〇〇八、〇五二、二四二	—	一、〇五〇、一一一、六四三	—	一、〇一七、八一二、四五四

第九三表　英領馬來一九二六—二七年主要仕出國及主要商品別輸入貿易額一覽表（其二）

仕出國及年次	鹽・乾魚	機械類	銅・銅製品及同鍍	煙草	絲及絲織品	鑛	錫	佛領印度支那	米	石油物産	護謨
英本國 一九二六年											
一九二七年											
北ボルネオ 一九二六年											
一九二七年											
サラワク 一九二六年											
一九二七年											
錫蘭及印度 一九二六年											
一九二七年											
香港 一九二六年											
一九二七年											
支那 一九二六年											
一九二七年											
蘭領東印度 一九二六年											
一九二七年											
佛領印度支那 一九二六年											
一九二七年											
比律賓 一九二六年											
一九二七年											
和蘭 一九二六年											
一九二七年											
佛國 一九二六年											
一九二七年											
伊太利 一九二六年											
一九二七年											
瑞西 一九二六年											
一九二七年											
其他諸國 一九二六年											
一九二七年											
合計 一九二六年											
一九二七年											

日	支佛領印度	本國	英領北婆羅洲	米國	佛領印度支那	比律賓	和蘭	佛國	獨逸	伊太利	瑞西	其他諸國	合計
砂糖					四五、〇〇〇								
煉乳					三五、〇〇〇								
初椒					三、〇〇〇								
自動車													
石炭													
蔬菜類													
ヨーグラ													
小麥粉													
生阿片													

英領馬來一九二六—二七年主要仕出國及主要商品別輸入額一覽表（其二）

日	支佛領印度	本國	英領北婆羅洲	米國	佛領印度支那	比律賓	和蘭	佛國	獨逸	伊太利	瑞西	其他諸國	合計
砂糖					四五、〇〇〇								
煉乳					三五、〇〇〇								
初椒					三、〇〇〇								
自動車													
石炭													
蔬菜類													
ヨーグラ													
小麥粉													
生阿片													

英領馬來一九二六—二七年主要仕出國及主要商品別輸入額一覽表（其一）

出典は前頁に同じ

輸出貿易　概說―英領馬來の輸出貿易は輸入貿易と若干趣を異にし、原料品及半製品最も多額にして全輸出額の五四・五%を占め、全製品及主製品之に次ぎ三一・八%、食料品、飲食物及煙草額は一三%、殘りの〇・七%が金銀の輸出となる。仕向國は護謨の最大輸入國たる米國が依然として第一位にして之に次ぐ英國、蘭領印度の二國を合すれば之等の三國で輸出の約六八%を占めてゐる。日本は和蘭本國に亞ぎ第五位である。輸出貿易に關する諸統計を擧ぐれば次の通りである。

第九四表　英領馬來一九二七年仕向國及主要商品類別輸出貿易額表　單位＝海峽弗　出所＝同前表

仕向國	動物、食料品、飲料品、煙草	原料品及半製品	全製品又は主製品	金銀貨	一九二七年計	一九二六年計
英本國	一八、六六九、五五六	一二六、〇九五、九三七	二三、八六六、九〇九	三一八、〇〇〇	一五八、九五〇、四〇二	二〇七、七四〇、七〇五
英屬領地	三八、六一一、八二三	一七、〇三〇、三八一	七一、六九一、六九六	一、〇八六、一七六	一二八、四二〇、〇七六	一三五、六〇六、五八〇
諸外國	八一、九五一、四一九	四四九、四三四、七六五	二四四、三七四、三三六	五、五六一、一二三	七八一、三二一、六四三	九三〇、一二六、六〇四
合計	一三九、二三二、七九八	五八二、五六三、〇八三	三三九、九三二、九四一	六、九六五、二九九	一、〇六八、六九四、一二一	一、二七三、四七三、八八九

主要仕向國別輸出貿易―

第九五表　英領馬來主要仕向國別輸出貿易額連年比較表　單位＝海峽弗　出所＝同前表

仕向國	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年 輸出額	一九二七年 %
英本國	九四、八九三、七九五	一七八、一六〇、三三八	二〇七、七四〇、七〇五	一五八、九五〇、四〇二	一四・八七
英領北ボルネオ	四、〇四八、四六六	四、三六二、九四二	四、八五一、五四九	五、二五七、四七〇	〇・四九
ブルネイ	六七三、四四九	八八〇、六九七	一、〇六七、三五一	七九九、四四四	〇・〇七
サラワク	七、一五七、〇〇二	九、五六一、六三一	一〇、二一〇、五四〇	一〇、九九四、三九四	一・〇三
印度及緬甸	三二、五〇四、八七八	三八、〇一二、九一三	三七、一九一、八一四	三三、八八八、七一七	三・一七
錫蘭	三、一五七、九一三	五、〇四八、一四四	七、三一六、五三九	八、〇四八、六二一	〇・七五
香港	一六、六五七、五四六	一〇、〇四一、五二八	九、九七三、〇二〇	一〇、一三八、七一〇	〇・九五
加奈陀	二、七六六、三三三	四、八〇一、五九八	四、七一九、八二七	三、六四四、〇二〇	〇・三四
濠洲	七、八〇三、四七三	二二、九六八、八七四	三八、三八二、六五七	三五、六六〇、二四九	三・三四
新西蘭	二、七九三、六六四	三、四七八、五五〇	三、六九八、五八五	五、一二八、九七一	〇・四八
南阿聯邦	一、七二一、一〇一	一、五三八、一九七	一、七七六、六〇〇	三、〇七二、三七〇	〇・二九
其他英領諸國	八、五三九、六四〇	二三、一一五、六〇七	一六、四一八、〇九八	一一、七[illegible]、一〇〇	一・一〇
米國	二九八、五五四、九七二	六四三、一二八、八三三	五九七、八七四、五八八	四六六、九九八、四四七	四三・七〇
蘭領印度	八五、六九〇、九四二	一一九、三八七、一二八	一一八、〇〇八、六七一	一〇四、三六〇、四六八	九・七七
暹羅	二四、八一九、七二五	二九、五一七、八四〇	二九、九四二、一九七	三一、九一五、七四二	二・九八
日本	二六、四八六、六八二	三六、九八七、三六二	三九、九六五、五五二	三八、六二八、二四四	三・六一
支那	九、二二八、五四八	八、五〇二、六六一	九、二一二、六一三	八、五八九、〇九一	〇・八〇
佛領印度支那	七、一〇六、〇七一	七、九九〇、一八三	一〇、二〇九、〇五三	一〇、三七四、五三五	〇・九七
佛領印度	一、四五三、六三五	一、三七七、四八一	一、三三六、八五四	一、一九六、〇五三	〇・一一
比律賓	二、三一三、九三一	二、一八六、四八三	二、〇四九、〇七七	一、八三七、五九八	〇・一七
和蘭	一七、一七一、三〇二	二九、五四三、二四五	二九、六七二、八〇〇	四一、五七四、五七四	三・八九
佛蘭西	二九、八四二、五一一	四四、一三二、一八九	四〇、九一二、四四九	三四、〇五九、七二〇	三・一九
獨逸	一三、五二三、八二六	二九、六九六、四五六	一八、五七五、六二八	一六、八一八、一二三	一・五七
伊太利	一三、六四七、二二九	一八、四一〇、四四六	一五、二四四、八一一	一三、〇四六、三三六	一・二二
白耳義	一、五〇七、四七〇	二、七六二、三四六	二、四三四、四五〇	一、五一八、七七六	〇・一四
丁抹	三、四八二、〇三三	一、九二二、一八一	二、五五六、〇九九	二、八八三、三九三	〇・二六
西班牙	三、八二一、三一一	三、八一五、〇六二	三、七八〇、〇八〇	二、二五一、九七〇	〇・二一
瑞典	一、二一九、六二六	一、五四八、三二一	二、三五九、二三三	一、三六五、三一一	〇・一三
埃及	一、九六〇、七八四	五、一六六、〇四四	三、七〇六、八八八	一、〇一五、〇九三	〇・〇九
其他諸國	二、五二七、三九三	一、三三九、六二一	二、二八五、五六一	二、八八八、一七〇	〇・二七
合計	七二五、〇八五、二六一	一、一六九、八八四、九〇一	一、二七三、四七三、八八九	一、〇六八、六九四、一二一	一〇〇

出所＝同前表

主要品別輸出貿易―

第九六表　英領馬來品別輸出貿易額連年比較表　出所＝同前表

品目	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
第一類動物、食料品、飲料品及煙草									
穀類及穀粉									
米	噸	一八六、三五四	弗 二三、七一二、二七八	二四六、九四九	弗 三一、二二二、三八〇	二八〇、五三三	弗 三六、六一二、八八九	二九〇、二四一	弗 三五、九九一、五六二
サゴ（各種）	同	五八、六五五	六、五三三、七三一	五一、一六五	五、六四〇、九九四	四一、六八五	四、四九七、四六七	四四、二八〇	四、六六三、七二七
タピオカ（各種）	同	三八、〇〇七	六、五三三、七三一	三七、一一〇	四、八二二、四〇二	三六、七三八	四、三七七、九〇一	三五、一六五	四、二四五、〇六八
其他		―	三、四二四、五四四	―	三、四三四、五〇九	―	三、五〇一、六五五	―	三、四七二、五三五
家畜飼料	噸	一四、一四二	八七九、七〇一	一八、五〇三	一、一六三、四四七	一九、〇七五	一、一二二、九一七	二〇、五七三	一、一九一、四〇七
珈琲	千封度	一〇、九三九	三、四一九、七一〇	一一、八八五	四、一五九、二八九	一〇、二三三	三、五一〇、六二三	一〇、三六四	二、九五四、六九五
魚類									
乾魚及鹽魚	噸	五五、〇三〇	一四、五一一、六三七	五九、〇二一	一四、一〇四、七二八	六〇、二三〇	一五、一六一、一二四	五八、五七七	一四、三〇九、四九四
鰯罐詰	同	二、七一四	一、〇七九、七八〇	三、三三八	一、二三六、五二六	三、八五一	一、四六二、三六五	三、二〇九	一、一〇三、二九六

其他	噸	五九〇	八五〇、七三四	四七六	七〇六、〇一九	五四五	八一三、三七〇	五四九	九一一、三一三
果實類									
乾製及調製果實	噸	五、一六四	一、〇一五、七九六	四、三〇〇	一、〇五〇、三八三	四、三三一	一、一八〇、二六三	四、九一八	一、二三八、〇八八
鳳梨罐詰	同	三九、二〇四	八、八七四、〇三七	四三、二〇八	八、二三六、九四五	四〇、六三四	七、六七〇、〇三一	四〇、一三四	八、二九六、八〇八
其他	同	五九〇	一四一、三二二	一、一二七	二九〇、五七五	一、一八八	三一四、三九三	一、一〇八	三一七、四一四
煉乳	箱	一三七、〇一七	一、九一〇、六一四	一九一、三三六	二、五五五、〇八八	二三五、三〇七	二、九八九、二四〇	二〇四、二一四	二、五二八、六四五
香料									
檳榔子	噸	六二、一九五	一四、九八二、六三九	五八、九〇八	一八、二九三、三五三	六三、〇二一	一七、二八七、七六三	四九、八七九	一〇、二九九、五七四
丁香	同	九二六	一、〇一八、二七四	一、四六五	一、三四九、九七七	一、二四四	一、〇二六、二〇九	一、六四一	一、〇六九、九二五
肉荳蔲	同	一、二六五	一、四三九、七七五	一、一四六	一、四九六、四八八	一、三九七	一、五八一、九〇五	一、六七〇	一、五五六、九九八
胡椒	同	一九、五九二	八、二九六、二六一	一五、七九九	一〇、一四二、六三五	一四、四五三	一三、二九二、〇六一	一三、五一五	一六、七七五、六一四
其他香料	同	一、七六六	八三五、六二五	一、五九二	九七一、八三三	一、九五五	一、〇〇一、一一〇	二、二七五	一、一九〇、五〇〇
砂糖	同	二四、五八五	五、〇四八、二三〇	二六、〇四九	三、六九二、〇三七	二〇、二一八	二、九八四、二九六	一八、〇六五	二、五三四、一九〇
砂糖菓子	同	一一、五三四	三、〇九六、三七四	一二、五〇七	二、五四〇、〇九三	八、四一六	一、五七〇、〇八七	五、七三三	一、一〇八、七七〇
蔬菜類									
玉葱及韮	噸	八、八一四	一、三五二、一一八	一一、四〇八	一、五二三、四〇一	一三、〇八四	一、八五〇、三〇六	一五、三六一	二、〇八四、七〇四
其他	同	二、九七九	六〇五、六〇一	三、三七七	六八六、一六三	三、八三三	八七六、七八七	三、七一三	八一九、一二四
其他飲食料品（無税品）		—	六、二七六、四七二	—	七、三八七、〇三九	—	八、四八四、六一三	—	七、六三三、六八〇
課税飲料品		—	一、二五四、一九七	—	一、七六六、一〇二	—	一、八六六、五八二	—	一、八四八、五一五
煙草									
紙巻煙草	千封度	七、二九五	一〇、九二八、七二八	七、九五八	一二、三四八、〇二一	五、四一一	九、九八八、〇七〇	四、二八〇	八、五九七、五一五
製造煙草	同	五三七	九〇九、六九三	二、九九三	二、三二六、一八五	二、四五七	一、九九七、八三五	二、一五六	一、七五二、八六二
其他	同	二、四二〇	一、四二三、三五四	三八五	二二四、八九二	三五五	二一九、三二三	三八四	二一九、六六五
其他		—	三四四、八四九	—	四一四、四六八	—	五五八、七八八	—	五二七、一一一

第一類合計		—	一三〇、六九九、八〇六	—	一四三、七七五、九七二	—	一四七、七九九、九七三	—	一三九、二三二、七九八
第二類 原料品及半製品									
非金屬鑛產物		—	二、一九〇、〇八〇	—	二、一八五、〇二三	—	二、七二四、三八五	—	二、四一九、二八二
鐵鑛	噸	二三五、一一九	一、五〇九、八三九	二七二、〇〇一	一、三六一、〇五一	二七六、四四四	一、三八二、六四九	四二三、二六四	二、一一六、三二〇
其他原鑛及鑛滓	同	三、六三九	二七六、四一一	一、七三九	二〇五、八九九	三八、七七二	四七四、〇四二	五三、五六七	五四二、二三〇
木材及薪材		—	三、四八七、九六五	—	二、二六七、二八六	—	一、六六六、八九六	—	一、六四五、二一六
製油用種實及仁									
コプラ	噸	一五九、〇四九	三二、六六八、二三八	一五三、二三六	三一、一一〇、〇三五	一八五、四〇四	三六、九八八、二七二	一四〇、〇四二	二六、五七八、四八七
其他	同	八、二四一	一、三一二、六七一	八、二八二	一、二四九、五三七	八、一一七	一、八六二、三五四	四、三三六	八三八、八四〇
樹脂及ガム									
ダマール	噸	八、七〇九	一、九四九、九四五	七、九二八	一、七八八、八九三	六、六四一	一、七七三、一一三	八、九〇〇	二、一二七、〇二三
スティツクラツク	同	九六三	一、一三六、〇三一	八四七	一、〇二八、四五一	七九三	六六三、一三八	一、八三二	一、八三六、六四九
其他	同	三、八七三	二、〇七七、九七二	四、〇二一	二、一一六、三五一	三、四九一	二、〇四三、三六一	三、六三一	二、一五六、〇四〇
油・脂及グリーズ									
古々椰子油	噸	六、〇九三	二、二〇四、四〇四	七、六八五	二、八三六、一七八	八、五八六	三、一四四、一三九	一〇、三〇〇	三、四七九、一二九
其他		—	八六八、六五五	—	一、〇三一、三四二	—	一、一四一、〇一七	—	一、一四〇、一六二
皮革類		—	一、五五三、五八九	—	一、八四九、三四一	—	一、一三〇、〇六四	—	一、三六六、八六六
護謨及ガタ・パーチヤ									
ガタ・パーチヤ	噸	八、七〇九	五、五一三、四七一	八、四二九	六、一六一、三八三	九、七二四	九、〇五四、七八五	二、二八二	二、〇一五、三五七
ジエルトン	同	—	—	—	—	—	—	五、九八九	三、一六四、〇〇二
パラ護謨	同	二五九、七〇六	二六四、九三九、七三三	三一六、八二六	七四六、二三八、二三五	三九一、三三七	七二一、三〇二、四一八	三七一、三〇九	五一九、四六五、一八七
パラ護謨乳液	千ガロン	八〇四	一、二五二、一七九	二、三一六	一〇、四一三、三四一	二、〇八八	六、六五〇、〇七一	一、五六一	三、五二二、五五〇
其他		—	四三、九〇七	—	二五三、七九〇	—	二一七、七七一	—	四〇七、四八六
籐	噸	二二、七七七	五、五八一、七四九	一八、三四九	四、八二〇、六四五	一六、七一五	四、七三九、二九四	一五、九六〇	四、三三〇、九〇八

ガムビル	噸	六、二九七	三、四五三、〇八三	五、七二一	二、五四四、四五四	四、九八九	一、五〇〇、九八四	五、〇〇一	一、一四二、三五〇
其他		—	二、七五〇、四六四	—	二、六一三、五五四	—	二、二六三、三三五	—	二、二七八、九九九
第二類合計		—	三三四、七七〇、三八六	—	八二三、〇六四、七八三	—	七九〇、七一二、〇七七	—	五八二、五六三、〇八三
第三類 全製品及主製品									
窯製品及硝子		—	一、八三〇、四〇八	—	二、六〇五、四〇九	—	二、三八三、一一〇	—	二、二八六、二四七
鐵・鋼及同製品		—	三、二一八、七八二	—	四、八五八、〇三三	—	四、九九八、八八一	—	三、九八七、六七三
錫	噸	八〇、六七四	一六九、一四七、五〇〇	七九、〇八二	一七五、二〇二、三九九	七六、三三四	一八五、五二六、四九七	八三、七七三	二〇六、五七一、〇八一
其他金屬及同製品		—	六七六、二四七	—	八三四、一〇四	—	七七〇、五九三	—	七七〇、五四四
刃物及金物類		—	一、一六六、七〇〇	—	一、二八五、四六七	—	一、二七一、〇九一	—	一、三九二、五八四
機械類		—	一、八七三、九六三	—	一、九三七、九二三	—	二、一六九、一六九	—	二、三二六、一八七
綿絲及綿製品									
無地反物	千碼	二三、〇五四	五、一七七、一四三	二三、六六七	五、六一六、三三六	一八、八三九	四、三五八、一一六	一七、一〇七	三、六二一、四四九
染色反物	同	一五、八四六	四、〇七一、四八〇	一八、七八一	五、〇一六、一一七	一五、七七六	四、一六二、八三九	一五、七七〇	四、一五七、〇九九
捺染反物	同	一二、七三七	三、一七八、五一四	一六、二一八	四、三六二、〇三二	一四、五〇九	三、九〇八、三三九	一五、一一五	三、九九三、七七七
サロン、スレンダン、カイン	千箇	五、三八〇	七、四三四、〇二八	五、六三六	七、九四一、二八七	五、五一一	七、七五〇、七四〇	六、〇八九	七、七七九、二三三
其他		—	三、〇五九、一九六	—	三、八四九、八八六	—	二、六三九、〇九一	—	二、三一一、九二三
其他纖維製品									
ガンニー	百箇入袋	一〇九、二二〇	三、六三七、五六六	一五三、六九六	六、八四〇、四三八	一四四、三〇五	五、九九九、五〇一	一八七、四九六	六、六八一、五〇九
其他		—	二、八七二、七五七	—	三、一七九、九九四	—	二、九三六、〇一三	—	二、八九八、五三五
被服類									
靴類	打	四三、〇五三	六九八、〇二八	一〇一、四〇一	一、六一一、一〇三	一一〇、八七七	一、八三七、三〇五	一九七、五九一	三、〇〇一、二〇八
其他		—	一、五六七、八三二	—	二、二三九、一九六	—	二、〇四一、七八一	—	一、八七九、五八二

化學製品、藥品、染料及顏料		—	三、〇三二、二八〇	—	三、五五五、五五八	—	二、九九八、〇八一	—	三、二三一、一〇一
加工油・脂及樹脂									
燈用石油	噸	五〇、四四六	八、二〇八、三七〇	六三、五一八	一〇、〇七六、一五三	六一、六四九	九、二八三、四一二	九二、五三八	一二、五八七、三五四
液體燃料	同	三三、八五四	一、二一七、一一一	三四、七〇一	一、四一三、二九三	四五、九六一	一、八五六、二八四	五五、三八三	二、二八八、五六一
減摩油	千ガロン	二、二六七	一、四七八、四三四	二、九七七	一、八五〇、三六二	二、四五八	一、七六七、一六〇	二、一一八	一、六三六、五三二
發動機用油	噸	六二、三〇九	一七、二五七、四四九	一八九、九一二	五三、一七五、三二九	二〇五、四五五	五七、四八五、九三八	二〇二、四三九	四八、八三四、二一九
其他		—	一、二五〇、七一二	—	一、三四六、一三四	—	一、二二九、四四〇	—	一、三八四、〇六七
鞣皮及同製品		—	二、七四六、七〇七	—	二、三五四、九六六	—	二、五四六、一一〇	—	二、五〇六、四六一
車輛		—	一、六五一、七六八	—	三、五五二、八五八	—	二、九五五、三九九	—	二、四七七、二〇〇
護謨製品		—	一、九六〇、三三八	—	二、一一三、一九四	—	二、六二一、六二七	—	三、一三六、四九一
其他		—	六、五六六、七四三	—	八、二一六、五九一	—	八、五八六、九七四	—	八、三九二、三三六
第三類合計		—	二五四、九八〇、〇五六	—	三一四、九三四、一六二	—	三二四、〇八三、五三七	—	三三九、九三二、九四一
商品合計		—	七二〇、四五〇、二四八	—	一、二八一、七七四、九一七	—	一、二六二、五九五、五八七	—	一、〇六一、七二八、八二三
正金及地金銀		—	四、六三五、〇一三	—	八、一〇九、九八四	—	一〇、八七八、三〇二	—	六、九六五、二九九
輸出合計		—	七二五、〇八五、二六一	—	一、二八九、八八四、九〇一	—	一、二七三、四七三、八八九	—	一、〇六八、六九四、一二二

主要仕向國及品別輸出貿易—

第九七表　英領馬來一九二六―二七年主要仕向國及主要商品別輸出貿易額一覽表

單位＝海峽弗
出所＝同前表

仕向國及年次		護謨	錫	石油物産	米	コプラ	綿絲及綿製品	胡椒	乾・鹽魚	煙草	檳榔子
英本國	一九二六年	一五五、四九二、六五五	二六、七八五、四六三	二、五三六	—	三、三〇一、八五七	一七四	五、九八四、七六九	—	八六	—
	一九二七年	一一一、二三三、九八三	二三、九八五、八九四	六、三八一	—	二、二一四、五一七	六三〇	八、五三〇、六三六	—	一、七六七	—
英領北ボルネオ	一九二六年	—	—	二〇三、一三三	一、四九三、五五二	二	七一三、二八五	一七三	一二、五九六	四三〇、九二三	五三
	一九二七年	—	—	二三三、九六二	一、七二四、六七六	—	七〇一、六〇六	一七七	一三、八六三	四九七、三一〇	一六
サラワク	一九二六年	—	四〇九	六〇一、八四四	二、一七八、二五八	—	九二〇、一八九	二七三	一四五、〇七九	一、二八八、七四二	九六三
	一九二七年	—	三五八	八八一、二六七	二、八三〇、一一一	—	九〇二、二一八	—	一四八、二六七	一、二九七、二二六	八〇三
印度及緬甸	一九二六年	五五〇	六、四四七、一九三	五四一、一一九	二六、〇一一	—	一、七二八、一二六	一、一七九、二六九	二、二七一、八八八	六、三八二	一三、八九六、二九五
	一九二七年	三三、一九九	八、八三八、五五四	一、四五二、二四七	一、四三三、六一七	二	一、三九〇、六九二	三七〇、一三四	二、〇九九、七六六	四、七三八	七、一八一、三二七
錫蘭	一九二六年	三、三〇二、四九八	一一二、七三三	一七三、二九〇	二、三一五、四〇七	—	八、二〇〇	二三、九二五	—	—	五二七
	一九二七年	一、九七九、四八四	一三九、一七三	一、〇七一、四二二	三、七三六、九七二	六、三〇〇	三、八一一	一六、七一〇	一二〇	—	二、六一四
香港	一九二六年	二九二、二四五	八〇六、二六〇	九二、七〇三	四、五一五	—	三五、九三七	五五一、二四八	八五、〇六五	三九、八三〇	五九四、八三三
	一九二七年	二九一、六三三	一、五五一、六二八	二〇八、三八〇	三〇、五九三	—	二三、五七六	三五九、六一一	六七、六八九	六五、四九八	二九七、七九五
加奈陀	一九二六年	一、六四八、二九八	一、七七四、五一一	—	—	—	—	一五四、五〇八	—	—	—
	一九二七年	八五八、一〇一	一、五七五、七六二	—	—	—	二	三八八、三一一	—	—	—
濠洲	一九二六年	一〇、〇九六、六一一	一一六、一五三	二五、九二一、六六九	二〇、三四九	二五	三一二	七九六、四七二	一三三	一六三	—
	一九二七年	七、四五二、〇八五	一三七、四九六	二五、九六七、八三八	二〇、六一三	—	五八一	一、〇三二、四一〇	九七	—	—
新西蘭	一九二六年	八八九	—	三、〇二五、九五三	九四七	—	二〇〇	一四五、三九二	—	—	—
	一九二七年	一、八〇〇	—	四、一五八、三一五	二、五〇四	—	二五〇	二四九、二一五	—	—	—
南阿聯邦	一九二六年	四一、三七七	二四、四四五	一、一六八、〇七五	一、四二五	—	五二	七一、六一一	—	—	—
	一九二七年	—	—	二、五〇七、七七七	—	—	—	一六九、五七四	—	—	—
米國	一九二六年	四六一、九三五、三三四	一〇八、〇一二、七七〇	—	—	九、四一六、四二〇	—	六一七、九五四	—	—	—
	一九二七年	三三三、四五五、四三八	一一四、八一二、三八九	—	—	四、〇三九、四四三	—	二、一七一、三五七	—	—	六二八
蘭領印度	一九二六年	一、一二六	一六九、〇三九	一一、〇〇二、八九四	二九、二七七、四五五	—	一三、四〇〇、九七八	二八、五一四	一二、〇七四、三七〇	八、〇三〇、五八八	一、〇四七
	一九二七年	二、〇六七	二六〇、一二六	八、八四八、五四八	二五、三九七、二二六	七五〇	一二、七八五、三二三	九、九一五	一一、四二四、一六九	六、八四三、八四四	一七〇
暹羅	一九二六年	—	—	三、四七四、五二一	四四七、五六七	三四一	五、一二四、六二六	三六、五二一	九六、六七三	二、〇五五、三五〇	七三〇、八一二
	一九二七年	—	—	四、七四七、四六六	二三六、九一六	一、〇九八	五、二一一、八三九	七、一八六	一一五、三九八	一、四九三、〇六四	八七六、四六八
日本	一九二六年	二九、一六七、三五二	三、九一〇、三八六	一、四六三、九八二	五一	一一四、九一三	二一、四四四	一六、四八五	二、六九〇	—	一一、六三七
	一九二七年	二七、〇四三、三七七	四、七四三、七七〇	四九五、七四九	—	五〇、四二〇	六、六二一	一三、九五九	四、七〇〇	—	二、一三〇
支那	一九二六年	二四九、四五二	一、八五一、八五五	一一九、七四九	三二一、〇〇七	—	一四三、〇八四	九九八、二五四	四五三、五八九	七五、二二五	五一、八〇二
	一九二七年	二八八、二七五	一、六二四、七六一	三三〇、二〇二	一二五、二二四	—	九七、五一三	二九七、九二九	四二三、二八一	四四、七九二	一二、七一〇
佛領印度支那	一九二六年	—	一〇六、[illegible]六〇	三、七六六、七八三	—	—	二三一、五四七	九〇	一、〇六七	一二六、九〇〇	一、二一一、三一九
	一九二七年	二、〇〇六	一二〇、二八三	三、〇四九、四一三	四四〇	—	二四五、三九五	—	一四八	二〇〇、九七八	一、一六八、二一一
比律賓	一九二六年	三、六三六	—	二〇、一四二	一三四、二七四	—	一七六、八七五	五四、四〇四	九、一三六	二八、二四三	—
	一九二七年	一〇、六八〇	—	三、八八七	一四五、二六三	—	一七四、二六九	五二、八九四	七、六九三	二〇、六二九	—
白耳義	一九二六年	二、〇四一、六三九	一一、九八〇	—	—	—	—	一一、六五四	—	—	—
	一九二七年	九三九、八九七	二七四、六六八	—	—	—	—	一三、六二五	—	—	—
佛蘭西	一九二六年	二五、七四四、六五九	一一、四三一、七三四	—	—	七六五、三八六	—	一七九、三八〇	—	—	—
	一九二七年	二〇、一四七、三四三	一〇、〇四一、七二八	—	—	一、九九三、六六三	—	七一、八六八	—	—	—
獨逸	一九二六年	九、七七三、七一八	七三〇、二九二	—	—	六、一二八、三一四	—	四四三、一九二	—	—	—
	一九二七年	八、六九〇、〇一九	六一五、四五四	—	—	五、〇七七、〇七五	—	三七四、二二八	—	—	—
伊太利	一九二六年	五、六〇一、二五八	八、六九一、一八六	—	—	二八一、八九八	一〇二	四九五、一六八	—	—	—
	一九二七年	二、六七二、六四八	九、二四五、六六三	—	—	一三六、五七八	—	七五〇、七三四	—	—	—
和蘭	一九二六年	五、三一四、五六六	一三、五九二、三三二	—	—	一〇、一七八、五三一	七二	六五、二四五	—	一四〇	—
	一九二七年	三、七五五、五二五	二七、八二四、七八九	—	—	八、四九一、四二三	六〇	七〇二、四四〇	—	—	—
丁抹	一九二六年	三七四、四八一	—	—	—	一、五七九、九二〇	—	四五、六七五	—	—	—
	一九二七年	三八二、三六七	—	—	—	一、九一九、四三〇	—	六二、二二七	—	—	—
西班牙	一九二六年	三二、五八五	二八〇、八〇一	—	—	二、八七四、四〇二	—	三二八、二七五	—	—	—
	一九二七年	一〇七、九四四	四三一、五六六	—	—	一、三三九、四九六	—	二三二、三三八	—	—	—
瑞典	一九二六年	一一五、一八八	—	—	—	二、一二四、〇二五	—	九、九三八	—	—	—
	一九二七年	一一五、八五〇	—	—	—	一、二三七、六二一	—	三、三八九	—	—	—
其他諸國	一九二六年	七二、四一一	六六九、九九五	二〇、〇四三、八四一	三九二、〇七一	二三二、二三〇	三二三、九八二	一、〇五四、六七二	八、八三八	一二三、六五六	八八八、四七六
	一九二七年	一、四六七	一、三五七、〇一九	一二、七六八、〇七九	三〇七、四〇七	八〇、六七二	三一七、〇七三	八八一、四九九	四、三〇三	一〇〇、一九六	七五一、一四二
合計	一九二六年	七一一、三〇二、四一八	一八五、五二六、四九七	七一、六二二、二三四	三六、六一二、八八九	三六、九八八、二七二	三三、八一九、一八五	一三、二九二、〇六一	一五、一六一、一二四	一二、二〇五、二二八	一七、二八七、七六三
	一九二七年	五一九、四六五、一八七	二〇六、五七一、〇八一	六六、七三〇、七三三	三五、九九一、五六二	二六、五七八、四八七	二一、八六三、四六九	一六、七六二、三六六	一四、三〇九、四九四	一〇、五七〇、〇四二	一〇、二九九、五七四

對日本貿易　概説―英領馬來對日本貿易は毎年約三千萬弗の輸入超過を繰返してゐる。輸入の主なるものは綿・絹等の織物類、乾・鹽魚類、セメント等にして、輸出は護謨・錫及鐵鑛を主要なるものとする。就中鐵鑛は馬來産の殆んど全部即ち九九・九%餘を日本（八幡製鐵所）に送つてゐる。對日本貿易の主要なるもの左の如し。

輸入貿易―

第九八表　英領馬來對日本品別輸入貿易額連年比較表

品目	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
			弗		弗		弗		弗
小麥粉	噸	八七七	一〇九、五四三	二、九八〇	四六七、四一二	三、二六五	四七〇、七〇三	一、九一六	二四四、二七〇
乾魚及鹽魚	同	一、五六七	一、〇六三、四二四	二、一六九	一、五四一、七九六	四、一四六	二、七〇四、五二九	三、一八五	二、三六四、一三四
魚類罐詰	同	一〇九	八七、四二三	一九〇	一五三、八六三	三三三	二一三、〇六一	四三一	二七八、九二七
寒天	同	五五	二三八、二一五	八四	三〇八、九一七	一一三	三八九、六〇〇	一〇九	三一四、六二九
茶	封度	三八〇、九八四	一五二、七三八	五九九、一六二	二三八、二三四	六四七、九九一	二八四、五四四	八〇八、一八六	三六五、〇八八
蔬菜漬物	噸	九、一六二	一七〇、七四〇	三四五	三一三、二八九	五八二	四九〇、三一五	五八二	五六八、六三三
麥酒及エイル	ガロン	五二、八一二	九〇、七〇七	六六、六八〇	一〇四、〇四〇	八六、八六六	一三一、五〇三	九八、三七七	一四二、五四六
石炭	噸	五二、九六九	七四八、七六三	一三四、七一〇	一、五三七、五八六	二三六、六一一	二、七二八、七五二	二〇〇、四二一	二、四六八、八四二
陶磁器	箱	五九五、一〇八	七九〇、三三三	七六六、九〇七	一、九二二、九四三	四〇七、二三〇	一、五六六、二一一	一一九、四六九	七一六、七一三
セメント	噸	一、八七〇	四七、〇〇四	一八、九九五	四五六、九一六	三九、一二〇	九五二、九七一	八〇、七二九	二、〇八四、五四四
硝子瓶	グロス	二三三、二九〇	一五三、九九〇	三六八、四四六	二三七、〇七〇	六九、二一三	三五〇、六九四	六〇〇、〇九六	二一九、〇二七
硝子器	箱	四四一、二八四	三五四、六五六	六五四、〇九一	七五二、四〇四	四四二、五二四	七八一、八六〇	二〇九、〇九五	五四六、六四二
琺瑯鐵器	噸	六六三	四七八、〇四四	一、〇一六	八六六、二五六	九四二	七二三、九七七	七二九	四九一、一九〇
亞鉛板	同	四五	一三、〇一四	—	—	二八三	六九、〇三三	一、三〇七	二五三、六七四
眞鍮及同製品	同	五二	七五、〇五四	一一三	一六三、六一二	七八	一一三、八七五	九〇	一一三、二九九
時計類	箇	一四、六六九	七五、二三一	四四、七九二	二一一、五六八	四八、〇九四	二一九、五五七	四四、九〇五	一七四、三二四
無地綿反物	千碼	三、七三二	八五二、三五〇	七、一五二	一、五四六、五四〇	五、九四九	一、二七四、九七五	五、四六八	一、〇〇五、六二三

出所＝同前表

品目	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
染色綿反物	千碼	八、五四〇	一、六五五、三三八	一五、五一八	三、一〇九、七二六	一八、二〇三	三、五六〇、一四七	二三、五三九	四、〇一〇、〇八九
捺染綿反物	同	三、九一四	八三七、七〇四	八、一七二	一、六二六、九三六	七、一四五	一、四〇〇、四七二	六、六〇〇	一、二一九、七一九
綿毛布	枚	一二一、五九九	一七七、一三七	二六六、九三〇	三九三、一〇六	二六〇、六三三	三八五、二二一	一八九、九四六	二四四、一二三
家庭用綿製品	打	四一、七八四	七、〇〇二	一三五、六六七	四〇九、九五七	一四〇、五五二	四五一、五六一	一二三、四一五	三〇九、三九三
絹織物	千碼	六六九	七四八、四〇一	一、一六七	一、四七五、九七四	一、五八四	一、九三七、四七三	一、三八三	一、三九三、九六〇
カンバス	同	三六二	二三一、〇七二	五一三	三〇五、三三二	五三一	二八七、四三四	五五九	二四六、一〇四
裝身具		—	一五一、八二八	—	二九八、八四九	—	二三三、一七一	—	二〇二、四〇六
帽子類	打	二四、五七四	一九〇、二八四	四三、二三二	三三三、四一三	三七、〇二四	三二六、八三五	三二、四八六	二四四、九六三
下着	同	二七四、一八〇	七五九、六九〇	三六〇、六四八	一、〇一九、八一五	三三七、九五六	一、〇三〇、一五五	二七五、七八四	六九一、九二三
賣藥	封度	五八、一一八	一三〇、一九二	一一八、〇七二	二九八、一四三	一二五、〇五九	二二〇、四九四	一五二、六六一	三三七、五三三
ペイント	ハンドレッドウェイト	三、一五七	六九、〇八五	八、一九七	一五三、五二四	九、六七六	一九六、四五一	一〇、三八〇	二二八、五六〇
自轉車部分品及附屬品	箇	八七八、九四六	一一七、六五二	八〇四、六六四	五三四、四六三	六八三、三八一	三六五、一一七	八七三、〇八五	三五四、四七五
人力車部分品及附屬品	同	五四九、三四二	八六、四六九	三六四、一三七	一一三、五〇八	三〇八、三一九	二〇五、六九八	二一一、七二七	一二二、六六六
護謨製自動車・自動自轉車被蓋	同	一、八〇四	一九、二二八	二、七四八	三二、七〇二	四、四五〇	六五、二八九	一九、五四四	二五九、二八九
同チューブ	同	一〇五、五五五	七一、〇二三	一九〇、八三四	一二八、二四一	三四、六〇二	一〇一、六三二	四一、五一一	一〇一、七二一
自轉車被蓋	同	一二五、二六五	一三四、〇〇五	一一八、七三〇	一三六、一三九	一七四、〇七八	二三五、二三九	一七一、八四八	一八五、四二三
室內裝飾品	同	三〇〇、二六五	六九、九一三	三六〇、六三六	九九、八一三	四三五、四八九	一〇八、三五九	四五八、六一二	一一三、七三一
小間物及玩具		—	三三六、二六四	—	六七二、二五一	—	八六四、三六三	—	五八八、一六六
ランプ及ランプ道具	箇	三六三、一四四	一二〇、三一六	六四一、九一一	二三九、二九九	五三一、三九七	二一〇、九三八	六七九、六一七	二一六、八八九
燐寸	千萬本	一、八七〇	一、三一三、二〇九	二、三四〇	一、二八八、〇四二	一、九八九	一、〇六四、九四三	二、〇一〇	一、〇九〇、五〇四
蓙	ハンドレッドウェイト	三、一四四	一二八、六八一	五九、九七一	二六九、四三四	六、七五一	三一二、四一八	五、五二六	二四七、二四八
香水及コスメチック	箱	一六六、六二三	一八一、五九八	一九一、四六七	二四九、六八〇	八九、一四五	一六九、〇五二	七一、〇二九	一二五、二八三
護謨包裝用木箱	千箇	八九〇	九六二、九一四	二、五九九	一、七五一、五五二	三、九五〇	二、六〇一、九六〇	一、四七八	九四〇、九九六
其他		—	二九、〇六一、九八四	—	四一、一八一、九八〇	—	四五、〇八六、八一二	—	四三、〇一〇、一八四
合計		—	四三、〇四二、一〇八	—	六六、九四四、三三四	—	七四、八六五、三八五	—	六八、八四三、四五二

輸出貿易—

第九九表　英領馬來對日本品別輸出貿易額連年比較表

品目	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額
サゴ澱粉	噸	三、七八一	弗 四〇六、四九六	二、八二二	弗 二九〇、四二七	二、六一〇	弗 二六〇、一八二	一、三五〇	弗 一四一、五五一
燐鑛	同	九八、〇七三	一、五〇〇、五一七	八七、六五〇	一、三四一、〇四五	九八、三三五	一、五〇四、三七二	一〇五、六六六	一、八一一、一一五
鐵鑛	同	二三五、二一九	一、五〇九、八三九	二七一、九九三	一、三九九、九六一	二七六、四三八	一、三八二、一九九	四二三、二六四	二、一一六、三三〇
ダマル	同	一二四	五四、六七八	一七四	八九、八九九	二一九	一〇三、八九一	二五九	一〇七、二九二
護謨	同	一五、三三七	一五、六三三、〇一八	一一、五三二	二七、七一〇、九五二	一七、三二四	二九、一六七、三五二	一九、六二三	二七、〇四三、三七七
籐	同	一、八四七	五六六、一二一	一、九〇〇	五八九、二四七	二、五二八	七四一、一九四	一、七三〇	五八一、四四九
高瀬貝	同	四八四	二一七、二四八	四〇四	二六二、三八一	四六八	三五五、八七三	四〇三	二四一、一二五
錫	同	一、三四二	二、七六九、一七四	一、一八五	二、六二八、三二一	一、六一三	三、九一〇、三八六	一、九二三	四、七四三、七七〇
カッチ	同	二、四一七	七八、五二一	四五一	八二、一九六	五二六	九九、一八五	六三六	一一九、五六五
燈用石油	同	四、二七六	七一一、三六五	六、七三二	一、一一八、三五四	二、四九一	四一一、三三六	三、三五六	四八二、七一九
ガソリン	同	五、二〇一	一、五四四、五四三	二、八九八	八五一、二六三	二、八七三	七九三、二〇一	四四	一三、〇〇〇
其他		—	一、五〇六、一七二	—	六六三、四一六	—	一、二三六、三八一	—	一、二二六、九三一
合計		—	二六、四八六、六八二	—	三六、九八七、三六二	—	三九、九六五、五五二	—	三八、六二八、二四四

出所＝同前表

交通

一　道路

概說　馬來半島各地に現在の如き完全なる砂利車道の四通八達せるは比較的最近のことで、從前に於ける交通機關としては河川に依るものと、行政上又は鑛業上の中心地を連絡する密林中の小徑があつたに過ぎなかつた。馬來に於て車道として相當價値のある最初のものは一八七五年のペラ戰爭中に英國工兵隊がマタンとタイピン間に築設した道路である。各州は其後漸次州内に於ける道路系統を作り出す事になつたが、此事業たるや仲々容易な業ではなかつた。之等道路は何れも鬱蒼たる原生林を通じ、且牛車の運行の爲には四十分の一以下の勾配に止めて置かねばならなかつたからである。一九〇二年、自動車輸入の結果、道路改良の問題を解決する事となり、道幅を廣め急角度を避けんが爲に脇道路を造り、永久的橋梁を築設し、路面の更新を行つた。地方に於ける標準道路は、下水間の幅員二十二呎の基礎工事の上に造られた幅員十六呎の砂利道で、山地に於けるもの丶外は四十分の一以上の勾配を有せず、屈曲點の如きも二乃至三鎖の通路を前方に見通し得るものとされた。又道路には總て各州の首府を起點として一哩、半哩、四分の一哩毎にマイル・ポストを立てることになつてゐる。

英領馬來全土を通じ自動車を通じ得る砂利舗裝道路の延長は一九二七年末現在七、二〇三粁(四、四七四哩)にして、海峽植民地一、一三七粁、馬來聯邦州四、一八二粁、同非聯邦州一、八八四粁の内譯となる。馬來半島には海岸地帶を除けば小間隔毎に都合良く道路用として適當なる花崗岩及石灰岩の砂利の露頭があり、之等の砂利は殆んど無盡藏で主要なる道路には充分に使用されてゐる。又之等幹線道路中アスファルトで處理されてゐる道路が海峽植民地に一、四五五粁(九〇四哩)、馬來聯邦州に五六一粁(三四八哩一七鎖)ある。

英領馬來に於ける砂利車道を内譯すれば次の通りである。

第一〇〇表　英領馬來各地方別砂利本道延長哩數表

單位＝哩
出所＝海峽植民地馬來聯邦州及同非聯邦諸州各政府年報

海峽植民地 地方別	全長 (哩 鎖)	馬來聯邦州 州別	全長 (哩 鎖)	馬來非聯邦州 州別	全長 (哩)
新嘉坡(ラブアンを含む)	一一三—一〇	ペラ	八八一—七七	ジョホール	六二七
彼南	七八—〇三	スランゴール	八二五—六一	ケダー	三五八
ディンディンス	四九—三三	ネグリ・スムビラン	四八一—六六	パーリス	五二
プロビンス・ウエルズレー	一七五—八五	パハン	三八六—〇〇	ケランタン	一〇二
馬拉加	二八九—九一	フレーザース・ヒル	一二—一五	トレンガヌ	三一
合計	七三六—二三 (一、一三七粁)	合計	二、五九七—五九 (四、一八二粁)	合計	一、一七〇 (一、八八四粁)

道路系統　現在半島の幹線とも見らるべきものに彼南より半島を縱斷し新嘉坡に至るものと、西海岸のポート・スウエテンナムより半島を橫斷して東海岸のクアンタンに至るものがある。

彼南より新嘉坡迄は自動車を利用することが出來る。卽ち、彼南から對岸のプライ迄鐵道用の渡船を用ひ、次にプロビンス・ウエルズレーを通過してゲノン・スマンゴルに入る。此沿岸一帶は米の栽培地である。それからタイピン、ゴーラ・カンサーを經、ペラ河を渡り、鑛業地イポーに入り、ゴーペンの石灰岩の絕壁を眺めて護謨園や錫鑛山又は人跡稀なる密林を過り、聯邦州首府吉隆坡に到著する。其後自動車はセトル・パスの難所を經てスレムバンに出で更に舊都馬拉加を訪れ、ジョホール州を經てジョホール・バールに至り連絡道路を渡つて一路新嘉坡に達する。其距離約八一五粁（五〇六哩）である。

東西に連なる幹線道路は基點をポート・スウエテンナムに發し、護謨業地グランを過ぎ吉隆坡に進み、それから中央山脈を橫斷する二つの山道の何れかを越える。一はスマンコ・パス（八五四米）を越えてゴーラ・クブを通りラウブに達するもの、一はギンテイン・シムパー（六一〇米）の山道に依つて山岳地を橫斷しペントンを經てラウブに至るものである。ラウブから道はペンタに進み二四〇粁の處女林を通つてジェラントットで鐵道に會し、後、船でパハン河を橫切り、支那海に臨むクアンタンに至るもので此全長四五四粁（二八二哩）である。

半島に於ける前記以外の主要道路はプライよりケダー州首都アロー・スターを通り暹羅のシンゴラに達するもの、ジョホール州パト・パハ、メルシン間の通路其他あり、又前記縱橫の二大幹線には四方八方に分岐して各州に於ける產業地又は行政廳所在地と連絡する多くの道路がある。馬來全土の護謨園及錫鑛山等で、其附近に政府の建設維持せる砂利敷車道の無いものは殆んど無い位である。

只東海岸のクランタン、トレンガヌ二州は今尙道路發達せずクランタン州首都コタ・バール附近の道路を除けば主要道路と認むべきものは殆んどない。

二　鐵　道

概說　英領馬來に於ける鐵道運轉延長數は一九二七年末現在、主線一、七七九粁（一、一〇五哩一七鎖）、側線二七九粁（一七三哩二七鎖）、合計二、〇五八粁（一、二七八哩四四鎖）にしてジョホール州內に於ける二一四粁（主線一二五哩四九鎖、側線七哩九鎖、合計一三二哩五八鎖）を除き、全線馬來聯邦州の所有に屬し、馬來聯邦州鐵道局は、該ジョホール線を同政府より租借して英領馬來に於ける全鐵道を統一し、馬來聯邦州鐵道（Federated Malay States Railways）なる名稱の下に運轉營業してゐる。

馬來半島に初めて鐵道の敷設せられたのは一八五五年六月一日に開通せるペラ州タイピンよりポート・ウエルド（Port Wold）に至る一三粁（八哩）で、整一八八六年にはクランから吉隆坡に至る三五粁（二二哩二分の一）の鐵道が完成され、爾後幾多の困難に遭遇しつゝ漸次南進し、彼南より南に縱走する縱貫線が開通されたのは一九〇九年であつた。一九一五年には此縱貫線はアロー・スターに延長し、一九二八年には更にパーリス州を縱走して暹羅との國境たるパダン・プサルに至り暹羅鐵道と連結し、一九二三年にはジョホール海峽連絡道路が開通して一九〇三年に旣に開通せるウッドランヅ―新嘉坡線と直通し、現在の如く新嘉坡―盤谷間一、九二三粁（一、一八八哩）を連絡することゝなつたのである。

馬來半島の鐵道は暹羅鐵道と連絡の爲何れも一米軌道であり、大部分は單線である。一九一一年以來は郵便列車に寢臺車及食堂車を連結してゐるが客車に貫通式ボギー車で電燈・電扇の設備がある。馬來半島は旅行者にとつては心持良き遊覽地であり、殊に近來歐洲其他航路船舶が彼南に寄港する樣になつてからは新嘉坡（又は彼南）に下船し途中吉隆坡、イポー等に遊び觀光の傍ら船疲を癒し、彼南（又は新嘉坡）に至つて更に乘船する船客が增加して來た。

鐵道系統　西部幹線―新嘉坡タンク・ロード驛を起點とし半島の西海岸に沿ひジョホール、ネグリ・スムビラン、スランゴール、ペラ各州を經て彼南の對岸プライに達し、更に同地よりケダー、パーリスの二州を通過して暹羅國境パダン・プサルにて暹羅國有鐵道と合するものにして、新嘉坡より吉隆坡迄十二時間、吉隆坡より彼南迄十一時間、彼南より暹都盤谷迄三十四時間を要する。卽ち、新嘉坡より盤谷に至るには約六十時間を要するのである。

此幹線には產業の盛んなる地方及西部諸港と結びつくる多數の支線がある護謨栽培地たるテロク・アンスンとタパー・ロードを結び付くる線、イポーより分れ錫產地たるキンタ谷に至るトロノー線、吉隆坡よりパト・ケーブに於ける砂利採取場に至る線及アムパンに於ける錫鑛山に至る支線があり、其他ポート・ウエルド、ポート・スウエテンナム、ポート・ディクスン、馬拉加等の諸港に至る支線がある。

東部幹線―馬來半島の東海岸は西海岸に比し鐵道の便に浴する事遙に劣つてゐる。現在西部幹線よりジョホール州境ゲマス（Gemas）より分岐してパハン州に入り、パハン河の右岸に沿ふて北上しクランタン州首都コタ・バールに達し、途中より西迂してスンゲイ・ゴロク（Sungei Golok）に於て暹羅鐵道と連結する新線が建設中であり、ゲマスより北へムラポー（Merapoh）迄二九七粁（一八四哩一七鎖）、又トムパト（Tumpat）から南へマネク・ウライ（Manek Urai）迄二、一九七粁（七四哩二八鎖）旣に運轉を開始してゐる。本線にはコーラ・ビラーに達する支線がある。馬來聯邦州鐵道運轉哩數を擧ぐれば次の通りである。

第一〇一表　馬來聯邦州鐵道運轉哩數表

線名	營業線 主線	營業線 第二線	營業線 計	側線	合計
幹線					
プライ―ジョホール國境	三四九―四〇	三七―〇九	三八六―四九	八六―三九	四七三―一〇
ジョホール租借線	二〇―七三	四―六六	二五―四九	七―〇九	三二―五八
ジョホール海峽連絡線	〇―五五	―	〇―五五	―	〇―五五
ウツドランヅ―パシル・パンジヤン線	一九―四〇	二―一〇	二一―五〇	六―七七	二八―四七
プキト・メルタジヤム―暹羅國境線	九九―〇三	五―一〇	一〇四―一八	七―二五	二一―四二
吉隆坡―ポート・スウエテンナム線	二五―五二	二―二五	二七―七七	一八―一五	四六―二三
ゲマス―ムラポー線	一八四―一七	五―一〇	一八九―二七	八―二一	一九八―四八
トムパト―マネク・ウライ線	七四―二八	三―四九	七七―七七	四―四八	八二―四五
主線計	八七三―六八	六〇―〇八	九三三―七六	一三七―〇四	一〇七一―〇〇

出所＝馬來聯邦州政府年報

支線					
ポート・ウエルド線	七—四六	〇—二三	七—六九	一—七二	九—六二
トロノー線	一五—四六	一—一四	一六—六〇	一—五一	一八—三一
テロク・アンスン線	一八—一六	〇—七二	一九—〇八	三—三九	二二—四七
バタン・ベルジヤンタイ線	一四—一〇	一—六二	一五—七一	二—一三	一八—〇四
コーラ・クブ・ロードーコーラ・クブ線	三—〇〇	〇—二六	三—二六	〇—七四	四—二〇
バト・ケーブ線	五—四〇	〇—七〇	六—三〇	一六—四四	二二—七四
コーラ・スランゴール線	二九—五六	一—六七	三一—四三	四—〇七	三五—五〇
サルタン・ストリート、アムパン及サラク・サウス線	八—二四	〇—七四	九—一八	二—二九	一一—四八
ポート・デイクスン線	二四—五七	一—〇一	二五—五八	一—三六	二七—一三
馬拉加線	二一—三〇	〇—五五	二三—〇五	一—二三	二三—二八
コーラ・ピラー線	一三—〇九	〇—二四	一三—三三	〇—三五	一三—六八
支　線　計	一六二—一四	一〇—〇七	一七一—二一	三六—二三	二〇七—四四
合　計	一〇三五—〇一	七〇—一五	一、一〇五—一七	一七三—二七	一、二七八—四四

敷設許可線及運轉未開線を擧ぐれば次の通りである。

線名	許可哩數（哩　鎖）	建設中（哩　鎖）	運轉未開始又は停止中（哩　鎖）
新線			
東部幹線（ケランタン線）	七七—五一	七七—五一	—
同（パハン線）	三—一〇	三—一〇	—
クラン—モリブ	註 二一—〇〇	—	二一—〇〇
擴張及變更線			
新嘉坡複線	一三—五四	—	一三—五四
ポート・スウエテンナム連絡點より ポート・スウエテンナム複線	二五—三六	—	二五—三六
バト連結點より吉隆坡變更線及複線	二—四八	二—四八	—
クラン、ブキツト・クイン變更線	〇—四四	〇—四四	—
ペラ、カムンテイン變更線	二—七〇	二—七〇	—
新嘉坡、ブキト・テイマー變更線	註 八—四〇	—	八—四〇
ウル・ヤム—スンゲイ・チヨー間變更線	一五—五四	—	一五—五四

註　本哩數は見積にして正確なるものに非ず

車輛　一九二七年末現在、馬來聯邦州鐵道局が所有運轉せる車輛數は機關車二二五輛、給炭車一七六輛、客車三九九輛（內、普通客車二〇四輛、混成車一六〇輛、食堂車一三輛、寢臺車一一輛、雜一一輛）、郵便車其他一四六輛及有蓋・無蓋貨車合計四、七〇九輛に區分せられる。

營業成績　馬來聯邦州鐵道に對する一九二七年度末迄の投資總額は二一一、五八一、三六二弗に達し、內三九、六九〇、五八九弗は政府の公債其他借入金により殘餘は聯邦州の歲入を以て之に充當してゐる。旅客數及輸送貨物數量は年々增加の道程を辿り、一九二七年度の純利益は三、六〇六、〇一二弗にして之は投資總額に對する一・七一%に相當してゐる。一九二七年度の純利益は前年に比し二百八十萬餘弗の激減を示してゐるが、之は同年パハン及ケランタン線の延長及測量費に三、五六三、二五八弗の支出を爲したゝめである。最近五箇年間に於ける馬來聯邦州鐵道に關する投資額其他收支決算を表示すれば次の通りである。

第一〇二表　馬來聯邦州鐵道營業成績連年比較表　（單位＝海峽弗　出所＝馬來聯邦州政府年報）

年次	投資總額累計	總收入額	總支出額	純利益額	投下資本に對する割合(%)
一九二三年	一九一、九七五、一〇八	一四、六七五、一〇八	一二、九六四、七五七	一、七一〇、三四九	〇・八九
一九二四年	一九五、七七二、一四三	一六、二一〇、二〇二	一二、九三一、七七四	三、二七八、四二八	一・六七
一九二五年	一九九、七〇〇、二四九	一八、七四四、三五二	一三、九七三、〇三六	四、七七〇、三一六	二・三九
一九二六年	二〇五、一四一、五九五	二一、六四〇、五四五	一五、二二三、一〇〇	六、四一七、四四五	三・一三
一九二七年	二一一、五八一、三六二	二三、〇五五、五一五	一九、四四九、五〇三	三、六〇六、〇一二	一・七一

第一〇三表　馬來聯邦州鐵道旅客・貨物輸送數及收入額連年比較表　（出所＝同前表）

年次	旅客 人數（人）	旅客 收入（弗）	貨物 數量（噸）	貨物 收入（弗）
一九二三年	一〇、六六八、三六八	五、八四六、四〇五	一、八四五、八二七	六、六五七、七六七
一九二四年	一〇、八一四、五八六	五、八二〇、七五八	一、八六二、八六六	八、〇〇五、七一八
一九二五年	一三、五六八、二四三	六、七七五、八九八	二、〇三一、三五二	九、一四一、三四二
一九二六年	一四、五七二、六六五	八、七七八、七三九	二、二五九、〇〇五	八、四二八、五九三
一九二七年	一四、一八八、六四〇	九、〇三五、一〇〇	二、四六三、一八五	一〇、一八八、四六三

次に馬來聯邦州鐵道に依つて輸送せられたる貨物數量を表示する。

第一〇四表　馬來聯邦州鐵道貨物別輸送數量連年比較表　（單位＝噸　出所＝同前表）

貨物別	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
各種商品	六五七、八八九	七二〇、五四七	八四三、九五九	一、〇〇三、六六四	一、一〇五、〇三九
錫及錫鑛	四八、六四八	五八、三〇三	五九、九二七	六〇、五八五	七〇、一八六
護謨	一一三、七一六	一〇五、〇四八	一二〇、六八八	一六六、六七八	一三四、一二九
石炭、骸炭及薪炭	四八五、六九八	五九六、二二二	六一三、二六六	六四六、八〇六	六五〇、八二〇
其他鑛產物	五三八、二三八	三八〇、九七五	三九一、五一三	三七八、八九三	四〇〇、六七三
動物	一、六三八	一、七〇二	二、〇〇二	二、三五九	二、三二八
合計	一、八四五、八二七	一、八六二、八六六	二、〇三一、三五二	二、二五九、〇〇五	二、四六三、一八五

三 自動車及電車

近來英領馬來各地に於ける道路の急激なる發達に伴ひ、交通乃至運輸機關としての自動車の利用著しく增加し來れる結果、車臺の增加亦頗る顯著なるものがあり今後も逐年增加の趨勢にある。

一九二八年一月一日現在英領馬來に使用されてゐた自動車及自動自轉車の數は次の通りである。本數字は米國商務省自動車係の發表せるもので、乘合自動車及自動自轉車の數は新しき係數不明に付一九二七年一月一日現在のものを擧げて置く。

私用自動車　一六、五二四臺　　乘合自動車　一、四五四臺
貸自動車　七、六九九臺　　自動自轉車　三、九三九臺
貨物自動車　三、八八六臺（內、私用車三、〇五三臺、政府所有車八三三臺）

現在英領馬來の都市中、市內電車の施設あるは新嘉坡及彼南のみであるが其發達狀況は殆んど問題にならない。寧ろ中產階級以下の交通機關としては乘合自動車の利用盛んであつて今後益々發達の餘地あるものと思はれる。

第一〇五表　海峽植民地船種別出入船舶隻數及噸數連年比較表

年次	商船（純登簿噸數五十噸以上のもの）		土人船（純登簿噸數五十噸未滿の汽船及土人船）		軍艦其他		合計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九二三年	一八、七一二	二九、九三六、九四九	五九、二三八	二、一七四、九四二	一三七	三三五、一五九	七八、〇八七	三二、四四七、〇五〇
一九二四年	一九、七〇四	三二、六一七、一〇一	六二、九二一	二、二八一、九二五	二一九	五七七、八五七	八二、八四四	三五、四七六、八八三
一九二五年	二一、二八七	三五、〇三二、一二七	六四、九一三	二、二五〇、四八六	二〇二	四六八、九五四	八六、四〇二	三七、七五一、五六七
一九二六年	二三、八一六	三八、〇二八、六三〇	六二、九八〇	二、二三九、五九〇	一九六	四四〇、七五九	八六、九九二	四〇、七〇八、九七九
一九二七年	二六、三七五	三九、六九三、七六六	六四、五六二	二、三〇二、八三八	一八二	六二〇、六二五	九一、一一九	四二、六一七、二二九

出所＝海峽植民地政府年報

四 海運

概說　海上交通、國際運輸の見地よりする時は英領馬來は地理的に最も惠まれたる地方と稱すべく、現下世界各方面に對する海上連絡極めて密なるものあるは茲に改めて絮說の要無き處である。現在英領馬來に於ける遠洋航路の寄港地としては新嘉坡、彼南、ポート・スウエテンナム等の諸港を有するも最も代表的なるは新嘉坡にして、當領外國貿易及沿岸貿易の中心をなし同時に對外國並に沿岸運輸の中心をなすものは同港である。今日殆んどあらゆる國籍の船舶が同港に出入するも、沿岸運輸の大半は英國船に依つて營まれ其內最も代表的なるはStraits S. S. Co. にしてBlne Funnel及P. & O. の二社之に次ぎ、對蘭領印度諸島間はK. P. M. 社が主として其運輸に當つてゐる。

出入船舶數　一九二七年中新嘉坡其他海峽植民地各港に出入せる船舶總數九一、一一九隻、此噸數四二、六一七、二二九噸にして逐年增加を示してゐる。今海峽植民地各港に出入せる船舶に關する諸統計を列記すれば次の通りである。

第一〇六表　海峽植民地各港別出入船舶隻數及噸數連年比較表

出所＝同前表

年次	入港		出港	
	隻數	噸數	隻數	噸數
新嘉坡				
一九二三年	二三、〇三五	一一、一二五、七九三	二三、七八四	一一、一五四、八三一
一九二四年	二四、八四三	一二、〇二〇、三〇四	二五、五三二	一二、〇二一、九九八
一九二五年	二五、二九四	一三、〇一四、二一五	二六、三五三	一三、〇三二、〇五七
一九二六年	二五、八八三	一三、七八五、七八六	二六、二六六	一三、八七二、〇八〇
一九二七年	二七、二二八	一四、七一八、四七八	二八、一八九	一四、七六三、六四〇
彼南				
一九二三年	一〇、一四三	四、五六九、三一五	一〇、二三六	四、五五九、六四五
一九二四年	一〇、〇五七	五、一四六、二五二	一〇、二三八	五、一五二、〇五二
一九二五年	一〇、三三一	五、三一九、六六九	一〇、二九〇	五、三一一、九四七
一九二六年	一〇、六四三	五、九七一、三七一	一〇、七〇五	五、九六七、四九四
一九二七年	一〇、八八四	六、〇九三、五四三	一〇、九三七	六、一〇四、二四五
馬拉加				
一九二三年	四、〇七八	三六三、七二九	四、一一八	三六四、一八九
一九二四年	四、二九二	三六八、二九五	四、四三三	三六八、四三七
一九二五年	五、〇三四	三四五、四五五	五、一一三	三四六、一〇九
一九二六年	五、一一〇	三四八、三一六	五、一一九	三四七、三三八
一九二七年	五、二九八	二七八、七八九	五、三〇一	二七七、五九四

右表に見る如く新嘉坡港出入船舶總噸數は、海峽植民地出入船舶總噸數の六九・二％、彼南は二八・六％を占め之等二港で總噸數の九七・八％を占めてゐるのである。今新嘉坡及彼南に出入せし船舶を國籍別により示せば次の通りになる。

第一〇七表　新嘉坡一九二六―二七年國籍別出入船舶隻數及噸數表

出所＝同前表

國籍別	一九二六年		一九二七年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
英國	七、五一六	一〇、九七七、四二一	八、八四四	一一、七五一、八四六
和蘭	四、七八七	五、二八〇、四〇三	五、一二五	五、五三七、五九二
日本	一、〇七七	三、九一八、〇一〇	一、〇一九	三、九〇六、四四三
佛蘭西	四二五	一、六二四、六九九	四五三	一、八三一、五三八
獨逸	二四七	九二八、七七八	二九七	一、一五三、三三四
諾威	七八一	七七七、二二一	一、〇六五	一、〇五二、八五九
米國	一三六	六三七、二九四	一〇九	五五五、二八八
丁抹	一六四	四五四、五八四	一二九	四五四、一五二
伊太利	七四	三二六、四五六	七四	三六七、二七八
瑞典	五四	一九四、九八六	五四	一八六、六九四
暹羅	三五〇	一九二、六五九	三四〇	一八六、二〇五
サラワク	一七八	一一八、八〇二	二八	一三三、一九五
支那	一四八	八七、四八四	二五	八七、七八二
西班牙	二四	五九、九〇〇	一三	二九、七八八
白耳義	—	—	六	一三、六九六
チエコ・スロバキヤ	—	—	二	六、五二〇

芬蘭	—	—	二	五、三〇四
露西亞	三	三一、六〇六	—	—
巴奈馬	二	一五、九八〇	—	—
伯剌西爾	二	二、〇四六	—	—
商船合計	一五、九七七	二五、六二八、三二九	一七、九六四	二七、二五九、五一四
土人船計	三六、〇〇四	一、六二七、三五一	三七、三一七	一、六六一、四二四
軍艦其他計	一六八	四九二、一八六	一三六	五六一、一八〇
總計	五二、一四九	二七、六五七、八六六	五五、四一七	二九、四八二、一一八
日本	三一〇	一、一九三、九六二	二六六	一、〇五一、九〇八
獨逸	九二	三五五、五九四	一四二	五八三、四四八
米國	八五	四四〇、五八八	八七	四七〇、八九九
丁抹	七〇	二四九、四九二	七八	二九二、九八〇
伊太利	三八	一八三、四四〇	二八	一四九、八二三
瑞典	一六	六三、八七六	二六	一〇〇、六九八
諾威	七六	九八、〇八〇	七三	七七、一九二
ユーゴー・スラビア	—	—	二	六、五二〇
白耳義	—	—	二	六、三四八
支那	一六	三三、一〇四	二	三、一二四
暹羅	—	—	二	一、六〇〇
佛蘭西	一四	六五、五五四	—	—
商船合計	六、二二七	一一、四〇八、三〇三	六、四一九	一一、六二一、四六四
土人船計	一五、一〇三	四九一、九八九	一五、三六二	五二〇、七四九
軍艦其他計	一八	三八、五七三	四〇	五五、五七五
總計	二一、三四八	一一、九三八、八六五	二一、八二一	一二、一九七、七八八

第一〇八表 彼南一九二六—二七年國籍別出入船舶隻數及噸數表

出所＝同前表

國籍別	一九二六年 隻數	一九二六年 噸數	一九二七年 隻數	一九二七年 噸數
英本國	四、四九七	七、四二二、六四二	四、六四三	七、四五二、二三三
和蘭	一、〇〇三	一、三三三、九七一	一、〇七一	一、四二四、七〇三

第一〇九表 英領馬來外國航路及內國航路一覽表

國別	船會社名	航路名	配船數（隻）	回數	寄港地名	備考
	歐洲航路					
英	Blue Funnel Line		五	月一回	Dalny, Shanghai, Hongkong, Singapore......Marseilles, London, Rotterdam & Glasgow	客
同	”		三三	二週一回	Japan, S'hai, Takao, Hongkong, S'pore......London, Amsterdam, Rotterdam, Hamburg	客、貨
同	”		七	月一回	Yokohama, Kobe, Moji, S'hai, Hongkong, S'pore......Marseilles, London, Rotterdam, Hamburg	貨、客
同	”	Mediterranean, Liverpool and Glasgow Service	六	月一回	Y'hama, Kobe, Moji, S'pore......Genoa, Le Havre, Liverpool, Glasgow	貨、客
同	”	”	五	月一回	Glasgow, Liverpool, Le Havre......S'pore, Manila, Cebu, Japan	貨
佛	La Compagnie des Chargeurs Réunis	Ligne l'Indochine	六	四週一回	Antwerp, Dunkerque, Le Havre, Bordeux, Marseilles, Port Said, Djibouti, Colombo, S'pore, Saigon, Tourane, Haiphong	客、貨
丁	East Asiatic Co., Ltd.		七	月一回	Bangkok, S'pore, Genoa, London, Rotterdam, Hamburg, Copenhagen	客、貨
同	”		七	月一回	Japan, S'hai, Hongkong, Marseilles, Le Havre, Rotterdam, Hamburg, Copenhagen	同
英	Ellerman Bucknall S. S. Co., Ltd.	Ellerman Line	三三	二週一回	Japan, S'hai, Hongkong, S'ore, Suez, Le Havre, Marseilles, London, Rotterdam, Hamburg	貨、客
英	Glen & Shire Line		三三	二週一回	Hamburg, Rotterdam, London, S'pore, Hongkong, S'hai, Japan	
和	Holland-East Asia Line			三週一回	S'pore, Penang, Genoa, Rotterdam, Amsterdam, Antwerp, Hamburg, Bremen(Port Swettenham に寄港することあり)	
伊	Lloyd Trestino Navigation Co.		七	約十日一回	Japan, S'hai, Hongkong, S'pore, Colombo, Brindisi, Venice, Trieste	客、貨
佛	La Compagnie des Messageries Maritimes	Ligne de China et du Japon	一〇	二週一回	Marseilles, Port Said, Djibouti, Colombo, S'pore, Saigon, Hongkong, S'hai, Kobe, Y'hama	客、貨
同	”	Ligne d'Extreme-Orient	五	同	Dunkerque, Antwerp, Hiddlesbrough, London, P. Said, S'pore, Saigon, Hongkong, S'hai, Kobe, Y'hama	貨
同	”	Ligne l'Indochine	六	四週一回	Marseilles, Port Said, Suez, Djibouti, Colombo, Penang, S'pore, Saigon, Tourane, Haiphong	客、貨
同	”	”		一	Dunkerque, Antwerp, Le Havre, La Allice, Alexandria, Port Said, S'pore, Saigor, Tourane, Haiphong	不定期貨

日	Nippon Yusen Kaisha 日本郵船會社	Marseilles & London Line	[二]二週一回	Y'hama, Kobe, Moji, S'hai, Hongkong, S'pore, Penang, Colombo, Aden, Suez, Port Said, Naples, Marseilles, Gibrartar, London	客、貨
同	” 同	Liverpool Line	[七]月一回	Nagasaki, Hongkong, S'pore, Penang, Colombo, Suez, Port Said, Genoa, Marseilles, Liverpool	貨
同	” 同	Hamburg Line	[七]月一回	London, Rotterdam, Hamburg	同
獨	Norddentscher Lloyd		[六]月一回	Japan, S'hai, Hongkong, S'pore, Belawan, Colombo, Port Said, Genoa, Marseilles, Rotterdam, Hamburg, Bremen	客、貨
日	Osaka Shosen Kaisha 大阪商船會社	歐洲航路	月一回	Y'hama, Kobe, S'hai, Hongkong, S'pore, Colombo, Aden, Suez, Port Said, London, Rotterdam, Hamburg, Bremen, Dunkerque, Antwerp	
英	P. & O. Steam Navigation Co.	London Line	[三]二週一回	Antwerp, London, Marseilles, S'pore, China, Japan	貨
和	Rotterdamsche Lloyd		[七]二週一回	Belawan, Sabang, Colombo, Marseilles, Tangiers, Botte-rdam	客、貨
同	”		—	For Amsterdam & Botterdam	不定期貨
同	Stoomvaart Mij. Nederland		[八]二週一回	Belawan, Sabang, Colombo, Genoa, Algeries, Amsterdam	客
同	”		[10]十日一回	For Amsterdam & Botterdam	貨
瑞典	Swedish East Asiatic Co., Ltd.		[四]二月一回	Japan, Hongkong, S'pore, Dunkerque, Botterdam, Hamburg, Copenhagen, Scandinavia	
	北米、大平洋航路				
米	American & Oriental Line		月二回	S'pore, Penang, Colombo, Port Said, New York	貨
英	Andrew Weir & Co.	Bank Line	[五]四週一回	For Boston, New York, via S'pore, Suez	
同	Blue Funnel Line & Ellerman Bucknall S. S. Co., Ltd. Joint Service		[一七]十日一回	Via Manila, S'pore, Suez, Boston, New York, Baltimore	貨

同	Dodwell Castle Line	Far East Service	[七]三週一回	S'pore, Suez, Boston, New York, Baltimore	貨、客
米	Dollar Steamship Co.		[三]二週一回	S'pore, Penang, Colombo, Alexandria, Naples, Genoa, Marseilles, Boston, New York	同
同	Isthmian Steamship Lines		[八]四週一回	Via Suez, Boston, New York, Philadelphia, Baltimore	貨
同	Kerr Steamship Co.	Pacific-Java-Calcutta Service	[八]二週一回	Calcutta,......S'pore, San Francisco, Los Angeles	客、貨
同	”		同	For Boston, New York, Philadelphia, Baltimore, via Suez	貨
	南阿、南米航路				
日	Nippon Yusen Kaisha 日本郵船會社	南米航路	月一回	Y'hama, Kobe, Hongkong, S'pore, Mombasa, Laurenco, Marques, Durban, Port Elizabeth, Capetown, Rio-de-Janeiro, Monte Video Buenos-Aires	貨、客
同	Osaka Shosen Kaisha 大阪商船會社	同	年十回	Colombo, Durban, P. Elizabeth, Capetown, Santos, Rio-de-Janeiro, Monte Video, Buenos-Aires	同
同	” 同	南阿航路	月一回	Colombo, Mombasa, Zanzibar, Dar-es-Salaam, Beira, Laurenco, Marques, Durban	同
	濠洲航路				
英	Blue Funnel Line (in conjunction with West Australian S. S. Co.)	W. A. Coastal Service	[三]二週一回	S'pore, Batavia, Semarang, Soerabaja & North-west Australian Ports,...Fremantle	客、貨
同	British India S. N. Co., Ltd.		一	Fremantle, Adelaide, Melbourne & Sydney	客、貨
濠	Burns Philp Line		[二]月一回	S'pore, Java, Darwin, Thursday I., Brisbane, Sydney, Melbourne	客、貨
和	K. P. M.		[二]同	Penang, Belawan, S'pore, Java Ports, Brisbane, Sydney, Melbourne	貨
	印度航路				
日	Nippon Yusen Kaisha 日本郵船會社	Bombay Line 孟買航路	[二]十日一回	Kobe, S'hai, Hongkong, S'pore, Penang, Colombo, Bombay	貨、客
同	Osaka Shosen Kaisha 大阪商船會社	” 同	10月二回	Y'hama, Osaka, Kobe, S'pore, Penang, Colombo, Bombay (Karachi)	同
英	P. & O. Steam Navigation Co.	Bombay-China Service	[七]月二回	Bombay, Colombo, S'pore, Hongkong, S'hai, Japan	同
同	British India Apcar Lines, Ltd.	Calcutta Line	[貨八 一]十日一回	Calcutta, Penang, S'pore, Hongkong, Amoy, S'hai	同
同	British India S. N. Co., Ltd.	”	[四]週一回	Penang, Rangoon, Calcutta	同